

平成23年 第3回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成23年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成23年9月9日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 「雇用と企業誘致に関する特別委員会」中間報告について

日程第 5 報告第6号から議案第88号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 請願・陳情の委員会付託

平成23年陳情第1号 伊南地域外での事業確保の件及び林道の早期復旧の件
について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番	大 桃 英 樹	議員	2番	長谷川 耕 一	議員
3番	湯 田 良 一	議員	4番	室 井 嘉 吉	議員
5番	室 井 実	議員	6番	湯 田 哲	議員
7番	渡 部 優	議員	8番	楠 正 次	議員
9番	高 野 精 一	議員	10番	山 内 政	議員
11番	渡 部 忠 雄	議員	12番	湯 田 秀 春	議員
13番	星 登志一	議員	14番	阿久津 梅 夫	議員
15番	五十嵐 司	議員	16番	大 竹 幸 一	議員
17番	菅 家 幸 弘	議員	18番	芳賀沼 順 一	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	杉原一成	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
湯田文則	商工観光課長	星光幸	税務課長
宍戸英樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	星惠助	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	齋藤友一	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
馬場増男	舘岩総合支所長	酒井直伸	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

ただいまから平成23年第3回南会津町議会定例会を開会いたします。



◎被災者への見舞い

○芳賀沼順一議長 ここで、私から一言お見舞い申し上げます。

7月の福島、新潟災害に引き続き、このたびの台風12号の襲来は、平成に入って以降、風雨災害として最悪の事態となる被害をもたらし、全国各地で犠牲となられた方また被災された方々に対しまして、本議会を代表しましてご冥福とお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。



◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許可します。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、湯田良一君、12番、湯田秀春君を指名いたします。



◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの8日間として、明10日から13日までの4日間を休会とし、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの8日間とし、明10日から13日までの4日間を休会とすることに決しました。



◎諸報告

○芳賀沼順一議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成23年第2回南会津町議会定例会以降の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び総務委員会並びに産業建設委員会の所管事務調査報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細については、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る8月24日開催の平成23年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会及び8月29日に開催されました平成23年第2回田島下郷町衛生組合議会定例会並びに平成23年第3回西部環境衛生組合議会定例会に関係議員が出席し、慎重審議の結果、全議案について原案のとおり認定及び可決されました。その概要は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付してあります文書によってご了承願います。

次に、平成23年8月までの例月出納検査の結果について監査委員より報告書が提出されてお

ります。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

次に、本町関係法人に係る平成22年度の経営状況を説明する資料について、次の法人の資料が町長より提出されております。南会津地方土地開発公社、財団法人田島振興公社、会津高原たていわ農産有限会社、医療法人社団仁嘉会、会津高原フレンドカントリークラブ株式会社、みなみやま観光株式会社、以上6法人に係る説明資料は事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成23年第2回南会津町議会定例会以降の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細については配付してあります文書によってご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

ここで議長から申し上げます。今期定例会において、これから議題となります議案等の審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑の方法は一問一答の方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定により、質疑の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質疑されるよう、ご協力方よろしくお願いいたします。



◎「雇用と企業誘致に関する特別委員会」中間報告について

○芳賀沼順一議長 次に、日程第4、「雇用と企業誘致に関する特別委員会」中間報告の件についてを議題とします。

本件については、当特別委員会からお手元にご配付のとおり、検討事項について中間報告をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

本件は、会議規則第47条の規定により、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、「雇用と企業誘致に関する特別委員会」の中間報告を受けることに決しました。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ただいま議題となりました議会雇用と企業誘致に関する特別委員会中間報告をいたします。

南会津町議会議長、芳賀沼順一様。

議会雇用と企業誘致に関する特別委員会委員長 星登志一。

昨年度の議会雇用対策調査特別委員会の提言を受け、本年6月に発足した議会雇用と企業誘致に関する特別委員会は2年間という長い期間を予定していることから、中間報告をいたし、議会、行政、町民より活発なご意見を賜りたくご報告をいたします。

活動経過。

これまで5回の委員会を開催し、その間、委員長と副委員長にて関係機関等を訪問（福島県庁、南会津振興局、町商工会）し、情報交換を行った。

また、当委員会では、各委員による意見交換と議論を重ね、今後の活動方針を確認するなど、事項の決定をしてまいりました。

決定方針。

1、既存企業や制度での雇用拡大。

各分野に分けて、それぞれ調査、提言を策定する。

(1)農業部門。

現在、町の進めている施策、新規就労支援事業やその他研修支援事業などの就労を調査し、さらに就労しやすい支援策や環境整備を模索。

(2)林業部門。

本町における91%を占める森林を生かす事業の可能性を探り、提言を図る（木質バイオマスなどの自然エネルギーなど）。また、国が進める特区構想の可能性も含めて検討する。

(3)既存企業支援策。

①国・県・町のさまざまな支援策一覧表を作成する。

②支援策一覧表をもとに町内の企業を訪問し、雇用の拡大を図っていく。

2、企業誘致部門。

①既存企業のデータベースまたはガイドブック及び空き地、空き家の情報収集。

※企業が進出する場合、下請会社の目安及び工場建設の目安となる。

②優遇措置の一覧表作成。

③①、②を企業誘致の説明資料として利用する。

④企業誘致活動をしていることを広く町民や県内外に発信する。

①議会広報を活用し、町民より情報提供を受ける（全戸配布）。

②ふるさと南会津会、田島高校同窓会、南会津高校同窓会、東京県人会など各種団体に働きかける。

③インターネットを活用する（フェイスブック等）。

⑤国・県との綿密な連絡関係をつくる。

⑥総合特区及び震災特区の検討。

※2-①、②及び2-④-③の項目については、行政に検討を依頼する。

このようなことに決定をいたしましたので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 以上で特別委員会からの中間報告は終わりました。

特別委員の皆さん、協議、検討を引き続きお願いいたします。



◎報告第6号から議案第88号まで一括上程、説明

○芳賀沼順一議長 次に、日程第5、報告第6号から議案第88号までを一括上程いたします。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成23年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙のところご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

まず最初に、7月28日から8月当初にかけての新潟、福島豪雨災害に被災された方々に対しまして、一日も早い復旧、復興をされまして元気を取り戻していただきますことをお祈り申し上げます。

それから、先日の台風12号、これまた本当に甚大な被害がありまして、人命も数多く失われたことに対しまして心から哀悼の意を表したい、そして、被災された方々に心から一日も早い復旧、復興をされることをお祈り申し上げます。

それでは、これより今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第6号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

まず、専決第17号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、昨年9月14日に永田地内国道289号において、町有車が停車していた相手車に追突し、後方左側を損傷させたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金45万7,186円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について、専決処分をしたものであります。

次に、専決第18号 損害賠償の額の決定並びに和解についてご説明を申し上げます。

本件は、専決第17号で説明いたしました相手車に同乗していた方の人身障害事故でありまして、同じく過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金91万1,167円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について、専決処分をしたものであります。

次に、専決第19号 損害賠償の額の決定並びに和解についてご説明を申し上げます。

本件は、本年2月2日に発生しました南郷体育館の落雪により、隣接する山口土木事務所の窓ガラスを損壊させた物損事故でありまして、過失割合を町100%として、管理者である福島県南会津建設事務所長に対して賠償金4万1,475円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について、専決処分したものであります。

次に、専決第20号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、今ほど説明いたしました専決第19号の落雪事故で、山口土木事務所内で執務中の方のひざを損傷させた人身傷害事故でありまして、同じく過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金5,050円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について、専決処分をしたものであります。

次に、専決第21号 損害賠償の額の決定並びに和解についてご説明を申し上げます。

本件は、本年2月18日、旧専売公社跡地の役場駐車場に駐車中の車両を、町有倉庫の屋根からの落雪により損傷させたものでありまして、過失割合を町70%、相手方30%として、相手方に対して賠償金11万3,177円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について、専決処分をしたものであります。

次に、専決第22号 和解についてご説明を申し上げます。

本件は、本年5月17日、山口温泉きらら289駐車場において、駐車中の町有バスが相手方が運転する車両の後進中に接触され損傷を受けたものでありまして、過失割合を相手方100%として協議が調いましたので、損害賠償額20万1,443円で和解することについて、専決処分をし

たものであります。

以上6件について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案第65号 専決処分についてご説明を申し上げます。

本案は、7月末に発生いたしました新潟、福島豪雨災害に係る補正予算でありまして、当面の緊急を要する予算について地方自治法の規定により専決処分しましたので、承認を求めるものであります。

まず、専決第15号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第5号）であります。本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億4,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ116億5,302万6,000円とするものであります。

款別の歳出補正予算の説明は省略させていただきますが、第3款民生費から第11款災害復旧費まで災害見舞金、当面の修繕費、調査設計委託料等、緊急を要する予算について各予算科目ごとに計上させていただき、予算総額を予備費で調整したものでありまして、財源として財政調整基金から1億4,000万円を繰り入れしたものであります。

今後、国の災害査定を受けた後、本格的な災害復旧事業費の補正予算を提案することになりますのでよろしくお願いいたします。

次に、専決第16号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額をそのままとし、予備費の組み替えによる簡易水道施設の豪雨災害復旧事業費を計上したものであります。

以上2件、専決処分いたしましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第66号 損害賠償の額の決定並びに和解についてご説明を申し上げます。

本案は、本年1月18日、大桃地内にて町有マイクロバス運行受託事業者が国道352号を走行中、路面凍結によるスリップでカーブを曲がり切れず、相手方倉庫に衝突し、倉庫及び倉庫内の車両を損壊させるとともに、乗車中の相手方にもけがを負わせた事故であります。

町側の過失割合100%とし、人身傷害及び物損賠償金253万8,800円で相手方と和解することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第67号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が本年6月30日に公布されたことに伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、町税不申告者に対する過料を3万円から10万円に引き上げるほか、町民税に係る寄附金の控除対象者を拡充するとともに、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるものであります。

次に、議案第68号 田島下郷町衛生組合の解散についてご説明を申し上げます。

本案は、平成22年度から検討を進めてまいりました田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合との統合について協議が調い、地方自治法第288条により田島下郷町衛生組合を解散することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第69号 田島下郷町衛生組合の解散に伴う財産処分についてご説明を申し上げます。

本案は、田島下郷町衛生組合の解散に伴い、その財産を地方自治法第289条により新たな衛生組合に帰属させるため、同法290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第70号 西部環境衛生組合の解散についてご説明を申し上げます。

本案は、議案第68号同様、地方自治法第288条により西部環境衛生組合を解散することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第71号 西部環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてご説明を申し上げます。

本案は、西部環境衛生組合の解散に伴い、その財産を地方自治法第289条により新たな衛生組合に帰属させるため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第72号 南会津地方環境衛生組合の設置についてご説明を申し上げます。

本案は、環境衛生業務の広域化と効率的な運営を図るため、新たな一部事務組合として南会津地方環境衛生組合を設置するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、報告第7号 平成22年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、次の議案以下の各会計の決算を認定に付すための説明書として、平成22年度決算概要及び事務報告をご配付申し上げますので、決算とあわせてごらんくださるようお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。

なお、次の議案第73号から第81号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりましては、決算額等の金額につきまして千円単位でご説明申し上げますのでご了承をお願いいたします。

議案第73号 平成22年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げ

ます。

平成22年度の予算編成に当たっては、国の地方財政対策を踏まえながらも、①産業振興と地域間交流の推進、②生活基盤と生活環境の充実、③保健・医療・福祉の充実、④教育文化の振興、⑤行政と住民との協働、効率的行財政運営の本町を取り巻く5つの課題を掲げ、厳しい財政状況を十分認識し、今を的確に支え、未来に備える政策実行をテーマとしたところでありま

す。その後、9回の補正と前年度繰越明許費を加えて、平成22年度一般会計の最終予算規模は149億6,200万4,000円となりました。

決算規模においては、歳入総額で135億3,276万6,000円、歳出総額は129億9,416万7,000円で、歳入に関しては前年度比0.5%増、歳出に関しては0.5%の減となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は5億3,859万9,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億4,434万7,000円を除いた実質収支額は2億9,425万2,000円となりました。

また、前年度実質収支額との差額である単年度収支は6,008万4,000円の黒字で、これに財政調整基金の積み立て額を加えた実質単年度収支は5億7,751万6,000円の黒字となり、決算収支は健全性が保たれました。

普通会計における主な財政指標の状況では、経常収支比率は人件費や公債費等の減少により対前年度比2.1ポイント低下し、85.1%と改善されました。

公債費関係の指標では、3カ年平均の実質公債費比率で前年度より2.7ポイント低下し、12.7%となったほか、他の公債費関係指標も改善されてきており、財政健全化計画、公債費負担適正化計画に即した財政運営が図られたと判断しております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告は、決算概要の最終ページのとおりであります。5つの指標とも基準以下であり、財政規律が守られておりますが、引き続き健全な財政運営に務めてまいりたいと考えております。

歳入面では、町税が対前年度比3.1%のマイナスになったほか、地方譲与税、地方消費税、交付金等も減収となりましたが、地方交付税が対前年度比3.6%の増となったことから、第1款町税から第11款交通安全対策特別交付金までのいわゆる一般財源ベースでは2.3%の増となりました。

また、第9款地方特別交付金の大きな伸びは、児童手当及び子ども手当特別交付金等の増によるものであります。

一方、特定財源関連歳入項目では、緊急雇用創出基金事業費補助金や森林整備加速化・林業

再生基金事業補助金等により県支出金が大幅な増収となったほか、繰越金の増は繰越明許費繰越によるものでありまして、寄附金の大幅な増は館岩農業公社の解散に伴い、その出資金を寄附金として受け入れた特殊要因に基づくものであります。

特定財源項目で減収率の高い主な歳入項目を概略説明しますと、第12款分担金及び負担金は地方交付税清掃費再配分負担金の減、第16款財産収入は東北電力送電線架補償料の減、第18款繰入金は地域雇用創出推進基金等からの基金繰入金の減等によるものであります。また、町債の減は臨時財政対策債の発行を圧縮したことによるものであります。

歳出は、増減率の大きい主な款別決算で申し上げますと、財政調整基金積立金による総務費、子ども手当創設による民生費、緊急雇用対策費による労働費、生活環境改善工事支援事業による土木費、学校耐震化事業による教育費、さらには災害復旧が大きく増となる一方、国の景気対策に基づく臨時交付金関連事業が減少となったことから、議会費、衛生費、農林水産業費が大幅な減となったほか、やまなみ泊覧会開催費の減による商工費や公債費が減となりました。

また、性質別では、子ども手当創設による扶助費を除き、義務的経費を構成する人件費、公債費は引き続き減少となりました。投資的経費は、土地改良区画整理事業や学校耐震化事業等により普通建設事業費の補助事業費は大きな伸びとなりましたが、単独事業費が国の経済対策に伴う各種臨時交付金事業費の減により大幅な減となったことから、最終的には対前年度比3.3%減の決算となりました。

その他の経費は、対前年度比で大きな増減がありました費目について説明させていただきます。

まず、維持補修費の13.9%増並びに繰出金の17.2%減は、ともに国の経済対策に伴う各種臨時交付金事業費の増減が主な要因であります。

次に、積立金の52.8%増の伸びは、財政調整基金積立金の増が主な内容でありまして、投資及び出資金、貸付金は、みなみやま観光株式会社に対する増資等による増であります。

総体的には、合併後、毎年財政指標の改善が進んでおりますが、自主財源が少なく地方交付税に依存する財政構造は変わらないことから、引き続き財政健全化計画を堅持しながら、合併特例期間中にさらなる財政基盤の強化に努めていかなければならないと考えております。

次に、議案第74号 平成22年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額22億9,634万4,000円となり、対前年度比2.1%の減、歳出総額21億3,897万2,000円で、対前年度比4.2%の減となりまして、歳入歳出差引額1億5,737万2,000

円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

当該年度の保険給付費は、退職被保険者、療養給付費等の減等により対前年度比0.4%、596万2,000円の微減となりました。本会計は、財政基盤が弱い構造的な課題があることから、今後の医療制度改革を十分注視しながらも、医療費削減に向けた保険事業の実施や医療費適正化事業を推進してまいりたいと考えております。

また、保険税収入は、対前年度比9.1%、4,102万4,000円の減となりました。

次に、議案第75号 平成22年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計は、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設されたことによる過年度診療分に係る精算整理のための予算であることから、決算数値も歳入総額、歳出総額ともに8万2,000円となり、平成22年度をもって本会計は廃止となりました。

次に、議案第76号 平成22年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額2億949万9,000円、歳出総額2億547万1,000円で、歳入歳出差引額402万8,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。歳入の後期高齢者医療保険料は対前年度比2.0%減の1億1,396万4,000円となり、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は対前年度比3.9%減の1億8,280万7,000円となりましたが、本会計は法定の負担割合が定められておりますので、過不足額は次年度以降の会計で精算されることとなります。

次に、議案第77号 平成22年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額16億2,976万5,000円、歳出総額15億8,420万円で、歳入歳出差引額4,556万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。介護認定者と介護サービス利用者が増えてきていることから、保険給付費は対前年度比3.7%の増となり、歳出決算額も4.6%増の決算額となりました。

なお、第1号被保険者の保険料は対前年度比0.5%減と、ほぼ前年度並みの収納額となりました。

次に、議案第78号 平成22年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額1億7,468万3,000円、歳出総額1億7,048万2,000円で、歳入歳出差引額420万1,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。本会計は、町内会計合わせて

9施設の維持管理経費でありまして、使用料の調定件数は対前年度比5件減の959件でありました。

次に、議案第79号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額3億2,964万3,000円、歳出総額3億2,235万7,000円で、728万6,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。本会計では、田島地域の公共下水道施設及び南郷地域の特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、管渠埋設工事により整備済み面積が、田島地域が約124ヘクタール、南郷地域が約100ヘクタールで、全体で約224ヘクタールとなりました。また、全体の整備済み人口に対する接続率は年度末で73.1%となり、接続世帯数は1,733世帯となりました。

次に、議案第80号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成22年度においては、主に館岩上郷地区簡易水道整備事業、南郷簡易水道整備事業を実施したほか、各簡易水道の適正な維持管理に努め、給水の安定供給を図りました。

決算額は、歳入総額6億104万6,000円、歳出総額5億9,571万8,000円となり、歳入歳出差引額532万8,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

次に、議案第81号 平成22年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成22年度においては、主に土地改良区画整理事業等にあわせて9配水管布設及び移設工事等を実施しました。

当年度の消費税抜きの損益勘定については、収益的収入1億4,947万9,000円に対し、収益的支出は1億3,638万4,000円となり、差し引き1,309万5,000円の純利益が確保されました。

また、資本的収支は、収入で2,260万1,000円、支出が8,541万円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,280万9,000円につきましては、損益勘定留保資金、過年度分消費税、資本的収支調整額により補てんし、決算いたしました。

以上、各会計の決算についてご説明いたしましたが、6月定例議会に報告しましたとおり、きめ細かな交付金を中心として、繰越明許費及び事故繰越し繰越として総額17億6,028万2,000円を平成23年度に繰り越しておりますので、改めて報告させていただきます。

次に、議案第82号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4億5,219万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ121億521万6,000円とするものであります。

主な補正の要因としましては、普通交付税や繰越金等の決定のほか、今年度事業の一部見直し等、各種事務事業費の変更や原発事故対応経費、土地区画整理事業費の追加等の年度後半に新たに必要となる見込みの経費の補正などであります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第9款地方特例交付金は、交付決定額により844万2,000円の減額となりました。

第10款地方交付税は、普通交付税の決定により2億4,980万9,000円の追加補正であります。本年度の普通交付税の決定額は65億2,980万9,000円で、対前年度比1.0%、6,325万円の減となりました。また、普通交付税に臨時財政対策債を加えた額の前年度との比較では4.2%、3億952万2,000円の減となりました。

第14款国庫支出金は、社会資本整備総合交付金や合併推進体制整備費補助金等の交付決定等による補正で、380万8,000円の追加であります。

第15款県支出金は、新たな原発事故に伴う線量計等の緊急整備支援事業補助金等を計上するほか、既存事業の確定見込みによる県補助金の補正が主な内容でありまして、2,771万5,000円の追加補正となりました。

第16款財産収入は、土地区画整理事業保留地売払収入及び官行造林立木売払収入の計上でありまして、368万7,000円の追加補正であります。

第17款寄付金は、このたびの豪雨災害に伴い寄せられました一般寄付金74万円の計上であります。

第18款繰入金は、介護保険特別会計からの過年度精算金の繰り入れと財政調整基金への戻し入れでありまして、合わせて1億3,360万9,000円の減額であります。

第19款繰越金は、平成22年度決算に基づく2億6,425万1,000円の追加であります。

第20款諸収入は、2,046万8,000円の追加で、建物共済保険金収入、コミュニティ助成金、風評被害対策に充てられる福島県電源地域振興財団助成金、介護保険事業運営貸付金返還金の追加等が主な内容であります。

第21款町債は、臨時財政対策債の追加のほか、今年度事業費の変動等により補正した結果、2,376万3,000円の追加であります。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

第1款議会費は、負担金率の引き上げによる議員共済費と議場修繕料の計上でありまして、

694万8,000円の追加であります。

第2款総務費は、財政調整基金への決算剰余積立、ケーブルテレビのケーブル移設工事請負費、コミュニティ助成事業による除雪機購入費、住民基本台帳管理システム改修委託料等を追加する一方、事業費の確定見込み等により一般財団法人南会津町総合支援センター補助金、高度情報化推進費、町議会議員一般選挙費を減額し、財源の関係から景観計画策定事業を次年度以降とした結果、1億4,060万2,000円の追加であります。

第3款民生費は684万4,000円の追加で、制度改正に伴う障害者支援システム改修費、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業、保育所施設整備事業等の計上であります。

第4款衛生費は、放射能線量計等緊急整備支援事業及び線量低減化活動支援事業の計上、簡易水道事業特別会計に対する高料金対策繰出金の減額等の補正で2,102万7,000円の追加補正であります。

第6款農林水産業費は1,111万円の追加で、農業費では産地生産力強化総合支援事業補助金を追加するほか、ごはんで農家元気プロジェクト事業、豪雨災害支援事業に対しての補助金を新規計上するものであります。

また、林業費では、林業振興費の今後の事業費について所要の補正をし、治山林道費においては山のみち地域づくり交付金事業の今年度事業費確定に基づき負担金を計上するものであります。

第7款商工費は、観光施設整備事業費、スキー場支援事業等の計上でありまして、1,096万7,000円を追加補正するものであります。

第8款土木費は、社会資本整備総合交付金事業費の確定見込み等による道路橋梁費、都市計画総務費の補正のほか、事業費の追加配分のありました土地改良区画整理事業費を計上し、合わせて4,924万3,000円の追加であります。

第9款消防費は2,766万3,000円の追加で、東日本大震災による消防団員の公務災害を補償するための追加負担金、さらには風評被害対策委員会補助金を含めた災害対策費の追加補正であります。

第10款教育費は、雪害による伊南小学校屋根修繕工事、落雷による御蔵入交流館の設備修繕工事、前沢曲家集落選定記念事業、細井家所蔵古文書購入費を計上する一方、中学校費に計上しておりました学習サポート事業の実施期間の短縮による減額等が主な補正内容でありまして、1,007万円の追加であります。

第12款公債費は、解散しました第三セクター3法人の出資金に係る起債の繰り上げ償還金で

402万3,000円の追加であります。

第14款予備費は、歳入との関連で1億6,369万3,000円を追加するものであります。

また、既定の地方債の変更及び廃止は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第83号 平成23年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6,986万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,950万5,000円とするものであります。

その内容は、歳入では国・県の財政調整交付金や高額医療費共同事業負担金の本年度交付額の確定見込みによる補正のほか、前年度決算による繰越金をそれぞれ補正するものであります。

一方、歳出では、過年度精算返還金の計上及び予備費の補正であります。

次に、議案第84号 平成23年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5,391万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,131万1,000円とするものであります。

その内容は、事務費及び介護認定審査会費負担金の追加と介護保険事業運営資金の返還金を除き、歳入歳出ともに平成22年度決算に伴う過年度精算の補正が主な内容であります。

次に、議案第85号 平成23年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ419万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,619万1,000円とするものであります。

その内容は、平成22年度決算に伴う繰越金と予備費の補正であります。

次に、議案第86号 平成23年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,107万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,293万円とするものでありまして、社会資本整備総合交付金の内示を受けて4,438万円の事業費を減額するほか、県からの補償金を受けて実施する管渠移設実施設計費等の補正であります。また、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第87号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ257万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,442万1,000円とするものであります。

その内容は、水道施設巡回管理委託料を計上するほか、事業費の確定見込みによる各簡易水道施設の維持管理費及び新設改良費の補正であります。歳入は繰越金の追加計上に伴い、高料金対策の一般会計繰入金を減額するほか、第2表地方債補正のとおり町債を減額するものであります。

次に、議案第88号 平成23年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的支出の予定額を51万5,000円追加し、1億4,103万8,000円とするものであります。

その内容は、前議案同様、水道施設巡回管理委託料を計上するほか、経常経費の補正であります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案24件、報告2件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで議案第73号から議案第81号までの、平成22年度南会津町一般会計及び特別会計並びに事業会計にかかわる歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 監査委員の木下光廣でございます。

平成22年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、平成22年度南会津町水道事業決算、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告申し上げます。

まず、決算審査は平成23年7月25日から8月4日までの実質9日にわたり、渡部勝善監査委員、楠正次監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出されました平成22年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書及び平成22年度水道事業決算について、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し、計数の確認と合わせて関係職員から説明を聴取し、決算の成否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められたので、ここにご報告をさせていただきます。

一般会計の決算状況は、歳入決算額135億3,276万5,744円、歳出決算額129億4,416万6,766円、歳入歳出差引額 5 億3,859万8,978円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 2 億4,434万7,000円を差し引いた南会津町の実質収支は 2 億9,425万1,978円となっております。

水道事業会計を除く特別会計の決算状況は、歳入決算額52億4,106万3,175円、歳出決算額50億1,728万1,120円で、実質収支は 2 億2,378万1,055円となっております。

3カ年間の平均値で算出いたします実質公債費比率は12.7%、前年度は15.4%でございますので、前年度と比較しまして2.7ポイント減少いたしました。

次に、町税等の未納額についてであります。自主財源である町税等の未納額が依然として発生している状況にあります。主な未納額を千円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税などの未納額は 1 億5,739万7,000円となり、前年度と比較しますと1,533万1,000円の増加となっております。

国民健康保険税の未納額は 1 億5,285万円となり、前年度と比較しますと1,552万5,000円の増加となっております。

一方、使用料の未納額は、水道事業会計を含めますと 1 億933万3,000円となり、前年度と比較しますと1,146万9,000円の増加となっております。

これら一般会計、特別会計及び水道事業会計の未納額は、総額で 4 億3,348万4,000円となり、前年度と比較しますと4,532万9,000円の増加となっております。

町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率の向上に鋭意努力する必要があります。

特に、支払い能力があるにもかかわらず義務を果たさない悪質滞納者に対しては、公平・公正を期するため断固とした態度で臨むべきであり、行政の信頼にもかかわる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を望むものであります。

次に、公債費についてであります。一般会計の平成21年度末地方債現在高は160億387万7,000円でありましたが、平成22年度末では156億4,692万2,000円と 3 億5,695万5,000円減少しております。

特別会計の平成21年度末地方債現在高は77億5,976万3,000円でありましたが、平成22年度末では74億4,156万5,000円と 3 億1,819万8,000円減少しました。

実質公債費比率は、3カ年間の平均値で算出いたしますが、単年度ごとの実質公債費比率で見ると、平成20年度15.6%、平成21年度12.9%、平成22年度9.8%となっております。平成22年度は、前年度と比較しますと3.1ポイント減少し、改善の跡が見られる結果となっております。コスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力することを望むものであります。

次に、水道事業会計決算について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

平成22年度の期間利益は1,314万9,628円となりましたが、さらに経費節減に努力されることを期待するものであります。

次に、収益的収支であります。収入については、予算額1億5,868万2,000円に対し、決算額は1億5,623万8,333円で244万3,667円、1.4%の減となっております。

支出については、予算額1億4,564万円に対し、決算額1億4,254万4,344円で、309万5,656円、2.1%の減となっております。

次に、使用料等収入未納額の解消についてであります。平成22年度の未納額は475万6,210円発生し、未納累積額は2,319万5,192円となっておりますが、前年度と比較しますと174万円、8.1%増加しており、努力は認められますが、使用料負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、滞納解消のために徴収計画書を作成し、滞納解消に努める必要があると考えております。

次に、財政健全化判断比率審査意見及び公営企業会計資金不足比率審査意見を述べさせていただきます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により実施するものであります。

この法律は、公共団体の財政の健全化に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るため、行財政上の措置を講ずることにより地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであります。

審査の概要であります。町長から提出されました健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているかなどを主眼に置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された下記の平成22年度決算に基づく健全化判断比率及びその算

定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率は、一般会計との平成22年度決算収支において実質赤字額は生じておりませんので、財政収支に問題はございません。

連結実質赤字比率は、一般会計との平成22年度決算収支において実質赤字額は生じておりませんので、財政収支に問題はございません。

実質公債費比率については、平成22年度の実質公債費比率は12.7%になっており、早期健全化基準の25.0%と比較しましてもこれを下回っており、問題はございません。単年度で見ても、平成20年度15.6%、平成21年度12.9%、平成22年度9.8%と良化しております。

将来負担比率については、平成22年度の将来負担比率は68.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較しますと、これも大きく下回っており、問題はございません。単年度で見ても、平成20年度102.0%、平成21年度90.5%、平成22年度68.3%と良化いたしております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額は生じておりません。経営健全化基準の20%と比較いたしても問題はございません。

平成22年度の財政指数については、健全財政に向け改善の跡が見られますが、今後も普通交付税等一般財源の減少、人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなっており、行財政改革のさらなる推進が必要であると考えます。

限られた財源を効率・効果的に活用することを念頭に置くように、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現には、行政評価の導入が有効であると思料されますので、早急に確立されることを望むものであります。

第2次南会津町振興計画達成に向けた夢と希望のある南会津町の実現に、各課は役割を認識し、着実に目標達成に向かって努力されることを期待するものであります。

社会の急激な改革に乗りおくれることのないよう時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を願い決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘・改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどごらんいただくことで割愛させていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

大変申しわけありませんが、財政健全化比率審査意見書のほう、年度の表示が誤っておりますので、大変恐縮ですが訂正をお願いしたいと思います。

2ページの④将来負担比率についての記載でございますが、2行目に平成21年度102.0、次も平成21年度95.5となっておりますが、当初の102%のほうは平成20年度でございますので、こ

の21年度を20年度に修正をお願いしたいと思います。

大変失礼いたしました。よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 以上で監査委員の報告を終わります。



◎請願・陳情の委員会付託

○芳賀沼順一議長 次に、日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る9月5日までに陳情1件を受理しております。お手元に配付の文書表のとおり、会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託いたしますので、審査方よろしく願いします。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月14日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時21分

平成23年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成23年9月14日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 6番 湯田 哲 議員
- 8番 楠 正次 議員
- 3番 湯田 良一 議員
- 16番 大竹 幸一 議員
- 1番 大桃 英樹 議員
- 12番 湯田 秀春 議員
- 5番 室井 実 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 大桃 英樹 議員 | 2番 長谷川 耕一 議員 |
| 3番 湯田 良一 議員 | 4番 室井 嘉吉 議員 |
| 5番 室井 実 議員 | 6番 湯田 哲 議員 |
| 7番 渡部 優 議員 | 8番 楠 正次 議員 |
| 9番 高野 精一 議員 | 10番 山内 政 議員 |
| 11番 渡部 忠雄 議員 | 12番 湯田 秀春 議員 |
| 13番 星 登志一 議員 | 14番 阿久津 梅夫 議員 |
| 15番 五十嵐 司 議員 | 16番 大竹 幸一 議員 |
| 17番 菅家 幸弘 議員 | 18番 芳賀沼 順一 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	杉原一成	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
湯田文則	商工観光課長	星光幸	税務課長
穴戸英樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	星惠助	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	齋藤友一	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
馬場増男	舘岩総合支所長	酒井直伸	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 芳賀沼順一議長 おはようございます。
ただいまの出席議員は18名であります。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。
執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許可します。



◎一般質問

- 芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。
順序に従いまして、順次発言を許します。
なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いいたします。



◇ 湯 田 哲 議員

- 芳賀沼順一議長 それでは、6番、湯田哲君の登壇を許します。
6番、湯田哲君。
○6番 湯田 哲議員 おはようございます。
議席番号6番、湯田哲。
ただいまより通告順に従って一般質問をさせていただきます。

ここで、このたびの紀伊半島を中心とした甚大な被害をもたらした台風12号により被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

本日は、1番目に質問される光栄とともに、こうして町民の代表としてここに送っていただきました者として、一人として、身の引き締まる思いです。

それでは、質問に入りたいと思います。大きく4つあります。

1番目、災害時、非常時の通信手段の確保を。

東日本大震災時、被害を受けた多くの自治体では、被害状況などの情報確保や安否確認、避難場所への住民の誘導案内、物資輸送など、固定電話、携帯電話など通信手段すべてが機能しなかったことは、災害時の大きな問題として取り上げられていました。7月末の新潟・福島豪雨による災害時にも、光ファイバーなど通信ケーブルの断線、停電による携帯電話の中継塔への電源供給停止により携帯電話も使用できませんでした。災害時、非常時の通信手段の確保が重要であると考えます。どんな状況でも通信できる手段が無線機による通信手段です。

そこで、次のことを提案します。

1、南会津町には、アマチュア無線家が500人以上もいます。しかし、残念ながら、最近では携帯電話の普及で、実際にアマチュア無線をやっている方は多くありません。しかし、この災害時では、通信手段がいかに重要であるかを思い知らされました。ぜひ、アマチュア無線の免許を持っているが、開局せずに休んでいる方々の力をかりてはどうかと考えます。その皆さんに再び開局していただき、5年に一度の免許状更新料の補助、無線機購入時の補助など、アマチュア無線家がかつてのように無線通信を気軽に楽しめる状況をつくっておくのです。今回のような災害時、非常時には、交信、情報伝達、災害状況の把握などにアマチュア無線家が活躍、活動してもらうことが重要であると考えます。そして、これも住民参加のまちづくりの一つであると考えます。

通常の固定電話、携帯電話などの通信手段と並行して、万が一に備えた通信手段の一つとして、町内のアマチュア無線家の皆さんに町からの協力を要請してはどうかと考えるが、町長の考えを伺います。

2番として、本町の消防団で使用されている無線機、ハンディー機、トランシーバーですね。手に持って送信できるものですが、45台は、最新のデジタル化された通信機のために操作性が複雑で、無線機を操作するのが初めての団員でも、すぐに電源を入れてトークボタン、つまり送信スイッチなんですが、それを押せば話せるものではありません。消防団が以前に使用していた無線機のような、だれでも単純操作で通信できる無線機の導入を提案します。

本部に数台、各部に2台ずつ配布し、夜警時の夜警中のポンプ車と屯所との夜警状況交信、火災時の放水者、火災現場とポンプ車との放水作業交信、入山者不明者の捜索時の捜索状況の交信など、どんな状況でもそのハンディー機が使える体制を提案します。私の調査によれば、現在使用のデジタル無線機、ハンバイー機1台の価格で、操作容易な無線機が10台ほど購入可能です。もちろん機能は十分で、完全防水で、バッテリーも24時間以上もち、通信範囲は今のデジタル無線機と同等です。

大きな2番といたしまして、びわのかげ保育所の太陽光発電の売電契約を。

再生可能エネルギー特別措置法が先日閣議決定されました。自然エネルギー政策にとって追い風であり、自然豊かな本町にとって大きなプラスになる政策である。これにより発電事業に乗り出す自治体が増えると予想する。

そこで、町長に伺います。

1、この再生可能エネルギー特別措置法の決定後と前とでは、本町のエネルギー政策が変わってくると思うが、町長の考えは。

2、今後、886.52平方キロメートルという広大で自然豊かなこの南会津町に注目し、その自然資源を活用した水力発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電、太陽光発電に乗り出す会社、企業があらわれたときの町の対応は。

3番、びわのかげ保育所の太陽光発電設備の電気は、厨房などに限られた部分の使用から保育所全体で使用できるようになるのはいつか。

4番、びわのかげ保育所の太陽光発電は、売電するための措置が高額であり、その余剰電力も多くないので、売電しても採算にならないとの説明でした。再生可能エネルギー特別措置法により状況が大きく変わりました。保育所は休みの日もあり、余った電気は使われずに捨てているという町の答弁でした。売電すべきだと考えますが、町長の考えは。

大きな3番、災害直後の林道、農道を守るため。

7月29日の新潟・福島豪雨の災害直後、国道、町道が大きな損害を受けました。災害協定に基づく、災害の翌日からの24時間体制での土木建設業の皆さんによる復旧作業、短期間での道路開通など、迅速な対応には深く感謝いたします。

そこで、伺います。

1、特に林道や農道における被害箇所数と、その中で修復工事がなされた箇所数は。

2、せっかく修復工事がなされた林道、農道が、再び大雨が降ると川のようになって、短期間で荒れて悪路になってしまいます。被害の受けやすい農道、林道を全線舗装することを望む

が、予算的に困難であることは理解する。ただ、台風や大雨で、一つの林道にしても、道全体が同時に雨水によって破壊するのではなく、一部が急な坂になっていたり、水が集まり流れが速くなるような1カ所からどンドン崩れ、その傷が大きくなって道全体が破壊されていく。その道路全体でも、最初に破壊されやすい箇所、急な坂の部分などの舗装化、アスファルト化によって、道全体が悪路にならずに守れると考えます。特に最近のゲリラ豪雨、大雨時に壊され、流される、修繕し、また壊され、修繕するというサイクルが早くなっているように感じます。何度も修繕を繰り返せば、修繕費が増加します。林道、農道の一部の舗装化、アスファルト化による修繕こそが予算削減になると考えるが、町長の考えを伺う。

大きな4番、科学者・技術者を育てる科学アカデミーの設立を。

数年前に、学校予算1,400万円の理科教材、実験器具が更新されました。それによって、理科の教育環境が整ったこととなります。その新しい理科教材、実験装置により、生徒たちの理解する手助けになることは間違いありません。

そこで、質問します。

1、今回、導入された理科教材、実験器具の中で、高額だったものを幾つか示し、その実験器具の授業での使われ状況と、そのときの生徒たちの反応はどうだったか伺う。

2、子供たち、生徒たちが理科の実験での感動、科学の体験は、理科のおもしろさ、科学への興味、科学的に考える習慣が身につく、新しい発見をするような人間に育つ可能性を秘めています。つまり、子供たちは科学者の卵であり、新しい発見をする技術者の卵であるのです。実験を通して感動する子供たちを一人でも増やすことは、理科教育の使命であると考えます。

そこで、提案します。

本町のそれぞれの学校にはどんな実験器具、理科教材があるのかを町民に公開し、それを使った子供たち、生徒たちに伝えるための実験のやり方などを募集したり、先生同士の勉強会を含め、一般住民の理科の得意な方々から知恵をかり、有効な実験のやり方、進め方などを研究する会、理科学研究会、南会津町科学アカデミーを立ち上げることを提案します。それにより、本町の子供たちの中から科学者や新しい発明をする技術者の誕生するような教育環境充実のためには重要であると考えます。教育長の考えを伺う。

以上、答弁によっては自席より質問させていただきます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

議席番号6番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、災害時、非常時の通信手段の確保に関する1点目、災害・非常時のアマチュア無線の活用についてのおたただしではありますが、新潟・福島豪雨災害時においては、一部の地域で固定電話・携帯電話回線が不通となり、安否確認や災害情報の収集が非常に困難となり、改めて災害時の通信手段の確保の重要性を認識したところであります。

現在の町の災害時の通信手段につきましては、防災行政無線による屋外拡声子局及び戸別受信機への放送、小型携帯無線機による役場、消防団等による通信、衛星携帯電話による通信がありますが、情報伝達手段の確保のため、衛星携帯電話の増強を図るとともに、非常時におけるアマチュア無線の有効性を検証し、その活用について先進地の調査を行いながら前向きに検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いします。

次に、2点目、単純操作で通信できる無線機の導入についてのおたただしではありますが、デジタル携帯無線機については、平成20年度に導入し、田島地域のみで運用しております。デジタル無線機のメリットは、従来のアナログ無線機より雑音、音切れが少ないこと、双方交信ができ、電話と同様の通話ができること、それから多チャンネル化による混信回避ができることなど、数多くあります。操作性が複雑とのご指摘がありますが、携帯電話と同様の操作で交信できるもので、複雑な操作は必要ないと考えております。

また、東日本大震災時には消防団田島支団各部を召集し、操作方法の説明を行い、テスト交信も実施したところであり、各部において理解されているものと、そのように思います。

これらの状況を踏まえ、消防団活動等において当該無線機による活動の支障はないものと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、先ほども申し上げましたように、あのような大きな災害が起こったときの交通手段、それからこの情報の伝達手段、大変課題もあったことは事実でありますから、今後とも十分その点を検討して改善を図ってまいりたいと、そのようにも考えておりますので、ご理解をお願いします。

次に、びわのかげ保育所の太陽光発電に関連しての1点目、再生可能エネルギー法案成立による町の政策についてのおたただしではありますが、この特別措置法は、自然エネルギーによる電気について電力事業者への買い取りを国が義務づけることから、自然エネルギー発電が一定の加速度を持ち普及するものと期待しております。本町としての自然エネルギー政策が本措置法により直ちに大きく方向が修正されることはない、そのように考えておりますが、自然エネルギー発電設備への投資が結果として電力消費者側への料金値上げにつながることや、電気買い取りの長期的な制度化がまだ不明瞭なところもあり、経済産業大臣が定めるとしている買い

取り価格や買い取り期間等の、今後ともそういうことに対する措置を十分注視しながら考えていく必要があると、そのように考えております。

次に、2点目、今後、本町の自然資源に着目し、自然エネルギー発電に乗り出そうとする企業等があらわれた場合の町の対応についてのおたただしであります。本町の自然資源や地域特性の現況を十二分に分析した上で、経営の採算性を見きわめながら、本町域での事業展開を目指す民間企業があれば、町としても積極的に支援、協力をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目、びわのかげ保育所の太陽光発電設備の電気を保育所全体で使用できるようになるのはいつかのおたただしであります。さきの議会でお答えしたとおり、電気の有効活用を図るため、太陽光発電による電力が施設全体に使えるよう、東北電力に対し、それら関係申し込みを提出し、現在協議をさせていただいているところであります。承認があった後、早急に設備の改修を行うこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目、余った電気は売電すべきとおたただしであります。現在の設備を改修した後、太陽光発電の電気が保育所全体で使用されることから、電気料の軽減が図られると、そのように考えております。売電については、年間を通して発電量などの計測を行い、採算性を総合的に判断しながら検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、災害直後の林道、農道を守るために関する1点目であります。林道や農道の被害箇所数と修復済み箇所数はどのおたただしであります。現段階で林道の被害箇所は230カ所、農道の被害箇所は2カ所あります。そのうち、修繕工事実施済みは林道30カ所、農道についてはまだ実施しておりません。

次に、2点目、林道、農道の一部舗装化についてのおたただしであります。議員のおただしのとおり、舗装化により路面の流出等を防止、維持管理経費の軽減が図られると、そのように私も認識しております。しかし、路線数が数多いことから、現状を調査して優先順位を考慮した上、一部舗装化の工事を検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、私に求められた分の答弁は以上とさせていただきますが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 皆さん、おはようございます。

初めに、科学者・技術者を育てる科学アカデミーの設立に関する1点目、理科教材、実験器具の中で高額だったもの及び授業の使用状況、そのときの生徒たちの反応についてのおただしであります。理科教材で高額だったもののうち主な例を挙げますと、天体望遠鏡や顕微鏡、電源装置等が挙げられます。これらの教材の活用により、惑星の観察や太陽の黒点観察、細胞の観察や血液の成分観察、昆虫の体の観察、さらには電気分解の実験等を行うことによって、教科書の資料だけでは説明しにくい内容の学習に理解を深めるために大変効果が上がっており、児童・生徒の科学に対する関心が高まっているものと判断しております。

次に、2点目の住民の理科の得意な方々から知恵をかり、有効な実験のやり方、進め方などを研究する会、理科研究会、南会津町科学アカデミーの立ち上げについての提案であります。近年、児童・生徒の理科離れが叫ばれており、こうした状況を受け、理科の授業では理科支援員や特別講師等として外部講師を招き、理科教育の充実や教員の指導力向上を図っているところでもあります。将来の物づくり、人材の育成をするために、実社会と結びついた理科授業を通じて、子供たちの理科への関心を喚起することが必要と考えております。このため、おただしのよう、研究会の場を設置することにより、科学に対する関心が高まり、技術者の養成にも大変重要であることと思われま。

現時点では、現在の教育課程の中で理科教育の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、教育長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的な事項については担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 まずは、1番目の災害時についての質問でした。アマチュア無線のことについては、前向きである、研究するということでありました。アマチュア無線、確かに携帯電話で、先ほど言ったとおり全国で47万人、毎年減っています。それは開局している人ですから、もう100万人以上は皆さん持っています。この議場の中にも、多分免許証は持っている方だと思います。

免許証というのは一生物ですから、小学校1年生のそのまま免許証は存在しますし、免許状と先ほど僕言いましたけれども、これは5年ごとに更新するもので、こういう電波を出しますよということで、コールサインというものをいただくんですが、ぜひ町長が今答弁したように、非常時の場合、本当にデジタル無線機でやりましたと言いますが、無線機は町内に

45台しかないんですね。45台で、この南会津880平方キロ以上の町をカバーできるかといえば、まず無理ですね。持っている方は、必ず団員に限られます。

やはりアマチュア無線というのは、我々町民の一人一人が持っていたり、隣のおじさんが持っていたりするとすれば、そういう意味ではすごく有効性があるって、500人全員はもちろん開局は無理としても、その中でそういうハンディー機というのは今二、三万です。お金のことになっちゃうと申しわけありませんが、あのデジタル無線機は1台50万円です。予算書に上がっていますから、高い物だと僕は感じましたけれども、無線機は四、五万ですね、ハンディー機は、幾ら性能がよくても。

先ほど、町長が言われました。雑音がない、双方交信ができる、これすべて今言った四、五万のハンディー機の中にみんなすべて持っています。双方の電話のような操作も、もちろんその機械で十分です。ノイズも全くありません。出力もかなり高いです。だから、そういう意味では、ぜひ前向きにと今、町長言われましたので、そういう意味ではそのことについて町長はもう少し具体的に、災害というのはいつ起こるかわかりませんよね。そういう意味で、町長のその前向きの部分のもっと具体的な考えを述べてください。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

実は、東日本大震災のときもそうでしたけれども、本当にこの情報といいますか、情報伝達の重要さというものは思い知らされたところでありますし、それで先ほどそのような答弁をさせていただきました。やはりいろいろな防災に対するカバーといいますか、そういうのは何重にもあってしかるべきと。もちろん予算、財政状況もありますけれども、そのように考えております。

そういう中で、今、議員がアマチュア無線のことをおただしであります。この町内において、私、アマチュア無線のことは余り詳しくはありませんが、今回の特に地域性もあります。内川から大桃地区にかけての地域としてのアマチュア無線の免許を持っている方とか、そういう方がどのくらいいらっしゃるかも私もわかりませんが、そういう中で可能な限りの情報伝達の方法をやはり検証してみる必要はあると、そのように考えております。

ですから、そういう中でトータルの中で、じゃあどの地域にはどのようなことが適しているのか、そのこともあわせて検討をしていきたいと、そのように考えております。ですから、その地域に合った、実情に合ったやり方、または不足しているならば、それを補充するような、そのような考え方も必要であると思っておりますので、今後十分検討して、その対応を図ってまいり

たいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 そうですね、町長が今言ったとおりで、人数もどのぐらいいるかも僕も実際は詳しくは把握していません。今までも講習会の数とか、そういう名目上、あるいはクラブの関係で500人ぐらいというふうに、かなり大ざっぱだったかもしれません。でも、そういう意味では、本当に災害時には今までも、今回の震災、東日本のときもやはり通信権がなかったもので、アマチュア無線の局単位で大分そういう情報の交換がしたんだという情報もあります。

そういう意味では、あと数年前にも、以前ですけれども、ちょうど山岳クラブの仙台の方が、パーティーがちょうど新潟県境の御神楽岳ですか、そちらのほうで遭難して、20人ぐらいのグループですけれども、骨折して、それを地元の田島地区のアマチュア無線家が県警と結んで、消防、やりとりしまして、それで骨折で県警へりを呼んで、新潟県警が飛んできて、つり上げるのは県警の中型ヘリでつり上げたという例で新聞にもなりましたし、表彰も受けたし、いろんな事例もあります。

だから、そういう状況を考えれば、アマチュア無線というのは、皆さん相手がいなきゃだめだろうと言うかもしれませんが、アマチュアなんて皆さん聞いていますから、聞いている部分がありますので、そこで呼びかければ、だれかが出ていればそこで応答できますので、ぜひ前向きに考えてほしいと思います。

そこで、もう一つ言うと、今回の9.11のテロの部分、先日日曜日に10年目を迎えました。その中の特集の中でも、11年、あのときもやはり携帯電話が、要するに通信系がだめだったかもしれないけれども、もう通信はだめだったみたいですね。つまりパニック状態で、携帯の整理ができなかったと思いますが、その中で通信がだめだった意味で、ある男性の方がアマチュア無線を始めたという、その10年前のそのテロのときで、9.11の直後に始めたという方がいます。そういう意味では、重要性をぜひ強調して、その件については前向きに検討してください。

次に移ります。次の質問の部分、町で使っている防災無線の45台、実際は分団が22団の中で田島管内だけなんですけど、22台、そのデジタルハンディー機、これぐらいの確かに小さくなっているし、性能もかなり優秀です。今、町長、言われました。操作性が難しくないと言われましたし、携帯のようにキーボードを打つんです。でも、果たして緊急性の場合、キーボードを打ってやれるんでしょうか。初めての方、僕も実はそのころ導入する段階に団員でしたので、その操作性の部分でちょうど勉強したりしていました。

僕が感覚的に難しいと言っている部分ではないと。僕は一応機械に詳しい人間なので、そういう意味では、その簡単だという部分がちょっと理解しますが、そこがちょっと強く言いませんけれども、ぜひ今言ったのはどういうことかという、やはりこの間、広いです。45台の部分、町の22団の分で、その簡単な分の、操作性簡単だという部分に関してはどのような根拠なんでしょうかね。その辺をもうちょっと詳しく言っていただけませんか。専門的で申しわけないですが。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

先ほど、町長が答弁いたしました操作性に関しましては、ふだん私たちが使っている携帯電話、それと同様といいますか、それに似た操作で無線の通信ができるので、携帯電話等をふだん使っていられる方であれば、すぐ操作を理解できるだろうという趣旨の答弁内容でございます。確かに、おただしにありますような無線機と比べますれば、非常時で大変興奮しているときにそういったものが操作できるかどうかというのも多少疑問は残りますし、そういった無線機と比べますと操作性には少し手間がかかるというふうには考えますが、その他のメリット、さまざまな機能を考えましてデジタル無線化を導入したところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からももう少し答えたいと思っておりますが、いずれにしても無線機、初めて見た人にはなかなか携帯とは違って操作しにくい面はあろうかと思っております。ですから、やはり今後の対応として、このようなことを大変私どもも学習しました。そういう中で訓練を、当然防災に対する心構えもそうですが、そのようなことを、機能訓練とかそういうことをもっとも、いろいろ今回の一般質問の中で防災に関するものが結構多いんですが、そういう中で地域との連携を図りながら、自主防衛とかそういうことも考えざるを得ないと。そういうような中で、この無線連絡系統につきましても、きちんとした防災対応といいますか、そのようなことが必要だと思っております。

そのような中で、やはりいろいろ総合的に、本当に機械ばかりでなくて総合的に、もしもその機械がだめになったときどうするということぐらいまで考えていかないと、あるいはあとは電源の問題等、電気もだめになりましたから、ですから総合的な中でどれが使いやすいのかと、どういうものが利用しやすいのかと、そのようなことも総合的に判断しながら、今後十分に検討してまいりたい、そして実施してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ます。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 そうですね。今、町長が言われたとおり、そうです、その機械自体も本当に22台と限られれば使えない場合もある。完全防水だったか、ちょっと僕、忘れましてけれども、そういう意味では本当にどんなことがあるかわからないですね。消火状態のときに、ハンディー機を果たして持ってきていただけるか、完全防水だったような気もするんですが、そういう意味ではすごく不安も残ります。

僕が先ほど質問の中で言いました。夜警巡回とか火災現場とポンプ車との間、50歩も100歩もあれば100メートルあるわけですよ。伝令を走らせればいいだろうと言われるかもしれないけれども、そこを走っている団員の身になったり、そこで消火活動をしたりするという、僕は現場の部分の声でいけば、本当に必要だろうということですね。このハンディー機というのは、本部員と我々1部に1個しかありませんから、連絡は全くできませんね、走るしかないですよ。走ればいいだろうということにはならないと思います。

いかに有効に、いかに効率的に、一人がそこで言えば、とめたり、もう少し水圧を上げろとかというのもできるわけですから、この分のそういうネットワークですね。団員がその部分に対して現場で、ああ、ここは大丈夫だったよとか、今ちょうど夜警もあります。夜警で、よく帰ってきてから言うんですね。帰ってきて、どこかで何か野焼きではなくて、ちょっとたき火みたいのがあったからちょっと心配なんだと、こういう報告はあるんですけども、そういう場合だったら、その場から即無線で屯所のほうの待機者に言って、電話かけてもらったり、大丈夫なのかとかいろいろなやりとりできます。

だから、そういう二次的なものであって、すごく導入することで、そして予算ももちろんかかることですが、さっき言ったとおりに高額で僕は決してないと思います。その辺に関しては、ぜひ前向きに検討してください。いろんな通信手段があつて全然悪くありません。そういう手段は、かつての無線機、古いのはそうでしたし、田島以外の地区はまだハンディー機で防災無線のFM対応を使っているそうですけれども、ぜひ田島もそれに戻るとのことじゃなくて、もっと安価で便利なものをぜひ検討してください。町長がそのように前向きに考えているということだったので、よろしくお願いします。

それでは、大きな2番のほうに移ります。

びわのかげ保育所の太陽光発電の売電契約、こう言っています。これは今回、再生可能エネルギー特別措置法の決定、26日ですか、金曜日、8月の下旬でしたが、決まりました。この中

で、本当すごくだれでもが期待をしているかもしれないけれども、そんなに大きな変化はないんだらうと、こういう考え。あと、町長が先ほど言ったとおり、それは消費者が負担するんだ、そんなに簡単に万歳、大喜びしちゃいけないよと言ったのかわからないんですが、そんなふうなものだと言う人も、とらえ方の方もいます。

しかし、我々産建のほうで高知県の梶原町に行きました。この町は本当に自然豊かというよりも、山間部の中で本当に太陽光から地熱発電からすべて利用して、町ぐるみでやっています。その中を見て、つくづく私はこの質問が、質問はこれその行く前に書いたんですが、そういう意味ではぜひ町の中で、先ほど町長が言われました、その部分に関してはすぐにではないと。検討するか、即ではないということが、いろんな採算性などを含めた部分で考えていくというような答えでしたが、その部分ではちょっと消極的だと思うし、あの部分では今すぐあの自治体、かなり新聞等で騒ぎ過ぎかもしれませんが、かなり注目を浴びています。それで、ちょっと消極的だと思うんですが、町長はもう少しその部分で期間的なもの、あるいはどのぐらいのスパンというか、即来月ということはもちろんあり得ないですが、その部分はどうでしょう。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

太陽光に限らず、自然エネルギー、再生エネルギー、このことはやはり今まで私たちが、世界もそうですけれども、原発に頼ってきたと。このような事故になって、原発の危うさ、みんなわかってきたと。方向性としては、自然再生エネルギーの方向に行くのは間違いないと、私もそう思います。そうあるべきだとも思います。

ですから、そういう中で、ただ現状だけを考えたときに、拙速にこれがいいからということでやること自体がやはりいろいろな、先ほども少しその買い取りの問題もありました。これは私も太陽光発電を導入するときに、やっぱり弱者にこの影響が行くなということは常々思っていましたし、ですからそこら辺は政策の中でいろいろ国が考えてもらえれば一番いいんですが、現状としてはそういうことが現実に残っていると。そこもあって、やはりこれだけ大変な目に遭っているわけですから、方向性は自然エネルギー、再生エネルギーの安全性のエネルギーを求めるべきだらうと、そのように考えております。

ですから、それを決して拒んでいる、躊躇しているわけではないんですが、その国の政策も十分見きわめながら、そういう中で、この町内の南会津町の自然、あるいは今の状況を生かしたエネルギー対策を町としても進めたいと、そういう気持ちは持っています。ですから、決し

て消極的とかそういうことじゃなくて、そこは十分検討しながらやっていくべきだろうという考えは持っていますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 そうですね。それでも、やはり消極的に感じます。どういうことかという、梶原町、全国的ではかなり有名で、幸いにも成功した本当に珍しいケースだと思います。梶原町は、カルスト台地という高い1,300メートルのところに2基ですよ。当初の目的は40基まで上げたいという目標だったらしいです。今、2基のままです。10年近く2基のままなんですよね。隣の津野町でしたか、その隣の町に10基、十何基並んでいるんですね。実は、こっちのほうがはるかに稼いでいる、2基のほうが。なぜか。彼らは、調査して、綿密にして、採算性を計算したけれども、それを隣で見て、二番煎じで多分建てたんだと思います、11基ぐらいきれいに並んでいるんですよ、遠くの山のほうで。それ、朝のテレビなんかでもやったみたいですが、かなり問題になっているみたいです。ノー回転ですね、駆動率が。回っていないプロペラも結構ありました。

僕は、ここでなぜそれを取り上げたかという、この町は年間3,100万円のプラスになっています。要するに、ちょうど1,200キロワットなんですね。1基600キロワットの発電のプロペラを、スウェーデン製ですが、それを2基上げた、10年近く前に上げて、毎年3,100万円のプラスです。黒字です。多分、僕の計算によると、3,800万実際は売電しているんですが、メンテナンスの会社が青森のほうで、六ヶ所村のほうだと思うんですが、そちらのほうで遠隔操作して、その風力の発電をコントロールしているんですね。3,100万円は現収で、お金で入っています。それを積み立てて、それでソーラーの補助金、あそこはキロワット20万円ずつ補助しています。とてつもない数で補助しているんですが、そういう意味では成功した例をまねろというんじゃないですよ。

僕は、そういう意味では、今、お金、予算を使って町が一つの事業に取り出すときに、そういう部分で町が今までお金をつくって、建物をつくったけれども、そこでお金を稼ぐということを我々は期待している時代はなかったと思うんですよね。どちらかといったら、何かをつぎ込んで、電気代を補助しながらというのはありますけれども、これからのエネルギー特別措置法ができた段階で、これ四国、11円で売っているんですよ、11円。10年前に11円、安いんじゃないと思うけれども、有利な交渉が成立したという、この町長は言っているんです。11円というのは、僕たち48円で、今42円という太陽光をやっていますけれども、11円でもプラスになっています。今回の特別措置法は、多分18円にもっと上げようというふうになっている傾向

なんですね。

だから、そういう意味では、この11円ですら頑張っている自治体もあって、その3,100万円を積み立てながら、もうもっと取りましたから、4億ぐらいかかって2億ぐらい自分の自治体から出したんですが、今3,100万で緑の再生とか、1ヘクタール当たり10万円の補助とか、山林ですね、そういう管理のためにお金を出すという形。つまり、中央に頼らずに、そこでそのお金を上げて、その中でその中を回していく。ソーラーの普及、ここはもう10%、高知県では一番普及しています、ソーラーのほうも。トータル800キロワットをやっていますね。自治体が20件あって、400キロワット以上発電しています。個人が106件で、やっぱり400キロワット以上発電しています。

南会津町はどのぐらいかは、多分補助金とかの関係で本当にまだまだ数%にしかすぎませんけれども、そういう前例をまねるんじゃなくて、くどいようですけれども、そういう意味でお金をしてそういうふうに戻していこうという部分で、我々もそれによってプラスの部分、ぜひその辺でもうちょっと具体的な部分で検討はどうでしょうかということで、町長の考えを。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

私は調査も何もやらないと言っているわけではないんです。調査はやってみたいと思っています。ですから、今、栲原町の話もされましたけれども、風力発電にしても、年間の風の量とか方向とか、そういうことは十分調査された上での実施だと私は思います。ですから、まだ町はそのようなことをやっていませんから、ですからそういう中でこれからそのようなことを、風力に限らず、水力もありますし、もちろん太陽光もありますし、そのようなことを含めて総合的にそのような調査はやってみたい。そうした上で、可能な限り、この地域の特性を生かした地産地消型のエネルギー政策というか、町としてのあり方は私は考えていくべきだろうと、そのようには考えています。

ですから、今すぐ施設をつくらないと消極的というようなとらえられ方をされているようですが、決してそうじゃなくて、十分調査した上で、実施できるものは実施したらどうかなという考えを持っていますので、その辺は誤解ないようにお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 政策に消極的なんてことはないです。町長は前向きでやっていると思います。

今、調査と言いました。実は南会津町、議長にも許可をいただきましたけれども、これぐら

いバイオマス発電からで政策してきました。これNEDOの補助金で600万とか300万ですから、何千万使っていますか、補助金で。このパンフレットをつくるためですよ。これをつくって、なぜ一歩出てこないのか、僕は不思議でならない。こんなにつくっていて、風力も七ヶ岳も下嶽も含めてすべて調査しています。でも、多分可能性は薄いんだと僕は思うんです。

僕は何をここで言いたいかというと、実はこういうとらえ方もあるんですよ。プロペラというのは、天栄さんで成功しているかどうかわかりません。すごくここ600キロ、全くでかいです。あそこは250キロワット程度なんです。ここは600キロぐらいのやつ2基で1,200キロワットで、またべらぼうでかいやつなんです、その分でここが成功するかというのは、この形態で多分出しているんじゃないでしょうか、メーカーのほうで。なぜか、それは難しいんじゃないか。これはもうそんな断言しちゃ、これこそこれから風力に乗り出そうという人にとっちゃとても失礼かもしれない。

ただ、こういう考えがある。何かというと、それがもしだめだとすると、例えばソーラーの普及が雪国だからだめだというふうにしてはきょうは言いませんが、ソーラーがトータルで400キロワット、例えば4.2キロワットのやつを100件普及すると400キロワットなんですよ。つまり、いろんな切り口があるだろう。つまり、プロペラをやって景観を損なわれるという、あれ低周波とかいろんな問題があります。あるいは、雷には問題があって、今みんな万歳して風力に乗り出す人はなかなかいないはずですよ。風の部分、梶原町は年間7.2メートルなんですよ、風速が。全国でも一番、2位を争うぐらい風の吹くところなんですよ。だから、成功しています。だから、3,100万なんですよ。

だから、そういう意味では、研究はもう既に尽くしたと僕は思っています。そういう切り口でいえば、トータルでソーラーを100件やれば400キロワット、つまりかつての天栄の2基分ぐらいですね。それが200件、7,000戸近いこの南会津町の部分でソーラーがそれだけ普及すれば、プロペラ2基を建てたような計算になりますね。そういう考えで、いろんな切り口で考えていこうではないかと僕は提案したい。提案したいというか、そういうことを僕はきょうここで主張したい。

ぜひ、そういう意味ではもう調査は尽くしたので、水力に関してもちよっと言いたいんですが、その辺はあとの質問がありますのでちよっと言いませんが、そういう意味でぜひ、企業とか大規模ばかりじゃなくて、大企業じゃなくて、ソーラーの部分についてそういうエネルギー政策、予算もどんどん減っていましたね。何件前は何件、去年は4件ぐらいしか補助を出さなくも予算を切っています。その辺で、町長の考えはどうでしょう。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

私は、決して大規模でこの売電を都市部にやろうとか、そういう考え方で物を言っているんじゃないなくて、先ほど申し上げましたように、地産地消型のエネルギー政策もあるんじゃないかなと、そのようにも思っています。ですから、そういう中で、十分調査は尽くしたんじゃないかと議員おっしゃられますけれども、やはりいろいろ今の気象条件とかそういうことを考えますと、やっぱり念にも念を入れて、つくった、ところが失敗したでは済まないし、やはりその辺は十分慎重に考えたいと思います。

そういう中で、まだ国のほうのいろいろな施策の中でその辺が明確になっておりませんから、そこを見きわめた中で、あわせて私どももできる準備をしていくことは努力したいと思いますから、ですからそういう中でこの地産地消のエネルギー型、私はこの南会津町でもできると思っています。ですから、そのようなことを期待しながら、今後の実施に向けての調査、それから検討していきたいということは思っていますので、ご理解を願いたいと、そのように思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 ええ、もちろん予算もありますし、町民の合意のもとに、栲原町はこの政策のためにもう町民全員にアンケートをとり、そしていろんな合意の中で、90%以上が賛成だった、そういう調査をしてから、コンサルティングにまるっきり投げはしていません。そういう意味では、こういうものよりもはるかに風早町という何か地名があったんで、その風早という名前から町長が発案した、それが始まりで、実際はそこじゃなくて別なところだって成功しているという例なんですけど、ぜひそういう意味では、我々もそういう意味で町民の合意の中で、エネルギーはどうだとかいう部分について前向きに検討してほしいなと思います。それについては、じゃわかりました。

では、3番目、大きな3番ですが、災害直後の農道、林道、細かいことですが、これに関しては先ほど林道が230カ所、農道が2カ所、まだ修復されていません。針生地区も修復している部分もあったり、本当にそういう意味ではよくやって、そのままきれいになるんですね、直後はすごくきれいです。わあ、もう前の道路と比べるとよくなったところがあります。

それが、この大雨が降るとまた、もう2カ月、1カ月ですね。この台風シーズンになっているから、今はまだ来っていない、またすぐ来まして、余り大きい声であれですが、そういう意味では、この部分に関しては町長も今答弁したとおり、そこを抑えて一時やったとすれば、それ

全体がなくなっちゃうぐらいひどくなるというところがあるんです。それをやった段階で、予算をかけて砂利を敷いたり、重機を持って行って整備しているわけですから、その部分について、もう一度具体的も含めてですが、先ほど修繕していくというような形でしたけれども、その部分のもう一度町長の考えを。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

今回の災害は、本当に物すごい、原形をとどめないほどの災害箇所もありますし、実際に230カ所と申しあげましたけれども、確認できない場所もあるのかなというような、そういう不安もあります。ですから、そういう中で通常の管理の面から考えて、その一部舗装とか、そういうことを考えたかどうかというような意見でありますけれども、今までも急勾配のところに関してはやってきた経緯もありますし、もちろんそういうある程度の一定の農道、林道が確保できたときには、そのようなことを随時増やしていくということはやっていきたいと、そのように思います。ですから、災害に強いまちづくりといいますか、道づくり、施設づくり、これは常に心がけたいと、そのように思います。基本的にそう思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 これに関しては、本当に今後直して、手が届いたところなんかはもしかして幸いなのかもしれません。まだ本当に数カ所で、もう道が崩れて原形もとどめない状態のところもあります。そういう意味で、その拡大も含める意味で、そういう体制でやったら、この場所だけはやっていくという部分にすると、本当に直後はめちゃくちゃいいですが、その後が本当に予算削減のためにもそういう部分、今までも実際多分コンクリ、生コンを流したりしているケースもよく見ているので、その部分に関してもかなりここは傷みやすいんじゃないかというそんなところを発見したらば、そういう形でぜひ対処してください。削減につながると思います。

残り10分ほどになりました。最後の質問の部分です。

4番目の、ちょっと抽象的かもしれません。でも、ここの部分、1,400万、皆さん考えていただけますか。1,400万ってちょっとしたお金でしょうか。かなりの金額です。1,400万で理科の、今、天体望遠鏡と顕微鏡と言いました。かつてのあれでもできたはずですけども、予算があるから多分買ったり更新したり、顕微鏡というのはすぐレンズにカビが生えたりしますから、更新したんだと思いますけれども、その意味ではすごく残念だったのは、顕微鏡ぐらい

の10台でも五、六十万いっちゃいますかね。100万、かなり高いものですからね。その各校の予算はすぐ頭打ちというか、決まってしまうと思うんですが、教育長、これに関してはもっと、高額なものは天体望遠鏡か顕微鏡でおさまってしまうかもしれませんが、そんなもの、そんな失礼ですが、それは普通だと思うんですよね。それぐらいなんです。もう一度確認します。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 今回、1,400万の予算を申し上げましたけれども、やはり南会津町は学校数で15校ありますので、そんな大きいものは幾つも買えないというのが現実なものですから、天体望遠鏡とか顕微鏡とか、そういうすぐ必要な備品になってしまいますので、ご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 そうですよ。ここであれがこうだというのは本当に、僕は理科にはちょっとこだわっている人間なものだから、ちょっとそういうふう聞いてしまったんです。答えからは、当然といえば当然、そんなに冒険もできない。ただ、一つ僕が思うのは、せっかく1,400で更新したならば、顕微鏡で、先ほど教育長が言いました。そのいろんな反応とか葉緑素なんか、昔見て驚きました。あんな500倍ぐらいで見ると、いろんなものが見られます。感動がある。そういうのを多分理科の先生の方々はいろいろ工夫しながらやっていると思うんです。

僕はここで科学アカデミーという、これは仮称ですけども、こういうもので、先生方は忙しい人たち、忙しいわけですよ、忙しいわけですよ。実験に時間をやっていたら、試験のところがなったり、事務報告とかいろいろあって大変だということをよく耳にするので、ぜひ町民のそういう知識、あるいは得意な方の知恵をかりて、つまり町民の力をかりて、その分をフォローして、先ほど教育長、言いました。特別講師、外部講師を招いてやっているんだということを行いましたけれども、ちょっとそれぞれは本当に一部の人に感じます。

町では、こんな器材があって、これどうやったらみんなに子供たちに感動を与えられるかなというような工夫、そういうのをやっぱり先生方はもちろん勉強してきていますし、いろんな部分が知識は豊富だと思いますけれども、やはり我々実社会にいた人間の中で、これはこういう実験をすればもっとわかりやすく子供たちに伝えられるんじゃないかというアイデアを持っている人、いっぱいいると思うんですよ。そういう意味で、この提案をしたんです。ぜひ、その意味で町民を巻き込んだ上で、教育長はもう少し、特別講師じゃなく、もっと住民を巻き込んだ意味での進めぐあい、進め方としてどんな考えがあるんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど、答弁の中で理科支援員とか特別講師というような話を申し上げましたけれども、そういういいながら、現在、福島県においては理科の先生とか数学の先生が非常に不足しているというのが現実です。そういう意味で、地域ボランティアの方とかそういう人の活用、例えば駒止湿原ですと、湿原を守る会の人はかなり動植物とかそういう部分に非常に詳しいという方が大勢いらっしゃいますので、そういう方の活用とか、そういう部分で一般住民を巻き込んだ形で、やはり地域にはそれぞれ優秀な方が存在しておられると思いますので、そういう人と連携をとりながら、特にまた学校の先生は教えるのプロというようなことではありますけれども、やはり地域の中をよく知らないというような部分がありますので、その辺をよく学校関係者、あと地域の方々を含めて、子供たちの理科に関する関心を高めていくような教育を取り入れてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 残りが少なくなりましたが、僕はここで、この部分の質問したい理由はこういうことなんです。今、福島原発で、この福島県内が福島の再生なくして日本の再生がない、いろんな言葉で形容されています。まさに、福島県にこれからいろんな技術的な研究機関や何かがいっぱい僕は入ると思います。入らなかつたら、この町は再生しない、この国は、この県は再生しません。その中で、その働く場所、あるいはその研究機関には、ぜひ、この町から多くの子供たちがこれから勉強して間に合います。どんどんできてくるはずですよ。

そういう意味で、科学の部分、放射能の研究をする方もいるかもしれません。そういう意味で、理科に興味を持つ方がぜひ今だからこそ増えた、今だからこそ理科離れという言葉もありますし、理科の教師も減っている、今、教育長の答弁がありました。だったら、その部分にふやして、もっとこ入れをして、我々の町民の力をかりて前向きに進めようということを僕は提案しているのであって、ぜひそういう意味でこれからますます必要な部分、世の中はもしかして理科で動いているような、すべて技術的なエレクトロニクス、すべてそうなんですよね。その意味では、そういう人たちも少し増えてもいいんじゃないか、そういう意味で質問させていただいています。

ぜひ、教育長、その意味では理科の得意な方、忙しいです。少ないんだつたら、なおさら住民に広報か何かで投げかけてくださいよ。大きく僕は、植物だつたら私に、理科のこれだつたら僕だよ、生物だつたら僕だよという人、いっぱいいると思うんです。そんな人にもうちよっ

と間口を広げてもらって、ぜひ力を、もっとSOSを出してほしいなと僕は思います。

以上で、答弁は求めませんが、質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、6番、湯田哲君の一般質問を終わります。

なお、傍聴の皆さん、声、聞こえますか。大丈夫ですか。音が低いかなと思う面もありましたので、大丈夫でしたら。

〔「もうちょっと大きくやって」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 もう少し大きく。では、もう少し大きくして。



◇ 楠 正 次 議員

○芳賀沼順一議長 次に、8番、楠正次君の登壇を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 登壇順序2番、議席番号8番、楠正次。

一般質問を開始いたします。

7月末の新潟・福島豪雨災害により、本町も広範囲に土石流や川の氾濫等、多大な被害がありました。まず初めに、さきの豪雨災害により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、消防団員におかれては、昼夜を問わず、被害の拡大防止作業、ライフラインの復旧にご尽力をいただきました。また、本庁、支所を問わず、職員の皆様のご尽力により、雨による増水や土石流の災害に対しての避難勧告・指示は非常に難しいと。今回の紀伊半島の台風12号の件を見てもわかりますが、一人として町民の命を失わずに済んだことは、指示等の時期が適切であったものと考えております。

それでは、通告に従い質問をいたします。

①政府は今回の災害を激甚災害に指定しました。これにより、今後の復旧見通しは。また、時期・期間を含め、予定及び予算規模を伺います。

②町道・国道の被害状況はどの程度か。復旧・復興計画に対する費用、予算措置を含め、国・県との連携状況を伺います。

③農作物にも多くの被害があり、中でもトマトの冠水による立ち枯れや土石流の大打撃も見られましたが、今後の支援と次年度に向けた復旧支援策、また復旧計画を伺います。

④伊南地域の小立岩地内で発生した、内川地内という話もありますが、土石流による情報通

信ケーブルの切断事故、小立岩地区・大桃地区及び館岩地域全域で約1週間、インターネットの不通という被害に遭いました。昨年の9月議会において、光の輪構想について質問したときに、災害に強い情報ネットワーク化を検討するとの答弁がなされました。今回の災害を機に、情報通信網の新たな構築についての町長の考えを伺います。

⑤今後、大雨等での二次被害が想定されると考えますが、心配はないのか。あるとすれば、二次被害対策の計画と考えを伺います。

大きく分けて2点目の不育治療費の助成についてであります。さきの6月議会で不妊治療費の助成について質問をしたとき、非常にいいお答えだというふうに感じておりましたが、その質問の後、ある女性から連絡がありました。妊娠はするが出産まで至らないと、赤ちゃんの誕生に恵まれないという話でした。インターネットで調べてみると、この治療に対する歴史は浅く、原因はさまざまあることがわかってきました。

神奈川県に、不育症そだつてねっとという組織がありました。不育症に公的支援を求めることを目的とする組織でありましたが、その会のページを見ると、全国の助成制度の実態が記されており、22年度から1市1町で実施をしております。前回の不妊治療費の助成同様に、不育治療費の助成も子育て支援の観点から町長の政策に合致するものと考えますが、あわせて検討できないか伺います。

大きく3番目になりますが、水道料金の統合について。

4町村が合併前に、合併協議会で、合併後5年を目途に水道料金を統合するという調整方針が示されました。その後、水道事業運営審議会の答申を受け、統合時期を24年4月とし、かつ新料金に統合するという説明がありました。第2種に、65歳以上の高齢者の方のためのものがありますが、新設の料金案も示されまして、高齢者制度の導入、この配慮などはよく検討された内容と理解しております。

そこで、以下に伺います。

①合併協議会の調整目標年度は平成22年度でしたが、2年間統合を先送りした経緯及び理由を伺います。

②西部地域では、約30%の大幅アップとなるが、大口の需要者に対する激変緩和措置等の考えがあるのか伺います。

③3月11日の東日本大震災に端を発した福島第一原子力発電所事故による風評被害が払拭されるどころか、観光関連業者にとっては徐々に増してきているとの声もあります。西部地域は宿泊関係等、専業事業主も多く、24年度から一度に30%アップの統合環境にないと、今の経

済状況を考えると考えますが、さらに3年程度をかけて統合、それは下げるのではなくて、さらに田島地域の料金に近づく、そういうことができるのかなというふうに考えて質問をいたしました。再検討の余地に対する考えを伺います。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 8番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、豪雨被害に関する1点目、災害復旧の今後の見通しについてのおただしであります。本格的な復旧に向け、10月から国による災害査定が実施される予定であり、現在、各担当部署において調査、測量、設計等に着手し、災害査定に向けての準備を取り組んでいるところでございます。現在のところ、公共土木施設及び農林業施設、簡易水道施設の復旧に係る概算での予算規模は、全体で約13億円前後になると、そのように見込んでおります。がしかし、災害復旧に係る正確な予算規模は、災害査定後に決定することとなりますので、災害査定により復旧工事の方法や規模が変更になれば、数億円単位で変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承くださいと、そのように思います。

また、本格的な復旧に着手する時期と、その期間については、災害査定後、災害復旧に係る全体的な予算規模を把握し、速やかに議会に補正予算を提出したいと、そのように考えております。

今回の豪雨災害に関しましては、被災の規模が大きいだけでなく、広範囲にわたって被災箇所が複数あり、さらに冬期間の施工困難な箇所も多くあることから、復旧まで3年程度の期間が必要になると、そのように考えておりますが、工事の内容によっては、それ以上の期間延長も考えられることから、国・県に状況をしっかりと説明して、今後の対応を図ってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、町道・国道の被害状況等についてのおただしであります。町道については、田島地域2路線、舘岩地域7路線、伊南地域11路線、南郷地域3路線が一時通行止めとなりました。現在は、伊南地域2路線を除き通行可能と、そのような状況になっております。

また、国道・県道につきましては、ほぼ全路線が土砂流出の路肩決壊により通行止めとなりましたが、南会津町管内は一部片側通行での対応を含め、全路線で通行可能となっております。予算措置については、町の小災害は緊急的な経費を含めて専決予算で既に対応しており、規模の大きい災害は国の災害査定を受けた後に、国庫補助事業として本格的な災害復旧事業費を予算化する考えでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしましても、災害復旧事業に当たりましては、町と県で連携を図り、地域社会、地域住民の安全・安心の生活確保に努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ですが、農作物の被害に対する今後の支援と次年度に向けた復旧支援策及び復旧計画についてのおたただしであります。まず被害を受けた農産物に対する今後の支援については、福島県農産物等生産加工対策事業を活用し、被害農産物の回復対策及び病虫害の防除を行うための農薬代等について、県と町がそれぞれ3分の1の助成を行うことにより、被害農家の負担軽減等に努めてまいっているところであります。

なお、夏秋トマトについては、3月末まで育苗を行う年度作付のため種子の購入費用と、それから花のリンドウについては、今年度中の定植が困難であることから、平成24年度定植を行う苗代を補助の対象とすることで現在検討しているところであります。

町独自の支援としては、被害農家の負担軽減と、来年度以降の作付意欲が失われないように、出荷できなくなってしまった重点振興作物の苗代相当額を栽培支援金として助成したいと、そのように考えております。

また、次年度に向けた復旧支援策及び復旧計画につきましては、小規模なものは町の全額負担により復旧に努めておりますが、大規模なものについては激甚災害の補助事業を活用して、早急に災害査定を申請するとともに、復旧工事の発注を行いたいと考えております。

しかしながら、発注時期が冬期間となってしまうために、状況によっては繰越工事となることも考えられることから、関係機関等とともに協議しながら、耕作時期までに間に合うように最大限の努力を図ってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目、情報通信網の新たな構築についてのおたただしであります。今回の豪雨災害により、内川地区から檜枝岐村の区間のケーブルが複数の箇所ですり流により電柱ごと流されてしまったことにより、電話線等が切断し、電話やインターネットの利用をすることができませんでした。電気も途絶えました。このような災害が起きた場合を想定した情報通信網の構築につきましては、現在、敷設してあるルートとは別にケーブルを敷設するなど、非常時に備えた多ルート化の検討が必要となります。

現在のルートは、民間事業者で整備した電柱等を利用してケーブルを敷設しておりますが、新たなルートを通すとすれば、ケーブルの敷設だけでなく、ケーブルを固定する専用の柱とか、そのような設置場所などを含めたルート調査などが必要となってくることから、多くの時間と

多額の経費が必要と考えられますので、昨年の9月議会におきまして答弁申し上げましたとおり、財政面を踏まえた中で今後検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、5点目、大雨による二次被害対策についてであります。新潟・福島豪雨災害は本町にも甚大な被害をもたらしましたが、幸いにも死亡者などの大きな人的な被害は出なかったことは本当に不幸中の幸いでありました。そういう中にありまして、後で聞く話、なかなか厳しかった話もございます。実際に、通行した乗用車が通れなくなって止まっちゃって、中に乗っていた人をとにかく避難させたと。そういう中で、車の脱出を図っていたところが、土石流が急に出てきて、慌ててといえますか、急いで避難したと。そして、その直後にその車は伊南川に流れていったと、そのような本当に危機一髪の状態も伊南支所のほうから報告されましたし、まだまだあろうかと思いますが、本当に不幸中の幸いだったなど、そのように思います。

そういう中で、今後台風シーズンを迎えますが、これらの自然現象による災害をなくすことは大変厳しい状況でありますけれども、私たちの努力によって災害を減らすこと、つまり減災は可能であると、そのように考えております。行政による公助、これは言うまでもありませんが、自分の身は自分で守る自主防衛といえますか、自助、地域の身近にいる人同士が助け合う共助と、これらが相マッチして自然災害による被害を少なくするための大きな力になっていくことと思います。

こうしたことを踏まえ、町は二次災害対策として、今後、土砂災害の再発が予想される地域においては、早期の避難体制などをつくるための土砂災害警戒マニュアルを策定し、9月6日からの伊南地域において説明会を実施したところでありまして、今回の豪雨災害を教訓にしながら万全の対策を講じてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、不育治療費の助成に関するおただしであります。不妊治療については多くの方が知識を持っておりますが、不育治療はまだ認識が薄く、全国を見ても、支援している町村はほとんどない状況と聞いております。当町における不育症に関する実態も、まだ把握しておりませんので、今後、妊娠届の確認や医療機関等の情報を集めまして、南会津町における不育症の状況を調査して対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、水道料金統合についての1点目、合併協議会の目標年度から2年先送りした経緯及び理由についてのおただしであります。合併後において第1段階目の水道料金改定として、舘岩、伊南、南郷地域におけるこれまで異なっていた用途種別及び水道料金等を改定し、平成20

年5月1日より統一を実施しております。また、舘岩地域を含めた4地域間においては、料金に依然格差が生じていますから、不均衡を解消するとともに、水道事業の健全経営を推進するために、平成20年12月3日付にて水道事業運営審議会に平成22年度の統合を目指した水道料金改定について再度諮問し、ご審議をいただいているところであります。

しかしながら、平成21年度当時、長引く景気低迷及び経済不況による町民生活の疲弊を考慮し、22年度の統合を見合わせることにした経緯があります。このことから、次の統合時期を含め、水道事業運営審議会に諮問をし、平成22年2月9日付にて統合時期を平成24年度とした答申をいただいたところでありますので、ご理解をお願いしたいと、そのように思います。

次に、2点目、大口需要者に対する激変緩和措置等の考えについてのおたただしではありますが、今回の水道料金の統合料金設定については、水道事業運営審議会において、水道事業の健全な事業運営ができる料金設定を基本としながら、住民の負担等を考慮し、著しい変動を抑えるため、調整を図りながら料金設定をしたところであります。

また、おただしの大口需要者である営業用の第4種の料金体系についてであります。答申の内容では、これまでは使用水量によって超過料金の異なる従量制であったものを、基本料金を基本水量10立方メートルまで2,390円、超過料金については1立方メートル当たり235円とした一本化の設定でありました。一部の大口需要者等においては、料金が高額となることから従量制を残し、使用水量の少ない他業者等と同じ1.3倍程度の増額負担となるよう見直したところであります。このことにより、料金設定の均衡を図ったところであります。大口需要者においては前年と比較し高額な費用負担が生じることとなりますので、それらへの対応とした激変緩和措置等について引き続き検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故等の風評被害を考慮した統合時期の再検討の余地についてのおただしについてお答えいたします。

風評被害に対する8番議員さんのお答えは十分理解しております。今回の料金統合は、これまでの地域間において生じた料金の格差を解消して公平な料金とすること、今後の水道事業の健全な事業運営を図ることを目的としております。料金統合時期については、答申どおり次年度より実施していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと、そのようによろしく申し上げます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 ①、②、③についての復旧予算は、了解いたしました。また、この復旧については、災害の場合は原形復旧、これが基本だというふうに考えておりますが、先ほど町長の言われた中に、国道に接する沢という沢すべてがもう土石流として多くの被害が出たということではありますが、これによりトマトの冠水など、多くの農作物に対する被害も出ましたけれども、こういうものの改良が原形復旧なのか、それともさらにもう少し改良のできる予算措置、計画等ができるのか伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 答えいたします。

いわゆる災害に被災を受けました構造物という考えでお答え申し上げますが、基本的には災害は原形復旧というのが基本でございます。しかしながら、同じ工法で施工しますと再度被害が被るといようなものにつきましては、その現場に合った構造物を災害査定に申請するという中身になってございますので、原形復旧だけではないということでございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 予算的にランクが上の施工の計画でありますと、激甚災害の国等の予算措置、それは原形復旧の予算になって、その一ランク上にする場合には町の一般財源から出さなくてはならないということなのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 答えいたします。

これは原形復旧外の工事であっても、災害査定に申請するという形でございますので、災害査定が通れば、同じく国庫補助扱いという形になります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。

あと、通告はしていなかったわけですがけれども、沢々の治山ダム、砂防ダム等がかなり満タン状態になっていきますけれども、満杯状態になっていきますけれども、町長はへりで上空からすべてごらんになったというふうにお聞きしましたけれども、この治山はこのままにしておいたら、今後の雨等の被害によっては、土砂の流出を防ぐという砂防という意味は全くなさないの

かなというふうに考えますけれども、その点については町長は国のほうにどのような要望をなされるか、お考えをお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

今回のこの豪雨災害は、本当にスポット的にといいますか、範囲は広がったんですが、伊南川、それから檜枝岐川の西側の斜面の、これが新潟の三条市にかけて南北のラインで20キロくらいの幅で非常に短時間で大量の雨が降ったと、そのような中で行った災害であります。そういう中で、私も30日に上空からその被災箇所を確認させてもらいましたが、上空から見ると平面になりますので、どのくらい砂防ダムの状況が満砂だったのか。あるいは、当時、橋が2つ流されたと、そのような状況の中で、私もそういう知識、インプットされたものですから、橋の姿が見えなかったもので、本当に橋が流れされたんだと、そのような思いの中で上から見ましたけれども、現実には橋も2橋残っていましたし、それで砂防ダムも治山ダムも、今の私の認識ではすべて構造物は残っていたと。

ところが、あれだけ大量な雨が一時期に降った。ある意味、私は深層崩壊みたいな状況が発生して、そして立木とともに土砂が一気に流れていたのではないかなと、そのように思います。非常に地層が薄い地形でありますから、もうすべてその沢という沢が岩盤まで全部えぐり取られたというようなのが現状であると、そのように認識しております。そういう中で、国のほうに今後の対応、なかなか現場にも踏み入れることができない状況もありますから、本当にこれからいろいろ査定に入るわけですが、今後の対応、やはり本当に早急に対応しなきゃならない部分と、本当に恒久的な対応を考えた場合の対応といいますか、それを十分国と県と相談しながらやっていく必要はあると私は思います。

そういう中で、いろんな今までも満砂の土を取ったらいじゃないとか、もっとその基数をふやせとか、そういうことはいろいろあるかと思いますが、そのことも含めてやはり国のほうに、いろいろその場に合ったとか、その地区に合った、地域に合った対応策を考える必要があるだろうと、そのように考えております。

もう一つには、流出した土石流が伊南川にかなり河床が上がっていますから、これらに対する対応も国のほうにお願いしているところではありますが、何せ私どものほうもそうですし、只見町さんのほうも大変な被害があります。ですから、正直、皆さんとそこは連携しながら、国のほうにも県のほうにもそのような要望を引き続きずっと出して、本当によりよい地域づくりを目指したいと、安全対策を講じたいと、そのように考えております。

ですから、具体策についていろいろ考えられると思いますが、やっぱり十分現場の検討をすることがまず第一と、そのように考えておりますので、今のところはそのようなつもりで、十分私たちも現場を把握して、国のほうにしっかりした要望を上げていくと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。

3番目の農作物の被害について、先ほど種苗等の補助、これがありましたけれども、実際に被害に遭われた、例えば農家、トマトといえ、その保険に加入されていなかった方々がかなり、ハウスに対しては保険に入っているけれども、中の果実といいますか、農作物に対しての保険は、なかなか掛金の都合なのか、掛けていない方が多かったということですが、この辺に対しての補助とかという情報、何かありましたら伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

農作物の保険関係から、その支援の制度は何かないかというようなご質問かと思いますが、まず夏秋トマトで耕作者88名がいるんですが、農作物の共済に入っていた方については2名しかおりませんでした。その中の1名が今回の被害該当者というようなことがあります。また、今回の88名の中で70%の被害に遭われた方が27名ほどありますので、70%の方の被害の全損換算面積を算出しまして、ことしは普通に苗を購入しまして、苗の支払いが相当厳しいというような状況も考えておりますので、苗代の購入を全損換算面積から算出しまして、その算出された割合から70%町から支援しようというようなことで、今回の9月補正予算に計上しておりますので、ご理解ください。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 70%補助という、本当に農家にとってはありがたいことだというふうに思います。

2名の共済加入者のうち1名と、今、該当になるのはとお聞きしましたけれども、このほかに、この1名の該当者の場合は共済金が6割とか収入となるんだと思うんですけども、それ以外の方で、トマトは組合制度がしっかりしているというような話も聞いて、そこに積み立てのお金とかそういうものがあるとか聞きましたけれども、それはその農家に対しての被害に対して何%とかというような情報は農林課のほうには入っていないでしょうか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

トマト生産組合にはトマトの互助会制度がございまして、その中でもやはり被害農家の割合を算出しまして、今現在8名の方が今回のトマト互助会の支援の該当になるというようなことで、生産組合のほうから聞いております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。その支援の内容というのはわかっているのかどうか。わかっていたら、ちょっとその部分をお聞きしたいと思いますが。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

私もちょっと、互助会の内容なものですから、私の知っている範囲なんですけど、トマトの毎年出荷される3カ年の平均の70%を下回った場合に、1キロ当たり150円の単価によりまして70%までの互助会の補助金を交付するというようなことで、今回8名の方が該当になっているというようなことでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。

次に、4点目にいきますけれども、一昨日、このインターネットのケーブルの切断事故について2カ所と、そして昨日も委員会の中では2カ所、そして内川地区で土石流の復旧の重機による切断という説明がありましたが、電柱等の流出によって切断された部分もあるというふうに、NTTのほうから私のいただいた資料の中には4カ所、内川からありまして、3日、4日、5日に接続予定というような資料をいただきましたけれども、ここの部分、確認させていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○酒井直伸伊南総合支所長 お答えいたします。

ただいまの情報通信網が途絶えた要因でございまして、町長答弁のとおり、内川から大原間の電柱が土石流によって崩壊して切断した箇所は4カ所、それから内川、落合沢ですか、その橋にかかる光ケーブル、添架しておりましたが、その沢の土石流をすくい上げるとき、重機のバケットがケーブルに接触しまして傷つけたということもございました。それら二重の事故

が寸断につながったというふうになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。

ここについてですけれども、先ほど哲議員も情報の重要性に触れましたが、固定電話、携帯電話、インターネット、すべての情報伝達手段が断たれてしまい、多くの被害がありました。宿泊業者は予約の確認とか、今そういうもので行っている方がかなり多くいらっしゃいます。現実に変な思いをしたと。期間、予算ともに多大に必要と、今、町長も答弁されました。しかし、双方向から、田島方向からと南郷方向からの接続ができれば、こういう事故、去年の9月のときにどこかで切断された場合に、例えば今回がそうなんですけれども、伊南で切断した場合、檜枝岐に行って、檜枝岐の基地から館岩に来ると、檜枝岐も館岩も孤立状態と、インターネットに関してはいうふうになりました。

衛星携帯の話も以前いたしましたけれども、やはりこの情報網、町民がすべて公平な享受ができる、こういうことが重要なというふうに思いますので、ぜひともまた今後ともさらに検討して、国の予算等、国も原口さんが総務大臣のときには光の道構想でかなりここに力を入れる話がありましたけれども、さらにこういうものについても求めていって検討していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

この情報関連の施設といいますか、それについては先ほどもお答えしましたけれども、東日本大震災のときも携帯や固定電話は全く通じなくなった、光ケーブルの電話がだめになったところ、一方ではアナログ電話が通じていたと、そのようなこともございます。ですから、これも皮肉なもので、便利にしたところがというか、高速にしたところがだめになって、従来のところ助かったと、そのようなこともあります。

ですから、いずれにしても、どのような敷設をしようが、あれだけの箇所数でなると、全部不通になる可能性は出てくるのかなと、そのようにも考えます。ですから、先ほどもお答えしましたが、この二重、三重の中でそういう対策といいますか、今できる範囲内でのその対応をどのようにしたらできるのかと、これはやっぱり十分考える必要があると私は思います。

ですから、その地域、地域によって高齢化も進んでいますし、今回も現実にはまだ勤めている人が帰宅されないちょうど時間帯といいますか、そういう中でお年寄りの方だけが残された地区もありまして、なかなか携帯を持っている方も少なかったと、そのような状況も考えられ

ますので、ですからいろいろなことを状況を設定しながら、やっぱりそのような連絡、あるいはそのような防災に対する対応をしていく必要があるだろうと、総合的に考えていく必要があるだろうと、そのように考えておりますので、今後本当にそういうことを具体的に検討しながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 それでは、次に大きな2点目に移らせていただきます。

不育治療についてであります、ほかの自治体でまだ先例が非常に少ないという話がありましたけれども、国も平成20年からこの研究機関を設置いたしまして現在進行中ではありますが、厚生労働省の研究機関の発表によると、不育症の原因は子宮や甲状腺の遺伝子レベルでの異常など複数ありますが、治療法はさまざま開発され、専門外来で診療した場合、治療した場合、80%以上の方が出産に至っていると。

そして、民報新聞に、たしか6月だったと思いますが、今さきに言った記事はインターネットの記事、9月2日の記事ですけれども、福島民報に載った記事では、85%以上がヘパリン等の血液凝固を防ぐ治療で、それは自分で打たなくてはいけない注射なんですけれども、月に10万円かかると、保険適用外ということで、こういうものに対して、ある町では30万円の助成をするというようなこともございました。また、助成自治体が、この9月2日のニュースによりますと、全国で10自治体になったと。町では、まだ1つであります。

しかし、これは子供を持ちたいと考えながら、こういう地域にいると特に専門外来もなかなか行くのもつらい。しかし、こういう制度を設けることによって、その人たちの心の負担、これは自分には子供を持ってない、昔であれば離縁されるとかというような話のこともあったかと思えますけれども、今でも女性はやっぱり、ご主人が子供が欲しい、自分が産めない、自分、それは不育症の場合の女性の場合の原因のことばかりでありますけれども、でもやはりここに対して自治体がしっかりと目を向ける。こういうことの相談を受け、きちっとした援助ができる、助成ができるという自治体であれば、非常に女性の気持ちは安心して、いい町だという考えになるんだというふうに考えますけれども、これは町長の子育て支援、不妊のときの答弁がありましたけれども、やはりこの町から県を動かすということもあると思います。ですから、しっかりと検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

不妊治療のときも、私は積極的にというか、実施に向けて今検討しておりますが、これも申

しわけなかったですけども、私は初めて聞きました。そういう中で、そのような方が悩んでいらっしゃる方がおられるならば、私はやっぱり少子化対策、あるいはその人にとって人生のクオリティー化といいますか、本当に生きがいのある人生を送るために、そのようなことはぜひとも必要なことであると、そのようにも思っていますから、いろいろなことを調査しながら、気持ちとしてはやりたい、やる方向でいろいろ調査を進めたいと、そのよう思っていますので、ご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 了解しました。

次に、水道料金の統合についてであります。確かに21年度からリーマンショックとか多くの経済不況、原因がありまして、統合を見送った、時期、改定を見送ったということがありますけれども、やはりこの改定案で増収となり健全な経営ができる、これはどのくらいを想定されていますか。この改定案で増収とはならないのかどうか。水道事業が健全な経営をするために、増収、ただ不均衡を是正するというので、下げて上げて今までと同じということなのでしょう。ちょっと確認したいと思います。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 お答えいたします。

ただいまの質問で、この料金改定をする前に平成21年度の実績と、あと24年度ですか——に値上げした場合の、改定した場合の実績を一応試算してみました。ただ、人口減とかそういうものもありますので、上水道の場合は、田島地域が水道料金そのものが下がるということで、試算額としましては154万ほどマイナスになりますけれども、簡易水道につきまして、南会津町全体では58万4,000円ほどプラスになる計算になります。合わせまして、大体100万程度減額という形になりますけれども、これが27年、32年と見ますと、それも人口減も国勢調査に基づいて下がる分を予想いたしますと、大体27年度で簡易水道も34万ほど下がるという、減額になるという形になっております。ただ、32年度になりますと、同じ54万7,000円にまた上がる、増額になるというふうに試算しております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 人口減とかというと、ずっと下がっていきそうな気がするんですけども、27年に34万減になる、32年には54万プラス、ここのところをもうちょっとわかりやすく説明していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 27年度につきましては、人口が21年度から11.3%減りまして、同じように32年度につきましては18.4%減るわけです。実際には、収益としては下がってくるんですけれども、ただ、そのころにはもう既に全体的な補修工事が終わりました、かかる経費が少なくなるということで、今のところそういう試算で出しております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 了解しました。

平成20年12月から水道運営審議会において6回にわたって審議したとありますが、諮問の内容を決定するに、諮問するに至るに、支所と本庁、西部地域と田島地域という間の調整、これはあったのかどうか伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 合併協議会では、合併協議会の上水道事業の統合事項につきましては、使用料について合併時に口径によって金額を整えるというような形で協議会になっていたんですけれども、審議会のほうにつきましては、第1種から第4種についてそれぞれ地域ごとに口径が違うのがばらばらになっておりますので、それを統合するには容易でないということで、1種、2種、3種、4種で統合したほうがいいじゃないかということで、そういうふうになりました。

以上です。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。

この算定の中で、使用水量が1,000立方メートル以上と書いてありますね。この業種、事業者というか、それについてはわからないでしょうか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 1,000立方メートル以上、月額ですか。今のところ、2事業者というふうになっております。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 その中で、例えばリゾートなんかはその一つに入るのかと思うんですけれども、やはり非常に厳しい経営状況の中ですけれども、この施設ですと1施設で、たしか220万ぐらいのアップになると思うんですけれども、年間で。これがやはりこういう改定とい

うのは5年をめどに、ただもう24年にということですがけれども、24年、25年、26年、27年、アップの特例の期間、この期間あたりに例えば8%とか9%ぐらいずついって、とりあえずこの不景気の中を乗り切っていって田島に追いつくような考え方もあるのかなど。

そうすると、結局1.3倍以上、1.35倍とか、そういうふうになっても、その地域の町民にとっては一気にこの不景気に1.3倍というのはなかなか厳しい。特に大口需要者にとっては激変緩和もあると言われたので、どの程度になるかよく検討していただいて、会社の理事の方たちなんかは、今こんなになったらつぶれてしまうというぐらい危機感を持っている話も聞きますので、ぜひその辺は、安過ぎた、健全な経営を目指すためには上げることは私も理解します。でも、上げ方、これがもう少し工夫が必要かなというふうに思います。この辺について、町長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

確かに、今までの水道料金が安かったのか高かったのかの話にもなりますけれども、そういう中で、やっぱり統合を目指しているいろいろ審議会にお諮りしてきたと。そういう中で、このような状況になって大変厳しい、またまた厳しい状況にはなっているわけですがけれども、やはり公平性ということも考えたときには、いつまでもこれを放置しておくわけにもいかないし、ですからそういうことで、ある程度激減緩和措置をしながらやっぱりやる必要があるということ、このような措置をさせていただきました。

それで、高齢者の問題もありますし、ですからだれも上がるのは嫌ではありますが、一方で下がる場所もあるわけですから、これはなかなか上がる地域は容易でないと思うんですが、その辺もやはり負担の公平性、それから今後の財政のことを考えて、先ほどは投資もなくなるから将来は安定してくるというような答弁もありましたけれども、これとて実際には遠い将来のことのような感じもしますから、果たしてどうなのかなと思います。今の見通しとしてはそのようなことですので、その辺は十分協議しながら進める必要があるだろうと、そのように思います。ですから、今回そういう意味で、当初のある意味計画はしたんですが、計画どおりじゃなくて、そういう措置を図りながら統合を図ったということでご理解をいただきたいなど、そのように思います。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 大口に関しては、違った形での応援の仕方、これもあるかと思えます。この1.3倍程度になる改定は崩さないのであれば、そういう必要性もあるのかなというふうに

考えます。

また、高齢者の基本水量を5立方メートルとする案であります。非常にいい案だなというふうに私は思いましたが、65歳以上の田島地域の方、ご夫婦の世帯、そして館岩地域の方、またペンションの方とか聞いてみましたら、ペンションは比較が一般ではない営業ですから、一般の家事用で使用されている方で、たまたまなのかもしれませんけれども、2カ月分の検針で42立方と44立方、という月21立方と22立方なんですけれども、その人たちにとっては11立方目からのこの超過料金の値上げで相当額の値上げになるわけですね、高齢者であっても。ですから、高齢者が5立方を超えない世帯、この人たちは高齢者世帯というか、高齢者の中でこれは適正な一生懸命節約をしての5立方なのか、それとも花を飾ったりとかいろんなことに簡易水道しかない、そういう世帯がそういうものに使っている、それでも5立方程度ならおさまるといふことなのではないでしょうか。この辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 高齢者を一般の10立方から5立方、半分の基準値にするということで、一応高齢者の人口とかそういうのを調べてみました。実際に平成21年の使用量でやりますけれども、年間60立米以下ということは、月に直すと5立米以下です。その方たちが、大体高齢者世帯全部で858あるんですけれども、その半分の455の世帯が5立方メートル以下、あと10立米以下というのがその残りになっておりまして、多分議員がおっしゃった高齢者世帯で月21立米以上というのは、漏水か何かしていたのか、それとも無駄、別に花とか何かに商売とか何かでやっているのかどうかは知りませんが、ちょっと調べてみたいと思います。普通の高齢者だけの世帯でしたら、月、多くても6立米までいくかいかないかというのが平均であります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。奥様のほうが64歳なのか、私、今その料金はいただいて持っているんですけれども、後で調査させていただきたいと思います。

こう考えますと、やっぱり現役世代が負担、また高齢者でも高収入のある方もいらっしゃいますから、そういう方には応分の負担をしていただくというのが11で、二人世帯であれば6立方から10立方の部分60円という低い料金設定、超過料金に対して。それ以上の分は、もう高収入で存分に使う人たちからは負担していただきましょうという190円という料金案になったんだと思うので、了解いたしました。わかりました。

以上です。終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、8番、楠正次君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。

なお、午後は1時より会議を開きます。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 湯 田 良 一 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、3番、湯田良一君の登壇を許します。

3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 登壇順番3番、議席番号3番、湯田良一でございます。

まず初めに、このたびの新潟・福島豪雨のための被害に遭われました被災者の方々、そしてまた台風12号によります被災された方々に対して心よりお見舞い申し上げたいと思います。

まず初めに、災害時の防災対策について。

①番、7月末の新潟・福島豪雨に際し、現在の町の防災マニュアルでよかったのか。

新潟・福島豪雨被害は、本町においても避難勧告が出され、家屋の損壊、流出等、甚大な被災を受けてまいりましたが、人的な被災者などがなかったことは不幸中の幸いと考えております。一方、山林等の崩壊による土砂や瓦礫の流出により、家屋の損壊や道路の寸断により、一時的には村落の孤立や不便な生活を強いられてまいりました。農業面においては、町の重点振興作物である南郷トマト等に大きな被害を受けてまいりました。さらに、水田にも土砂の流入により大きな被害をもたらしました。このような大きな自然災害に対しまして、南会津町民の安心・安全を考えたとき、今までの防災マニュアルでの対応でよかったのか伺います。

②高齢者に対しての防災意識の高揚策についてはどのように考えているのか伺います。

高齢化が進んでいる本町でも、今後、予想もつかないような災害がいつ来るかわかりません。

地域によっては、自分の避難場所さえ知らない高齢者もいます。また、体の不自由な方もおります。このような方々に対しまして、避難場所の周知徹底策や避難方法策等、地域住民の安心・安全を守るために防災意識の周知徹底を図るべきと思うが、町としての考えを伺います。

③現在の防災マニュアルの見直しの必要はないのか。

前段におただしいたしましたことを踏まえまして、南会津町民の安心・安全を考えたとき、現在の防災マニュアルを総点検して、総合的な見直しとして行政区ごとの検討をするなど、地域の実情に合ったきめ細かな見直しが必要と思うが、町としてどう考えますか、伺います。

次に、原発事故による農産物の風評被害対策について。

生産者が安心して出荷できる体制について。消費者が安心して購入できる対応策はどのように考えているか。また、放射線量の測定方法（地域、農産品ごと、時期）はどのようにになっているか伺います。

農家の人たちが今一番心配しているのは、農作物、特に収穫時期を迎える米であります。安心して出荷できるよう、定期的な線量の測定が必要と思います。地域ごと、農産品ごと、いつやるのか等の時期もあります。南会津町での線量は0.07から0.08マイクロシーベルト、西部地区では0.09ぐらいから0.12ぐらいの数字でございました。数値的には安全だと思いますが、実際、この南会津地方に別荘を借りて東京の人が自家用野菜を栽培しておる方がおります。昨年までは、東京にいる家族が喜んで食べていたそうです。ことしは、こちらでとれた作物は東京には持ち帰らないでと家族から言われていると伺います。

さらに、新聞情報でご存じのことと思いますが、9月9日の福島民友新聞の社会版の情報がありますが、福岡市の市民団体、ふくしまショッププロジェクトが主催しました福島第一原発事故の風評被害に苦しむ農家を応援しようとする試みを、開店前に、福島のトラックが走ってくるだけで放射性物質が拡散するなど書かれた抗議のメールが載せられ、出店を見送ったとの記事が掲載されておりました。これが本当の現実だと思います。

意識の問題だとは思いますが、このような意識をなくすことが大事だと思います。相当な時間と労力がかかるとは思いますが、そして農家の方々が安心して出荷できるよう、また消費者の方が安心して購入できるような対応策を国や県と協議しながら、また一般消費者の協力や意見を聞きながら、地道な対応が必要と考えますが、町としてどのように考えますか、お伺いいたします。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、湯田良一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、災害時の防災対策についての1点目、新潟・福島豪雨災害に際し現在の防災マニュアルでよかったのかのおただしであります。今回の豪雨災害の対応につきましては、南会津町地域防災計画に基づき、災害対策本部、さらには各総合支所に現地災害対策本部を立ち上げ、指揮命令系統の一元化により、災害情報の収集、伝達、災害広報、避難の準備情報、勧告及び指示など、冷静な判断のもとで行動することができたと、そのように思っております。また、内川地区住民の避難においては、南会津町防災ハザードマップによる誘導により人的被害を逃れることができたことなど、一定の成果が出たと、そのように評価しております。

しかしながら、今回の豪雨災害は過去に例のない大規模な災害であり、改善すべき事項もいろいろ多数あったと、そのように考えております。先ほどもお二人の議員の中で質問もありましたけれども、やはり情報の伝達方法とか、そのようなことが特に課題として上がってきたわけでありまして、今回の対応結果につきましては、これからしっかりと検証して改善策を講じていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、高齢者に対する防災意識の高揚策についてどのように考えているかのおただしであります。町民の防災意識の高揚のために、町といたしまして「防災対策講座」と題したまちづくり出前講座を開設しておりますが、現在申し込みはないところであります。引き続き、皆さん方の防災に対する意識の高揚を積極的に町もPRしてまいりたいと、そのように思います。

高齢者に対する有効な防災意識の高揚策とは、講座の開設ばかりでなくて、地域ぐるみ、高齢者の安否確認や災害時にすぐに避難誘導ができるような体制づくり、日ごろから住民の方に声かけをしていただいて、防災訓練等への参加もしていただくと、自助意識を高揚させていただくことが大切ではないかと、そのように考えております。地域の実情を把握しているのは地域住民の方々でありますので、地域が主体となって、早期にその体制が図られるように町としても支援をしてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、現在の町の防災マニュアルの見直しの必要はないかのおただしであります。現在の南会津町地域防災計画は、本町で災害が発生することを想定して策定されたものであります。3月11日に発生した東日本大震災では、本町内では被害は少なかったものの、被災者に対する支援などを行うための南会津町地域防災計画に基づき、災害対策本部に準じて災害支援本部を立ち上げ、事態に対処したところであります。

しかしながら、支援体制については、情報不足や現場での混乱などもありスムーズな活動ができなかったと、そういう苦い反省もあります。また、先ほど述べたとおり、新潟・福島豪雨災害での対応についても今後十分な検証を行う必要があると、そのようにも思っております。こうしたことを踏まえて、より実践的で具体的な計画とするために南会津地域防災計画の見直しを速やかに行いたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、原発事故による農産物の風評被害対策に関する1点目、消費者が安心して購入できる対応策をどのように考えているかのおただしであります。町では風評被害対策として、町内で生産される農産物等に含まれる放射性物質の測定結果を町のホームページ等に掲載しているほか、6月1日付で南会津町安心宣言を宣言し、水、空気、食べ物の安全性を町内外へ情報発信してまいりました。また、南会津町風評被害対策委員会やJA会津みなみとともに、首都圏等で開催される風評被害撲滅キャンペーン等に積極的に参加をして、市場関係者等に安全性を訴えてまいりました。

その結果、原発事故直後はアスパラガスや花卉等において若干の単価下落があったものの、それ以降は風評被害による市場での影響は少ないと、そのように報告を受けております。そういう中で、一安心をしているところでありますが、しかしながら県内産の牛肉や野生のキノコから暫定規制値を大幅に超えるような放射性物質が検出されるなど、福島県産の農産物等を不安視されていると、そのような事実もあることから、関係機関等と連携しながら、農産物や土壌等に含まれる放射性物質の測定を継続的に実施し、その結果をもとに安全性を訴えていきたいと、そのように考えております。

なお、これらの米や果樹、玄そば等の収穫時期を迎えるほか、各種イベント等も予定されています。引き続き、市場関係者やふるさと南会津会、友好都市交流事業を行っている団体等を中心に、消費者に安心して購入いただけるような対策を講じてまいりたいと、そのように考えております。

議員、先ほどもおっしゃられたように、ついせんだって福島の福島県の農産物等に持ち込みを拒否とか不買とか、そのようなことがネットの中でいろいろ発言があったと。本当にまことに残念な状況でありますけれども、私たちもあきらめることなく、しっかりとした正確な情報を伝えてまいりたい。そして、風評被害、少しでもなくなるように、撲滅できるように一生懸命頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目ですが、放射線量の測定方法がどのようになっているかのおただしであります。農産物等に含まれる放射性物質の測定につきましては、福島県が町やJA会津み

なみとの事前に調整を図った上で、測定する品目や地域、採取日等を決定しております。基本的には、火曜日が原乳、水曜日が野菜及び果樹、金曜日がキノコ類の検査を実施しております。

なお、これからの出荷を迎える米につきましては、収穫前に放射性物質濃度の傾向を把握するために予備調査と、収穫後に出荷制限の可否を判定するための本調査の2段階で実施されることとなっており、予備調査については8月8日に町内5カ所で実施され、荒海、館岩地区の2カ所については検出されませんでした。田島、これは栗生沢です。伊南、浜野です。南郷が宮床については、わかり次第公表させていただきます。

なお、早場米の伊南地区、古町地区の米には検出されませんでした。

また、本調査につきましては、9月20日ごろから町内16カ所で実施される予定となっており、その結果が1キログラム当たり500ベクレル以下であれば、町内全域の米の出荷及び販売が可能と、そのような状況になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 先ほども申しましたが、防災マニュアルの見直しの件なんです、本当にひとり暮らしや身体の不自由な方、そういう方が各行政区に少なからずともおられると思います。各行政区ごとに、行政区の役員や、また区民の方、そして消防団等の連携を密にした、そういった見直しも大事ではないのかなというふうに思いますので、そのところをよろしく考えながら、見直しの方向でやっていただきたいと思っております。

また、測定結果、放射能のほうなんです、農家の方たちに安心していただくためには、地域ごとの線量の測定結果の周知、やはり先ほど町長さんがおっしゃられたホームページというような形で今公表しているというような話がありましたが、ホームページで見れない方もいると思います。そういった方々に周知の方法もあると思いますが、どのようになっているのか、その辺の周知の仕方の説明をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から最初にお答えしたいと思っておりますが、まず防災マニュアルの見直しのことですけれども、それらに対して先ほども答弁申し上げましたが、やはり十分とは思っていません。いろいろな事象が出てきました。課題もありました。そういう中で、今後十分検討する必要はあると、そのように認識しております。

そういう中で、当面の課題として、やはりあの状況でありますと、今後台風シーズンや、あるいは秋雨のシーズンを迎える中で、今現在のことがやっぱり心配でありますから、当面の対策として、現地で伊南支所を中心に説明会も開かせてもらいましたけれども、私も区長さんにじかに何回かお会いしたんですが、そういう中で、やはりふだんと異常を感じたら、まず避難を喚起してくださいと、皆さんを導いてくださいと、そして安全を確認してから報告をいただければありがたいですというようなことをまず申し上げておきました。そういう中で、なかなか支所も離れています。本庁も離れております。ですから、なかなか現地のその現状を的確に判断しながら適切な指示は大変厳しい状況にあるかなと思いますので、そのようなことをお願い申し上げてきました。そして、そのご協力はいただけているものと、そのように思っております。

それから、放射能の測定の件でございますけれども、確かにホームページ等、なかなかごらんにならない方は多いかと思えます。そういう中で、皆さんも当然のことながら大変気になっている状況でありますから、町としてもきちっとその数値が正確に伝わるような広報をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を願いたいと思えます。

あと、お願いします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

先ほどのホームページ以外の住民の周知についてのご質問に追加答弁させていただきます。

まず、南会津農林事務所と南会津町、下郷町、只見町、檜枝岐村、JA会津みなみ等の合同によりまして、がんばっぺ南会津技術情報ということで、風評被害から今回8月22日まで第11号に係るこういうのを周知、案内ですか、お知らせを今お知らせしているところでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 今、がんばっぺ南会津というようなところで周知を図っていると言われましたが、これからやはり米の収穫時期を迎えたときに、一日も早い安心な数字が農家の方には必要だと思います。その辺のところ、これから先の周知の方法をどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

これからも随時、先ほどモニタリング調査、毎週やっていくことになりますので、随時調査をしながら、その結果を随時皆さんに町民の方にホームページを基本に周知し、または今言ったように、がんばっぺ南会津等にこれもこれまで同様にお知らせをしたいと思っているところでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 周知の方法は以上のような方法だということに思いますが、やはりもう少しきめ細かな周知の方法もあるのではないのかなと。なるべくそういう面での努力もしていただきたいというふうに思います。

また、きのうですか、福島民報の記事によりますと、県内の野生キノコが県内全域出荷停止というような記事が載っておりました。これは、その検出地だけでなく、県内全域というようなことは、やはり先ほど言いました風評被害のあらわれなのかな、マスコミの対応の仕方がまずかったのか。本町でも、このキノコとり、楽しみにしている方がたくさんいます。そういった方からも言われたんですが、やはり私としては、この風評被害に町長さんのお答えがありましたように払拭のために一生懸命頑張っている、そういう姿がある中で、こういうやはり記事を見ますと、ちょっと残念だなというふうに思います。

また、この風評の輪が広がらないようにするための対応をちょっとお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

正直、私もきのうの新聞、キノコの出荷停止だという報道を見て、あれっと思ったんですが、あれは国がああいうことを言ったことで、検討しているということでもあります、よく内容を見ると。ですけれども、ああいうふうに出ちゃうと、本当に中止だと、そう誤解されると思うんですね。ですから、私どももやっぱりきちっとその放射能の測定をして、それでやっていく必要があると、またそのようには考えております。そのことを徹底して、今後もキノコに限らず、いろいろな農産物、まだ出ますから、皆さん方にも安心して出荷していただくよう、それから皆さんにも安心して食べていただくよう、そしてこの南会津にも来ていただけるようなことを正確な情報として私どもは伝えていくもう責任があると、そのように思っています。

ですから、マスコミにもその点は十分配慮していただいて、やはりああいうセンセーショナルな見出しにされてしまうと、どうしてもそこだけとらえられやすいんで、それは十分私ども

もマスコミの皆さんにお願いをしていくと、注意していただく、このようなことを今後町として対応していきたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

先ほどの新聞関係のことについても、昨日、農林事務所と新聞報道の内容について確認しました。その結果、農林事務所等についても、全くその内容については初めて聞いたというようなことでありまして、8月3日に野生キノコ緊急環境モニタリング調査というような要綱がありまして、調査品目については市町村ごとに発生、採取した品目を調査しまして、出荷制限については市町村ごとに出荷の自粛をしたいというようなことでありまして、異常があった場合は町村で制限するというようなことで話をいただいておりますので、答弁いたします。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 農林課長と町長にお伺いしますが、今、3番の質問は、風評被害に対してどんな手を打っているのかという質問だったような気がするんですが、新聞だけじゃなくて、何か。

〔「それについて答えたつもりなんですが」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ああ、そうですか。では……

〔「もう一回言いますか」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 いやいや、わかりましたか、いいですか。

〔「わかりました」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 いろいろこの風評被害、大変だと思えますが、やはりこれからこの南会津町民が安心して生活、または農業に従事していけるよう、やはり町としても県と相談しながら、こういった輪が広がらないように国のほうに要望していただきたいというふうに考えます。

これで私の質問に納得いたしましたので、これで質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 以上で、3番、湯田良一君の一般質問を終わります。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、16番、大竹幸一君の登壇を許します。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、通告によりまして一般質問を行います。

まず最初は、豪雨災害についてであります。今回の災害に遭われた方々にまずお見舞いを申し上げます。さらには、救援や復旧に当たられた方々に感謝を申し上げるものであります。

それでは、質問に入りますが、7月末の新潟・福島豪雨は激甚災害に指定されまして、公共土木施設や農地などの復旧工事費に対し7割から9割を国が負担することになりまして、関係者からは安堵の声が聞かれておりますし、私も大変安心しております。しかし、個人の建物やトマトなどの被害に対しましては、任意に加入する保険などが主な補てん財源となります。

そこで、昨年、猛暑による米の品質低下に対しまして1反当たり2,460円、総額で2,317万円を補助しましたけれども、ことしはどのような支援策を考えているのか伺うものであります。

2つ目は、この災害に関連しまして、水路の草刈りなどが不十分であったことが災害の一因と思われるところも、私どもが見てきた範囲で、例えば南郷地区の小野島地区ではそういう面があったと思いますけれども、そのような集落の共同作業などの支援は今後どうするのか伺いたいと思います。

3つ目は、住宅についてであります。県の被災者生活支援給付金というものがありますけれども、町ではどのような支援体制になっているのか伺いたいと思います。

次は、原発の事故に関連した放射能対策についてであります。

8月28日、29日と、私は独自に町内43カ所の放射能を測定したわけでありまして。町が7月20日、22日と測定した結果が町のお知らせで回ってきたり、またホームページに掲載しておりましたが、それと比べるとほぼ同じ結果で、比較的低くて安心したところでありまして、次の点について伺うものであります。

町が測定しなかったあらかい健康キャンプ村、いわゆるかつての八総鉦山小学校の跡でありまして、ここではかつてみると0.18でありまして、私がかつた範囲では町内では最も高い数値でありました。ここには化学物質過敏症、あるいは電磁波過敏症で苦しむ方々の療養施設があるため、除染対策などは必要がないのかどうか伺うものであります。

なお、きのう福島民報新聞、民友新聞に、放射能と、あとセシウムかな、あれの汚染の状況の地図が発表されましたが、それを見ると、会津の中では、この南会津のあらかい健康キャンプ村付近あたり、栃木県との境あたりと只見、ここが非常に高い数値になっておりまして、皆

さん方も新聞でごらんになったかと思います。そこでは、たしか0.2から0.5の範囲の表に入っているように私は思っておりますので、大変私の調査と合っているなど、むしろ調査以上の数字が出ているなどというふうに驚いているところであります。

そこで、2つ目は、この施設につきましての利用状況、これを伺いたいと思います。これは平成21年4月からオープンしておりますので、3年間の状況がわかれば伺いたいと思います。

さらに、3つ目は、この施設は全国の人を対象としているため国の管理が適当と言われておりますけれども、それに向けての移管の取り組み状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

4つ目は、高畑スキー場、南郷スキー場、これも町ではかつておりませんでした、ここに行ってみますと0.14とか0.12とか、大変田島地区よりは高い数字でありましたが、この伊南地区や南郷地区で線量が高い理由を把握しているのかどうか伺いたいと思います。

5点目は、放射線は腐葉土に蓄積されやすいと言われておりますけれども、森林については調べているのかどうか伺いたいと思います。

また、さらに6点目では、下水処理場、これは農業林業集落排水も含みますけれども——についての放射性汚泥についてはどのように処分しているのかも伺います。

また、7点目では、ごみ焼却施設での主灰や飛灰についてはどう処分しているのかも、あわせて伺いたいと思います。

次は、大きな3点目でありまして、自然エネルギーについて質問いたします。

原発事故によりまして、原発に依存しない方向が明確になった以上、町としてもエネルギー問題に本腰を入れる必要があると思います。この前、議会の林業活性化議員連盟でも山形県の村山市に木質バイオマスの発電所を見たり、勉強に行っていました。そして、旧田島町のころの平成15年7月から16年2月にかけて、東海大学の関和市教授を委員長としまして新エネルギービジョン策定委員会をつくって検討し、住宅用太陽光発電への補助などを進めた経過があるわけでありまして、たしか、議会からは星登志一議員が参加したように思っております。

そこで、旧田島町の例を参考に、再度、自然エネルギーの検討委員会（仮称）でありますけれども、そういうものをつくって、当時、効果があるとされた太陽光、あるいは太陽熱、それから風力発電、バイオマス、あと雪氷余熱利用、温度差エネルギー、マイクロ水力発電というものについて、きょうも当時の本を持ってまいりましたが、その報告書の中に詳しく書かれております。そうした一回検討した経過がありますので、さらにその間いろいろ進んでいるとも

思いますので、さらに専門家を加えて検討し、可能なものから実行に移すべきと提案するが、どう考えるか伺うものであります。

次は、大きな4点目ではありますが、非核平和の町宣言に基づく行動をという質問であります。

平成21年の6月だったか9月議会におきまして、私と渡部優議員からこの提案をしまして、そして11月25日の臨時議会におきまして非核平和の町宣言が行われたように思っております。しかし、役場前の各種宣言の柱には加えないということでありまして、今のところ宣言だけで終わっているように思っております。

しかしながら、この前ニュースでやっておりましたが、会津若松市などは同様の宣言に基づきまして、毎年、広島市での8月6日の平和記念式典に15人の中学生を派遣して、そして帰ってきてから学校や地域で報告会をするという様子がテレビで放送されました。

そこで、本町としましても、学校教育や社会教育、あるいは町の行事の中で非核平和について考える場を設けるか、あるいはこの宣言の柱を立てて町民にPRすべきと提案するものでありますが、どう考えるか伺うものであります。

この場からは以上でありまして、あとは自席から再質問いたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 16番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、豪雨災害に関する1点目、農産物の被害に対してどのような支援策を考えているのかとおただしであります。今回の被害による農産物の減収補てん分に対して助成を行うことは、今後の農業共済制度や互助会制度の加入等に大きな影響を及ぼすおそれがあると、そういう観点から、町といたしましても、8番議員へのお答えをしまして、福島県農産物等生産確保対策事業を活用した支援と町独自の支援として、出荷できなくなってしまった重点振興作物の苗代相当額を栽培支援金として助成することにより、被害農家の負担軽減と来年度以降の作付意欲を失わないような、そのような対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、南郷トマト生産組合につきましては、独自の互助会が組織されており、過去3年間の平均収量の70%を下回った場合、1キロ当たり150円の単価により70%までを互助会の交付金交付対象とすると、また甚大な被害を受けた町内8名につきましては被害程度に応じて互助金の概算払いを行うと、そのように伺っております。

次に、2点目、水路の草刈りなどが不十分であったことが災害の一因と思われるところもあるが、そういう面での支援はどうするかとおただしであります。集落における水路の草刈りについては、各集落の農家が中心となって対応しているところであり、施設については、

老朽化が進み、農家の高齢化や担い手不足等により適切な保全管理が困難となっており、集落や農家では対応困難な保全管理についての下支えをする必要があることは認識しております。しかしながら、圃場の草刈り等は営農農家が管理することが原則であり、地域の水路等の草刈りも地域住民による普請等での対応をお願いしたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、被災者生活再建支援給付金についてであります。新潟・福島豪雨災害により南会津町町内において多数の住宅被害が発生していることから、この豪雨災害を被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものとし、南会津町も同法の適用地域となり、これにより、住宅が全壊した世帯や大規模半壊した世帯などには被災者生活再建支援金が支給されることとなったところであります。町といたしましても、被災者生活再建支援金支給金に加え、対象者を拡大し、罹災見舞金の支給をすることとしております。

次に、放射能対策に関する1点目、あらかい健康キャンプ村の除染についてのおたただしであります。あらかい健康キャンプ村入り口において、指定管理者が毎日、放射線量を測定しており、その値は毎時0.1マイクロシーベルト前後で推移しているとのこととあります。町内においては、比較的高い数値を記録しておりますが、これまでのところ、キャンプ村利用者の体調悪化も見られないことから、現段階での除染の必要はないとの報告を受けております。放射能対策については、今後も放射線量の推移を確認しながら、指定管理者とも情報を共有し、適切な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、あらかい健康キャンプ村の利用状況についてのおたただしであります。平成22年度の利用状況は延べ3,370名、実人数で34名の利用となっております。議員、過去3年間ということのおただしだったので、後ほど担当よりその数値をお知らせいたします。

次に、3点目、あらかい健康キャンプ村の移管についてのおたただしであります。指定管理による施設運営に当たっているため、当面は現行の運営を維持したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、国の管理が適当じゃないかと、そのように申されましたけれども、私もこれなかなかこういう障害の方々、国として対応がまだ明確になっていない部分もある状況でありますので、引き続き私もこれから国に対してこのような要望もすることも大事じゃないかなと。やはりこういう施設を開設している自治体としての、それも一つの役割だと私は思っておりますので、これから国へのそういう要望も申し上げてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目、伊南地域や南郷地域で線量が高い理由を把握しているかとのおたただしですが、現在のところ、各地域の放射線量の差に関する裏づけとなるデータは持ち合わせておりません。しかしながら、現時点で考えられることは、地質上の関係や、伊南地域、南郷地域が従来より自然放射線量が高目な地域であったこと、また降雨が確認されることなどが要因として挙げられるものではないかなと、そのように推測しております。

次に、5点目、放射線は腐葉土に蓄積されやすいと言われているが、森林については調べているかとのおたただしですが、森林内の放射線量については、6月下旬に福島県により町内10地点でモニタリング調査を実施いたしました。その結果、地上10センチメートルの空間線量率は毎時0.08マイクロシーベルトから0.31マイクロシーベルトの値が検出されましたが、森林内への立ち入りに注意が必要とされる毎時3.8マイクロシーベルトを大きく下回っております。

次に、6点目、公共下水道及び農林業集落排水の処理施設における放射性物質が検出された汚泥の処分方法についてのおたただしですが、公共下水道の田島都市環境センター及び南郷浄化センターと農業集落排水処理施設の高杖原地区及び古町地区については、6月24日に農林水産省から示された基準により脱水汚泥の堆肥化が可能となったことから、7月より堆肥化処理施設で処分しております。汚泥の脱水設備を持たない田部地区、針生地区及び湯ノ花地区の農業集落排水、小野島地区の林業集落排水については、従来同様に田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合のし尿処理場において処分をしております。

次に、7点目、ごみ焼却施設での主灰や飛灰の処分に関するおたただしですが、田島下郷町衛生組合については山形県米沢市、西部環境衛生組合については群馬県草津町、それぞれの最終処分場に運搬し、処理を行っております。原発事故以降、国は8,000ベクレル以下の焼却灰は最終処分場で埋め立てることを認めていますが、それぞれの受け入れ先で定期的な測定データを提出を求めることや、基準以下より厳しい独自の受け入れ基準値を定める動きが出ております。現在、新たに定期的な放射能測定の義務が加わりましたが、両衛生組合の焼却灰に含まれる放射性物質は低い数値で推移していることから、通常の運搬処理が継続されておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、自然エネルギー推進についてのおたただしですが、本町では、田島町及び旧舘岩村において、それぞれが平成15年度に策定した地域新エネルギービジョンを踏まえ、有識者や町民による委員会等を設置し、平成18年度に新たな南会津町地域新エネルギービジョンを策定しております。

また、新たな検討委員会を設置し再検討してはとのおただしであります。バイオマスや小水力発電など自然エネルギーの導入に向けた事業化調査を実施し、本町における自然エネルギーの活用方針については一定の検討と整理がなされているものと、そのように考えております。したがって、自然エネルギーの活用については、それぞれが持つ特性や事業の採算性と国や県における政策の動向を見きわめることが重要であり、事業化に当たっては町の実情に合った事業展開を図ってまいりたいと、そのように考えております。

また、先ほどもこの件につきましては質問がありましたけれども、答えたとおりでありますので、ご理解をくださいますようお願い申し上げます。

次に、非核平和の町宣言に基づく行動について、町の行事の中で非核平和について考える場を設けるべきとおただしであります。本町においては、平成21年11月25日に開催された町臨時議会において非核平和の町宣言を行うとともに、平和の志を同じくする他の自治体と連携していくため、平和市長会議や日本非核宣言自治体協議会にも加盟しております。非核平和について考える場については、日本非核宣言自治体協議会の各種事業の中で、原爆写真、パネルを展示する巡回原爆展など、本町においても事業の実施について検討してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、非核平和の町宣言の柱を立てて町民へのPRをすべきとおただしであります。広告塔の設置も含めた非核平和の町宣言のPRにつきましては、今後、町が宣言する他の宣言とともに町として総合的に検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

以上、私に求められた答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、非核平和の町宣言に基づく行動について、学校教育や社会教育での非核平和について考える場を設けるべきとおただしについてお答えいたします。

学校教育においては、小・中学校の学習指導要領の中で平和教育について規定しており、それに基づいて、小学校では、国語科で読書による平和についての自分の考えをまとめ発表する授業、社会科や道徳科では平和について考える授業、また中学校では、歴史や公民の中で平和主義についての授業を行っており、年間を通して指導計画を立て、計画的に実施しております。さらに、特別活動の時間において、戦争体験のある方をお招きして講話をしていただくなどの

取り組みを行っている学校もあります。今後とも、核兵器の廃絶や平和のたつとさについて学校教育の中や生涯学習の場を通して啓蒙を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項については担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 あらかい健康キャンプ村の過去3年間の利用者数について、町長のほうから担当課長に答弁させるということがございましたので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、平成20年度ですが、これはいわゆる指定管理者前ですね。指定管理としたのが平成21年4月1日ですので、その前ですが、平成20年度4月から9月までです、延べ1,152名。実人数については数字を計算しておりませんので、ご容赦をお願いしたいと思います。平成21年度、これにつきましては6月から3月まででございます、延べ2,206名。平成22年度につきましては、先ほど町長のほうから答弁いたしましたように、延べ3,370名、4月から3月。これについては実人数34人ということでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 何点か再質問いたします。

まず、1つ目の豪雨災害なんですけど、今年度新たに行う支援策につきましては、重点作物の栽培支援補助金、今回の補正に上がっておりますが、197万5,000円のことかなと思っておりますが、これ恐らく産経委員会のほうでは詳しく説明があったと思いますが、対象戸数といえますか、あるいはそれを金額で割った場合の平均など、もしわかれば詳しく伺います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

平均単価については、まだ算出していませんので、後でお知らせします。

対象戸数については、夏秋トマトは27名です。あと、リンドウについては2名の方です。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、この29名で197万5,000円かということで理解いたします。

それで、この質問の内容については大体わかりましたが、質問した後、ちょっと町民の方から災害全般についての要望があったんですが、テレビで全国放送で南会津町の例えば内川というようなことで放送があったわけですが、それについて私らここに住んでいる人はわかるんですけれども、ここから出ていった人ですね、町村合併前に出ていった人、つまり自分の兄弟とか、おじ、おばとか、そういった方は地名がわからないわけですね。そこで、心配して電話が来るわけですが、私のところもいっぱい電話があったんですが、それ以外に電話があった方から、やはり夜とか朝とか電話があるものでなかなか対応が大変だったというようなことで、もっと地名を、地区名、地区というかな、場所がわかるようなことを、もしその報道局のほうに申し入れる機会があれば申し入れられないかと。

例えば、南会津町の伊南地区という言葉を入れるとかなんとかですね。何かそういうことについて、向こうで勝手にというか報道しちゃうのでしようがないんでしょうけれども、もし聞かれる場合があった場合には、そういうふうにしてもらえるといいという要望が複数あったものですから、ぜひその辺可能かどうか、その辺ちょっと伺いますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

確かに、合併しましてから5年たちましたけれども、なかなかここに住んでおられる方でも地名がわからないというところが多くあるかと思えます。そういう中で、やはりああいう災害が起こった場合のそういう、皆さんそれぞれの立場で遠く離れてふるさとを心配されるわけですが、先ほどキノコの件で申し上げました。やっぱりマスコミというのは、地名は別ですけれども、一番興味の引くところだけを報道するという、そういう嫌いもあるものですから、ただ、いろいろなことに関しまして、その地名も含め報道のあり方、やはりマスコミの人たちにも風評被害も含めた中で本当にしっかりわかりやすく伝えてもらうということは本当に大事なことでありますので、これからはその辺も十分心がけながら、マスコミの人との取材に対しても答えさせていただきたいと思えますし、そのようなお願いも引き続き今後また改めてさせていただきたいと、そのように考えております。

皆さん方にも、そういう意味では、また皆さんの周知方法もありましたら、皆さん方にもその点をご協力いただきますようお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は、放射能対策について伺いますが、町で調査したものが広報でも回ったり、ホームページに載っておりますけれども、そこにはあらかい健康キャンプ村も入

っておりませんし、また学校、そういうのも入っていなかったと思うんですが、その辺について、あらかい健康キャンプ村については今初めて毎日測定しているというふうに聞いたんですが、そういうものも含めて広報でお知らせしてもらおうと、ああ、発表はしていないけれどもやっているんだなというのがわかるわけですが、やっぱり発表されていないものですから、私どもはやっていないものだと思うわけですね。ですから、その辺今後、学校なんかはどうなっているのか、保育所はどうなっているのか、あるいはこの健康キャンプ村なんかについても今後町で発表する機会があったときには一遍にやったほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

いわゆる集落の施設以外の広報の関係ですが、実はホームページにはそれぞれ県で調べた数値について、それ以外についても学校、保育所等については載せておりますので、違うところに掲載がされているということでございます。

それと、あらかい健康キャンプ村につきましては、いわゆる町で測定をしておるわけではなくて、指定管理者の方がご自分で持っている分について計測をしているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 あらかい健康キャンプ村につきましては、先ほどの話では毎日測定をしていて、0.1くらいかな、1という話がありましたが、私がかかったのは0.18でしたので、ちょっと数字が半分くらい違うのかなというふうに思うし、先ほど質問の中でも言ったように、新聞に載った、きのうの新聞ですね、それに載ったものを見ると、それでは放射線量では0.2から0.5くらいの数字に入っていますので、また私らが測ったのとももっと違うなど、もっといっぱいあるなというふうに思っております。

そこで、この放射線量については0.1と0.2くらいかな、多くても0.5がありますから5倍の差もありますけれども、線量についてはそんな心配ないのかなと思うんですが、問題はセシウムのほうですね。その表も載っていたんですけれども、セシウムが、民友のほうでセシウムについてはわかりやすく載ってまして、6万から10万ベクレルが南会津町と只見にあるというふうに載っております。

その6万から10万ベクレルについてなんですけれども、先ほどのキノコの話のときに、たしか500ベクレルまでならば出荷オーケーという話があったと思います。だから、逆に言えば

500以上は出荷がまずいということですから、この場合にはキノコではありませんけれども、土壌について6万から10万ベクレルということですから、しかもこれあそこの健康キャンプ村の地域は田島地域においては一番水が上流なわけですよ。そういう点では、しかもセシウムの134ですと半減期は2年ですね。それから、セシウム137ですと30年ですね、半減期がね。ですから、どっちかちょっとここでははっきりわかりませんが、これ合計の量と書いてありますからはっきりわかりませんが、もし137であれば30年間そこにずっとあるわけですよ。そういう点で、何か、あらかい健康キャンプ村任せでなくて、やはり水を通じて下流まで関係あると思うものですから、何らかの対策が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

土壌につきましては、確かに今まであらかい健康キャンプ村については調査をしておりますが、先ほどの答弁でございましたように、いわゆる事故前にもともとその線量が高いという地域だったかもしれないというおそれもあるわけでございますので、それら含めてちょっと検討させていただければと思います。ただ、水についてはちょっと今、検査をしたかどうかについては即答できませんが、それについても再度調査をさせていただければと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そういうことで、会津地域の中では八総鉦山の付近と只見町にそういうちょっとミニホットスポットみたいなのところがあるということで、今後調査をしてほしいと思っております。

それからあと、次は自然エネルギーについてであります、自然エネルギーにつきましては平成18年にもやっているということでありますので、改めて検討委員会はつくらないということではありますが、ただ、今のところ一般家庭に対する太陽光、それからあと町としては車で取り組んでいると、それからあと保育所ですか、保育所関係の太陽光というようなことで取り組んでいると思いますが、保育所については、きのう、きょうの議論でもまだいろいろ改良の余地があると思いますが、一般家庭、これにつきまして去年は4件ほどあったと思いますが、今まで累計ではどのくらいの補助になっているか、件数がわかれば伺います。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 今まで補助を出した件数ですか。今、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 一般家庭につきましても補助を出して取り組んでいるものですから、そのさらに普及を図るという観点からなんです、どういう効果があるといえますか、あるいは予定どおりにいっているのかなんていうことも含めて、何か発表する場というのかね、何かこういう点ですごくいいですよと、もっと皆さんもどうぞみたいな、そういう場がちょっと私はないんじゃないかなと思っているものですから、そうした検証会というか発表会というか、何かそういうものを普及のために今後やったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

確かに、今、町で先駆的に取り入れられている方々がおられるわけでありますから、その今の現状、それから課題、そのようなことを十分検討する必要があると思います。これは当町でのしっかりした実証実験でありますから、やはり今後のことには十分役立つ資料になると思いますので、それらを含め、いろいろなほかの自然エネルギー、再生エネルギーの導入に当たっての参考にしていきたいと、そのように思っています。そういうことで、改めてまたその辺も、この地域のエネルギーのあり方、地域の特性を生かした政策はどのようにしたらいいのかということを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は非核平和の町の宣言の話なんです、今後この宣言につきましてはいろいろ考えていくということなんですが、私は改めてこの宣言というのが今、南会津町に幾つあるのかなと思ひて考えてみたんですが、表を見ると4つあるんですね。いわゆる表に4つあるという話で、シートベルト着用推進、それからあと交通安全都市、それから納税完納と青色申告と、それから生涯学習の町という4つあると。そのほかに、今言ったこの非核平和の町と、あと6月にやった安心・安全ですね、安心・安全だっけ、あれでそうすると全部で6つあるんですね、6つ。

6つについて、お金がかかるものについてはちょっと検討が必要だと思ひますが、ちょっとこの質問の通告には書いたと思ひたんですが、とりあえずは例規集にも入っていないですね。例規集にも入っていないと思ひますよ、例規集。ですから、とりあえずはまず例規集というのかな、こういうものにまず書いてほしいと思ひますね、まず何があるかというのを。あるいは、ホームページにまず載せると。これはほとんどお金がかからないと思ひますので、まずはそれをやってもらって、さらにその上に立って、柱をつくるにはお金がかかりますが、それとあと場所も必要ですから、その検討をしてもらう必要がありますが、例規集にも書くという

ことはどう考えるか伺います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

いわゆる宣言の問題でございますが、合併してからは宣言はしてございません。いわゆる必要に応じて宣言するということになっておりますので、旧それぞれの町村の宣言を引き継いだというものではございません。ですから、新たに宣言したものにつきましては、いわゆる非核平和宣言ということでご理解をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 安心・安全は違うの、例規集が。

総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 例規集には掲載をしておりますので、検討させていただければと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、今の政策課長の話で、合併してからは非核の町宣言だという話はあったんですが、6月1日にやった安心・安全の町宣言だっけかな、あれは宣言に入らないんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

いわゆるあの宣言につきましては、安全については宣言はしておりません。あくまで安心宣言ということで、これにつきましては、いわゆる風評被害対策委員会委員長というのをメインに宣言をしたということでございますので、ご理解をしていただければと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 では、それは町としてはしていないというか、議会で議決していないといいますか、そういう町長の肩書があのかのときの一方的にやったというような、そういう感覚でいいのかな。そんなふうには受け取っておきますが、いずれにしても、やっぱり正式なものについては例規集か何かにもきちっと書いて、ここでもぱっとわかるというふうには今後求めて、さらにその上に立って柱を立てるか、もっとPRを求めまして、私の質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

先ほどの町独自の重点振興作物の支援策についての件なんですけど、夏秋トマトについては183万3,000円ほどの予算を計上してございまして、対象者27名ですので平均6万7,900円になりま

す。あと、リンドウについては14万2,000円ほどを計上していきまして、対象者2名ですので約7万1,000円ほどになりますが、これはあくまでも平均でありまして、我々が算出したのは、栽培面積はそれぞれ各個人違いますが、栽培面積に応じて苗を購入して、その苗の購入した被害を受けた全損換算面積ですか、それを算出しますので、一概に平均で支援するものではありませんので、ご了解ください。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 先ほど16番議員の太陽光発電の補助金の関係なんですけれども、平成16年から始まりまして、昨年22年度まで49件で、今年度、今は既に2件ほど出ておりまして51件であります。

なお、22年度につきましては、事務報告にも載せてありますので、よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 以上で、16番、大竹幸一君の一般質問を終わります。



◇ 大 桃 英 樹 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、1番、大桃英樹君の登壇を許します。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 通告に従いまして質問をします。

3月に発生いたしました東日本大震災は、私たちに言うまでもなく大きな変化を及ぼしました。特に福島第一原子力発電所の事故による原発の安全神話の崩壊は、大きなものに盲目的に巻かれること、盲目的に信用することの危うさを私たちに教えてくれたと思います。

また、2000年に施行された地方分権法により機関委任事務が廃止されて以降、地方の自立が叫ばれておりますが、その状況は財源の移譲等、問題は多くあり、本来の意味ではまだ進んでいないと言わざるを得ません。そんな中での東日本大震災、そして7月29日に発生しました新潟・福島豪雨災害は、私たちの生活の根幹である安全な暮らしについて考えるきっかけになったことだと思います。

地域の安全は、だれかが守ってくれるのではなくて地域で守る、自分たちで考え、自分たちの手で守るんだ、そういう意識を思い出させてくれたと思います。これが自治の根幹の精神であり、自主自立の基礎となるものだと私は考えます。その意味で、ことしに入っの2つの大

きな災害から、私たちは真の意味で自主自立について今こそしっかり考えなくてはならないと思います。このことを踏まえ、私は自主自立という視点から、東日本大震災後の地域づくりのビジョン、このテーマで3つの質問をいたします。

まず、1つ目です。自治体の最大の使命は、住民の生命や健康を守ることです。福島第一原発事故により、放射性物質が私たちの健康を脅かしており、その影響を最も受けやすいのは子供たちです。震災以降、国・県とともに執行してきた対策及び町独自の取り組み、また今後の長期的な計画、考え方をお示してください。

2つ目、東日本大震災以降、日本社会の価値観は大きく変化しています。それと同様、町民の地域に対する考え方も変化していると考えられます。そんな中、より自立したまちづくりには、より町民の考えや価値観を取り入れた行政運営、地域づくりが望まれると考えますが、町民との対話についてどのように実践されているか伺います。

そして、3点目です。来年度は南郷地域で南郷第一小学校と南郷第二小学校、そしてその次の年度には田島地域で桧沢小学校、そして針生小学校の統合の計画がされております。この統合により廃校となります校舎の利用の計画について、どうなっているか、そしてどのような考えで行っているのかお示してください。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 1番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、東日本大震災後の地域づくりのビジョンに関する1点目、震災以降、国・県とともに執行してきた対策及び町独自の取り組み、また今後の長期的な計画、考え方についてのおただしであります。まず文部科学省においては、モニタリングポスト1基をびわのかげ公園内に8月末に設置しました。今後は12月末を目標に、町内全域を対象にモニタリングポスト10基を設置し、さらに町内の小・中学校、保育所等を中心にリアルタイム線量測定システムを46基設置する予定になっております。

また、県におきましては、震災以降、毎日1時間ごとに放射線量を測定し、ホームページ、新聞等で公表しており、一方、飲料水及び農作物等については定期的に放射性物質を測定し、公表しているところであります。

次に、町独自の取り組みといたしましては、6月より町内全域を対象に放射線量の測定を定期的に実施し、ホームページ、町のお知らせ等により公表しております。また、去る9月10日には、福島県放射線健康リスクアドバイザーであります長崎大学大学院の高村昇教授による

「放射線が健康に及ぼす影響について」のご講演を開催したところであります。

今後の計画については、15歳未満の子供を対象にバッジ式線量計を、そして妊婦さんには電子式線量計を配布する計画としております。また、空間線量計、いわゆるサーベイメーターを小・中学校及び公施設を中心に50台配置することとしており、さらに放射能測定器を1台設置する計画としております。放射能については、いまだなかなか原発の収束が見えない中、大変長い時間必要と思われまじ、中長期的に把握することが必要であると、そのように考えられるために、今後においても国・県の動向を踏まえながら、正確な情報を敏速に町民の方々に伝えられるように努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

次に、2点目、町民の考え方や価値観を取り入れた行政運営、地域づくりが望まれると考えるが、町民との対話をどのように実践しているかとのおただしであります。私は町長就任以来、まちづくりの主役である町民の方々との、その身近な問題やまちづくりに関するいろいろな提言、意見などをきちっと拝聴し、地域を理解するということが大切、町政にとって反映させることを目的とするには大変重要なことだと私は思っています。

そういう中で、「ようこそ町長室へ」を毎月2回ほど基本定期的に、定期的といひますか、毎月2回を基本として開催させていただいております。そして、多くの町民の方々との対話を重ねてまいりましたし、今後もそのようなことを続けてまいりたいと思ひます。

また、行政連絡員会議や地域協議会等の場においても、行政連絡員や区長さん並びに委員の方々とも意見交換をさせていただき、さらには各種団体、各種協議会等へ可能な限り参加をしまして、皆さん方の提言等を含め、意見を交換させていただきたいと思ひますし、今後ともこれを続けてまいりたいと、そのような場をまた設けていきたいと思ひます。今後につきましても、あらゆる機会をとらえ、多くの町民の方々と対話の場を設けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、さらには職員にも、実際行政を執行するに当たって常に現場に赴いて町民の方々との対話を心がけてほしいと、そのようにも申し上げておりますので、皆さん方にもぜひご協力をお願いしたいと思ひますので、ご理解を願ひます。

次に、3点目、来年度以降、学校統合により廃校となる空き校舎の利用計画はどのようになっているかとのおただしであります。学校は地域住民の方々のさまざまな活動が行われるコミュニティーの場でもありますので、南郷地域では平成23年6月に、南郷第二小学校、山口保育所及び富田保育所施設利活用検討委員会を設置して、そして現在まで3回の委員会を開催し

ております。地域住民の方々の意向を尊重することを原則としつつも、町全体の利益にかなうものとなるような活用策を検討しておるところでございます。

田島地域を含めた今後の学校統合による施設活用の基本的な考え方としては、廃校となる学校の施設のほとんどは耐震性に問題があり、その施設を利用する場合には耐震補強が必要となり、関係法令に適合するための設備機器の改修なども必要となることや管理経費も要することなどから、今後のまちづくりや地域の公共施設の利用計画との調整を図りながら総合的に検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より答えさせますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 まず、第1点目の放射性物質についての考え方なんですけれども、小学校、中学校を中心とした教育施設で重点的にそのような対策を行われているということは、やはり子供たちに影響が大きいということの認識をしっかりとされており、そのための調査、測定ということをしっかりまずやっていかななくてはならないという認識を持たれていると感じておりますので、そのことに対しては評価したいと思います。

ただ、測定だけでは全く対策にはならず、実際にそこに目に見えないものですから、測定、これだけあるといっても、じゃどれだけ影響があるかというのは、僕たちも経験したことない、日本で経験したことのないことなのでわからないことです。なので、測定だけでは意味がなく、私は測定、それに周知、そして学び、さらには具体的な対策方法というのを長いスパンで取り組んでいく必要があると思います。これはテレビでも叫ばれていますので、十分承知かとは思いますが。

ただし、自治体で行政でいうと、どうしても例えばはかるところは環境水道課、学校を預かっているのは学校教育課、しかも学校側ではその職員の先生方ということで、情報の共有だとか危機感の認識に関してはどうしても甘くなろうかと思えます。そこに関しては、特に測定まではいいんですけれども、その集約と周知に関して徹底していただきたい。恐らく、今6月からやっていただいている数値というのは、これからの大きな財産になると思います。ですので、これを積み上げていく、さらに積み上げていく意識を持っていただきたい。

一番怖いのは、なれです。放射能は当たり前、こんな世の中にしては絶対にいけません。ですので、そのためには注意喚起を促す側、行政側のほうからの注意喚起というのが、なお一層

必要かと思いますので、今後とも今の姿勢で続けていただきたい。

なお、その周知に当たっては、今やっているのが十分ではなくて、まだ足りていないところもあるという認識でやっていただきたいと思えます。

それと、食品の放射性物質の基準値についてなんですけれども、例えば中通りの、私が聞いたところでいうと、白河市では学校給食に対して独自の基準値を設けて、すべて計算して行っているということです。日本の今500ベクレルというのが基準値になっておりますけれども、世界的に見ると非常に甘いそうです。ただ、実証はないので、これは何とも言えない。こっちが正しい、どっちが正しいというものではないので。

ただ、参考として、この議会の場で私はお伝えしたいなと思ったのは、例えば日本で500ベクレルである、例えば飲み物の基準ですけれども、アメリカの法令基準でいうと0.111ベクレル、WHOの基準であってもセシウムに関しては10ベクレル、これに対して日本のセシウムの基準値というのは200ベクレル、とんでもない差があります。食べ物においても、日本では500ベクレルとされておりますけれども、ベラルーシ、例えばチェルノブイリがあったところですね。そこでは37ベクレルと、大きな差異があります。ここに関しては、なかなか専門家でないと的確な意見を言うことはできないかもしれませんが、こういった基準の差があるということを認識した上で、学校給食に対しても考えていただきたい。

なぜかという、白河でも福島でも食べ物は安全だと言っているんです。それを東京に送って売っているわけです。しかし、自分のところでは基準値、違うものを設けているんです、子供たちを守るために。なので、自治体の最大の使命は安全・安心を与えることだと思います。生命を守ることだと思います。ですので、わからないことに対しては十分に研究をして、自分たちの基準を持って、将来子供たちが大きくなったときに、私たち、こうやってみんなを守りましたと言えるような体制をつくっていただきたい。学校給食に対してそのように思いますが、学校教育課、もしくは町として、そういった学校給食に関して考えていることがあれば教えてください。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

学校給食のいわゆる食材につきましては、国による出荷制限、それから摂取制限、こういう指示が出た食品に該当する物質というのは現在扱っていないということでございます。学校給食の納入で一番やっぱり多いのが、いわゆる福島県学校給食会というところからの納入が大半を占めておりますけれども、ここでのいわゆる取り扱いの物資の安全性について万全を期す

ために、学校給食会では、出す品目についてはその都度放射能の検査を外部の検査機関等に依頼して実施をしているというものでございます。

なお、先般、牛肉関係でいろいろ稲わら関係で出ましたけれども、こういうものにつきましても、絶えず牛肉の放射性物質に関する検索システムということで、各学校給食をしている学校のほうに、いわゆる牛の個体識別番号、こういうものを絶えず町のほうから各教育施設のほうに一応提供をしているところでございます。

今後も引き続き、学校側につきましては、安全・安心な食材を使うように求めていくというふうに現在指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 それでは、お答えします。

町としての放射能に、放射能といいますか、今の原発事故、あるいは今現状に置かれているその放射能の町としての基本的な考え方といいますか、私の考え方なんです、現実この原発、このような事故になりまして、放射能の恐ろしさを改めてもう認識させられたわけでありまして、そういう中で、ふだん当たり前のように電気も原発で起こされて、そしてそういう社会があったと。その裏の中には、このような危険な状況にもあったんだということでありまして。そういう中で、将来を担う子供たちへの対応は、本当に何が基準になるのかよくわからない状況がまだまだ続いておりますけれども、なかなかこれは検証するには時間がかかると思いますし、そういう中で精いっぱいできる限りの安全対策はしていくべきだろうと、そのように考えております。

ですから、年間の浴びる放射線量もいろいろな考え方もあるかと思いますが、できるだけ少なくする方法ということ、やはり町、あるいは国・県が考えていく必要なことは基本であると、そのように思います。そういう中で、いろんな学者さんの論があるわけですが、そういう中でやはり安全策を考えることが一番だと思いますし、そこは冷静にやはりきちっとした学習といいますか、いろいろな今までのそういう、数少ないかもしれませんが、そういうような事例等を十分検証して今後の対応に当たる必要があるだろうと、そのように思います。

そういう中で、やはり町としても国としても、学校の教育の中で、そういういろいろな実際の社会の中でいろんなことを利用する中で、原発に限らず、いろいろなことがあるということも、また逆に改めてそういう学習も必要ではないのかな、そういうようなことも気づかされた

ことでもあったのかなと思います。

事この放射能に関しては、本当に将来、人類に対する非常に大きな課題でありますので、これは町としてもしっかり対応してまいりたい、そのように思います。今、議員がおっしゃられたように、できるだけいろいろ調査とかそういうことはもちろんでありますけれども、それらに対して今後可能な限りの対応をしていく必要があると、そのように思います。

そういう中で、食品の基準値もいろいろ言われていますけれども、これは少ないほうがいいのはわかっているんですが、やはり現実もありますから、その辺も十分いろいろな情報を得ながら検討して、そしてしっかりした対応を図っていく必要があるだろうと。慎重に、しかもそれらのことを随時注目してやっていきたいと、そのように考えております。

なかなか具体策といいますと、やはりいろんなデータを集めて、そしてそれらに対する除染、あるいは基準値が高くなれば、基準といいますか、数値が高くなれば、除染とかそういうことも考えられるわけでありましてけれども、そのようなことを含めて、もうありとあらゆることをとにかく学習して、どのような状況になるか、それも将来のことも見越した中で今後の対応を図ってまいりたいと、そのように思います。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 先ほど、学校給食についてお伺いしたんですけれども、それより小さな子供たち、さらに影響を受けると言われている保育所の子供たちに対しての給食に関して何か対策をとられているか、これについても教えてください。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 保育所の場合、特に学校給食会等を通じた購入というのはございませんので、各町内の個人の商店等からの購入でございますけれども、常に食品の安全等については点検をさせていただいて購入しているというようなことでございます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 こうして一つ一つ明らかにして、もし何か補えないところが今現状であるとすれば、補っていくことが必要かと思えます。このように、給食だけでも課が違くと全く違うものになっていますので、そのことに関しては先ほども申しましたように、情報の発信までトータル的に役場で責任を持って発信していただきたいなと思えますので、対応いただきたいと思えます。

次に、2点目の広聴事業に関することに関して再度質問させていただきたいと思えます。

町長室へようこそということで、月2回やられている。昨年度も30人ほど、30組といいま

すか、グループほど来られて、広聴事業をやられたということですが、町長、これで広聴事業、十分と認識でしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

このことについては、私がそのようなことを開催する旨を皆さんに周知して、そして応募いただくわけでありますが、そのほかいろいろな会合等出席した中で、皆さん方との意見の交換もさせていただいております。これで十分ということが、どこまでやれば十分かということとはなかなかそれは満たし切れない部分もあろうかと思っておりますけれども、ただ、精いっぱいそのような機会を設けて、そして皆さんにも理解していただいて、そして皆さん方の意見をできるだけ拝聴しながら、自分としての考えも申し述べながら、町の将来像の、町の将来といえますか、そういうことを、そして行政の執行に当たりたいと、そのように考えておりますので、精いっぱいできる限りの努力はしたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 町長室へどうぞだけが広聴事業ではないということを今、町長おっしゃったと思います。町長、いろんなところに行って、町民の方と触れ合う機会も多いでしょう。意見を伺うことも多いでしょう。ですので、広聴事業はそれだけではないということの一つ共有したかったので、このことを確認させていただきました。そんな中で、町長は町内の役場以外の施設に行って、人と話されること非常に多いかと思っておりますけれども、広聴事業の一つに、やはり町の職員の方、町民と話されて、それを吸い上げてくるというのも広聴の一つだと思います。これに関して、役場で職員から町長にとりか上層部に大事なことは伝えるとか、そういったシステムといいますか、制度といったものはあるかどうか教えてください。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

私の基本姿勢として、町民の方々、できるだけ多くの人の意見を聞きたいと、そういうふうには思っております。そういう中で、制度としてどうのこうの、それも大事かもしれませんが、やはり私はふだんの状況といえますか、そういう中での課題の情報交換といえますか、そのようなことを大事にしたいなと思っております。どうしても、会ばかりですと、今までもいろいろな会はあります。地域協議会もその一つ的手段ではありますけれども、やはりそういう中だと決まった定型的な意見交換になってしまうということもあるものですから、職員に対しても、いつでも話し合う時間は自分としてはとっているつもりです。そして、職員の提案も実

際受けていますし、ですからそういう中で、これからもそういうことは心がけてまいりたいと思っています。ですから、もういつでも気軽に話せるような、制度でなくて、私はそのような雰囲気、環境をつくっていききたい、そのように思っています。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 そのような考えをお伺いできて、安心しました。僕が今回、広聴といえますか、議員で災害に遭ったところにみんなで行きました。そのときに一番感じたのは、みんなで行って、みんなで同じときに同じ人の話を聞いて価値観を共有すること、考えを本当にわかってあげることがすごく大事なんだなということを感じました。また、視察ででも山形のほうに行ってバイオマスを見てきましたけれども、共有認識、共通認識ができることというのは本当に大事ですので、役場というのは町一番の大きな組織、職場であります。そんな中で、情報共有するというのは非常に難しいと思います。

ですけれども、住民にとっては役場は一つです。課が変わっても、課名が変わっても、職員がかわっても、住民にとっては一つの役場ですので、住民に対して情報共有だとか、やっぱり震災後というのは皆さん考えていることはすごく多いと思うんですね。自分の家族のことだったり、地域のことだったり、これに関してはぜひ吸い上げていただきたい。私たちみんなで共有していかなくてはいけない、そんな思いで質問させていただきました。今後とも広聴事業、努めていただきたいと思います。

3点目、今後に関することですがけれども、南郷第一小学校、第二小学校の統合に関しまして、23年6月に住民検討委員会が発足して、3回の討議を重ねたということですがけれども、ちょっとその前に話を持ってきたいんですが、住民検討委員会というものをなぜ立ち上げたんでしょうか。教えてください。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○近藤甚悦南郷総合支所長 お答えいたします。

今回の施設利用検討委員会でございます。南郷第二小学校と、それから山口保育所、富田保育所、2つの保育所が廃校になりますので、その部分について住民の意見を聞きながら今後の利活用を検討していきたいというような趣旨なものでございます。利活用の検討に関し、視点に関しましては、利活用案の具体性と実現の可能性、それから施設の所在行政区の意向、他施設への代替の可能性、維持管理経費の削減等々について意見を交換しながら、具体的な施設の利用についての提言をいただくというような方向で設置したところでございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 住民の意見を聞くということが大切だ、もちろん地域の資産なので大切だということかとは思いますが、統合の話は今回の南郷第一小学校、第二小学校で始まったことではなくて、館岩地域の旧上郷小学校という前例があります。これについて現在の利用状況、どんな形で住民に利用されているか。あと、その形というのは、そのときも恐らく住民検討委員会というのがあったと思うんですけども、その意見に沿っているのかどうかについて教えてください。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○馬場増男館岩総合支所長 答えいたします。

検討委員会のいきさつについては、私は詳しくは承知はしておりません。今の利用の現状について、恐縮ですが、自分の承知している範囲でお答えをさせていただきます。

現在は、息吹の実践の会場として体育館を上手に使っていただいております。そしてまた、子供たちの居場所づくりといいますか、そういう形で実はワークショップを含めながら施設利用をしていただいております。そして、教育旅行、その関係で子供たちの受け入れをしながら、施設整備をした調理場の環境でそば打ちの体験をしていただく、やっただく、そんな利用を校舎なり体育館、利用いただいております。あと、グラウンド的には、地区の老人クラブがグラウンドゴルフをしたり、あるいは子供たちが夏休みにソフトボールをしたりと、こんな形の利用があるかと思っております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 私、職員だった時代に、先ほど言われた息吹という活動が始まったんですけども、そのときのエピソードを一つ紹介させてください。上郷小学校が廃校になりました。地域から子供たちがいなくなりました。今まで聞こえていた子供たちの笑う声、遊ぶ声、そういったものが地域からなくなりました。地域のおばあちゃんたちが非常に寂しがりました。そんな中始まった、最初ダイナミック南会津という事業でしたけれども、そのときに70人ぐらいが集まったんですね、子供が。そのときに、夜だったにもかかわらず、おばあちゃんたちが集まってきたんです、何だ何だ、何か始まるのかと。やっぱり地域にとって学校というのは大事なんだなと思いました。

単純に、もちろん子供たちのことを考えて統合することに対して反対するとか賛成するとかではなくて、これは保護者の方が決めるべきことですので、そこに関して言うものではなくて、

もし活用できるんだったら活用してほしい。ただし、今まで保護者の人たちとか地域の人たちがそこに密着していたのは、自分たちの子供や孫が行っている、もしくは行っていた、そして将来行くかもしれない、そういうことがあって価値を共有していたわけです。したがって、学校がなくなって廃校になった、子供たちが行かない、もう関係ないという状況になると、それを利用することに関して地域の人が考えるというのは非常に大変だと思うんです。もちろん、維持管理をそれをお願いされてやられるのも大変でしょうし、考えること自体、想像力を膨らませる、あの広大な土地、広大な校舎ですから非常に大変だと思います。

調べてみましたら、これは文部科学省のホームページから調べたんですけども、平成14年度から21年度の廃校数というのは全国で3,671校あるそうです。そのうち建物が現在あるもの3,310校、ですから350校ぐらいは更地に戻したということだと思います。その3,300のうち活用を図られているものは2,295、大体70%ぐらいです。しかし、これ一応数値は70%になっていると思いますけれども、恐らく社会教育施設として今の館岩旧上郷小学校のように利用しているというような状況であって、なかなか地域の人たちに根差した、みんながかつて小学校に子供たちが通っていたときのような愛着が生まれるかということ、なかなかそうはいかないと思います。

今、地域活性、なかなか難しいところではありますけれども、この建物を中心に考えると、やはり地域からそういった子供たちの声がなくなって、周りの人たちにも元気がなくなってしまいうのはやっぱり寂しいことです。更地にするのは簡単です。あと、そのままにしておくのも簡単です。ただ、これをリードできるのは恐らく行政しかないと思います。文部科学省のほうでは、ホームページに載せることで、このサイトに載せることで、例えばNPOや一般企業に紹介したりということもあるそうです。いろんな活用の仕方あるかと思いますが、ぜひ安易に結論を出すのではなくて、単にこれが住民の意見だからこうしましたというものではなくて、アイデアある役場の職員の方いっぱいいらっしゃるでしょうから、町民に募ってもいいでしょう。そういったことをもう一回考えていただければと思います。

私の質問はこれで終わります。

○芳賀沼順一議長 答弁は要りませんか。考え。どうしますか。

〔「よろしく申し上げます」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 では、町長、答弁をお願いします。

○大宅宗吉町長 それでは、そういう施設を残すかどうかの基本的な考え方を述べさせていただきます。

端的に申し上げまして、この町にはいろんな施設があります。そして、学校統合した、先ほども第1答弁の中で答えさせていただきましたけれども、いろいろ利活用するには耐震化の問題、いろんな経費かかります。そして、維持管理かかります。そうしたときに、やはり当面その目的が明確でない場合はそれを撤去するというのは基本で、基本に考えております。ですから、そういう中でいろいろ検討した結果、いろんな工夫の中で生かせることができるということが判定されれば、それはそのような状況になると思うんですが、基本的にはそういう何の利活用が今現在ないということであれば、基本的に撤去ということで対応させていただきたいと、そのように思います。

○芳賀沼順一議長 以上で、大桃英樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。この会場の時計で、3時で切りたいと思ったんですが、3時5分から始めますのでよろしくお願いします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 湯田秀春 議員

○芳賀沼順一議長 次に、12番、湯田秀春君の登壇を許します。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 議席番号12番、湯田秀春です。

一般質問をただいまから開始したいと思います。今回は大きく2つ、災害対策についてということ、それから風評被害の損害賠償対策についてということでお伺いしたいと思います。

まず、1番に災害対策についてということで、1つ目、①ハザードマップ等の全地区作成ということで、これ何で「等」をつけたか。ハザードマップというのはあるにはあるんですけども、全地区にないということで、それで「等」をつけました。

平成23年新潟・福島豪雨災害では、内川地区あたりはハザードマップというのも非常に役立つ

ったと。それからまた、地域住民からの山鳴りがするというような情報が入って、避難勧告ですか、そういった方向にいったということで、そういう情報にも助けられた。ふだんの役場と地域住民の信頼の大切さを感じた次第であります。そこで、ハザードマップのない地域もあることがわかりました。残りの地区の、ここにハザードマップと言いたいわけですがけれども、防災地図を作成すべきであるということでございます。

ハザードマップは、あくまでもこれは県と町のほうで一緒につくったような感じで、色刷りで非常によくできていて、これは大きな川が伊南川、それからここでいうと荒海と桧沢、合流した大川、そのちょうど町内の近く、ここだけがハザードマップということで色刷りになって、きれいにわかりやすくなっているわけですがけれども、そのほかはないんですね。館岩地区は全くない。私は残りの地区に防災地図とやったのは、あくまでも土砂崩れの危険な箇所はあるわけですよ。そういったもので、これは町独自で、あるいは地区と一緒につくったものがやっぱりあったほうが良いということでございます。

それで、2番目、地区に自主防災組織をつくるべきであると。各地区ごとに自主防災組織をつくってはどうかと。これはこの前、町長で有名な阿久根市とかいろいろありましたけれども、あそこで自主防災組織をつくってありまして、今回つくってはどうかと、こういう方向で今提案しているわけですがけれども、既にこの前の被害のあった伊南地区の7つの集落だったかな——ではもうつくったということなんで、そういう意味では非常にいいことかなと、こんなふうに思っています。

③要援護者マップを作成すべきであると。災害弱者であるひとり暮らしや高齢者世帯などへ避難指示などの緊急情報と避難活動を援助するために、社会福祉協議会等で要援護者マップを作成するよう指導されてはどうかと。

これは各集落に民生委員といたしまして、民生委員はひとり暮らしとか高齢者世帯というやつを常に見守っているわけです。それを地図上にマップに載せて、これは全員知る必要はないわけで、社会福祉協議会等とかそういったところにあればいいんじゃないかなと。これは過般の豪雨災害でも広域消防の職員に聞いたら、どこの地区にこういう人たちがいるかわからないと。これではやっぱり困りますから、いざというときのためには、やっぱりこの地区はこういった人たちがいますよ、寝たきりの人はここにいますよというような感じでぱっとわかれば、今度それは救助、救命につながると。

いわゆる民生委員は見守りのほうなんですけれども、その見守りの柄を地図にあらわして、消防署、広域消防署とか消防団もそうですが、警察とかで、今度はそれを救助、救命に使える

ということでどうかということですが、これも何かこの前の委員会ではこれに近いようなやつをつくったと。マップではないんですが、これからつくろうとしているところかな、そういう話がございました。

2番目、風評被害の損害賠償対策については、①番、農業以外の賠償請求の指導方法ということで、これ農業は農協さんがかなり早くから、もう3回だか4回ぐらい取りまとめて出しているというようなことで、農家の組合員からもう委任状を受けちゃって、たったかたったかももうそういう請求をしていると、こういう実態なんです、それ以外のいわゆる商売をやっている方のやつが余り見えてこない。

そこで、原子力損害を受けた被害者を救済するために、原子力損害賠償法のほかに、7月29日には原子力損害賠償支援機構法と、それから原子力事故被害緊急措置法、これは何ていうことはない仮払いです。国の仮払いが、そういう法が成立したと。9月1日には、今月の初めには原子力損害賠償紛争解決センター、これは弁護士さんあたりを中心にして、そういう紛争が考えられるんで、そういうセンターを始動したということで、これは今度きのうだか何か郡山に福島の本拠地を置いたというようなことで新聞報道になっていました。

賠償の請求として、大きく幾つかあるわけですね。直接だったり、あるいはこの紛争解決センターを通してとか、その一つに自治体を通して国に立て替え払いを求めるパターンがあるんですね。その手続方法というのが明示されてきたかどうか。それと、いわゆる農業以外の商売をやっている人たちのそういう請求の指導方法をどうされるのかと。

②としては、今回、教育旅行のキャンセル被害対策についてということで、これは、みなみやま観光では今までも、去年もそうなんです、ずっと教育旅行を受け入れていたわけです。それを農家民泊という形の中で、生徒をその農家に例えば4人とかという感じで振り分けて、そして教育旅行を、体験旅行を行っていたと。ことしは全部キャンセルですから、まさしくこれも風評被害そのものだろうということで、それは損害賠償を請求すべきであると。その場合、受け入れ農家の分もやるのかやらないのか。私は、受け入れ農家の分も、農協と同じように委任状を受けて請求すべきでないのかなというふうに思っています。

これは、ことしの1月に、受け入れ農家のほうからアンケートをもらっているんですね。ことしは教育旅行が来たときに、あなたのところはどうしますかと、丸かバツかやって。そして、丸とやった人は、ことしの分を見込むわけですね。何校来るかはわからないですが、そういったもので、そこまでやっているわけですから、みなみやま観光さんがやはり学校と間を仲を取り持っているわけですから、やるべきではないかということでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 12番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、災害対策についての1点目、ハザードマップを全地区作成してはとのおただしであります。現在配布してあるハザードマップにつきましては、伊南川流域の南郷、伊南地域、阿賀川流域の田島、田部、丹藤地区の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を想定して作成したものであります。議員おただしのとおり、今回の土砂災害においては、内川地区での避難においてハザードマップによる誘導により人的被害を逃れることができ、改めてその重要性について認識したところであります。

こうした教訓を含めて、区域、危険箇所、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、避難所等について再精査し、全地区を網羅した地域の状態、形態にマッチしたハザードマップの作成が非常に大切であると、そのように考えております。そして、それに取り組んでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、各地区に自主防災組織をつくるべきとのおただしであります。今回の豪雨災害のような広範囲での災害では、行政からの救助、いわゆる公助のほかに、自分たちの地域は自分たちで守るんだという地域単位での共助の精神とお互いの連携が特に必要であると、そのように考えております。おただしの自主防災組織は、その共助の中心になるべき組織であり、今回の災害を機に、地区内の防災意識が高まり、各地区で立ち上げていただくことが非常に大切であると、そのように考えております。

各地区単位での自主防災組織の立ち上げに対し、町といたしましても、地区の区長さんを初め、区長さんを対象とした防災研修として災害図上訓練を、図上というのは図面上ですね、図面上の訓練を去る8月31日に実施したところであります。各地区での自主防衛組織の立ち上げにつながっていくように今後も検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと。

やはりこのような組織形成、それからハザードマップ、こういうのを作成する、防災対策するに当たって、今回の災害は本当に非常に大きな災害でありましたものですから、土日には協力できる職員みんなに要請いたしまして、ボランティアをしていただきました。そういう中で、みんなが感じ取ったものがあると思いますので、今後の防災計画には必ずや役に立つと、そのように考えております。よろしく申し上げます。

次に、3点目、社会福祉協議会等へ要援護者マップの作成指導をしてはどうかのおただしであります。昨年3月に作成された南会津町災害時要援護者避難支援プランの全体計画に基

づき、地域社会が連携して支援する体制を整備するために、災害時に援護を必要とされる方、ご本人から町へ支援の申し出をいただき、個別計画を作成いたします。申請をいただいた方の情報は、その後、自主防災組織等の関係機関へ提供することとしております。要援護者マップの作成についてですが、地域の実情を把握されているのは地域住民の方々でありますので、地域が主体となって作成していただきますように働きかけてまいります。

なお、町もしっかりと支援してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと、そのように思います。

今回の災害におきましては、まだ道路も分断されていて、なかなか状況がつかめない中、防災ヘリによって広域消防の方々に大原、小立岩、大桃地区に入っていただいて、その地区の状況を1軒1軒訪ねていただいて、その状況を確認していただいたと、そのようなことがありました。

次に、風評被害の損害賠償対策に関する1点目ではありますが、自治体を通して国に立て替え払いを求める手続方法と農業以外の賠償請求の指導方法はどうかとのおたがしであります。自治体を通して国に立て替え払いを求める手続方法については、まだ具体的な手続方法が示されていないことから、今後、情報収集を早急に行ってまいりたいと、そのように考えております。

また、農業以外の商工業等の損害賠償請求については、南会津町商工会が会員及び非会員を問わず、積極的に対応していくこととしております。現在の取り組み状況については、8月25日、福島県商工会連合会主催による県内の商工団体向けの説明会が開催され、南会津町商工会が出席しております。これを受けて、8月31日、町と町商工会の連携会議を開催し、損害賠償請求の手続方法について協議したところであります。

説明会当日の弁護士による説明では、損害賠償金額は売上減少分全額を請求するのではなくて、売り上げから必要経費を差し引いた純利益が対象となるため、事業者への説明には注意を要することや、明確な賠償金額の算定基準が示されていないことなどから、9月14日、喜多方プラザで開催される福島県商工会連合会主催の説明会へ商工会とともに出席して、弁護士の説明や出席者からの質問等を考慮しながら、商工会と連携し、モデル的な請求書類を作成してまいりたいと、そのように考えております。

また、あわせて賠償請求の指導方法については、企業訪問の実施や相談窓口を設けるとともに、説明会の実施へ向け、町商工会や関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

なお、東京電力よりも、このことに関してのあいさつといたしますか、説明、来られましたけれども、正直言って、すぐ聞いてわかるものでもありません。そういう中で、東京電力としての精いっぱい協力をお願いしました。なかなか町の職員の対応も容易でないと思いますから、そういう中でいろいろな方と連携して、そしてしっかり勉強して請求していく方向で考えたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、みなみやま観光株式会社において、受け入れ農家の減収分も含め、教育旅行の予約キャンセル分を損害賠償請求すべきではないかとのおただしであります。南会津町の教育旅行は農家民泊を通した農山村の季節に応じた生活体験が好評を博し、毎年20校以上が本町を訪れておりましたが、ことしは福島第一原発事故における風評被害により、予定されていきました20校のうち19校がキャンセルとなりました。このことは、教育旅行の受け皿となります160軒の受け入れ農家にも大きな打撃を与えており、本町の体験型観光における経済活動などが影響を受けていることも事実であります。

こうしたことから、みなみやま観光株式会社では、教育旅行の風評被害における営業損害について、去る7月14日、東京電力株式会社に対しまして、農家民泊減収分を含めた総額2,800万円の損害を求める被害概況申出書を提出し、去る8月3日付で申し出が受理され、損害賠償請求団体に登録されたところであります。今後は、体験型観光の受け入れ推進母体でありますみなみやま観光株式会社と連携を図りながら、去る8月30日に東京電力株式会社が発表した賠償基準に基づいて、受け入れ農家の減収分が補てんされるよう損害賠償に関する手続を進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等により答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 まず、私の質問したのに対してほとんど前向きのような回答があつて、大変うれしく思うわけですが、まず防災地図も取り組んでいると、こういうことなんです。私はハザードマップというのは主に大きな川沿いのいわゆる洪水かな、これがメインかななんて思ってこれを見ていたわけなんです。いわゆる今回のこれ、内川までしかないんですね。内川から上はないんですよ。だから、内川もないし、今回、館岩のたのせだっけ、やられたのは。たのせもやられました。

それから、今回の台風12号の紀伊半島を見ますと、ああいう台風がいつまでもこうあつて、

雨が物凄く降ると。今回もゲリラ的集中豪雨ですよね。結局、南会津町も紀伊半島のあの辺の町村と非常に似ていて、周りみんな山だらけなので、やはり土砂崩れはこれは起こり得るなど。それで、この前、深層崩壊なんていう、新しい山そのものがどばあと行ったなんていうのをちょっと見てぞっとしたわけですがけれども、いずれにしても土砂崩れの可能性のあるところは結構いっぱいあるんじゃないかなと。

このハザードマップにも、ちゃんと黄色く土石流危険区域と、こういうふうになっているからわかるんですけども、いわゆるこのハザードマップ以外の地区の土石流の危険区域というのは町のほうで把握しているのでしょうか。これに載っていないところの地区の土砂崩れの危険箇所。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

土石流の流れる川につきましては、現地で看板が出ておまして、土石流危険溪流という看板が出ております。今、戸数については資料を持ってきてございませんが、ほとんどの沢がもうそういった状況になっているというものでございまして、かなりの沢がそういう溪流だということになってございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 前、そういえば私も何回かそういう看板を見たことはあります。ですからぜひとも、こういう被害がありましたんで、比較的今回は伊南の総合支所のほうが対応が非常に、被害に遭ったから当然だといえれば当然ですが、対応が早いのかなと。したがって、ぜひ、そのほかのハザードマップないところの特に土砂崩れのありそうなところをやはり地図上であらわして、そして自主防災組織も今度つくと。しかも、これ緊急時・災害時要援護者登録制度の中にも自主防災組織と行政区とありますから、多分これからどんどん各地域にこういう組織をつくっていくんだらうということだらうと思うんで、ぜひ早目にそういう防災地図をつくっていただきたいなど、こんなふうに思います。

そして、できれば、人間というやつは何でもなく過ごすとすぐ忘れますから、やはりぜひ例えば防災の日でもいいし、今回の7月29か30日にあったその日でもいいですから、避難訓練を一回やると。そして、忘れないようにしていくと。みんな忘れたころ災害がありますから、そういったことも強くお願いして、この辺のここの質問は終わりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、3番目の要援護者の実情、これをマップにするという考えはないかどうか。これ

はだれかな、健康福祉課になるのかな、マップにする考えはないかどうかお願いします。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

援護者のマップでございますけれども、地域たすけあい事業の中で、既に多くの地区で作成をしております。このマップについては、具体的にだれがだれを助けるというようなところまでは至っておりませんが、ひとり暮らしの方がどこにいる、それから高齢者世帯の方がどこにいるというようなことで、地区によっては、消防団に周知をしたり各委員に周知をしたりというようなことで、既にそのような取り組みをしておりますので、今後ともそのようなことで、この各個別計画ができた段階で、またワンステップ上の地域における要援護者のマップ等について各地区と協議をしてみたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 マップといっても簡単に、名前を言うと怒られるんだかもしれないが、ゼンリン地図みたいな地図ありますから、そこにちょっと色をつけて持っているだけでも、何もこれをみんなに知らせる必要はないわけで、要は消防団とか広域消防、あるいは警察かな、そういったところにその災害があったときにぱっと見ればわかるようにすればいいことで、そんなに難しいことないと思うんで、せっかくここまで、この登録制度までやっているわけですから、検討していただきたいなというふうに思います。

それから、自主防災組織のできたところがあるということなんですが、現実はどうな感じだったのか。伊南のほうでつくられた、区長様をメインに置いて、消防団とか婦人会とかとなっているんだかどうかかわかりませんが、どのような組織形態だったか、ちょっと教えていただければありがたいと思います。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○酒井直伸伊南総合支所長 お答えいたします。

土砂災害警戒避難マニュアルでございますか、それにつきましては、今回、伊南地域で被害を受けました集落、特に避難勧告・指示を出した集落と、あと道路寸断によって孤立した集落ですか、計7集落ございまして、今回はこれから大雨によってまた二次災害も心配されることから、この集落を先に優先して、今、自主防災組織を立ち上げるための説明会を各集落ごとに歩いてございまして、実際今のところ5集落、説明に歩かせていただいて、ちょっといろんな事情で、あと2集落ですか、残っております、早々には実施する予定でございます。

あとは、自主防災組織のフロー図ですか、そちらのほうも説明の中で内容ですか、ご提示さ

せていただきまして、なるべく集落の実態に合った組織体制づくりですか、そちらのほうをつくっていただくようにはお話ししてございまして、まず例えば総合支所のほうで避難勧告、あるいは指示ですか、まず特に真っ先には防災無線で発令させていただきますが、それから区長、それから区長代理、それから班長、それから班員ということですか——に徐々におりていくようなフロー図はお示ししてございます。

また、要援護者対策ですか、そちらのほうもお示ししてございまして、やはり民生委員の方にそちらのほうはお願いしなくちゃいけないような形でご説明申し上げておりますが、ただいま南会津町災害時要援護者避難支援プランということでございましたが、そちらと連動した形で進めていきたいとは、そういうことで今考えております。

なお、まだ議員の皆様の方には、そのマニュアル、きのう委員会のほうで目次によって内容をご説明させていただいたわけですが、近日中に防災マニュアルですか、冊子のほうを参考までにご配付させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 館岩のほうは、そういう動きはあるのかなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○馬場増男館岩総合支所長 答えいたします。

現時点では、まだ説明会のような段取りの項には移っておりませんが、基本的にはそれぞれ地区の防災組織、これを検討していきたいというふうに思っております。区長会さんなり、あるいは館岩支団なりと今後協議を進めて、地区の防災組織のあり方を詰めていきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そういうことで、ひとつよろしく申し上げます。

ほかの地区も、結局いつ自分のところに降りかかってくるかわかりませんので、ぜひともそういう対応、自主防災組織をつくるなり、あるいは防災地図、要援護者のマップをつくれればなおいいと思うんですが、そういうことで対応してお願いしたいというふうに思います。

そして、続いて2番目の風評被害の損害賠償対策について移らせていただきます。

今、報道を聞いたら、9月14日というからきょうですか。きょう、まさしく商工会のほうで会議をやっているということでもいいですか。

それと、自治体を通して国に立て替え払いを求めるというやつは、結局まだ何の連絡もないというふうに理解していいですか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答えいたします。

本日午後から喜多方の喜多方プラザにおいて、福島県の商工会連合会主催によります原発の損害賠償の請求関係の説明会を開いておりまして、私どものほうの職員が商工会とともに出席をしております。

それから、行政に対する通知でございますが、今現在そういうものは全く届いておりません。以上でございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 先ほどの説明では、農業以外は商工会さんのほうで主に指導するんだと、こういうようなことございました。そこで、過般9月7日に、観光物産協会のほうで宿泊部会というのが設立されました。これも設立されたばかりなんですけれども、これを活用されるというような考えはないかどうか。つまり、商工会といってももう幅広いですから、だからせっかく観光物産協会の中で宿泊部会というのを設立したんだから、そちらのほうでまとめて、例えば今回のような損害賠償に当たる。

というのは、日光とか鬼怒川、塩原の旅館組合とか何かで東京電力のほうに請求しているというような動きがあるんですね。ここは温泉旅館組合というのはあるんだかないんだか、ちょっと私もよく承知ないんですけども、ひょっとしたら今回の観光物産協会でそういったものが設置されれば、一つの大きな組織として動かすことができるのかなというふうに思いますので、私はそれを活用されてはどうかと思っているわけですが、まだできたてのほやほやなので、そういったことまでお願いしていいかどうかちょっとわかりませんが、当局のほうはどういふうにお考えになっているか、もしわかればよろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答えいたします。

過般、おただしのように観光物産協会のほうで宿泊部会が設立されております。これはもともと規約の中に幾つかの部会がございまして、そのうちの一つの宿泊部会が創立されたと、設立されたという経過でございまして、部会長等も決まりましたので、もともとの請求に対する

いわゆる請求書類の整備とか指導等は、私のほう担当課と商工会のほうが連携して先行して行いたいというふうには考えておりますが、実際の請求金額の算定に当たっては、議員おただしのように、この宿泊部会を活用してやってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうすると、大分同じような同業者が集まっていますから、かえってまとまりやすいのかなということで、こちらのほうはきょう喜多方で会議をやっているわけですから、今後のそれぞれ商工会さんなり物産協会のほうと話をして、これも10月からかな、10月から受け入れするというような形みたいですから、ぜひお願いしたいなど。

それから、最後、教育旅行のキャンセル被害対策についてですが、今、話を聞いたら、これ農家の分も請求したんだというふうに聞こえたんですけども、これ違うのかな。もう一回、その2,800万、これは自分たちのみなみやま観光の分と、それから受け入れ民泊農家の分、160軒近いというんですけども、その分も請求したというふうにとっていいのかな。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 答えいたします。

2,800万についてでございますが、これにつきましては6月30日に福島県の旅行業協同組合のほうから各組合員のほうに通知が参りまして、いわゆる被害概況の申し出についてということで、組織的に東京電力に対して被害の状況の概況の申し出をするということで決定された事項について、各組合員のほう、みなみやま観光のほうにも問い合わせ、依頼があったという経過でございまして、その中でワンステップとして、こちらのほうの届け出をするということが次の登録団体になりまして、次に本請求ができるという形でございました。

この際に、4月から6月までの分についてのいわゆる損害額を出してほしいという中身でございましたので、6月までのいわゆる教育旅行の部分について、これはあくまでも利益ではなくて売上高という形での、いわゆる例えば宿泊として幾らとか体験料として幾らとか、そういう数字、キャンセル分をはじいた金額がトータルとして2,800万円になったということでございまして、これがストレートにいわゆる請求額ということではございません。こちらのほう、県の旅行業協同組合を通して東京電力のほうに届け出をしたということで、その結果、8月3日付で東京電力のほうから、登録番号つきで登録団体ということで認定されたという通知が届いております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうすると、売り上げというから、じゃ受け入れ農家の分も一緒に入っていると。いやいや、そして多分そうだろうと思うんですよね。そして、6月までということだから、学校数は幾つだったのかね。学校数、多分8校かそのくらいだと思うんだけど、そして今度7月からまた何月までとやって2段階。

要は、私が入っているかどうかと言うのは、結局農家のほうにもそれをやらないと、これ自分たちが勝手に請求しているとダブったりもしますから、その辺をきちんと受け入れ農家の分もまとめてみなみやま観光さんのほうで風評被害損害賠償としてやりましたよとお知らせしないと、わからないわけだから、それも今回8月3日付で受け付けになったら、あなたの分も、受ける農家の分も、この部分についてはみなみやま観光のほうで一括請求しますからというふうにやるべきだと思うんだけど、その辺はどうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答えいたします。

まず、学校数でございますが、町長が答弁した中身は20校のうち19校キャンセルということでご答弁申し上げました。この6月末の段階では、14校のキャンセルということで2,800万円になるということです。2,800万円につきましては、当然農家の分、それから合同宿泊のいわゆる大型ホテルの分、体験料、それからみなみやま観光の手数料等含めての合計の金額になってございまして、そちらの方で届出をしております。今、おただしのありました農家については、これからみなみやま観光と話し合いの中で今後、お知らせしたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 やっぱり本当は、受け入れ農家の方にもきちんと何校で人数的にこのくらいを損害賠償で請求しましたから。今度、受け入れ農家の方はその分考えることないわけですからね。私、何でこれ何回も言うかという先ほど壇上でも言ったようにアンケートとってるんですよね。1月に。そしてその時は、まる、ばつ、だけなんですけれど、そして4月11日現在では18校。学校名が書いてあって、人数も書いてあってね。ただ1件、1件は4名、私のとこなんかは4名ぐらいで、それぞれのところでやってください。となれば私らの方でやることはやぶさかではない。問題は、何が難しいかという先ほど言ったように純利益といっただけで、いわゆる必要経費を引いた、専門用語でいうと営業利益じゃないかと思ってんですけど、その辺は商工会の方ではどういうふうに指導なさっているかわかんないけど、確かに

売り上げそのものではない。売り上げからいわゆる原材料費を引いたやつを、だから、一律に何パーセントってやった方がいいんだけどみんなそれぞれ違うかもしれませんから。だけど代わりにやってやるには、やっぱり営業利益として何パーセントだよってというようなことで一括してやらないと、ちょっとぐらいいろいろあってもこれでいきますから。というようなことでやって。極端なことを言えば、6,000円に0.5をかけて3,000円。1人3,000円という形で東京電力のほうに10何校分の4名分かけてこれだけありましたからと言って、明細に分けて通知をすれば、なお、こういうことか。7月から第2回目は、いついつやりますよ。ってやるとみんなわかってくれる。私もわからなかったし、みんなどうなっているんだろうな。みなみやま観光さんで、たぶんやってくれるんじゃないかって言う人と、いや、やっぱり自分たちでやんなくちゃならないといろいろあったものですから、今回それを聞きましてはっきりしたということで、是非、今後ともそういった形で7月からの分もお願いしたいとこんなふうに思います。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えします。

議員ご承知のとおり、教育旅行に関しましては、農家民泊さんあるいはみなみやま観光の職員等で教育旅行の協議会を作ってございまして、その中で、毎年予定される学校の受け入れ農家数の把握をして年度の計画を立てているところでございます。只今ご発言のありましたアンケート等につきましては、その教育旅行協議会の中で、本年度の受け入れ農家数の把握のためにやった作業でございまして、その受け入れ農家全体を把握して、さらには各学校の計画を立てているという状況でございます。そういった中で今までは、いわゆる風評被害の損害賠償にいわゆる観光業あるいは商業含めて、対応になるのかならないのかという議論が今までできました。現段階では、対象にしますという段階までようやく来て、具体的にじゃあどの部分が対象になるのかというのが、今、一般的に言われているのが、先ほど町長答弁したとおり売り上げ予定額から経費を引いたという大雑把な形でしか現在のところ示されておりません。今、議員おただしの6,000円かける云々だとか具体的計算通例がわかった段階で、みなみやま観光が事務局をしております教育旅行協議会を通じて関係農家さんと説明会を持ちながらその対応について示してまいりたい。そのように考えておりますので、ご理解をお願いします。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 せっかく、ちょうど農村生活体験ということで教育旅行増えてきたんですよね。そこへ持ってきて、今回こういう形ですから、やはりちょっとがっかりする面もあるし、今後のこともあるし、それから私としては、今回みなみやまさんのほうで対応として

きちんとやれば、その協議会でしたっけ、協議会だな、協議会と言っているんだよね。

〔「はい」と言う者あり〕

○12番 湯田秀春議員 協議会のほうと相談もしなくちゃならないと思うんだけど、やはり大事に扱って、そしてせつかく仲介手数料となるわけですから、やっているわけですから、ぜひともきちんと損害賠償を請求していただきたい。

そして、きょうの新聞を見ますと、福島、茨城、栃木、群馬と4県はもう間違いなく該当するというようなことも書いてありましたから、それはもう数字もはっきりしているわけですから。ただ、先ほど言った純利益か、いわゆる原材料を引いた営業利益かということ、ここは非常にこういうあれで、ここはやっぱり私は原材料を引いた営業利益でいくべきだというふうに思います。

何か中には純利益になっちゃうと、ぐっと小さくなっちゃうんですね。ですから、ぜひとも原材料を引いた、私は、半分と言うと怒られるかもしれないけれども、せめて最低限1人3,000円くらいかなというふうに思っていますので、ぜひともそういう計算式で頑張っていたきたいなというふうに思っています、一般質問を終わりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 以上で、12番、湯田秀春君の一般質問を終わります。



◇ 室 井 実 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、5番、室井実君の登壇を許します。

5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 議席番号5番、室井実です。

通告に従って、大きく5つ質問をいたします。

今、国会や県議会においても、福島特区や復興特区というネーミングで、さまざまな制度が論議されていますが、それらは6月定例議会で私が質問した消費税、医療、健康保険などの優遇、軽減の提言とほぼ同じ内容かなと思えるものでした。やはりどう考えても、南会津を含めて福島県全体が何らかの公的優遇がなければ復興はできません。福島という名前が被曝したと前回も私は申し上げましたが、この南会津も立派な福島です。形や数字ではあrawせない被害、風評に町民も苦しんでいます。

そうした中、総合特区という制度が国から照会され、それらはすべて町と町民にとって有益

なのですが、その認定をもらう条件が非常に複雑です。町民団体では、しり込みをする内容です。巨額の活性化資金ですから難しいのは当然ですが、南会津町ならリードしてできると思います。いち早く町が手を挙げて、特区認定獲得に向けて強くアピールする必要があると考えます。それは全町民のためです。諸問題をクリアし、南会津町が見事立ち直ったとき、それは町民、県民だけの問題を超え、日本国家の復興のひな形となります。本当の復興はこれからです。この特区には一般町民も大きな関心を寄せておりますから、この後、南会津町は特区と呼ばれる幾つかの制度に向けて、中でも総合特区にはどのように取り組まれるのか伺います。

2つ目、企業誘致、これは南会津にとって災害から立ち上がるためにも最重要案件の一つであり、私も所属の企業誘致特別委員会においても今模索中ではありますが、実現には時間がかかろうかと思えます。しかし、そんな悠長なことを言うてはいられません。たった今できること、それは既存企業へのサポート、支援であろうと考えます。

南会津町には、これまで撤退した企業は複数ありましたが、昨年春、撤退工場の若い従業員がみずから立ち上がって新しい企業を設立し、路頭に迷うかと思われた全従業員36名の雇用を守った若い企業もあり、こうした努力は正しく評価されるべきで、この未曾有の不況の中、雇用を維持し頑張っている既存企業をサポートができなければ、我々は新企業の誘致など、その資格を問われてしまいます。

そこで、町として、よりきめの細かいサポート、例えば雇用をふやすなどの企業努力を見せる企業には土地の無償貸与などの支援などが可能であるか、税の軽減なども含め、ほかにどのような対応がありますか、町の考えを伺います。

3点目、企業の発展には人材の育成が大切です。南会津の主たる工場の仕事内容は、今非常にハイレベルなものとなっており、光オプティカル、リチウム電池、スマートグリッド関連、また驚くべき精密さを要求される自動車部品など、これらは専門的知識が必要であり、就職してから戸惑わぬよう、その教育の場として県立の地元高校において、最新の電子・電気テクノロジーを学べる環境、または科の新設が必要ではないかという町民の声が多く届いています。今、地元の高校では農林科もなくなり普通科のみ、そこでは理科として化学、生物、物理の基礎部分を重点的に教えておられるとのことでしたが、よりハイレベル教育を目指して、町はこれからどのように取り組んでいかれるか伺います。

4番、みなみやま観光と会津鉄道田島駅との関連について。

今、原発事故を境に、新エネルギーが特に話題になっています。しかし、同時に忘れてならないのは、町民に密着した商工観光、公共交通があります。

まず、公共の交通、鉄道路線にとって、駅とは重要な拠点であり、鉄道のかなめであります。現在、みなみやま観光事務所として使われている田島駅2階部分は、かつてステーションプラザとして、公私を問わず中小規模の会議に利活用され、ほかにも絵画展、写真展、フリーマーケット、エアロビクス、ダンスサークル、カラオケに、果てはロックコンサートまで行われて、いつもにぎわっておりました。そこに集う人々は、同じ階にあるレストランに流れ、食事やコーヒーを楽しみ、帰りは1階で土産物も買うと。愛称はステプラと呼ばれ、田島駅はまさに町の顔であり、人的交流の中心的存在でありました。

そのステプラが町民の前から姿を消して数年たちましたが、それを残念だと、あのステプラがあるとよかったのに、ぜひもとのステプラに戻してほしいという町民多数の声と、みなみやま観光、会津鉄道の厳しい経営状況を勘案しますと、ステーションプラザは再び人々の集うステプライベント広場として、もとのにぎわいを取り戻すことが必要なことかと思われまます。それがこの不況の中、どれほどの効果をもたらすかは未知数ですが、何よりも人が集まるところ、必ず消費が起こります。その波及効果、相乗効果に期待し、それが80名からの雇用を抱えるみなみやま観光にとって、また会津鉄道田島駅にとっても、今進もうとしている復興の波にのって経営好転の兆しとなればと考えます。

もしそうなった場合、みなみやま観光の事務所は、町と双方にとって最善の着地点があると思います。あいたステプラは、以前のようなイベント集客にみなみやま観光事務方が手腕を發揮できる場ともなります。鉄道と駅、そこに人が集まる、そのにぎわいは詰まるところ町民の潤いとなるはずです。町の考えを伺います。

最後に、公共交通、会津鉄道の乗車率アップについて。

会津鉄道中荒井駅と田島駅の間位置する田島自動車学校の前に、田島ドライビングスクール駅を新設することを提案します。一学校のために線路を敷くというなら、巨額の費用もかかりますが、既に学校入り口ゼロ分のところに線路は走っています。電車をとめるだけでいいわけです。駅といっても、それは下郷町、塔のへつり駅と同じ、乗降のための簡易ホームだけでよく、そのかわり看板だけは南会津町、会津鉄道の宣伝も兼ね、目立つデザインにする。今、大事なことは、町にとって、会津鉄道にとっても観光、食、自動車学校も含め、あらゆる分野でまずお客という全国の利用者に、この南会津を知って、選んでもらうことが必須の条件です。

選んでもらえるもの、南会津、田島では何があるのでしょうかと考えなくてはなりません。現代は、観光も食事も学校もさまざまな需要はほとんどインターネットであります。高校卒業

間際の運転免許取得年齢に達した日本全国の若者、学生たちは、自動車学校もホームページで検索をいたします。そのとき画面にあらわれるのは、自動車学校入り口ゼロ分のところに鉄道の駅を持つ、親切、便利な田島ドライビングスクールという文字、画面であります。

日本では今、静岡、遠州鉄道に1カ所、それと京都、松ヶ崎宝池自動車学校前という、駅を持つ自動車学校はまだ2カ所しか見当たりません。日本で3カ所目になるかもしれない自動車学校のホームページには、検索と同時に南会津町の名と会津鉄道はもちろん、経由する東武線、野岩線も学校とセットで画面にあらわれるわけです。また、マニアと呼ばれる鉄道ファンがローカルの鉄道を検索したときも、同様の宣伝を見ることになります。駅のホームの新設によって、これほどのコマーシャルがあるのでしょうか。

あと、お断りしておきますが、私、一学校の利益のためでなく、町がかかわる第三セクターに危機感を持つためです。ここで強調したいのは、田島自動車学校教習生の98%が県外、首都圏の若者という学校の実績を考慮しますと、まずこれから運転を習おうとする人が車で来るはずはありません。学校の入り口に駅を持つという、このユニークな利便性は多大なコマーシャルとなって、東武線、野岩線、会津鉄道、3社も大幅な乗車率アップ、加えて自動車学校は宿泊滞在を伴うわけですから、食と足、業界用語でいいますとあごあしという消費を推進し、その業績アップは、つまり町と町民の利益です。そして、それは既存企業へのてこ入れ、支援でもあります。

また、新駅は教習生ばかりでなく、自動車運転免許を返納した年齢の方々はお気に入りの近くの遊び場に行く。びわのかげ運動公園の動線も考えられます。新町地区などは、田島駅より新駅のほうが近いという近在の住民の足ともなり、そこににぎわいをもたらすなら、今後、軽い食事やコーヒー喫茶などを扱う小さなお店や住宅の新築、それに企業進出の希望だって持つことができます。今、危機的な県、町、会津鉄道、そして自動車学校、すべてが協力し合って、多難な現況を乗り越える正念場と言えましょう。

特に重要なことは、第三セクターとして町も会津鉄道も、こうした努力、改革の姿、ありようを見せないと、多額の経営支援、補助金を苦しい中から捻出してくれている各市町村、自治体に対して申しわけが立たないというものです。これは野岩線についても全く同じことが言え、今後、野岩線にも独自の誘客のアイデアが求められるところです。補助金がなければ、公共交通はアウト、人間なら動脈硬化、破裂寸前と。そうならないための提案ですが、町の考えを伺います。

質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 5番、室井実議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、今後、町は特区制度に向けてどのように取り組んでいくのかとおたがしであります。総合特別区域法、いわゆる総合特区法は、本年6月22日に成立し、8月1日より施行され、8月15日付で基本方針が閣議決定し、第1回目の指定申請の受け付けが開始されたところでもあります。

この総合特区制度には、国際競争力の高い産業を育成するための国際戦略総合特区と、地域の先進的な取り組みを支援する地域活性化総合特区の2種類があり、これまで構造改革特区制度とは異なり、特区内で複数の規制緩和を認め、また税制上の優遇措置や財政金融上の支援措置を総動員して、総合的、集中的に推進することを目的とした制度であります。総合特区の指定基準につきましては、包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること、先駆的な取り組みであり、一定の熟度を有すること、そしてそれなりの厳しい枠組みといえますか、指定するための指定基準が示されており、大変難度の高いものとなっております。

今後の町の取り組みといたしましては、提案プロジェクトの集約と特区指定に向けたプロセスとして、地域における地域協議会の設置に向け準備を進めてまいりたいと。法的に基づいた地域協議会の設置というのも義務づけられておりますので、そのようなことを考慮しながら進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、既存企業への支援に関してのおたがしであります。本年度は融資制度や利子補給制度等に加え、町独自の制度として、がんばる企業・創業支援事業補助金を創設し、創業や事業拡大に伴い新たな雇用を創出する企業への支援を行っておりますが、土地の無償貸与等につきましては、今後十分検討、協議を行っていく考えであります。

なお、現在、中小製造事業者の振興、さらには連携強化を図る目的で、町内企業のデータの収集を行っており、今後とも町内企業へ積極的な訪問を行ったり、企業ニーズの把握に努め、福島県や関係機関と連携し、町内企業の支援に取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、地元高校に最新の電子・電気テクノロジーを学べる学科の新設に取り組む考えはあるかとおたがしであります。高等学校は時代の変化に的確に対応しながら、特色ある教育課程の編成に努めるとともに、地域の要望を教育活動に反映させるなど、時代に即した学校づくりに努めていく必要があるものと、そのように考えております。さらに、地域の要望にこたえ、

地域社会を担う人材を育成するため、多様な専門科目を設置することも非常に大切なことであると、そのように認識しております。

このような中で、田島高等学校では、中学校、高校の6年間の中でキャリア教育の推進など、生徒の能力や創造性を継続的に伸ばすための中高一貫教育の実施や、普通科においても自分の進路希望に合わせた専門教育を行うことができる4つのコースが設定されております。おただしの地元企業が必要としている将来の職業に必要な能力と資質を養うための専門科目の新設につきましては、県立高校を管理する福島県の見解としては、県内各地区の実情や生徒の志願動向等を考慮して、それぞれの地区に適正に配置されていると、そのように伺っております。

現在、多様で柔軟な高等学校のあり方が求められている中で、新しい制度の導入が図られつつありますので、今後は田島高等学校や南会津高等学校におきましても、地域産業の充実を図るための教育機関として、総合学科の新設や学校間の連携の推進など特色ある高等学校づくりに関係機関と協議してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、みなみやま観光株式会社が事務所として使用している会津田島ふれあいステーションプラザ2階部分について、施設利用の見直しを行うべきではないかとのおただしであります。会津田島ふれあいステーションプラザは、地域振興の活性化と鉄道利用者などの利便に資するため、平成2年に建設されました。特に2階部分のコンベンションホールは、町民の多種多様な交流の場としての利活用が図られてまいりましたが、御蔵入交流館の完成後、利用件数の減少傾向にあったということもあります。

庁内検討の結果、町の玄関口であります会津田島駅に新たな観光情報発信基地としての位置づけをし、平成21年度から大規模改修工事に着手し、2階部分はみなみやま観光株式会社の事務所を新設するとともに、1階部分には休憩所を兼ねました交流コーナーを設けて、そして観光交流促進施設としての機能充実に努めてまいったところではありますが、私といたしましては、町の表玄関として、また地域の状況を踏まえ、今後この利活用も含めて検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、公共交通の充実について、中荒井駅と田島駅の間に位置する田島自動車学校の前に田島ドライビングスクール駅を新設する提案についてのおただしであります。ご承知のとおり、田島ドライビングスクールは南会津郡内にある唯一の自動車教習所でありまして、その約8割、年間650名の生徒が首都圏からの教習生で占めております。今回の震災により、風評被害のキャンセルの影響もありましたが、大部分の生徒が教習所までの交通手段として野岩鉄道、

会津鉄道を利用していると聞いております。

町といたしましても、首都圏からの合宿生や、教習所に限らず休日の観光地めぐりや周辺商業施設等の利用など、地域経済の波及効果については認識をしておりますが、教習所前に駅を建設する場合、会津鉄道との協議を初めとして、教習所への踏切や国道、用水路、さらには駅ホーム等の用地の取得や特殊な工法等、非常に難しい課題もあることも事実であります。

また、新たな駅の建設に対しましては、町で建設費を負担していた経過がありますので、建設費用をどのようにして捻出するのかと、そのような課題もあるわけではありますが、議員のいろいろな提案と申しますか、そういう中で、現時点で大変これは厳しいと思いますが、おもしろい案だとも私も思っています。その利用状況、それから利用者のニーズを十分に精査した中で、経済効果を勘案して、今後どのようにしたらできるのか、あるいはどのような状況にあるのか、どのようにしたらいいのかということもあわせて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項については担当課長より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 お答え、伺いました。1つずつ、ちょっとお伺いします。

最初の1、総合特区推進調整費151億円、このうち有利な部分は30口しかないということで、その締め切りは今月末ということになっているようです。まず、結果はどうあれ、特区申請にそれを急ぐというお考えはありますか。もう一度伺います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

この制度の大きなものは、その事業の熟度とか地域による理解ということが大きなことになっております。したがって、最初のアイデア募集の段階で、1次の申請的なものをしておりますが、その後の段階において、まだ精査、事業の確定ができておりませんので、9月までの第1回目の申請には少し無理かなという判断をしております。この事業につきましては、今後、毎年度申請が受け付けをされますので、次年度以降の申請に向けて、熟度のある、それも確実な施策について検討して申請をしてまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をお願ひしたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 伺いました。この総合特区については、町の将来を考える商工会、その他の団体も今やらなければとちょっと気をもんでいたところもあるようですので、私もそのように伝えます。

それで、2番目、2つ目の既存企業への支援、これはある意味、新規の誘致より重要かと思われま。企業が施設、雇用を拡大しようとしているときに土地貸与は難しいとなると、新企業の誘致などは、土地の無料貸与どころか工場の建物まで貸与しますよという、そういう好条件があっても新企業誘致は難しいというわけですから、今後、新企業誘致に劣らない既存企業への何らかのユニークな支援をお願いします。

それで、3点目、科の新設は難しく時間がかかりそうということであれば、より現実的な勉強として、地元企業から業務に詳しい人を学校に派遣し、講師として、日々進化し続ける仕事内容をリアルに講義してもらうことで、企業と教育を連携させ、生きた勉強の環境をつくり出せば、その成果は大きいと考えます。それならばすぐにもできるのではないかという、教育と企業をどう関連させるか、その点について伺えればお願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

まず最初に、企業誘致の件で、土地の提供がなければなかなか難しいんじゃないかと、そのようなおただしというか、そのようなご意見がありましたけれども、このことについて、実は今度の災害に当たりましたが、町内の町有地、あるいは今あいている工場の施設とか、そういうことを調査しましたが、なかなかそれに合致するようところが正直言ってなかったと。町がつくらなかったんじゃないかと、そういうこともあるかもしれませんが、やはり今後その辺は慎重に、今後の町の企業誘致、それも含めた中で、雇用も含めた中で検討していかなければならないことではあるなど、そのようには認識しております。

そういう中で、雇用を増やすためには、やはり今現在ここに進出しておられる企業をまずしっかりやってもらうと、雇用を確保してもらうということで、先ほど申し上げたような制度をつかって、それを実際に活用していただいているというのが現状でありますので、そのようなことをご理解いただきたいなど、そのように思います。

そして、なお、先ほど申し上げましたけれども、土地の提供とかそういうことに対しては、十分これからもそのようなことが起こったときに、それは町としてしっかり対応していきたい。いろいろエネルギーの総合特区とか、いろいろ今でも県のほうでも言われていますけれども、そのような方向等も含めて、エネルギーの改革、そういうようなことも含めて町としては対応

して、そういうことで開拓をできればやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、地元高校へ対しての議員さんのおただしでありますけれども、今、南会津高校、田島高校、やはり我が町内では最高学府でありますし、そういう中で地域の状況に合った学校教育といえますか、これは小・中学校も含めてそれはそうなんですが、そのようなことで、今後地域に残っていただくためには、やはり地域を理解していただく、そしていろいろな提案をいただくということも大事ですから、そのようなことも含めて、今後いろいろ協力、あるいは相談しながら、そんなことができるような方策を練っていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 すべて3番目まで、検討という前向きなプラス志向でお答えいただきまして、うれしく思います。

あと、4と5、2つについて、みなみやま観光の、そして駅のステプラに戻すということも、すべてプラス志向でお答えいただきました。うれしく思います。このステプラは、町民多数の声でありますので、時間がかかったとしても、その声に耳を傾けておいていただきたいと思います。

最後の5つ目の公共交通、会津鉄道の新駅設置については、もしこのことが完全に一発で、ああ、そんなのダメだということであれば、じゃ会津鉄道の乗車率アップの代替案はあるのですかとお聞きしようと思っていたのですが、前向きな検討ということでお答えいただきましたので、私もこの後検証させていただきますが、了解いたしました。

以上、私の質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、5番、室井実君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は終了いたしました。

上衣の着用を願います。

本日はこれにて散会いたします。

明15日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時17分

平成23年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成23年9月15日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 17番 菅家幸弘 議員
- 4番 室井嘉吉 議員
- 2番 長谷川耕一 議員
- 7番 渡部優 議員
- 13番 星登志一 議員
- 10番 山内政 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 大桃英樹 議員 | 2番 長谷川耕一 議員 |
| 3番 湯田良一 議員 | 4番 室井嘉吉 議員 |
| 5番 室井実 議員 | 6番 湯田哲 議員 |
| 7番 渡部優 議員 | 8番 楠正次 議員 |
| 9番 高野精一 議員 | 10番 山内政 議員 |
| 11番 渡部忠雄 議員 | 12番 湯田秀春 議員 |
| 13番 星登志一 議員 | 14番 阿久津梅夫 議員 |
| 15番 五十嵐司 議員 | 16番 大竹幸一 議員 |
| 17番 菅家幸弘 議員 | 18番 芳賀沼順一 議員 |

欠席議員(なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	杉原一成	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
湯田文則	商工観光課長	星光幸	税務課長
穴戸英樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	星惠助	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	齋藤友一	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
馬場増男	舘岩総合支所長	酒井直伸	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 ただいまの出席議員は16名であります。

都合により遅刻する旨の届け出のあった議員は、8番、楠正次君、13番、星登志一君であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

暑くなりますので、上衣の脱衣を許可します。



◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるようご協力よろしくお願いいたします。



◇ 菅 家 幸 弘 議員

○芳賀沼順一議長 それでは、17番、菅家幸弘君の登壇を許します。

17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 おはようございます。

2日目のトップ質問となりまして、一生懸命頑張りたいと思います。

3月11日の日福島原発によりまして、大変、福島県が未曾有の危機に陥っております。そうした中におきまして、7月になりまして幾らか観光客も回復してきたのかなと思った矢先に、7月の新潟・福島の大豪雨によりまして、我が南会津町とやはり只見町と大変な災害に見舞われました。また、その後につきましても紀伊半島の深層崩壊というか台風の山津波によりまして、大変に100名以上の亡くなられた方がございまして、本当に心からお悔やみを申し上げたいと思います。

では、順序に従いまして、登壇順序8番、議席番号17番、菅家幸弘、2点ほど質問を通告しております。述べさせていただきます。

まず、1番、災害対策についてであります。

7月の末の豪雨災害については、南会津町も甚大な被害がありました。今後の復旧については激甚災に指定されましたことから、国・県の支援を受けながら復旧に向けて取り組みが必要と思いますが、対応について質問をいたします。

(1) 大震災や豪雨災害の検証と防災対策についてであります。

- ①災害対策本部の設置等、合併による弊害等はなかったか。
- ②町民の日常的に災害に備える体制の見直しの必要はないか。
- ③高齢化が進む中での防災意識の高揚、危険箇所の点検、避難指示や避難勧告のあり方。

(2) 災害に強い通信網の広域的な整備についてであります。

河川の増水、沢抜けや土砂崩れや道路網の寸断と、通信施設の被害による固定電話や携帯電話が伊南、舘岩地域で何日か使用できなくなりました。地域によっては全く孤立の状態でありました。

- ①復旧に時間を要した原因と今後の町の対応についてお伺いをいたします。
- ②災害に強い通信設備の広域的に整備される考えはないかお伺いをいたします。
- ③尾瀬国立公園の果たす役割を考え、現在の駒止トンネルの経路に合わせ、中山トンネル経路の整備計画を具体的に検討されるべきではないか、お伺いをいたします。

(3) 伊南川の復旧・復興対策についてであります。

今回の災害では、日本でも有数のアユ釣りの川と知られている伊南川の表情が随分と変わり、年々アユ釣り客が減少している中で、風評被害とともにアユの釣れない川となってしまいました。今後、護岸などの復旧も必要ですが、アユが生息できる川づくりも必要であると思いますが、伊南川の有効活用について、只見川電源流域事業などを活用したいと町は考えているようですが、次の点について伺います。

①平成22年3月に、今後10年間を目標とした只見川電源流域振興協議会の第三期対策事業が策定されていますが、伊南川の復旧・復興を迅速かつ全力で取り組むためにも、本計画の見直しが必要ではないか。

②漁業組合などの関係団体と連絡し、中長期的な視点から伊南川の復興に向け、町独自の活性化対策が急務ではないか、お伺いをいたします。

大きな2点としまして、景観計画策定についてであります。

今年度の重点事業の一つとして、恵まれた自然環境と調和した生活空間の創造の中で、歴史・文化・風土に合った独自の景観計画の策定をしていくこととして、当初予算に景観計画策定の予算が計上されていましたが、今回の補正予算で減額となってしまいました。前沢曲家集落が6月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、さらにこれからの景観保全のまちづくりを進めていかなければならないと思いますが、景観の保全に対する政策については、町はどのように考えておられるか質問をいたします。

①将来展望を見据えながら、地域力の維持強化につながる政策に取り組むと、町長は施政方針で述べられていますが、東日本大震災による風評被害で観光客は大幅に減少している中で、誘客等の打開策はなかなか見出せないと思います。短期的な政策も必要ですが、こういうときだからこそ中長期的なまちづくりの政策も必要だと思います。町の景観保全に対する位置づけは。

②前沢曲屋集落が重要伝統的建造物群の保存地区に選定されましたが、駐車場の整備やものづくり伝承館の有効活用と周辺環境整備については、景観計画の策定による規制や保全と活用が必要ですが、今後の対応についてどうお考えかお聞きいたします。

③館岩地域の区長連絡協議会でも強い要望がされておりますが、地域の衰退を食い止めるためには、各地域がこれまで培ってきた大学との協力・連携をさらに進め、地域づくりに生かしていくために、関係大学との協定締結をさせる考えはないか、お伺いをいたします。特に、景観は地域資源の宝であります。全町に及ぶものであり、住民参加のワークショップ等で大学の得意分野を生かしていただき、まちづくりを支える大きな力となると思いますが、お伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

17番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、大震災や豪雨災害の検証と防災対策に関する1点目、災害対策本部の設置と合併に

よる弊害はなかったかとのおただしであります。災害対策本部の設置につきましては、南会津町地域防災計画に基づき、災害が発生し、または発生のおそれがある場合において設置することとなっております。

また、災害の状況により、総合支所に現地災害対策本部を設置することとなっております。今回の豪雨災害につきましては、災害対策本部、さらには各総合支所において現地対策本部をそれぞれ設置したところであり、活動体制につきましてはおおむね良かったのではないかと、そのように考えております。今後も過信することなく、しっかりした対応をしまいたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと、そのように思います。

次に、2点目であります。町民の日常的に災害に備える体制の見直しについてのおただしであります。みずからの命はみずから守る自助と、みんなの地域はみんなで守る共助、行政が担う公助の三本柱が連携し、バランスよく支え合うことが、災害による被害を最小限に食い止める上で最も重要なことと言われておるところであります。

こうしたことから、本町においても地域での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成、強化、啓発推進など、町民一人一人の防災意識の高揚を図り、災害に備える体制を確立してまいりたいと、そのように考えております。

次に、3点目であります。高齢化が進む中での防災意識の高揚、危険箇所の点検、避難指示や避難勧告のあり方についてのおただしであります。災害発生時に被害を最小限度に食い止めるためには、町民一人一人が正しい防災知識を持ち、みずからの安全はみずからで守るという防災意識の高揚を図ることが大変重要であると、そのように思います。

「まさか」とか「よもや」とか、そういう先入観が被害を大きくする場合も考えられますので、本町においても防災訓練を実施し、地域防災の理解を深める一方で、防災チラシ、防災マップの配布などを行い、自然災害の恐ろしさを常に認識していただき、町民の防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に、危険箇所の点検についてであります。今回の災害を教訓として、これから予想される異常気象に備え、関係機関との合同による河川や道路等の点検、危険箇所の安全対策を講じ、今後も住民の安全で安心な暮らしの確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、避難指示・避難勧告についてであります。今回の豪雨災害での被災時の雨量の実績や前兆現象に十分注意するとともに、巡視等による現地情報、レーダー観測等による詳細な気象情報、避難行動の難易度等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的に判断を行い、適時適切に発令するように努めてまいりたいと、そのように思います。

特に今回の災害におきましては、私は本庁におりました。本庁では全く、この田島地区は雨が降っておりません。そして、南郷地区にいたときもかなりの雨量はありましたけれども、正確な雨量の状況もわかりませんでした。そういう中で、各支所の伊南支所、舘岩支所、それぞれの中で避難の指示や勧告、対応をしていただきました。ですから、ふだんからのそういう心構えと、そういうときの情報の伝達あるいはそれぞれの役割をしっかりと確認しながら、今後も十分町民の安全な対策に努めてまいりたいと、そのように思いますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、災害に強い通信網の広域的整備に関する1点目、復旧に時間を要した原因と今後の町の対応についてのおたただしであります。今回の災害では、記録的な集中豪雨により多くの地域で災害が発生いたしました。本町の通信設備等への被害については、通信ケーブルが土石流により電柱ごと流され、断線する被害が複数の箇所で行われました。

これらの災害の復旧に時間を要した原因としましては、土石流により道路が通行できなくなるなど大きな被害があり、通信設備や交換所間の中継ルートの被災状況把握や、資材調達、作業班の確保など広範囲の災害のため、復旧に時間を要したと思います。その断線した現場とかそういうところに行くことが、道路の決壊やあるいは土石流の流出によって遮られたということも原因している、そのように考えております。

今後の町の対応につきましては、民間通信事業者と災害時の対応等について再確認するとともに、一日でも早い復旧ができるよう協力要請していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、災害に強い通信設備の広域的な整備についてのおたただしであります。非常時に備えた通信網の多ルート化や衛星を利用した通信手段の確保を含め、検討をしてみたいと考えております。また、災害時においてはさまざまな通信手段の確保が必要となることから、無線通信の利用や職員による情報伝達の方法、民間通信業者への協力要請など、災害時に対応できる体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、中山トンネルを経由した通信設備整備計画の具体的な検討についてのおたただしであります。通信ケーブルを敷設するルート調査や事業費、敷設後の維持管理経費など、多くの時間と経費が必要になると想定されるために、財政面を踏まえた中で今後検討してみたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと、そのように思います。

次に、伊南川の復旧・復興対策についての1点目、只見川電源流域振興協議会の第三期対策

事業の計画見直しが必要ではとのおただしであります、平成22年4月から平成32年3月までの10年間を前期と後期に分けて、新編「歳時記の郷・奥会津」活性化計画の第三期対策事業が昨年度から開始されたところであり、

今回の豪雨災害を受け、親水機能や多様性が高く、魚等の生き物を豊かな川に戻してほしいという住民の要望を重視し、平成24年度事業計画の中で復興を第一に先進的な活動を行う事例を参考とする、災害復興講座を開催することになりました。

アユ釣りを初めとするさまざまな観点から、伊南川は地域住民のかけがえのない宝物であり、一日も早く伊南川にアユの泳ぐ清流を取り戻すため、計画の見直しを含め、流域の関係町村とともに復旧・復興に向けた要望、取り組みを行ってまいりたいと、このように考えておりますのでご理解をお願いします。

次に、2点目、伊南川の復興に向け、町独自の活性化対策が急務ではとのおただしであります、本年度観光物産協会伊南支部、伊南旅館民宿組合、南会西部漁協同組合伊南支部、商工会伊南支部、伊南川観光やな場管理組合、伊南郷土料理研究会、伊南総合支所、支援センター伊南等で組織する伊南川鮎産業推進委員会が、福島県地域づくり総合支援事業を活用して、伊南川鮎ブランド化推進事業での補助金の申請を行い、本年540万の補助決定をいただいたところであります。

事業の内容は、伊南川鮎のブランド化を推進するために、福島大学と共同で伊南川鮎ブランド化推進計画を策定し、伊南川と伊南川鮎を活用した地域活性化、地域づくりのための勉強会や取り組みを行うものであり、新潟・福島豪雨災害により大きく被災して変わってしまった伊南川を復興するための起爆剤と考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、景観計画策定時に関する1点目であります。町の景観保全に対する位置づけについてのおただしであります、議員おただしのとおり、当初予算において南会津町景観計画策定事業に係る経費を計上しておりましたが、これは福島電源地域振興支援事業助成金を財源としたものであります。

しかしながら、東日本大震災発生以降、県において事業実施も含め検討された結果、震災以降の状況を踏まえ、復興対策、風評被害対策等の事業に変更して実施することも可能であるとの旨の連絡があったことから、東日本大震災南会津町風評被害対策事業の財源に振り替えることとしたものであります。

景観行政の位置づけについては、第2次南会津町総合振興計画において、景観法に基づき景観計画等の策定を行い、良好な景観の保全と保護に努め、息の長い取り組みが必要であると、

そのように考えておりますし、また、景観というものは一朝一夕にできるものではありませんから、将来へしっかりとつないでいく、継承していくことが講じられることが大事と、そのように考えております。

今後につきましても、職員による庁舎内検討委員会を立ち上げ、また、町民の景観に対する意識の高揚を図るために、景観アドバイザーによります景観フォーラム等を開催し、平成24年度に景観計画策定に向け事業を実施してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目、景観計画による前沢周辺の環境整備と活用についてのおたただしであります、昨年度策定いたしました南会津町前沢伝統的建造物群保存地区保存計画において、保存地区周辺の景観保全と整備構想を示しております。今後、駐車場等の具体的な環境整備並びに活用については、先ほどお答えいたしました景観計画の策定を進める中で、前沢地区を初めとする周辺地区住民との協議や、南会津町伝統的建造物群保存地区審議会からのご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目、地域づくりに生かしていくため、関係大学との協定締結を進める考えはないかとおたただしであります、これまで本町におきましては、それぞれの地域において福島大学や芝浦工業大学を初めとするさまざまな大学との交流を重ねてきておりました。特に舘岩地域では、芝浦工業大学セミナーハウスを拠点としながら、環境美化と地域づくり等に大学がかかわり、良好な関係を築いてきておるところであります。

本町の地域資源を活用した産業の創出、景観を含めた地域づくりの推進など、さまざまな政策課題を解決していく上で大学との連携は有効な手段と考えておりますし、本町の有する豊かな人間性や自然、生活空間は、大学教育の推進に当たっても大きく貢献できるものと、そのように考えてもおります。

また、総務省においても大学の教育、研究活動において、教員や学生が地元住民とともに地域おこし活動を実践する取り組み、いわゆる地域実践活動を支援しているところでもありますので、今後についてもそれぞれの地域において引き続き関係大学との交流を推進しながら、協定締結の課題等を整理しながら検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 ただいま大変答弁をいただきまして、前日の回答から聞いておりますと、大変似たような質問が多いかなと思っておりましたが、大変前向きな回答でありまして、私の質問もちょっと視点を変えていかなければならないのかなと思って、二、三質問をさせていただきたいと思います。

まず、先般7月29日、私もうちのほうにおりまして、夕方物凄い、100ミリか200ミリぐらいの雨量が降りまして、本当にあのときの雨の量というものは、私も想像を超える量かなと思いました。実際に自分が地域にはよくわからなかったのですけれども、やはり先輩議員の阿久津議員が来まして、何をしているんだと気合いを入れられまして、その地域地域の集落の危なくなる、危険があった箇所はないのかということで、見て歩こうということで、夕方からずっと歩いたわけですが、確かにたのせと穴原集落、当然伊南川のほうへは行けなかったわけですが、あのときの状況をかながみますと、もう本当に地域のことは自分たち地域でやらなければならないんですけども、やはり建設業にかかわる、衰退してきた建設業がどうしても重機に対する量とか台数とかオペレーターと違って、少ないような感じで、1カ所抜けていることが次々と情報が伝わってくるわけですが、そういうときにおきまして、今後、西部地域での建設業のあり方というものも町長はどのようにお考えか、ちょっとお聞きしたい。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

これは地域の安全・安心、防災対策等、確かにいざとなれば、まず重機を持った土建業、建設業の方にご協力をいただくわけでありまして、今回もいろいろな組織の方々の尽力をいただきました。確かに公共事業が削減されて建設業の方々も大変な状況にある中で、そういう中にあっても私は、時間がかかったという見方もありますけれども、あれだけの土石流、流木が出た中で、そして電気も電話も通じない中で、確かに3日間、大きな時間ではありましたが、本当に日昼夜通してよくやってもらったと、私はそう思っています。

ですから、ふだん、これは本当に大事なことはそのとおりなんですけど、やはりいろいろな連携の中でやって、そして昨日も申し上げましたけれども、個人個人の自覚、そして自分たちの地域を自分でどうするんだと。そしてその地域を一番よく知っているのはその地域の人でありますし、区長さんを中心とした自主防衛といいますか、あるいはふだんと違った様子になったときの避難のあり方とか、確かに支所の避難指示、避難勧告もありますけれども、やはりその

地域のそういう自主性、そういう災害時に対する注意といいますか、そういう対応が今回本当に、ある意味間一髪のこともありましたけれども、それぞれぎりぎりとは言いながらも適切であったと、そういうふうに思っております。

そういう中で、人的被害がなかったから本当によかったと思うんですが、これを十分、いろいろな課題も浮き彫りになりましたから、十分注意しながら今後の対応に当たってまいりたいと思いますが、特に建設業の人、そういうことでふだん除雪の関係もあります。冬場の安心もあります。ですから、そういうことを考えながら、町もそういう建設業の方々とも連携しながら、やはり今後の将来のまちづくりをしっかりとしていかなければならない、そういうことを意を新たにしたいわけでありまして。

ですから、皆さん方にもそういうことを十分心を置かれまして、協力いただきたいというのが正直の、今回の災害の今のところの気持ちであります。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 確かに町長が言われるとおりの、人的被害もなく本当によかったなと、私も本当に喜んでおる次第でございます。

復旧の災害のときの通信設備ですね。私も去年の12月ですかね、一般質問のときにも通信網の設備に対する館岩地域のデジタル化の、電波がまるきし飛ばない状況でありましたものですから、今回本当に支所も一生懸命尽力されて、炊き出しまでしながら固定電話を10台ぐらい設備されまして、大変尽力していただいたわけですが、なかなかアナログの通信網まで切れるということは大変なことだと、私は思いました。

余り今の時代は、確かにいろいろな機器が発展してはいますが、アナログというのは非常によかったんですけれども、今回は確かに伊南川から来る崩壊によりまして、アナログの電波も来なくなったわけですが、唯一館岩では田島側から中山峠に入るデジタル化された電波だけが各個人のテレビには入ったわけですし、停電もなかったわけですが、周りに来ている観光客の人たちの防災の被害を受け入れる電波の通信網が全くとれない、無法地帯のような状況になっておりますから、やはりこれも少しでも、財政面もありますが、ルートとしては中山トンネルのほうの状況も今後計画をさせていただいて、やっていただきたいなと思います。

車を出して走っている人たちのワンセグの情報が全く得られない状況でありまして、館岩から木賊、木賊から檜枝岐へ抜けるこの林道だけが唯一の有効路線につながったわけですが、本路線も大切ですが、今後2路線の開発といいますか、陳情といいますか、そういうものをつくっていかねば、今後地域に取り残されていく人がかなり多くなるのではないかなと思いま

す。

また、地球の温暖化も相当進んでいますし、原発の放射能と同じで、目に見えないもので自然が進んでいくわけですから、このゲリラ豪雨というのは本当にだれも予測できない状況でございましたから、今後2路線のルートをぜひとも考えていただきたいと思いますが、その辺を前向きな姿勢はいただいたんですけれども、中山トンネルのほうからの電波の状況をひとつお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

確かに今回は、被災が大きかった伊南地区の内川から大桃地区、そして館岩全域がなかなか通信ができなかったという状況があったわけですが、昨日も答弁させていただきましたけれども、いろいろな災害の起こり方によってその状況は違ってくると思います。万全を期すという言葉で言えば、すべてに対応できるようなことが必要だと思いますけれども、財政面もありますし、それからその状況、その地域等もあるわけですから、その辺も十分検討させていただいて、今後どのようにしたらいいのかということを考えていきたい、そのように思います。

今回、東日本大震災と、それからそういう豪雨災害の通信網の遮断の仕方が違ってきていたわけですが、でも、それを享受する地域住民にとってはやっぱり伝達方法がない、情報が伝わってこない、お互い連絡できないということは、大変今回の災害のときに重要なことになっていますから、これらの解消をいろいろトランシーバーとかそういうような、衛星電話とかそのような対応をしながら、非常時にはそのようなことが一番いいのかなとも思っていますけれども、平常時のことも考えて、今後いろいろ検討させていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 続きまして、伊南川のアユ釣りの現状ですね。これは私、西部地域の漁協のほうで大変困っているという情報をいただいたものですから、ぜひこの9月の新年度予算に向けた中において、何とか漁協のほうとの関係も予算をいただきながら協力できないかということで、質問をさせていただきます。

この7月16日にアユの解禁がありまして、実質上7月28日から29日にかけて大豪雨がございまして、延べ10日間しかアユ釣りができなかった状態でした。伊南川は何としてもアユ釣りのメッカでございます。その状況において、今後護岸工事も災害を進めていく中においても、来年に向けた事業ができないかどうかちょっとお伺いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

この災害によって、本当に伊南川の様子が一変しました。特に安越又、それからその下流、ずっと南郷地区までの川が本当に一変しました。そういう中で、実はあゆまつりの準備もいろいろ伊南地区ではやってきたところではありますが、様子を聞きますとアユを準備余りできなかったと、そのようなことも聞いております。

ただ、今後の対応としますと、あれだけ一変した中でなかなか現実的には急に河川を変える、魚がすめるようにしたいのはもっともでありますけれども、どのようにしたらいいのかということも十分検討して、今までもそうでしたけれども、ましてやこのような災害を受けた中で、十分川の整備のあり方ということを検討していく必要があると、そういうふうに考えております。

そういう中で、河川の護岸は今回余り、ほとんど伊南川の流域の中では決壊とか越水とかは見られなかったように思っていますが、ただ、あれだけ河床が上がってしまうと、今後の台風とかあるいはちょっとしたスポット的なゲリラ豪雨にしても、越水あるいは堤防の決壊等十分考えられますから、これらの対応についても県・国のほうに強く要望してまいりたい、そして地域の安全・安心のためにしっかりした対応をしてまいりたいと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 私はやはり川の流域は大切だと思います。伊南川の何方かは護岸がくずれているところがございます。でも、その上流には館岩地域がございますが、館岩地域は唯一護岸を歩いてなかったわけがございますが、溪流釣りとしましては、唯一館岩は誘客を呼んでいるところなんです。それはなぜかと言うと、今、特別漁区とかキャッチ・アンド・リリースとか、そういういろいろな、フライとかと、いろいろな釣りのする形態が違ってきているんですけども、お客を呼び寄せる釣り場というものを確保できれば、都会から来る誘客がかなりあるんです。

これは実例を挙げますと、たのせの特別漁区、あと上郷地区の井桁橋から熨斗戸までの流域ですけれども、これは二、三キロあるんですけども、これもキャッチ・アンド・リリースをやっています、結局釣られる方は、魚は持っていかないけれども、楽しみながらそういう河川を利用しながら楽しんでいる。だから、ぜひこういうことがこの元気のない地域でありましても、少しずつでも元気を出そうということで、地域の人は一生涯懸命やっていますから。

それには一番原因がございます、行政側としてもやっていただかなければならないという

ことは、河川の中のヨシ、柳、あと雑木、これを何とか県のほうと協力して、一級河川の除去をしていただきたいと思うんです。これは一遍にできることではないですけども、少しずつ計画的にやっていただければ、やはり河川のよみがえる川になると思いますので、この辺をひとつよろしく。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

実は、伊南川のそういう整備の問題で、白沢地区のユビソヤナギの件がありましたけれども、あそこも整備する計画になっておりました。この災害であるとおおり、議員もご存じのように、伊南川の中に生息する柳の小さな木も大分無残な姿になっておりますし、当然観光で来られる方々、そして釣りに来られる方々に対しても、私たちとしてきちっとした整備した中できれいな伊南川、そして釣りを楽しんでいただくことが最大の今の務めかなと、そのように考えております。

そういうことで、安全も含めたそういう観光に対する対応もしっかりやっていきたい、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 ひとつ、それをぜひとも、一番は漁業組合と行政と話されましてやっていただきたいと思います。

続きまして、昔は旧町村でやっていました電源流域の国からの補助金の使い道によりまして、非常に西部地域は活性化されてきた事業でございますから、この電源流域がまだ継続されてできるということは大変うれしいことでございますから、何としても護岸の整備と、清流に訪れる釣り人に対する今後の対策を講じていただきたいと思います。

続きまして、景観計画の策定であります。

これは、私も旧館岩のときから自分のポリシーとして、景観計画というのは絶対に人間の営みの中では大切なんだということを、非常に肝に銘じながらやってきたわけでございます。でも、なかなか一遍に形があらわれるものではないですけども、今回館岩村の前沢地区が30年近くたって、やっと文化庁からの国の伝統建造物群の指定をされたわけでございます。これもやはり先輩方のご尽力があって、こういう指定があったと思います。

こういうことが南会津のまちづくりの中では、絶対に私は必要だと思います。今後、水引集落も前沢と同等に旧館岩のときはやってきたわけでございますが、資金上どうしても水引集落がかけ離されてしまったわけでございますが、あの地域も国立公園の田代山を持ちながら、街

道沿いで茅葺集落を非常に維持して、そして一大学教授が個人的に支援をしながら、こういう景観を残さなければだめなんだと、そういうことを思いながら、水引の人たちに訴え続けながら、今現在来ているわけでございます。

この人たちのあり方もすばらしいなと思います。一番人を寄せつけるのは、魅力のあるまちづくりだと思います。魅力あるまちづくりには、何と云っても景観がなければならないと思います。そういう状況から、今後エージェントなんかを加えますと、前沢曲家集落も大体今1万7,000人ぐらい来ていると思うんですけども、この4地域の中でそれぞれの景観を今後少しずつでもつくって行って、ホープ計画やいろいろな状況をつくっていくと。伊南、南郷、田島と、この中で1万5,000人ずつ呼んだって、5万人は年に入るわけですから、こういう計画的なことを常時考えて行政はやっていただかなければ、私はならないと思うんですけども、その辺をひとつ。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

確かに、ことしの6月に前沢地区が伝建に登録されました。貴重な財産でありますし、今までいろいろな多くの方々が努力されてこられたわけでありまして。そういう中で地域の人たちの協力を得ながら、そのようなことを守って継続しておるところでございましてけれども、今後とも何と言いましても、町全体の景観はもちろん大事でありますし、そのような地域、特に前沢地区、水引地区、茅葺屋根の集落ということで、その地域の方々とのいろいろな話し合いの中で、今後の伝建としての保存の仕方ということと、そして活用の仕方を十分検討していく必要があると私は思います。

そして、町全体としてはやはりそこを中心としながらも、観光、そういう町のあり方、景観のあり方、これは一番この町を訪れた方が、本当に、ああ、いいところだなと、そういうふうには心から思ってもらえるような景観づくり、それから雰囲気づくり、こういうことを町は心がけていかなければならないと、そのように考えておりますので、今後とも地域の住民の人たちあるいは前沢、水引以外の地域の人たちにも、自分の周りの景色や環境を十分理解していただいた上でご協力をお願いして、そしてそれに力を入れてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 私は、一つは町の財政も大変な状況に見舞われておりますし、滞納も多いわけでございますね。我が舘岩地域においても12軒の小さな集落でございまして、実例

を申し上げますと、大学との協定でむらづくりをやりまして、大変に、これは芝浦工業大学でございますが、いわゆる農村公園を拠点としたイベントの開催、教育旅行の受け入れなど、取り組みが非常に交流人口の拡大を図りながら、地域の活性化に物凄く貢献している集落です。こういう小さな集落の実例であるのであれば、南会津町にはかなりのいい場所がありますから、こういう実例を生かしながら今後大学とかいろいろな若者を入れて、いろいろな活性化に向けたことが必要でないかなと私は思います。

そうすることによって、この12集落の腰の曲がったばあちゃんとかじいちゃんが、大学の大学祭に行って、わざわざ農産物を売りながら元気づくりに頑張っているんです。そういうことが、また大学生が大学祭に来て、やあ、しばらくです、やあ、この前どうもなんていったことによって、また今度その生徒たちが地域に来て応援をしたり、そういうことが自然と人間対人間のきずなをつなぎながら活性化させて、そして医療費もかからない、ある程度年寄りになっても目標がありますから、非常に元気づくりのまちづくりをしていますから、こういうものを町は見習うべきではないか、ひとつお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

地域づくりに関しましては、各大学やいろいろな組織の方々、あるいはいろいろな経験者の方々にご支援等いただいておりますけれども、いずれにしましても地域、その地元の住民、そういうことが一番理解が大事なと、そのように思います。

ですから、そういうことも含めて、そうした中で自分たちがどのような地域にしたいのかと、いろいろアドバイスを受けたり、ご指導いただいたりする場面も数多くあるかと思っておりますけれども、やはり主体性のある地域づくりは地域の住民がやるんだと、そのようなことを町としても皆さんにも理解していただけるような活動をしながら、今後の地域づくり、景観づくりをしていきたいと、そのようなことで活性化を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 私とはあと最後になりますが、先日、議長がちょっと所用で行けなかったものですから、私、台東区の、墨田区のほうへ行ってまいりました。そのときに、22人ぐらいの人たちと名刺を交換しまして、その名刺をいただいた交換の名刺が、すべて地域の顔をつくっているんです。地域の顔、それぞれいろいろな写真を使いながら、名刺の交換をやっている。私はこれに感動しまして、町長さん先頭に、課長さん、職員、議員、皆さんが自分の町

で何を売りにするのかというような、そういうトップセールスではありませんが、地域を大切に売りのものを名刺で交換するというのが、私は一番手っ取り早いんじゃないかなと思うんですけども、その辺をひとつお願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

私もそう思います。これからといたしますか、考えておりましたから、実行に移したいと思えます。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 以上で質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、17番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。



◇ 室 井 嘉 吉 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、4番、室井嘉吉君の登壇を許します。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 議席番号4番、室井嘉吉であります。

おはようございます。

私は、今回の一般質問について、5つの課題を準備をいたしました。

きのう来からの討論の中でもダブる分等ございますので、そういった課題については簡単に申し上げたいと、こう思います。

質問に当たり、このたびの豪雨で多くの被害を受けられた方々に、まずもってお見舞いを申し上げます。

質問の第1は、豪雨災害関連についてであります。

今回の災害につきましては激甚災害の指定を受け、国の措置として公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財源援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置及び小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等などを指定するとありますが、我が町における財政負担はどの程度か、お聞きをいたします。

この点については委員会等での話の中で、補助率等の問題もあっていろいろ査定等のかかわりで金額の変動等もあるという、こういうこともお聞きをしております。そういう意味ではお

およその額で結構でございますので、どの程度あるのかお聞きをしたい、こう思います。また、この災害の復旧は、どの程度の時間を見て復旧できると考えているのか、この点についてもあわせてお聞きをいたします。

2つ目には、さきの6月議会の中でも、私は雇用の拡大という観点から質問をいたしました。この質問の中で、新規雇用に対する支援や新規就農者に対する支援など、町の施策が明らかに説明されました。私はこうした町の施策について、大いに期待をしております。これら施策の具体的な成果は今日どうなっているのか。それと、これらの課題についてお示しをいただきたいと思います。

2つには、この間の津波や放射能事故による震災避難者、我が町にも多くの方々が来ておりましたが、こうした中でこうした我が町におられた人の中で、この町に住みたいとの希望を持っている方がおり、既に空き家などの確保をして住まれているようでもあります。また、住もうとしている方もいるようでもあります。こうした方々には、何としても生活基盤の確保というのが重要であります。そういう意味から、これらの対策はどのように考えているのか、現状と課題についてお聞きをいたします。

3つには、介護保険事業の第4期が今年度をもって完了をするわけであります。既に南会津町高齢者保健福祉事業等運営協議会などの中では、第5期に向けての計画策定の準備に入っておられるわけでありますけれども、第4期の計画の中間的検証から見る現状と、第5期の課題についてお示しをいただきたいと思います。

具体的には、1つに介護保険料の今後の見通しはどうなりますか。

2つには、地域包括支援センター事業を社会福祉協議会に平成22年度から委託をしておりますが、現状と課題はどのようにとらまえておりますか。

3つに、寝たきり老人を増加をさせない、そういった施策として特徴的なものと、その検証はどうでしょうか。

3つには、これら計画の中で特別養護老人ホーム入所希望者が、正確には今年3月30日時点で194名待機をされているという、こういう現状下でございます。介護保険の利用の公正・平等との観点から、今後の高齢者の動向などを踏まえ、介護施設の利用についての分析検討をすべきと思いますが、どうでしょうか。

4つ目に、県の脱原発の方針から、各自治体とも自然エネルギーに対する施策の動きが活発化してくるのではないかと思います。県内でもこれだけの自然を抱え、すぐれた環境の中にある我が南会津町をいち早くエネルギーの町南会津と、こう言えるようアピールできるような、

そういう立場からも新エネルギーに取り組んでいただきたい。そのために、本町に担当スタッフを配置し、その具体化に向け、検討計画を早めるべきと思いますが、どうでしょうか。

5つ目に、放射能関連について質問します。

町として安心宣言をしていますが、安全をよりアピールする立場から、町独自でさらにきめ細かく米の調査などをすべきと思いますが、どうでしょうか。

また、最近の新聞報道などから、山の汚染は平地の10倍などと言われております。棚倉町などにおけるキノコの汚染などの事例等が紹介をされています。我が町でも、こうした山やキノコに対する調査等をどうするのか、この点についてお聞きをします。

以上、登壇からの質問は終わり、自席から引き続き質問をさせていただきたいと思います。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、豪雨災害による財政負担と復旧までの期間についてのおただしであります。今回の豪雨災害が激甚災害の指定を受けたことにより、さまざまな財政的な優遇措置を受けられることとなっております。

具体的には、地方自治体の財政負担の軽減を図るために、国庫補助で行う災害復旧事業に関しては、補助金のかさ上げ措置が講じられることになり、また、補助事業に該当しない小規模の小災害復旧事業については、起債の充当率が引き上げられることとなります。

具体的な財政負担の金額は、災害査定による事業費の確定と、その後の補助率増高等が就労しないと把握できませんが、さきに申し上げましたような財政的な手厚い優遇措置が講じられることから、町財政への直接的影響はそれほど大きなものとはならないと、そのように考えております。

さまざまな制度を活用しながら、早期の復旧に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと、そのように思います。復旧までの期間に関しましては、昨日お答え申し上げましたとおりであります。そのようなことでご理解をお願いしたいと思います。

次に、雇用施策に関する1点目、新規雇用に対する支援の施策に対する現状と課題についてのおただしであります。本年度から町独自の制度として創設しましたがんばる企業・創業支援事業補助金により、創業や事業拡大に伴い、新たな雇用を創出する企業の支援を行っており、8月末現在の実績は8企業を補助対象企業として指定し、14人の新規雇用が見込まれております。また、新規学卒者を雇用した町内商工業者等に技術の習得、資格の取得等に係る経費の支

援を今後検討・協議してまいりたいと、そのようにも考えております。

次に、新規就農者に対する支援の成果及び現状と課題についてのおたただしであります。平成18年以降支援制度を活用して新規に就農された方は7名となっております。なお、昨年度までは対象者がIターンのみであり、また研修業務におきましては受け入れ農家の費用負担が大きかったことから、本年度からは町内在住者やUターン者にも対象を拡大するとともに、研修業務の支援拡充を図ったところであります。

しかし、新規に就農を希望する場合には、住居や作物に適した圃場の確保及び冬期間の就労先の確保といった問題に加え、年度途中からの研修業務には受け入れの農家の確保が困難であるといった問題も生じてきております。

町といたしましては、これまで新規就農された方々から、支援制度に対する意見や要望を聞きながら、より利用しやすい支援制度に見直すとともに、関係機関と連携した就農相談会等を積極的に開催して、新規就農者の確保に努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、震災避難者の生活基盤確保対策の現状と課題についてのおたただしであります。本町は東日本大震災、福島第一原発事故発生後、南相馬市の2次避難者を中心に、避難者の受け入れを開始し、8月末までの累計で1,015人の避難者を受け入れてまいりました。そうした中で、8月31日をもって旅館、ホテル、ペンション等2次避難施設が閉鎖されることに伴い、ほとんどの避難者は仮設住宅や民間借り上げ住宅等へ移動されることになり、本町には自主避難者の方等も含め、48世帯、158名が借り上げ住宅等へ入居し、9月以降も引き続き居住する状況となっております。

こうした方々の生活基盤の確保は、住宅については県からの家賃負担等支援や日本赤十字社から家電6点セットの支援が受けられます。また、就労については既に町内に働く場所を見つけた方もおられますが、ハローワーク南会津と連携し、8月上旬から避難施設を訪問し、求人情報の提供や個別相談等を行ってきているところであります。避難者が希望する職種と求人内容が合致していないこともありますから、可能な限り支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

そういう経過の中で、子供の教育が、学校が終わるまでこの町にいたい、あるいは職場も見つかったからこの町に住みますと、そういう報告もありますので、町もできる限りの支援をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、第5期介護保険事業計画に関する1点目、介護保険料の今後の見通しについてのおた

だしであります。平成23年度における本町の介護保険料の基本額は月3,100円であり、福島県平均の月3,718円を下回っております。今後の介護保険料については、介護保険サービス給付費が増加し、被保険者数が減少しているため、改定せざるを得ない状況にあります。

具体的な金額につきましては、現在策定中の次期介護保険事業計画の中で策定してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、地域包括支援センターの現状と課題についてのおたただしであります。地域包括支援センターは、介護予防の拠点として介護、福祉、医療などの高齢者への総合的な支援窓口として、町と連携しながらさまざまな支援事業を実施しております。この事業については、平成21年4月より社会福祉協議会へ委託し、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3名で業務を遂行しておりますが、年々その利用件数は増加しており、広範囲の南会津町を3名の職員で対応しているために、職員外出時にはすぐに対応できないなどの課題が生じておるところであります。

住民の方が望んでいる相談事業にタイムリーに対応していくためには、どのような体制が望ましいのか今後包括支援センターとともに協議を重ねながら対応、対処してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、寝たきり老人を増加させない特徴的な施策とその検証についてのおたただしあります。町では要介護状態とならないように、介護予防事業を実施しております。中でも要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象に、運動器機能の向上、低栄養改善及び口腔機能向上、認知症予防事業を開催しており、平成22年度には72名の方に参加していただきました。

しかしながら、高齢者に対する介護予防事業の効果はすぐにはあらわれるものではありませんので、今後とも事業内容と事業効果を検証しながら、一人でも寝たきり老人を増加させない、また一人一人がふだんからそのようなことを自覚していただくようなことを喚起しながら、そういう指導に当たっていくことが大事だと、そのように感じておりますので、継続的な施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目、介護施設の量について分析検討すべきとおたただしあります。町としても施設の必要性は認識しております。しかしながら、増え続ける介護サービス給付費と介護保険料とのバランスを考えますと、より慎重に検討していく必要もありますので、現在、策定作業を進めております次期介護保険事業計画の中で、中長期的な視点に立って施設の量とか経費についてなども検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いした

いと思います。

次に、自然エネルギーの町としてアピールすべく、早めの検討と計画をとのおたただしであります。本町における自然エネルギーの活用方針については、これまでの各種事業化調査等により、他の自治体と比較しても一定の検討と整理づけがなされているものと考えております。

おただしにありますように、脱原発・再生可能エネルギー法案の成立など、一定の前進した動きとしてとらえておりますが、この流れは新エネルギーの中でも発電と売電に限ったものであり、ある意味ちょっと狭い分野での施策である、そのようにも考えられます。

そのような中で、将来的な自然エネルギーとの共存を模索すれば、発電以外にも熱利用など本町の地域特性と合致した施策が必要であると考えます。今年度の稼働を予定しております山口温泉きらら289への木質バイオマスボイラーの導入など、町の実情に合った自然エネルギー施策を着実に進めてまいりたいと、そのように考えております。

確かに脱原発のこの状況はもう将来への確かな方向であると、私もそのように考えておりますし、早さも大事かもしれませんが、やはりこの当町に一番適したふさわしい、当町を生かせるそういうエネルギー施策、地産地消も含めてそのような対策が必要であると、そのような認識でおりますし、今後の国・県の動向を見ながらしっかりした対応を検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、放射能関連に関し、町独自で米の放射性物質調査を実施すべきとおたただしですが、昨日も湯田議員にお答えしたとおり、予備調査の実施と本調査が実施される予定になっております。万が一予備調査の結果が200ベクレルを超えた場合には、重点調査区域となり、おおむね集落ごとに2カ所程度の本調査が実施され、また、その結果が500ベクレルを超えた場合には、昭和30年以前の旧町村単位での出荷が制限されることになります。

町といたしましては、県内の早場米の調査結果からも、予備調査と本調査で基準値を超える可能性は低いと考えておりますが、町独自での米の放射性物質の調査を実施するかどうかにつきましては、予備調査や本調査の結果等を踏まえながら関係機関とともに協議した上で検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、キノコの放射性物質調査をどのように考えているかとおたただしですが、これも同じく昨日の質問にお答えしたとおりであります。基本的には金曜日が検査日となっており、栽培されたキノコだけでなく、野生キノコについても福島県が定期的に調査する予定となっております。なお、最近では8月3日採取のチチタケと8月25日採取のナラタケが調査されており、未検出または暫定規制値を大幅に下回る結果となっております。

町といたしましては、これまで実施された山菜や農産物等の調査についてもほとんど未検出であり、また、検出されても暫定規制値を大幅に下回る結果であることから、検査を行っていない品目を中心に検査の実施を福島県に対して要望するとともに、これまでどおりの調査結果をホームページで掲載することにより、情報提供に努めてまいりたい。またこれらの結果は昨日もお答えしましたが、皆さんにわかりやすい公表の仕方で皆さんにお知らせしたいと、そのように考えています。

また、昨日の新聞等でも福島県のキノコが全面出荷停止と、そのようなこともありましたけれども、よく内容を読んでみますと、国がそういうことで福島県の放射能濃度を考えたときには、検討したほうがよいだろうという内容でありました。これも十分県と国のほうにも私どもの意見も言いながら、今後の規制値の測定に対しても、町としても万全の体制を整えていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 ただいま町当局の回答があったわけですが、この1点目の豪雨災害関係で1つお聞きしたいのは、激甚災害ということになれば一定の期間内での区切りみたいなことが出てくるのかなというふうに思います。激甚災害という指定のもとで仕事をする期間というものが出てくるのでないのかなと思うわけです。何か国有林の災害復旧でいうと、2年間だというようなことを言っていました。だから、ことしと来年だということで、そのような話も聞きましたので、その辺どうなっているのか、ひとつ明らかにしてください。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

激甚災害に指定された場合は、通常の災害も同じなんですけど、3年間です。ことしを含めて24、25、25年までには災害復旧したいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 そうすれば、3年以内に工事すべてを完成をしなければ、平成25年度以降に例えば工事が繰り延べになったなんていうことになれば、その分の工事費というのは結局補助率が通常の補助率になる、こういう理解でいいわけですね。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

通常3年間でできない場合については、町単独事業になってしまうということがありますので、3年間には必ず終わらせたいということで考えております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 はい、わかりました。

それで、これは私の取り越し苦労になるのかなというような気もしますけれども、通常工事、こういう災害だとか何とかでない平時の状態での工事等について、これは県も国も一緒だというふうに理解していますけれども、森林の中に入る工事なんていうのは特にクマタカ、オオタカ、ハチクマ、ノリスというような、ある意味環境省のレッドブックだとか何とかに載るような種類の鳥類も、恐らくこの被害箇所上空には飛来をしている、あるいは巣をつくっている、こういう実態があるんだろうというふうに思います。

そうなったときに、この辺のかかわりね。平時の場合の対応とすれば、これらの鳥の営巣時期、いわゆる卵を生してひなにかえして飛び立った後に工事をしていくという、こういう配慮を県も国もやっているんですね。だから、時期的にいくと8月中旬、お盆あたりから実質仕事に入って雪降るまでという、こういう作業期間というのが、それらに携わる人たちの常識であります。今になれば常識であります。

そういう点から見たときに、今回の場合は非常事態ですから、そこまでの配慮をすることがどうなのかという点があるし、私は鳥についてはそんなところまで配慮しないだって、今まで現にいるわけだから、そんなことまでの配慮をしなくたって別に鳥なんかには影響ないという考え方も持っていますけれども、しかし、そうは言っても今日的な状況の中でそういうようなことも業務を進めていく上にあるという点については、ぜひ、私の経験からいって、そういう点があるということについてお知らせというか、そういう状況下にありますよということも念頭に入れた復旧というものをぜひ対応されたいなと、こう一つは思います。

あと、さらに、今回の復旧箇所、私も3回くらい、これは国道からですけれども、ずっと見てまいりました。そして、ある程度国道も通られるようになってからも行ってきました。今回の災害というのは、私も南会津の山に32年間働いていた経験からして、あんな災害は見たことも聞いたこともありません。文字どおり、水のない窪まで土石流というのか流水というのか、そういったものが実は起こっております。そして、今時点で小規模な災害というのはほとんど完了しているんだと思うんですね。あるいは国道の通行も可能になったという、こういう状況下にあるんだろうというふうに思います。

しかし、これからの台風の問題、さらに一番考えなければならぬのは雪の問題です、これから。今ほど言うたように町の仕事も県の仕事も、これは奥山国有に関係ありますから、国有林の仕事だってですね、本格的復旧というのは、これから災害調査がようやく終わって、査定を受けて、そして設計して発注して、例えば年内に早めに発注しただって、現地はもう雪降っちゃうと思うんですね。

そうすると、工事というのは来年の早い時期、ところがこれだって入る場所によっては、林道の復旧箇所なんていうのは、想像もできないようななだれ来る箇所が何カ所もあります。今回、町で考えている林道のところだって、大規模ななだれ来る箇所が何カ所もございます。そういう意味では、本当に落ちついて仕事できるなんていうことになれば、早くても6月ころからだと思いますよ。山の中の仕事ですから。

そうなったときのことを考えたときに、現状の崩壊地、沢から水出てきたところで人家に近いところ、下流側に人家がある、あるいは国道、出てくれば国道に出てくる、こういうところのいわゆる河川の中にある流木だとか大きい石、これはやっぱり最低除去をしておかなければなんねえでねえかというふうに私は思います。

これが秋さかのなだれだとかあるいは雪解け水で木なんか横っちょになっていけば、そこにまたいろいろなものが詰まって、水がたまって土砂がたまって、ごつという、こういうようなことも想定されますので、もう一回やっぱりそういった部分というものは、関係する機関があるならば関係する機関に町としても要請をして、そういった沢の中の岸を中心にしたものを除去をして、できるだけそういうような今後の災害が起きないような対応というものを再度見直す必要があるのではないかと、こんなふうに考えます。

あと1つ。

○芳賀沼順一議長 室井議員に申し上げますが、時間は大丈夫ですけども、考えを提案しているのか、これについては町はちゃんと手を打っているのかという、その質問をしたいのか、その辺をちょっとはっきりしていただかないと、時間がどんどん過ぎますので。

○4番 室井嘉吉議員 失礼しました、以上のことを提案します。

○芳賀沼順一議長 町の考えを含めてね。

町長。

○大宅宗吉町長 では、お答えします。

専門的といいますか、法律的なことは課長のほうから答弁させますが、今回の災害時、その後防災ヘリによる上空からの視察をさせていただきました。議員が心配されるように、この自

然の生態といいますか、そこまでかなりの影響、ダメージがあるような現状だと私は認識してまいりました。そういう中で、いずれにしましても工事するにしてもしなくても、かなり自然生態に対する影響は大きいだろうと、そのように思いますから、その辺も十分検討しながら、今後の復旧工事等を実施していく必要があるだろうと、そしてそのようにきちんとした話し合いも必要になろうと、そのように認識しております。

また冬期間のことですけれども、県道、国道に隣接する被災しているところが隣接する部分は、もちろん除雪等影響ないような対応が必要ですし、それから、今現在すべての沢々といいますか、そういうところを確認している状況ではありませんので、主なところとなりますが、そういう中でまだ未確認、あるいは今議員おっしゃられたような二次災害といいますか、流木とかそういうのが引かかってまた溜まって、自然ダムができてそれが流出すると、そのようなことも十分考えられますから、それらに対する調査と対応、これもきちんとしていかなければならないと、そのように思っています。

それから、河川の中の流木に対しても当然同じようなことが言えるわけですから、先ほどの河床の上がったこともそうなんです、それらのことを南会津建設事務所、それから国のほうにも直接要望をしておりますし、そのことをもっと強く申し入れしながら協議を進めてまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解をお願いしたいなと思います。

あと、生態のことについては課長のほうからお願いします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

災害復旧優先を考えるべきなんです、4番議員おただしの希少動物関係のことも十分精査しながら、土木事務所または農林事務所と相談しながら、治山、砂防ダムの工事についての復旧に向けて進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 あと1点、実は懸念がございます。それは花木の宿の、あそこは手前とすぐ行ったところに2カ所、橋あろうかと思えますけども、奥の分ですね。檜枝岐寄りの橋の川向かいの沢について、今回の豪雨によってきれいにあの沢が洗浄をされまして、一枚岩のむき出しに実はなっております。あそこの部分というのは、かつては左側に迂回をして花木の宿の前を通過して旧道あったわけですけども、あそこが直線的になって、バイパスというか、そういう位置づけである道路ができているわけですけども、私もあの道路開通以来、8年間通勤をしてまいりました。

この8年の通勤の中で、2シーズンにわたって、その今言うた沢からなだれが来ております。そのなだれも沢に溜まるなんてことじゃないですね。どういうことなんだかわかんねえけども、とにかくなだれ落ちたものが、これは立木も石もです、石だって50センチ、60センチの石含めて、現在の花木の宿の駐車場の前の広場まで実ははね飛んでくるという、こういうなだれであります。

そして、多分その2回ですね、バイパス状になってその2回、恐らくなだれは起きていていると思います。これは県でも恐らくつかんでいると思います。そして、今回の豪雨によって、もう一枚岩の面が出ましたので、今度は何も抵抗力ねえから余計なだれになりはしないのかなという心配をしております。そういう面では今回の豪雨関連と合わせて、この辺の対策もとったほうが良いというふうにご提案をしたいと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

多分、イメージで私も話すものですから、一緒のところをイメージしていると思うんですが、確かにあの沢は、春先は若葉の萌えたころには本当に情緒のあるいい滝だなど、そのように思いました。ですけれども、先日も私行ってまいりましたところ、本当に岩肌が出ていまして、水の量もかなり流れておりました。今回もあそこの土石流物凄かったわけですが、議員おっしゃられたようになだれも2回ほど、橋まで動かすような強い大きななだれもあったと、このようなことも認識しておりますし、冬に向けてのそういう対策を今後県のほうとも協議しながら進めてまいりたいと、そのように思います。

あそこばかりでなくていろいろなところ、そういうおそれのあるところはあるかと思っています。ですから、そういうようなこともきちんとした対応をできるようにこれから努力してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 次に、雇用の施策については今ほど回答をいただきました。本当にこれはなかなか成果の見える、そういうものではないかというふうに思います。しかし、今ほど説明があったように、一定の成果が出てきているではないかなということで、大変うれしく思います。

そして、あわせて私はこれも提案したいというふうに思うんですけれども、私自身、正直言って議員になって初めて、町がこういった雇用の問題に本気にかかわっているということを知りました。ぜひ、これは広報「みなみあいづ」なんかに、こういう努力をしているんですよと。

これは課題ですよ、町の町民にとっても雇用問題というのは。だから、現状こうだ、こういう中で町としてこういう施策とった、そして結果こうなっている、さらに引き続きこういう点からやっていきますよくらいのことを、やっぱり一般町民に知らしめておく。そういう意味の中で、町と町民との信頼、きずなということも生まれてくるんだというふうに思います。

そういう意味では非常にこれ、いい施策でありますので、ぜひこの点についてご提案をしたいと思いますが、町としてのお考えを伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 答えいたします。

ただいま議員よりご提案のありました件につきましては、私のほうでもいろいろと雇用対策について頑張っておりますので、町民の皆さんにお知らせできるかどうか、今後庁内で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 次に、介護保険事業計画の関係でございますが、これも今ほど来ご回答をいただきました。ぜひ、3つのところまでは町長言われたような立場から、真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

特に、特別養護老人ホームの量の検討の関係について、若干私のほうから提案というか要望というか、そういう観点で申し上げたいというふうに思います。町内の老人ホームに入りたいという希望者が194名くらいおられると、3月30日時点でおられるという、こういう実態にございます。

町内のホームには、今現在入居している方というのは平均年齢で八十二、三歳くらいだというふうに思いますし、介護度でいったら4ちょっとですね、4.なにがしと、こういうことで、長期入所者というのは大半が寝たきりの状態にあるんじゃないかというふうにも思います。

そして、そういう面ではこれ、今後の見通し含めて私たちの年代前後というのが戦後生まれ、これ一番いっぱいいるんだというふうに思います。だから、あと20年先くらいまでは、この事業というのは右肩上がりのような状況だというふうにも考えます。

確かに金の問題、施設の箱物に金がかかるという問題あるかというふうに思いますけれども、今日の経営というのは南会津会というんですか、郡内の自治体協議のもとでもやられているようでありますから、単に南会津だけ単独でということになれば、いろいろのこともあるんだと思うけども、他の只見だって下郷だって檜枝岐だって、それぞれ待機者を抱えているんだというふうに思います。

そういう町民や村民の声にこたえる、あるいは先ほど来言うたように介護保険の公平な利用という、こういう観点からもぜひ施設の利用の拡大ということについては、第5次の計画に何とか組み入れてほしい、こういう要望を強くしておきたい、以上であります。町当局の考え方があればお聞きをいたしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

基本的な考え方を述べさせていただきます。議員おっしゃられるように、つい昨年までといいますか、160名くらいが待機の実数だということをお聞きしていました。今回いろいろな状況の中で、200名近い方が今度待機されるようになったと、そのような状況であります。それは十分認識しておりますし、そういう中で、やはり介護を受ける方ばかりでなくて、その家族等のいろいろなご苦勞、状況を考えますと、本当にこれは放置できない状況であると、私もそういう認識しております。

そういう中で、先ほども申し上げましたが、施設の量、それから経費などを含めた中で、今後検討をしていく必要があるだろうと、そのように考えております。ですから、これからそういうことを今後の推移を見ながら、もちろんそれを参考にしながらそのようなことを検討してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。細かい数値はその検討の中で今後発表させていただきますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 ひとつよろしく、その辺のところは十分ご検討をいただきたいと思います。

次に、自然エネルギーの問題ですね。これも町長のお話でわかりました。9月の県議会の補正予算の中に、2,163万ほど再生可能エネルギー推進総合事業という、こういう予算が挙げられているようでありましてけれども、この事業の中身というのは何かおわかりいただければ、明らかにしていただきたい。わからなければ結構でございます。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 今ほどの予算について、これから調査してみたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 ひとつよろしく願いします。

次に、放射能関連、とりわけ米の話はきのう来の話でわかりましたので、キノコの問題ですね。新聞等で話題になった棚倉町のキノコをとったところの空間放射能線量、これは毎時

0.38マイクロシーベルト、町中の中心地と同じだったようでありますね、空間線量というのは。ところが、チチダケ、この辺では多分チタケというキノコだというふうに思いますけれども、これは2万8,000ベクレルを検出したと、こういうことなんですね。だから、私自身もこんな放射能の話はわかりませんから、空間で0.38がキノコをはかったらば2万8,000だと、こういうような話ですから、実は私も心配しているんです、そういう意味で。

これは菌根菌のキノコだもんだから、根っこから吸い上げたんでねえのか、こういうことですね。これも私自身、キノコのことについてそんなに知識ありません。菌根菌というのがマツタケだとかシメジなんかも入るような話だし、マイタケなんかは関係ないという、こういうことのようなですね、新聞なんかを見ると。だから、空間線量でいったら大丈夫だよと言いつつも、そこに生えているキノコを調査したらもう大変な量が出ているという、こういうことなんですね。だから、そういう意味で山の放射線量あるいはキノコのそういうような放射能の量というものを、ぜひ私にはかかっていただきたいなど。

きのう来の答弁でも、10地点というようなことの回答もあつたわけでありましてけれども、南会津町約8万ヘクタール、町の面積の91%が森林でありますから、多くの方々が森林とのかかわりを持ってこの地域に生活をしているという、こういう実態でございます。ぜひ山のこういった線量測定というものに、もっともっと本気になって力を入れていただきたいなど、こういう点でご提案をしたいと、こう思います。町当局の考えを伺いたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

森林内の空間測量、10センチ、1メートルと、3カ所を6月にもう既に調査しております。あと、今回町有林と財産区の森林内の土壌中の放射性物質の濃度の調査と空間線量率の調査、サーベイメーターによる測量ということで町有林を5カ所、これは田島地区荒海山ですね、あと長野の糸沢山と水無の渡実山と、金井沢の帯沢入山と館岩の熨斗戸の矢竹山、あと、荒海財産区の藤生の山を、計6点を9月の下旬から10月の中旬にかけて林野庁の担当者が調査するというような情報が入っております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 ぜひ、調査のほうよろしくお願いをしたいと思います。

しかし、今週中には県内のキノコの関係は国としての態度なり何なり、明らかにするやの新

聞報道等もあったようですが、万が一これ、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷停止なり、あるいは摂取制限というものの、野生のキノコですよ、が対象となるということになれば、当然この法律に基づいて入山禁止という措置もとることになるのではないかというふうに思います。そうすると、9月から10月にこれから調査するというのだけでも、その以降にキノコ出てくればいいけど、それ前にキノコ出ちゃって、万が一とって食っちゃったとか売っちゃったみたいなことの、だからそれは今週明らかになると思いますが、だからその辺の時間的な時期等を含めて、どうするのかという点について伺いをしたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

県の調査というふうに今、課長のほうから答弁ありましたけれども、町としてもできる限り早急に、早い時期にそれらのことを対応してまいりたい、そしてそれを継続していきたい。議員おっしゃられるように、放射能濃度と必ずしも一致していないというデータもありますから、その辺は十分留意しながら油断しないでそのような対応をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 以上をもって私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 以上で、4番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。

なお、午後は1時より会議を開きたいと思います。ご苦労さまでした。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 長谷川 耕 一 議員

○芳賀沼順一議長 次に、2番、長谷川耕一君の登壇を許します。

2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 2番、長谷川耕一です。

初めに、このたびの新潟・福島豪雨災害及び台風12号に被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

質問の順番も10番目となりますと、先輩議員と重なる部分がありますが、質問通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、大きな1番でございますが、新潟・福島豪雨災害の被害及び復旧状況についてお尋ねします。先ほどの嘉吉議員の質問の中にもありましたが、あえてもう一度質問します。

まず、1番目、当町では館岩地区、伊南地区、南郷地区の被害が特に甚大でした。そこで、各地区の被害状況は。

2番目、日常生活に関連する小災害の被害状況とその復旧状況は。

3番目、激甚災害の指定を受け、国の査定が来月から入りますが、当地区は豪雪地帯であり、冬期間の作業が困難なことから、災害の3年の工期に各地区とも間に合うのか、またその対策はどうか伺います。

4番目、この災害に不眠不休で活躍してくれた町消防団に対して、団員報酬を上げる考えはないか。

以上、災害に関しては以上の4点について伺います。

次に、大きな2番となります。

介護施設の充実について。これもまた先ほど嘉吉議員より質問がありましたが、あえてまたさせていただきます。

現在、特別養護老人ホームの入所待機者が200名もいる現状です。そこで、もう1棟新設する考えはありませんか。新設すれば新たな就労の機会がふえ、若者の町への定着も促進されると思います。そして、新設する建物は将来の当町の人口減を見込み、関東圏からの入所者にも対応できるような設計とし、入所者の減少に対応する建物とするよう提案しますが、どうお考えですか。

以上、新潟・福島豪雨災害関係、介護施設の充実について、町長の考えを伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、長谷川耕一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新潟・福島豪雨災害の被害及び復旧状況についての1点目ではありますが、各地区の

被害状況についておただしですが、主な被害の状況について、被害の大きかった西部地域からご説明を申し上げます。

一番被害の大きかった伊南地域の被害状況ですが、住家、住宅については全壊が2棟、半壊が3棟、床上浸水が6棟、床下浸水が2棟となっております。非住家については、全壊が5棟、半壊が7棟、一部損壊が1棟、床上浸水が6棟、床下浸水が21棟となっております。

町道や河川等の被害状況については、町道が3カ所、河川施設が5カ所となっております。町道や河川等の被害額は4億7,550万円となっております。農地や農業用施設の被害状況については、農地への被害が10.8ヘクタール、水路36カ所、頭首工2カ所、農道1カ所、被害額が9,300万円となっております。

林道の被害状況については89カ所となっております。被害額が6億2,800万円となっております。また、簡易水道施設についても被災しており、2カ所の仮復旧を行っております。

次に、館岩地域の被害状況についてですが、住家については床上浸水が1棟、床下浸水が6棟となっております。非住家につきましては床下浸水が1棟となっております。

町道や河川等の被害状況については、被災した施設のうち町道が25カ所、河川施設8カ所となっております。被害額は6,950万円となっております。

農地や農業用施設の被害状況については、農地への被害が1ヘクタール、水路10カ所、頭首工1カ所、農道1カ所で、被害額が2,000万円となっております。

林道の被害状況については24カ所となっております。被害額が1,810万円となっております。

次に、南郷地域の被害状況ですが、住家については床下浸水が2棟となっております。非住家については床下浸水が1棟となっております。町道や河川等の被害状況については、河川施設が4カ所となっております。被害額は153万7,000円となっております。

農地や農業施設の被害状況については、農地への被害が0.3ヘクタール、水路12カ所、被害額が1,100万円となっております。

林道の被害状況については55カ所となっております。被害額が4,330万円となっております。

最後に田島地域であります。この被害状況は、住家については一部損壊が1棟、非住家については全壊が1棟となっております。町道や河川等の被害状況については、町道が8カ所、河川施設が5カ所となっております。被害額は1,035万6,000円となっております。

次に、農地や農業施設については、農地への被害が0.5ヘクタール、水路9カ所、被害額が600万円となっております。

林道につきましては62カ所となっております。被害額が3,080万円です。

各地区の主な被害状況については以上のとおりであります。被害額と復旧に要する費用とは異なりますのでご了承願いたいと、そのように思います。

次に、2点目、日常生活に関する小災害の被害状況とその復旧状況はとのおただしであります。林道の被害状況は路面の流出、のり面崩落が大部分であり、小災害被害箇所は128カ所、農地・農業用施設の被害状況は、農地や用排水路への土砂流入であり、小災害の被害箇所は129カ所でありました。そのうち修繕工事实施済みは林道30カ所、農業用施設57カ所でありま

す。次に、3点目、災害の3年の工期に各地区とも間に合うのか、その対策はとのおただしであります。議員おただしのとおり本町は豪雪地帯であり、林道については約半年間工事の施工ができません。また、災害復旧事業の工期は、当該年度を含む3カ年度内に完了させることとなっていることも認識しておるところであります。今回の災害については、1つの路線に被災箇所数が多い路線があることから、被災被害状況を十分調査しながら、計画的な工事発注を検討し、事業期間の3年間において復旧工事を完了させたいと基本的には考えております。

今までも答弁申し上げましたように、それ以上かかることも考えられるわけでありますから、その状況をしっかりと県・国のほうに説明して、その対応を、例えば工期の延長も含めてそのようなことを要望し、そのようなことを対応してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

次に、4点目、消防団の団員報酬を上げる考えはないかとおただしであります。今回の豪雨災害において、消防団員の皆さんには、特に災害復旧の場面におきまして、本当に重機の入らない狭いところでも、重労働の住居内の土砂撤去などを、本当に献身的に協力いただきました。被災者の要望に沿ったきめ細かな対応をしていただきました。災害のあった伊南支団だけでなく、他の3支団の消防団員の皆さんにも災害復旧活動に協力いただくなど、率先垂範してご活躍をしていただきました。改めて感謝申し上げますところでありま

す。ことは3月の東日本大震災におきましても、本当に消防団員の方々あるいはボランティアの皆さん方にも地域の皆さん方にも、大変お世話になりましたことを感謝申し上げます。

本町の消防団員の年額報酬につきましては、団長が18万4,000円、副団長が11万2,000円、分団長が7万8,000円、副分団長が6万5,000円、部長が3万6,000円、班長が2万7,000円、団員の皆さんに1人2万2,000円と条例で定められておりますが、総務省消防庁では、若年層の割合が高い団員階級の報酬額について、適切な対処をするよう市町村に対し要請がきていることでもありますので、特に団員階級の報酬引き上げにつきましては今後検討してまいりたいと、

そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、介護施設の充実についてのおただしであります、先ほどもお答え申し上げましたように、増え続ける介護サービス給付費と介護保険料とのバランスを考えますと、施設建設についてはより慎重に検討していく必要があると考えております。

しかし、現実もしっかり重視しなければならないとも思っています。そのような中で、策定作業を進めております次期介護保険事業計画において総合的に検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 被害状況を詳しく説明していただきまして、各地区のやつは大まかわかりました。あと、日常生活に関連する小災害のことなんですけれども、これも細かく説明していただきまして、これも内容等はわかりました。ただし、農地災害の田、畑、水路の被害の中には、具体的にはどのような内容の被害があったのか、それをちょっと説明していただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

小災害ということで、13万から40万円の被害を受けた箇所がありまして、それが今回挙がっておるようなんですけれども、主に水路に土砂が入っているとか、あと頭首工にまた同じく土砂が入っているとか、そういうような小規模な災害でありまして、それ以上大きい金額については、今回の農地災害査定に係るものであります。それでご理解ください。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 今、私ちょっと聞いたのは小災害のほうではなくて、農地被害の田、畑、水路の被害は、具体的にはどのような内容かということなので、土砂が流入したとか水没したとか、そういうことを聞いたかったんですけど、それをちょっとよろしく願います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

農地と農業用の施設ございまして、農地については水田がありまして、水田については田んぼに土砂流入等があります。あと、畑についても土砂が入っている状況でございます。あと、

農業用施設については、頭首工が土砂が入っているという、あと幾らか超えたというようなことの被害であります。水路についても、これも水路の一部が破損されたというようなことの内容であります。道路については、道路の一部崩れですか、そういうのが被害の状況であります。それが農地と農業用施設に係る被害の状況であります。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 わかりました。

それで、これだけの大きな自然災害で人的被害がなかったということは、奇跡に近いような非常に幸運でした。このことに関しては町長はどういうお考えですか、伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

本当にこれだけの各箇所での数え切れないほどの土石流の発生がありまして、住居も全壊したり半壊したり大きな被害があった中で、人的被害がなかったということは本当に不幸中の幸いだと、後で改めてまたほっとした次第でありますけれども、実はこれにはいろいろ後からわかってきたことなんです、きのうもちょっと申し述べましたが、実は土石流が発生したところに車が突っ込んで、お母さんとお子さん2人が乗っていたと。そこにちょうど伊南支所の職員が通りかかったといいますか、一緒に来て、そしてその母親と子供さんを車からおりてもらって、そして車の脱出を図っていたところに、急にもう霧と同時に黒い塊がすごい勢いで流れてきたと。

そして、みんなして慌ててとといいますか、急いで逃げた瞬間に、伊南川にその車が流れていったと、そのようなことも聞きますし、それから内川地区であります、最初の内川集落の生活改善センター、ここに避難指示の中で地域の住民の人に避難してもらったんですが、そこも危ないということで今度耻風地区に避難してもらったと、それも伊南支所の職員誘導のもとにタイミングよくそのようなことをしてもらったと。タイミングよくそのように対応ができた、その中間に当たっては大きな土石流もありましたし、時間帯や場合によってはいろいろ危険性が数多くあったわけでありまして、その対応が本当に適切に行われたと。そのような中で、今回は本当にあのような災害の中で、数え切れない土石流の中で、本当に奇跡的に人的被害がなかったと、そのようにほっとしているところであります。

ですから、そういうときのきちっとした判断といいますか、しっかりした判断、やはり職員一人一人の自覚もありますし、地域住民のふだんからのそういう留意といいますか、そのよう

なことが改めて大事だと思ったわけであります。ですから、今後いろいろ防災に対しましても自主防災地域の皆さんの自覚と、そのようなことを町と一緒にあって皆さんにも啓蒙して、そしてしっかりした対応をとってまいりたいと、そういうことでほっとしておるところが現在の心境であります。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 本当に町長が言うとおりに、偶然に職員が通ったり職員がそこにいたりして、未然に防げて人的災害がなかったということは、本当によかったことだと思います。

それで、激甚災害での3年間の工期の関係なんですけれども、もしも3年間の工期内に完了しなかった場合、先ほど町長の答弁で、1年間延長してもらおうというような話もあったんですけれども、もしもこの3年間の工期内に完了するように、西部の建設会社ばかりでなく東部の建設会社にも協力を要請して、その辺の対応とか対策はどのように考えていますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

今回、これだけの災害の復旧に当たりましても、西部の建設業の方ばかりでなくて、東部地区の建設業の方にもご協力いただきました。それで内川から檜枝岐に關しましての国道352、401の各所で分断された道路を、思ったより早く開通させてもらったと、そのようなこともあります。そして、この工事の量からしてもどのようになるかわかりませんが、なかなか西部地区、あるいはこの町内でも大変かなと、そのようにも考えています。

ですけれども、やはりいろいろ状況を考えて、今後のいろいろ仕事の発注の仕方や国・県とももちろん相談していくわけでありますが、今後の復旧に当たっては、一日も早く危険箇所をなくさなければならないということもありますし、その工事の流れあるいは状況によって、それぞれの判断をしていくしかないのかなというのが今の考えであります。

ですから、西部地区とか東部地区とかそういうことじゃなくて、しっかりした対応をできるような方法をこれから皆さんで協議しながら、そのように対応してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 本当に工期内に完了するようなことを祈って、議会でも一議員としても、できることがあったら一生懸命協力していきたいと思っています。

続きまして、町の消防団、そして団員の報酬を上げる件なんですけれども、町長のほうから今後検討するという前向きな発言をいただきまして、この財政が厳しい中大変だと思いますが、

本当に前向きに検討していただき、こういう災害の中、体を張ってやる団員たちに報いてもらいたいと思います。今回は本当に想定外な甚大な災害となりましたが、関係庁の職員、消防団、地元職員、建設会社の献身的な協力のおかげで素早い仮復旧ができたことは、素晴らしいことだと思いました。

以上、災害関係についての質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、大きな2番になります介護施設の充実についてであります。

嘉吉議員への町長答弁で、町としては施設の必要性は認識していると町長は言われましたが、現状で新設が無理であれば、各特別養護老人ホームに5人から10人程度のベッド数をふやすということはどういうふうに考えていますか、お聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

この質問は何回かお答えしていますが、確かに160人くらいと去年あたり聞いていたのが、ことしは200人になったと。その状況、まだこれからもふえる要素は十分あるわけですが、一つにそういう施設を建てますと、その経費がかかるわけでありまして。それが介護保険料となつてはね返るわけです。

そういう中で、今大変介護保険の状況も厳しい状況であることも、当然考慮しなければならないと、そのようにも思っています。その辺が非常に悩ましいところでありましてけれども、現状が先ほど申し上げましたように、それだけの多くの方が待っているということなので、いろいろ今後その点については検討させていただきたいと思います。

それから、増設といいますか、これについては湯花里苑のほうでも10床ほど来年度から利用できるようになりますし、ことしもかがやきが開設いたしました。そして、今後増設なのか新設なのかはもう何回も答弁させてもらっていますけれども、いろいろ経費それから今後の見通しを十分検討させていただいて、少しでも皆さんに安心していただく状況をつくっていかねばならないと思っていますから、そういう意味で介護されるほうもするほうも本当に安心して住めるような地域づくり、これを私は本当にモットーとしておりますし、そういうことをできるような方向性を持って検討してまいりたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 財政的に町長は厳しいところがあるとおっしゃられましたが、1つの案ではございますが、統合で廃校になる施設を改修して使用するという、そういう考えはございませんか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

廃校になる施設を利用する考えはないかということですが、きのうも大桃議員の質問に、その利活用の件でお答え申し上げましたけれども、廃校になる校舎は耐震とかいろいろ問題あります。そして、それを仮に利用するにしても、かなりの改修工事とかそういうことが必要になりますから、それが現実的に可能かどうかというのはかなり厳しい話であると、私はそういう認識しております。

ですから、いずれにしましてもその状況は十分自分としても認識しているつもりでありますから、その時期、介護保険計画の中で総合的に検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 町ではこの実情は把握していると思いますが、自宅介護の実情は我々が考えている以上厳しいものがあります。その辺を踏まえて、今後の対応、対策をお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 以上で、長谷川耕一君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 優 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、7番、渡部優君の登壇を許します。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 こんたびの質問は3点でございます。田島商店街活性化について、このことについては、私ずっと私の命題にしておりまして、このたび総務委員会に移りまして所管になってしまいましたけれども、私の命題ということでご勘弁を願いまして、質問をさせていただきます。

先日、まちの駅が開店しまして、それも中心市街地活性化の中の位置づけもあったように覚えていますが、そこで、その前にそれを受けてだか、復興後のまちづくりの講演会ということで、町おこしのデベロッパーと申しましょうか、金丸さんがいらっしやいまして、申し上げた事項が数点ありましたけれども、このことについてはもう何年も前からの指摘でありま

して、ほとんど新しいものは私にとってはなかったわけでありまして、初めて聞いた方は相当触発されたのかなというふうにも思っています、よかったなというふうに思っております。

それでは、質問に入りたいというふうに思います。

過去議会における私の一般質問の中での町長答弁では、基本的には平成18年に策定された中心市街地活性化基本計画に沿って田島商店街の活性化を進めるとありましたが、その計画書にある提案に対し、具体的にどのように進めているか。まだ具体的な動きがないなら、町長が考えている活性化の段取りのイメージを伺いたいというふうに思います。

2番であります。防災と町づくりについてということでございますけれども、このたびの震災、または被害に対しましては、ほとんどの議員の方が今回質問されておりますので、答弁の中身においては多分ほとんど出ているのかなというふうには思いますが、質問を設けてございますので、質問したいというふうに思います。

平成7年の阪神・淡路大震災、それから平成16年の新潟県の中越地震というふうな、過去に大きな災害があったわけでありまして、その教訓が活かされているのかなというふうな疑問を持つ今回の震災対応であったのかなと、または豪雨災害の対応であったのかなというふうに、これは本町の中身ではございませんけれども、福島県なり東北地方の震災に対しまして、津波もしかりでございますけれども、そんな思いを強く私は持ちました。

なかなか直接被災を受けないと対岸の火事と申しましょうか、そのときはお話が盛り上がるんですけども、全然被災を受けていない市はしり切れトンボになって、なかなか構築できなかったというふうな自治体も数多くあったのではないかと、こんな感想を今持っております。

質問に入ります。

大震災後、新潟・福島豪雨災害が発生しましたが、実際に被害を受けて本町の防災体制において何が課題となったか。さらにその課題に対して今後どのように対策するのか伺います。

大きく3番です。自然再生エネルギー政策とまちづくりについてということでお伺いたします。このことも前回に引き続き質問するわけでございますけれども、このたびも何人かの議員の方が質問をされております。

前回、平成18年度策定、南会津町地域新エネルギービジョンから、平成22年2月に報告された南会津町地域新エネルギー事業化調査等取り組んできた新エネルギーの調査や策定を引き合いに出しまして、その可能性などの資料は既に蓄積されている。具体的に今、その前進すべきタイミングではないかというふうに申し上げたわけでございます。このたびも6番議員が同じ内容で申し上げておりましたけれども、質問したいと思っております。

町長においては、6月議会後相当研究されたというふうに私の耳には届いておりますので、今後の方向性はどのように考えているか、それによっては本町の今後の特徴あるまちづくりへと進むのではないかとというふうに期待をする中で、お伺いをいたしたいというふうに思います。

演壇からの質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、渡部優議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、田島商店街活性化に関して、中心市街地活性化基本計画にある提案に対し、具体的にどのように進めているのかとおたがしであります。昨年度は国道289号バイパスを通過する観光バスや観光客を中心市街地へ誘導するための町の玄関づくりとして、宮本地区にまちの駅を整備したほか、会津田島駅ふれあい広場の駐車場整備や田島地域の文化資源を活用した拠点づくりとして、国道121号沿いに会津祇園祭屋台格納庫を建設したところであります。

また、今年度はこれまで整備された各拠点施設や鳴山城跡など、地域資源を活用した回遊ルートづくりのため、中心市街地歴史地域資源開発発掘マップ、地域資源発掘マップを作成しました。そのほか、道路案内用のサイン整備を予定しております。

今後のまちづくりにつきましては、引き続きこの計画に基づき進めていく考えであります。これは商工会や商店街の方々とやっぱり一体となった協力体制が必要であると、そのようなことを思っております。そのようなことで、中心市街地の活性化に結びつけたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、防災とまちづくりについて、新潟・福島豪雨災害を受けて見えてきた本町の防災体制の課題と対策に関するおたがしであります。ご承知のとおり、今回の平成23年7月新潟・福島豪雨では、長引く前線の停滞により大雨が降り続き、県内では本町及び只見町を中心に甚大な被害を出し、私たちはこれまで経験したことのないような大きな自然災害に、土砂災害に遭ったわけでありました。

これに対する防災上の課題等につきましては、7月28日朝、本町は大雨警報が発表されたことから、住民生活課及び各総合支所の町民課を中心に24時間体制で警戒に当たり、翌29日には現場でのパトロール体制を強化するなど、住民の避難を最優先にし、人的被害を抑えられましたことは不幸中の幸いであったと、そのように感じております。

28日にも長野向かいの小さな沢から土石流が発生しまして、住宅が1戸埋まりましたし、それがようやく対策と申しますか、対応できたのかなと思って、通行止めにもなりましたがけれども、そうしているうちに、今度は29日夕方から30日、それ以降のあのような伊南地区、舘岩

地区、一部南郷の災害になってきたわけであります。

先ほども申し上げましたけれども、この本庁には本当に雨がほとんど降らない中での西部地区のあのような大きな被害になったわけでありますから、やはりこの点は十分連携、そういう連絡網といいますか、課題もありましたから、そういうことをしっかりと今後の対応の中で図っていかねばならないと、そういうふうに考えております。

そのような中で、救助体制につきましても消防団、広域消防本部、それから警察署、それから自衛隊、そして南会津振興局、南会津建設事務所、山口土木の皆さん、あらゆるそのような関係者の皆さん方に本当に一生懸命努力していただきまして、またご協力いただきました。そのような中で迅速な対応、活動していただきまして、孤立状態にあった方々の早期の救出ができましたことを改めて感謝したいと、そのように今思っているところであります。

また、ライフラインにつきましては電気、電話、水道が多くので地区で寸断し、復旧にもかなりの時間を要してしまいましたが、各供給事業者の方々の献身的な復旧作業により、スムーズな回復ができたものと、そのようにも思っております。

しかしながら、一方で災害時の初動体制を確立する上では、情報伝達手段確保が最も重要であることがわかりましたし、通信網の広域的な整備対策に加えて衛星携帯電話の増強など、そのような対応が必要であると考えられますので、対策をとってまいりたいと思います。

そして、今回のような甚大な被害に遭われた被災者の方の救援対策につきましても、現行の罹災見舞金支給規則の見直しや、新たな支援制度の検討を進めなければならないと、そのようにも感じております。

今回の豪雨災害を経験いたしまして、ほかにも多くの課題がありましたが、災害時の対応といたしましては何よりも人命を守ることが最優先であると、そのように考えておりますので、今後は地域防災計画の見直しとともに、防災訓練の実施や災害時の安全な避難方法について話し合いを進めるなど、住民の皆様にご協力をいただきながら、避難対策の確立を図ってまいりたい。

当面のこととして、特に被害のひどかった伊南地区の集落に対しましては、伊南支所を中心に当面の地域での防災あるいは避難への対応、そういうマニュアルの説明を開かせていただきました。私もその直後、間に合わないときには大桃、小立岩、大原、それから耻風、内川の区長さんを訪ねて、そしてなかなか伊南支所でも離れていると緊急時対応できない可能性がありますと。そういうことで、皆さん方がふだんと違うなど、そのような異常を感じられたときには、まず逃げてくださいと。そして、逃げる場所も時間があればスキー場とかあるいは伊南支

所とか、そういうことを話しながら理解をしていただいている状況であります。そういうことを対応しておりますので、今後ともしっかり対応していきたいと思っておりますから、ご理解を願いたいと思っております。

次に、自然再生エネルギー政策とまちづくりの今後の方向性についてのおただしであります。ご指摘のとおり、本町域では自然エネルギー活用への基礎的な検証データは既に一定の精度で蓄積されると、そのように考えております。

そのような中で、発電の分野では事業としての採算性が最も重要と考えておりますので、今回の再生可能エネルギー法による買い取り価格と買い取り期間がどのように決定されるのか、また、地域電力事業者が問題なく買い取りし、また送電できるのか。長期的な国家戦略として国民全体から受け入れられるのか、等々について見きわめる必要があると、そのように考えております。

今後の電力に関するエネルギー政策は、従来の大容量電力を大都市へ提供する方式を改め、地域やコミュニティー単位の蓄電と小規模発電を活用した、エネルギーの地産地消による持続的な地域モデルの構築を検討する必要があると、そのようにも考えております。

例えば、今、内川の発電所で発電されておりますが、あれは最高で1,000キロワットですか、大体平時600キロワットくらいだそうではありますが、そのようなことも、小水力がどこまでなのか、それはちょっと私も判断しかねますけれども、そのようなことも念頭に置きながらいろいろな地域の資源を活用したエネルギー、それを国と県の施策を見ながら進めていかなければならないと、そのようには考えております。

本システムは、最近スマートグリッドまたはスマートシティと呼ばれる、国内でも一部取り組みが始まっておりますが、普及には電力事業者やあらゆる関係機関の協力のほかに、十分な研究とさらには大きな資本が不可欠と思っております。本町のような自治体規模では地域性の中でこれらのシステムを含めた実用化の可能性を模索して、そして設備の導入、エネルギー、そして雇用も含めた関連産業の創出を図り、今後のまちづくりについて十分検討していく必要があるだろうと、そのように考えておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 このたびは重なる質問が大変多く、そんなに深く質問する、私は必要

がないのかなというふうには思いますけれども、1番目の田島商店街の活性化についてということでもありますけれども、まちの駅ができ、屋台の格納庫ができ、まだ上町と西町だけですけれど、細かく聞くようで申しわけないんですけど、所管の中で聞けばいいだろうということでしょうけれども、全体像の中で聞きますので、細かいことも聞きますけれども、今後、この間質間の中で点から線へ、線から面へというようなことでまちづくりを、田島商店街の活性化のことについて、そういった中でお話をさせていただいたんですけども、今、点づくりというふうに私は思っているんですけども、今後屋台の格納庫、中町、本町のほうまで伸ばすのか、今後建築するような予定あるのか、確認したいと思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答え申し上げます。

現在、西町と上町は整備されたということでございますが、今後、中町と本町につきましては地域の皆様方とご相談しながら、建設する方向で前向きに考えていきたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 基本計画の中でも、点づくりから線づくり、それから面づくりという形で進んで提案されているわけですけども、今回、私は余り前からまちの駅のあそこで物品を売るというのは、賛成しかねてはいたんですけども、できてしまいましたので生かすしかないのかなというふうには思っていますけれども、拠点があちこちばらまいては、このちっちゃな町では全体活性化しないんじゃないかというような思いもあったものですから、そんな思いを持ってお話しした経過もありましたけれども。

まちの駅を玄関口として、動線的に商店街のほうにお客さんを運ぶんだというふうな多分コンセプトがあったかというふうに思いますけれども、町長のお考えをお聞きしたいんですけども、私はまるきり分離したほうがいだろうというふうな考えを持っているんですけども、それはなかなか商店街に、まちの駅に寄っていただいてお土産を買っていただいて、まちの駅に人が回せるのかなという物すごい疑問を持っていましたので、一時はシャトルバスを出すんだなんて、私から言わせると、何言っているのかなと思うような話でしたけども、その辺のお考えあれば、お聞かせいただきたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 計画は計画として、やはり状況に合った、その計画にしても見直したり、方向性をいろいろ検討する必要あるだろうと思っています。私としては、今確かにまだ祇園のあ

あいう行事といいますか、そういう施設、それからまちの駅がクローズアップされているような状況でありますけれども、もう一方で生活圏の都市計画、このほうもあわせて、時間は本当に大変かかるなど私は実感として思ったんですが、そういう中で生活空間とあるいは商業空間とといいますか、あるいは観光空間とといいますか、その辺の融合もやっぱりこの田島地区は特に考えていかなければだめなのかなと思っています。

そういう中で、289号のバイパスも入り口といいますか、若松のほうから道路がつながりそうなんですけど、今、この松ノ下のあの辺の近在のいろいろな状況を今後考えますと、やはり町としてはあそこから大きな車が入ってきて、そして観光バス入るにしても何にしても、何かこう、本当に通過されるような状況を懸念しています。

ですから、そういうような中でもっと、そういう意味ではある意味、商店街の方々といいますか、今シャッターを閉ざしているような建物を持っていらっしゃる方々、そういう人たちにも十分話し合いをさせていただきながら、自分たちの活用と、それからあるいはそういう活用したい人たちとの考え方の接点とといいますか話し合い、そういうことも今後持つていく必要あるだろうと、そのように思います。

そういう中で、将来のまちづくりというか、田島地域をどうするのかということをもまず基本的に考えていかないと、やはりなかなか解決しにくい部分があるのかなと。そして、自分の権利とか主張ばかりでなくて、状況判断をするというような、そういう場面もつくりながらやっていく必要があるだろうと、そのように考えております。

ですから、これはなかなか難しいことだとは思いますがけれども、やはりずっとの課題でありますから、私もそういう意味でまちの駅は一つには物品の販売ばかりでなくて、交流の場にもしたいということで、その地域の人にも行って交流してもらって、あるいはまた逆に商店街のほうにも入ってもらえるような拠点の場にもなればなど、そういう期待も持つております。

物の物品の販売ばかりでなくて、情報の発信やら何やら、そういうときで地域に貢献してもらえるような一片の改革といいますか、そのような開発をしていければとは思っています。そのようなことで、今後皆さんとの話し合いも進めながら進めたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと、そのように思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 田島の中心市街地活性化基本計画というのは、多分14、15、16年に策定された旧田島町の都市計画マスタープランですか、その辺に基づいて大体できているんですよね、調べると。そうすると、そのマスタープランの中では交流館ゾーン、ゾーンニング化

されているんですけれども、提案されているんですけれども、あの辺は文化交流の地点というふうなことで、ゾーニング化されるんですよ。その後、ああいう物品販売を考えたというのは、その当時は理解できなかったんですけれども、できてしまったので利用するしかないというふうには思いますけれども。

そのゾーニング化が少しずつ崩れちゃっているのかなとも思いますので、一つの都市計画をする場合はゾーニング化は必ず必要なので、そういうふうに拠点をあちこちばらまくと、いっぱいできていいだろうという人も確かにいらっしゃいますけれども、小さいものではなかなか集約化しないとうまくいかないのか、逆にかえって流れがおかしくなっちゃうのかなというふうには思いますよね。

ですから、できた時点の中での商店街活性化ということで考えていらっしゃるんですけども、考えざるを得ないというふうには思いますけれども、その当時、市外地活性化基本計画に携わった事務局なり職員の方が今ほとんど課長になっていますので、ぜひもう一度英知を結集していただいてもう一回見直して、きっちり田島商店街どうすっぺということで、昔、多分係長のころだったというふうに思いますので、多分もう熱血的に議論を重ねて作り上げたものだというふうに私は認識してまして、課長の立場になってどういうふうな形にするかという、多分それはいいチャンスかなとも逆に思いますので、何事をするにもタイミングとかありますので、ちょうどいいときかなというふうにも思いますので、例えばまちなか再生事業がいいところまでいって頓挫してしまったと。その理由も甚だよくわからないと、私にとってはです、私にとってはですからね。

明確な客観性のある中身の中で、本当に消えちゃったのかなというふうな疑問も持っていましたので、そのまちなか再生事業の再構築ということを提案したいんですけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

田島の商店街、私どもちっちゃいときには本当に経済も活発でありましたし、人がみんな集ってきた町でありますし、そういう時代にまた戻ったらいいなど、そういうふうにも思っています。一方で少子高齢化、人口がどんどん減っている、そういう中でのまちなか再生、大変厳しい状況にありますけれども、そうは言っていただけませんので、皆さんと知恵を出してやっていく必要あるだろうと、そのようには十分思っています。

そういう中で、今の町の状況をしっかり、いろいろあちこちに拠点づくりはしておりますけ

れども、それらの拠点を活用した、あるいはまたこれから町内の資源を掘り起こしたり、そのようなことの中でまちの再生に向かっていろいろ議論してまいりたい、そして実行してまいりたいと、そのようには思っています。そのことをご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 まちなか再生事業の再構築をどういうふうに私、受け取って、今の質問に対する答え、というかちょっとわからないんですけども、やらなくちゃいけない、でも考える余地はあるんでしょうか。まちなか再生事業の再構築ということでご提案差し上げたんですけども、これはご存じのように議員の時代だったのでわかると思うんですけども、つぶれちゃった話なので。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

まちなか再生、ソフトとハードと両方あると思うんですけども、いずれにしても相マッチしたものでなければだめだと思いますし、先ほども私が申し上げましたが、都市計画もあります。これがなかなか進まない状況にもあるものですから、その辺の見直しといいますか、見直しというより進める方向でやっていきたいと思いますし、スピードアップを図っていききたいなと思っています。

そういう中で、町のどうするかという、そういう組織そのものを幾つも屋上屋を重ねるようなことにならないような、そういう中で検討を進めてまいりたい、そのように考えています。ですから、新しい組織をつくるとかつくらないとか、それもあるかもしれませんが、そういう中でしっかりした一本化した方向性が見えるような機構といいますか、そういうことをもう少ししっかり考える必要があるだろうと、そのような認識でおります。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 中心市街地活性化基本計画に沿って南会津町田島まちなか再生事業というのは19年3月にできていますので、これをより具体的にいろいろな方が取り組んでいる中身で構築されたものなので、そのときの多分商工観光、今の課長が大分仕切っていた話なので、その辺をもう一回、今の町長がこのような方向でというような多分ご意見だというふうに思いますので、検討して見ていただきたいなというふうに思います。

具体的な中身で、本当に商店街の方も参加して計画を練った話でありますので、期待も我々もしていたので、一歩手前で頓挫した中身だったものですから、商工会のメンバーの中でもきっちり仕事をする人もいましたので、ぜひ私から言わせると、本当に招聘をしてもう一回検討

する仲間に入れてあげたいなというふうにも気持ちも思います。これは私個人の意見ですね。

何しろ、結果的には田島の商店街をもう少し元気にさせましょうと。少しずつでもいいから元気にしましょうというような提案でございますので、ぜひ私の命題でもありますので、ぜひ引き続き粛々と進めていただきたいなというふうに思います。

それで、1点だけ細かいことをお聞きしますけれども、その当時、多分県の事業で予算が取れたかなと思ったんですけれども、宮本前の町の道路の石畳か、これも工事乗っかって予算ができたのかなとそのころ勘違いしていたんですけれども、あのころそういう説明あったような思いもあるし、あとは今回、上町の屋台の格納庫の間の道路が広がりましたよね、あのつくるときに。あそこもそういう計画はあったはずなんですけども、石畳というかタイル張りですか。そういった祇園祭を感じるシンボリックな道路、それから鳴山城を感じるシンボリックな道路とか、町全体のカラーになりますので、景観にも波及するんですけれども、そういったことを少しずつ前に進めていただきたいなというふうに思いますけれども、その辺のところをちょっと確認したいなと思います。大分前の話で申しわけないですけども。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答えいたします。

当時、平成17年度に基本計画を策定いたしました。議員おただしのように都市マスタープランも参考にさせていただきましたが、その中で宮本道、あの当時大桃、今の建設から田出宇賀神社に行くまでの動線の中で、踏切までのところがやはり景観的に余りよろしくないというようなことがありまして、当時計画の中では石畳にして、それから7月7日に毎年あそこに灯籠を上げるわけでございますが、そちらも常設したほうがよいのではないかということでの計画は上げさせていただきました。

それからあと、加えて先ほど町長ご答弁申し上げましたように、案内看板の整備ですね。例えば祇園通りとか何々通りということも計画にのせてございまして、そちらはことし建設課のほうで所管で整備をする計画になっております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 あと、まちなか再生の中でも事業の中でも出ていましたけれども、比較的費用がかからない、商店街に格子戸をつけるとか、あと長い布でずっとこういうふうには、何かそんなふうなありましたよね、そんなものをするとか、少しずつ少しずつやっぱり来るたびに少しずつ変わってきているなど、例えば町内を訪問したときに、少しずつ変わっているな、

元気になっているのかなと思わせるような雰囲気づくりをしていただきたいなというふうに思います。それはお願いだけにしておきます。このことについては言いたいことがいっぱいあり過ぎて、それはこれまでずっと言ってきましたので、多分担当課はもうずっと担当している方が課長に来ましたし、実際建設する立場の人も、昔策定委員の中で建設課長になったし、これは最近読めるなというふうに期待しています。

それから、2番の防災とまちづくりについてですけれども、再質問させていただきます。

最初言いましたように、過去大きな大震災なり地震があつて、その教訓は生かされていなかったのかなというふうに私先ほど言わせていただきましたけれども、本町においても当時、新潟中越地震のときに、相当な人間が向こうに行っているというふうに私思っているんですけれども、私も実は行った一人なんですけれども、その帰ってきた後に社協あたりでかなりの議論がされた思いがあります。

その中で、町当局と社協のほうでしっかりとした防災計画を立てるんだというふうなことで、さまざまな項目にわたって多分議論されたというふうに思います。中越地震は平成16年でしたか、起きていますけれども、その後、例えばの話、前回の質問でもしましたけれども、ボランティアセンターの構築とかボランティアコーディネーターの育成とか、それは社協サイドの話の中でそういうのがいっぱい出てきたんですけれども、あとは今回若干出ましたけれども、弱者救済のためのネットワークをどうするかとか、そういったことも議論の中にあつたわけでありますけれども。

今回、いい質問をされた方がいらっしゃいますけれども、社協の中では地域包括支援センターの中では、そこで受けている高齢者の方の要援護者と言われる方々の、だれが見るかというのは構築されていますので、その辺からの延長線で今回多分健康福祉課と社協が相談をして、そういった要援護者のリストアップとかというのをされるというふうに思いますけれども、中身を若干聞きますと、民生委員に大分お願いするという形が出てきているみたいなんですけれども、これは災害時は私は無理だというふうに思います。情報はしかし持っていますけれども、民生委員だけをお願いするという形は非常に難しいと思います。民生委員が高齢化しています。

災害時に、もしかしたらおんぶしなくちゃいけないかもわからないし、そういったことでは地区内でなかなか動けないというふうに私は思いますので、ぜひチームでつくっていただきたいなというふうに思いますけれども、これは健康福祉課と社協のほうで多分話し合いをしてそのシステムというか、それは住民生活課ですか、そこに多分おさめる形になるというふうに思いますけれども、総括するのはそこだろうというふうに思います。消防の関係がありますから、

防災関係のね。

そういうことで、その辺の健康福祉課、課長には直接聞けないんですけども、そういった中身についてどの辺まで進んでいるか、若干お聞きしたいなというふうに思います。進んでいなければ結構です。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 昨日、12番、湯田秀春議員の質問にもございましたけれども、現在、要援護者の支援プランというようなことで策定中でございます。昨年度全体計画をつくりまして、本年度は個別計画ということで、地域の中で緊急時、病気とかけが、それから、高齢者、高齢者だけの世帯、そういった方で支援をしなければならない方、支援を求める方について登録をさせていただいて、その方について町のほうで地区の区長さん、それから消防署、警察署等にその情報を出しまして、緊急時に避難支援をするというような内容でございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 大体想像つきました。なかなかキャッチボールできていなかったのかなというふうには思いますけれども、大体内容はわかりましたのでいいです。

何を言いたいのかというと、先ほど、きのうからも出ていますように、地域の防災意識の中でしっかりやると。自助・共助・公助というふうに町長おっしゃいましたけれども、まさしくそのとおりだというふうに思います。多分それが当事者意識としてなければ、多分救われる命も救われないというふうに私も思いますけれども、きのう「クローズアップ現代」でしたか、見た方もいらっしゃると思うんですけども、石巻の大川小学校の70名の死亡プラス4名の不明者という、あの辺、実は私、訪問しているんですけども、学校結構あるんですよ。対岸にも4校もあるし手前に中学校もあるし。70人も亡くなったのはあそこしかないんです。74人ですか。

先生も9人亡くなっていますけれども、きのう実はテレビを見て、学校の周りにあれほど建物があったのかというのが初めてわかりました、私、残念ながら。行ったときにまるきり学校の建物と斜め向かいの病院ですか、2棟しかないんですね。あとは全部茶色だったものですから、あれほどうちがあったのかなとびっくりしちゃったんです、きのうテレビを見てね。

いろいろ放送を見た方はわかると思いますけれども、避難計画ですか、避難書ですか、マニュアルですか、その中で実際にはない場所が避難場所になっていたりして、全然想定されていなかったような中身であれだけ大きな被害が起きたんですけども、それだけではなくて、やっぱりちゃんと決め事は決め事としてつくっておかないと、ああいうふうになるのかなと私は

思ったんですよね。

裏山を見てきましたけれども、裏山に逃げれば多分助かったと思います。最後の選択肢も私は間違っていたと思いますね。手前の三角のほうに逃げたんですけれども、あそこは私も行きましたけれども、もうめちゃくちゃですから、だから最後の最後まで選択肢を間違えちゃったのかな、結果論としてはそう思いますけれども、助けられた命だったのかなというふうに逆に思ったんですね、しっかりしたマニュアルがあれば。そういうことで残念だなというふうに私は強く思いましたけれども、あそこで逃げる時間は十分にあったというふうに私は思いますので、あの40分、50分の間というのは。裏山というのはそんな遠くないですから。

そこで私が思ったのは、やっぱりきちっとしたマニュアルをつくっておくべきだなと。確かにその土地にいる方々が第一人者であるかもしれませんが、確かにね。どこに行けば安全だということを明確に自分たちでコンセンサスをつくって、学校へ来たら学校のみんなでどこさか行くべというようなコンセンサスというか、そういうのができていれば、あの子供たちは助かったのかなというふうな思いがありますので、やはり地域防災組織、もちろん必要です。プラス行政がしっかりとしたマニュアルをつくってあげる。それはもちろんこれから始まるんでしょうけれども、説明会もやっている。中身も大体見ましたけれども、地元の住民とお話をして決めていくと、非常に大事なことだというふうに思いますので、私が言いたいのは、やっぱりしっかりとしたマニュアルも必要なんだよということで、その辺の認識をもう一度だけお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

災害時の避難マニュアルといいますか防災マニュアル、これは本当に言葉で公助・自助・共助と、こう言いますが、やはり行政が一方的に今までの防災マニュアルですと。あなたの地区はこうですからこのようにしてください、町はこのように通報します、このような対応をしますという言い方だったと思うんです。ですから、これではやっぱりなかなか理解が得られない。

今度の津波なんかもそうですけれども、頭の中ではわかっていたと。だけど、自分の感覚として本当にそんなことあるのかと。そのような状況の中で逃げなかった人が、やっぱり災害に遭われたと、そのようなこともありますから、まして今度の新潟・福島の高雨災害にしても、川なのか山なのもあります。雪なのもあります。そうした中で、地域それぞれの事情も十分念頭に置きながら、その場合場合の防災のあり方といいますか避難のあり方、これはや

っぱり地区と皆さんと私どももしっかり協議して知っておく、お互い理解しておく必要があると、そのように考えます。

ですから、このみんなが協力して初めて本当に安全に避難できたり安全な対応をできると、そのように考えていますから、そのような信頼性の構築と、それからしっかりした皆さんとの話し合いの中での防災対策をやっていく必要があると、このように考えております。

今、このような状況ですから、復旧もしなければなりません。ですから、今緊急の対応として伊南支所あるいは館岩のほうでそのようなことを対応させてもらっていますけれども、今後町としての対応は、これはあの地区ばかりでなくて町内全域でそのようなことをやる必要があるだろうと、そのようなことを考えています。よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 そうですね。町がつくった、教育委員会がつくってあげているわけですが、そういった感覚でやるとああいうふうになるのかなと逆に思いましたので、ぜひ防災に関しては、今回私も内川に行ったときに、ばあちゃんがごーっと音が来たからおれは逃げたんだと言ってましたけども、それが地元の知恵というか、地元をよく知っている方々が助かった要因なのかなというふうに思いましたけれども、そういったことはやっぱり各地区に役場職員もいますし、集落にも、被害を受けた方、内川にもいらっしゃいましたね。

そういった方が地区にもいらっしゃいますので、そういった情報交換は常に、役場職員というのは意外と地区の中で孤立するとか、あんまりほかの人と仲よくしていないような状況もありますので、地域の中で、積極的に地域の総会とかそういったものに出て行って、情報収集をしていただきたいなど、そういったことも大事だと、日ごろのそういった情報収集が大事だというふうに思いますので、気さくな意見交換会をしたり、それが結局は防災づくりとか、まちづくりに生きるのかなというふうに思いますので、町長のほうから再度そういった地区に入ったなら、地区の一員としていなさいよというふうなことで、ご指導いただければありがたいなというふうに思います。

それから、3番目、まだ時間若干ありますので、3番の自然再生エネルギー政策についてでございますけれども、これも前回に引き続き、云々申し上げてきましたけれども、これも当時20年2月のバイオマス資源の利用可能性検討調査の、庁舎内の委員長がやっぱり今の総合政策課長でありますので、多分その辺のところも、今人材的に働き盛りのころに一生懸命やったやつが今生きるのかなというふうなタイミングでありますので、ぜひ思いを思い出していただいて、どんどん意見を言っていただいて、少しでも可能性のあるものに挑戦していただきたいな

というふうにも思います。

その中で、木質バイオマスに関しては、その当時視察研修へ行かれた場所も議員も行っていますので、これは1カ所だけです、山形県のほうだけですけれども、非常に参考にはなったんですけれども。内容は皆さんご存じだというふうに思いますけれども、生木を使えるとかあとは木酢が出る、もしくは濃度の高い木酢は重油のかわりになって燃料になっていると。もうすべて使っているんだというような中身で、いいところばかりでそういうふうに研修してきたんです。

ただ、この調査結果を見ますと、木質バイオマスを南会津町で使う場合は供給量が足りないなど逆に思ったんですけれども、この計画書を見ると年間1,000から2,000ちょっとぐらい、2,300か400トンぐらいしか木質バイオマス燃料として使えるのはそれしかない、供給できないというような結果が出ているんですけれども、この間研修したところは1日60トンですか、だから年間2万トンぐらい必要なんですけれども。そうすると10分の1しかないなというふうに、改めて見たらそんな結果が見えたんですけれども。

ただ、これだけ91%、886.52キロ平米の中の91%が森林でそのぐらいしか供給できないのかなというふうに、逆に私は疑問に思ったんですけれども、その辺の調査も再度必要かなというふうには思います。

それで、もしできるのであれば、木質バイオマスの発電にも目を向けていくべきだろうなというふうに、今のタイミングだとそう思いますので、当時は電気というよりも熱燃料ですか、熱を使うとかそっちのほうに、ペレットとかね、そっちのほうのことで大分研究されたように書いてありましたけれども、電気というのは余り1行ぐらいしか載っていなかったんですけれども、ただ、同じように木材供給量がこんなに足りないのかなと、私びっくりしたんですけれども、ちょっと残念だなというふうには思いました。その辺の研究を多分されると思うんですけれども、その辺のお考えもしあれば、再度調査してみたいというふうな気持ちがあれば、お聞かせ願いたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

この木質バイオマスに関しましては、きらら289にボイラーを導入すると、そのような計画を具体的に今進めようとしております。そういう中で私も南会津町を考えたときに、90%以上が森林だと、そのような状況でありますけれども、これを何とか活用できないかなと、それは本当に思うところではありますが、ただ、市場経済といいますか、そういうことを考えたときに、

再生可能エネルギーもそうなんですが、やはり今の現状を無視した形でやっても長続きはしないと、そのようなことも一つにはあるわけでありまして、今度テストケースとしてきらら289へのボイラーの導入を決定をしたわけです。

そういう中で、これからいろいろ再生エネルギーということ、南会津の地域を生かしたということは、本当に具体的にどうやったらできるのかと。やるような方向性の中で検討していきたいと思います。きのうも具体的なことはないのかと、こう言われましたけれども、今現在のところでは、やはり今の状況を考えますと、なかなかこれをやります、水力やります、風力やりますと、そういう自信を持って断言できるような状況ではないわけではありますが、でも、方向性としては本当に安全性をとるのか、経済性をとるのか。

やっぱり原発であるような大きな災害が起きたわけですから、ある程度安全性を重視した方向性にはなっていくだろうと、そのようにも考えますから、そういう意味で一つにはこの南会津町の広い広大な山林資源を生かしたバイオマスを活用するということは、この町にとっては一番いいのかなと、そのように考えます。

ただ、いろいろ山の条件、この森林整備も含めてですけれども、南会津の状況を見ますと、山が急峻であるということ、路網の整備、それから搬出とかそういうのに費用が多くかかるんじゃないかなと、このようなこともいろいろ考えられます。ですけれども、やはりどうしたらできるのかということの研究しながら進んでみたいと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 今、町長が言われたように山の状況とかそういったことをかんがみて、多分木質バイオマスに供給可能なトン数が出たのかなというふうにも思いますので、多分この広さならそんなもので済まないと思いましたが、多分そういった条件とかいろいろな条件のもとでの可能な数値を出したという、前回のこのバイオマスの報告書だろうというふうに思っています。前向きに考えてのこれから調査ということで承知しましたので、ぜひその可能性に挑戦していただきたいなというふうに思います。

それから、もう1点は、木質バイオマスですが、例えば太陽光発電、このことについてもやはり可能性があるのかなと実は思っているんです。先ほどの報告だと、ことし2件ぐらい出ていると。多分4キロ以上の方かなというふうに思いますけれども、今、多分1キロ当たり1万5,000円、1万5,000円の3万ですよ。県と町で3万ですか、補助金。4キロだと12万ですか。そうすると相当自己負担が出てくる、国の補助金もあるというふうに思いますけれども、これも喜多方の赤井さんの討論会とか、あの話のときに行ったときにもお話出たんですけど

れども、実践者が発言したんですけれども、それをうのみにするわけじゃないんだけど、3キロちょっとあれば1年間の1軒の電気代はもつんだよと。それどのぐらいの広さかなと言ったら、8畳ぐらいだと。金額は200万ちょっとだと。そして保証は10年続くんだと。どんどん売電できるんだと。多分いいところだけ言ったんだかわからないけれども、単純に考えると、4キロもあると本当に相当売電ができると。多分何十万にもなるんじゃないかなというふうに思います。

しかも、高齢者がどんどん増えて、なかなかそっちのほうにお金出せないというふうに思いますけれども、政策としてやる場合はもう少し補助率を上げたりして、もしかしたら違った意味でプラスになるのかなと。健康になったりもするのかなというふうな思いもありますので、ぜひそういった個人の、今もやっていますけれども、補助率を上げたらいかがかなというふうの一つは提案したいと思います。

それから、非常に、よくわからない人は逆に冬場なんか発電しないだろうというふうにおっしゃった方もいらっしゃいましたけれども、心強くそのとき我が議員の中に実践者がおりまして、手を挙げて発言しておりましたけれども、とんでもないよというようなことで、実践者の、何もわからない人ほどだめでねえかなというような感じをしたんですけど、その場ではね。非常に心強く感じたわけですけども、冬場も大丈夫なんだと、私は実践者でないのわかりませんでしたので。だから冬場も大丈夫なんであれば、これは推奨してもいいのかなというふうに感じました。

もう一つは、これも提案なんですけれども、各集落の防犯灯なり集落施設、この辺は行政で何とか、例えば3キロぐらいの太陽光発電所ですか、それを設置したら相当喜ばれるんじゃないかなと逆に思ったりしたんですけれども、集落によっては防犯灯をふやしたいんだけど、負担が大変で、電気代が大変でとか、そういったことを、補修費と電気代は地元持ちですのでね、そういったことをこれまでも何回か議会でも出たかなというふうに思いますけれども、各集落施設のところにそういったものを一つでもつくれば、非常にこれは一つの町のカラーになるのかなと。視察が増えるななんて思ったものですから、その辺のところ、もしお考えがあればお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

いろいろな提案いただきましたけれども、太陽光発電に限らず、やっぱり再生エネルギー、今、国のほうではそっちの方向でいろいろ検討されていますし、県もそうです。ただ、法整備

がいまいちかなと、それもあります。実際には本当に自然環境や環境としてはいい方向であるとは思いますが、やはりそのような経済性とかあるいは今の状況ですと、太陽光発電を自宅に設置するにしてもかなりの高額な負担になりますし、たとえ多少補助金をアップしても、やはりかなり厳しいのかなというのがそういう思いはあります。

いずれやがては自動車の排ガスでないですけれども、無理なことを言って結局クリアしたと、そのようなこともありますから、ある意味そういうふうな意識的にそういう負荷をかけて、そしてそのようなことを挑んでみるということも必要かと思えます。それは国のほうにお任せするにしても、やはり本当に町としても今後地域を生かした新再生エネルギーの方向性を探ってみたいと、これは本当に思っています。

そういう中で、防犯灯の提案もありましたが、これもやっぱり蓄電技術とか特に風力とか太陽光なんかはそういうものがきちっとしないと、なかなか使用しにくいといえますか利用しにくいといえますか、そういう状況もあろうかと思えます。また、防犯灯に対してはLEDもどうだと、こうありますけれども、いろいろ経費との兼ね合いも実際ありますから、ある意味試験的にやってみるのは一つの方法かもしれませんが、そういうことも含めて今後あらゆることで検討してまいりたい、そのようには考えています。そういうことでご理解をお願いします。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 集落の太陽光発電はぜひモデル事業で、1カ所か2カ所やっていただきたいなというふうに思います。

それで大体おしまいなんですけれども、それぞれの田島商店街活性化も一つのシンボリックなものなんですけれども、防災も自然再生エネルギーもまちづくりの一つのカラーになりますので、ぜひその辺の大きな柱の一つにさせていただきたいなというふうに思います。それは多分、どっちにしても今だからそうなんだかもわかりませんが、きちっと整備すれば多分、多分といったら大変責任のない言葉で申しわけないんですが、町のカラーになって活性化すると思います。プラスよそからも人が来ると思います。

意外と議員が研修しに行くときも、大した町じゃないんだけど、ちょっとしたカラーがあるために人が行くんだよなと、こういう、行ってみると大したことねえよなと思うようなところも結構ありますので、ぜひ挑戦していただきたいなというふうに、どっちも大事な項目であり、防災も自然再生エネルギーも大事な項目だと思いますので、挑戦していただきたいなというふうに最後に申し上げて終わります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 以上で、7番、渡部優君の一般質問を終わります。



◇ 星 登志一 議員

○芳賀沼順一議長 次に、13番、星登志一君の登壇を許します。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 議席番号13番、星登志一、通告に従い一般質問を行います。

大きく分けて3項目、1番目が特区制度を活用した職の創出、2番目が合併特例債期限延長による新たな政策について、3番目が集落支援制度の検証と今後の方針についてお伺いをいたします。

まず、1番目に、特区制度を活用した職の創出についてであります。これは本年8月より総合特区法が施行されました。その中身として地域活性化総合特区があり、地域資源を最大限に活用した地域活性化の取り組みによる地域力の向上とあります。

項目としては、農業の6次産業、バイオマスあるいはF P I方式を活用した民間事業者による特別養護老人ホーム設置等もあります。指定申請は本年の9月30日までとありますが、町の計画を伺います。また、あわせて福島県において震災に関する復興特区の考え方もお伺いをいたします。

2番目、合併特例債期限延長による新たな政策についてお伺いをいたします。

合併特例債の期限が5年延長されました。我が町にとってはとてもいい知らせ、朗報であります。以下4点についてお伺いをいたします。

まず、1番目、今まで行った合併特例債事業とその金額について。

2番目、現在計画されている事業とその金額について。

3番目、今後の見直し時期と新たな事業方針について。

4番目、合併特例債に適合する事業項目は何か。

以上、4点についてお伺いをいたします。

続いて、3番目、集落支援制度の検証と今後の方針について。

先日の水害現地調査で、高齢化社会に対する新たな制度の考え方が必要であるのではないかと感じさせられました。

そこで、1番として行政区と町の役割分担の見直しを再考すべきではないかと。今後役場の

職員は少なくなり、行政区では高齢化が進む。今までのような行政区の保守管理が難しくなるのではないかと考えられます。特に、用水路関係は人手の確保が難しくなってきております。行政区ごとの5歳年齢構造図をつくり、保守管理の課題を抽出し、5年後、10年後の対策及び計画をつくるべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

2番目、3月議会で集落一括交付金制度の提案をしましたが、集落支援策を検証し、集落の事業遂行能力などを見て判断しますとの答弁でした。集落支援策の検証と今後の計画についてお伺いをいたします。

以上、大きく分けて3点、再質問については自席より再度質問いたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 13番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、特区制度を活用した職の創出に関し、総合特区の指定申請の計画及び震災に関する復興特区の考え方についてのおただしであります。総合特区制度の内容につきましては、5番、室井実議員へお答えしたとおりであります。第1回目の指定申請の締め切りが9月30日であり、第2回目以降については通年申請受付となっておりますので、第2回目以降に向け、取り組んでみたいと、そのように考えております。

また、復興特区制度につきましては、7月29日の東日本大震災復興対策本部において決定された復興の基本方針において、地域が主体となった復興を強力に支援するための仕組みとして示されたものであります。これはオーダーメイドで、地域における創意工夫を生かし、旧来の発想にとらわれず、区域限定で思い切った規制、制度の特例や経済的支援などの被災地からの提案を、一元的かつ迅速に実現しようとするものであります。

この基本方針を受けて、現在、臨時国会への法案提出に向けて、各関係府省との調整を進めていると承知しておりますが、具体的内容につきましてはまだ公表されておられませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、合併特例債期限延長による新たな政策に関する1点目、今まで行った合併特例債事業と金額についてのおただしであります。平成18年度から平成22年度までの5年間で、24億6,320万円の合併特例債を発行しております。主な事業といたしましては、地域づくり振興基金造成事業、土地区画整理事業、町道整備事業などが挙げられます。

次に、2点目、現在計画されている事業と金額についてのおただしであります。平成23年度においては地域づくり振興基金造成事業で1億6,150万円、土地区画整理事業で9,000万円、町道整備事業で1,110万円、合計2億6,260万円の合併特例債を発行する予定であります。な

お、次年度以降につきましては引き続き町道整備事業や土地区画整理事業、さらには今後実施予定の新庁舎建設事業などについて考慮してまいりたい、そのように考えております。

次に、3点目、今後の見直し時期と新たな事業方針についてのおただしであります。現時点において法律の施行に伴う事務手続について詳細な情報が得られていないことから、今後は平成22年度に策定されました第2次南会津町総合振興計画とその整合性を検証し、新町まちづくり計画の期間延長の必要性について地域協議会の意見も踏まえた上で、県との協議を行ってまいりたいと考えておりますが、そのようなことをご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目、合併特例債に適合する事業項目についてのおただしであります。合併特例債は新町まちづくり計画に基づき、合併後の新町の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備や、合併後の新町の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備、さらには合併後の新町の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備を行うことを目的としております。本町といたしましては、今後とも地域の特性に応じたまちづくりのため、合併特例債を活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、集落支援制度の検証と今後の方針に関する1点目であります。行政区と町の役割分担の見直しについてのおただしであります。本町では5月1日から舘岩、伊南、南郷地域に集落支援員を1名ずつ配置し、集落を巡回し、集落カルテとして集落の状況をデータ化する作業を進めておるところであります。

今後は集落カルテのデータについて精度を高めていくと同時に、今後の集落のあり方について住民との話し合いを進め、課題解決に向けた方策を探っていく中で、行政区と町の役割分担について見直しを図っていききたいと、そのように考えております。

集落支援員がこれまで実施してきた巡回活動の中でも、高齢化による集落内の組織維持や、施設維持管理の共同作業についての課題が出されてきており、議員のおただしのとおり5年後、10年後を見据えた対策が必要になってきております。そういう中で、今現在元気のない地域がどのようにしたら元気が出るのかとか、あるいは今現在地域の課題がどのようなことなのかと、しっかり地域の方々と協議しながら、元気の出る地域づくり、安全・安心の地域づくりということで実際対応していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、集落支援策の検証と今後の計画についてのおただしであります。集落支援員事業の開始と並行して、庁内において新たな地域支援策を検討する新たな地域支援プロジェ

クトチームを立ち上げております。このプロジェクトチームでは、集落支援員が行った聞き取り調査結果と現在行っている集落支援策を検証し、集落の課題に合った支援策を構築して、平成24年度新規事業として実施できるように庁内に指示しているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、順不同になりますけれども、簡単なほうの問題から再質問したいと思います。

3番の集落支援対策についてなんですけれども、この質問の2番目のほうなんですけど、実際は時々町のほうで一生懸命、小さな集落のためにいろいろなことを聞き取り調査をやりながらやっているんだけど、どういうところが対象になるんだと聞かれたときに、私、恥ずかしながら答えられなかったんです。

ですから、これは多分、大きな集落は担当になっていないと思うんですけども、現実的にはこれ、どんなふうはこの集落は応援しなきゃいけないとか、この集落はその集落の人に任せても大丈夫だろうとか、そのような何かのやっぱり目安があってやっているのかと思うんですけども、その辺の支援を受けられる行政区の目安というのはどういうふうになっているかちょっとお伺いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

その基準というものは特別私としては、余り重要視といいますか、していないんでありますけど、大きいところは大きいなり、小さいところは小さいなりのそれぞれの課題があると思います。ですから、そういう中でその課題をピックアップといいますか、あるいはそのようなことをいろいろ話し合いの中で拾い上げて、そしてそれに対する対応をどうするのかということとをまずやる必要があるだろうと、そういうことで支援員をお願いしたり、支援員も限られていますから、全町的な一気には物理的にできない、それもありますから、できるところからというような言い方しかないんですが、そのような中で各支所、あるいはこの本町田島地区の中でもそのようなことの中で対応しているのが現状でありますし、そのような対応しかないのかなとも思っています。

ですから、それぞれ地域の要望も上がってきています。ですから、そのようなことも、それはやれるものはやれると、これとはまた別に考えておりますけれども、地域の課題を十分に把握していなかったということが今までの町としての対応だったと思うので、まず地域の状況を把握すると、そのようなことをまず足がかりとして今後の活動の中でやっていきたい、そしてそのような中で緊急性のあるところからやりたいと思いますし、場合によってはやりやすいと言ったら変ですけども、そのようなできるものをまずやるということも大事だと思いますので。そういうことを念頭に置きながら実施してまいりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 要望が上がってきているということは、これ、何か全行政区に対して町で今こんな事業をやっているから、行政区の多少を問わずに自分のところでやりたいものを上げてくださいというようなアンケートというか、そういった方式で意見の集約を図っているんですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

要望が上がってきていると、その部分だったと思うんですが、私が今、要望という意味で申し上げたのは、各地域からいろいろな事業を行ったり、あるいは今地域で困っている区長さんを通した、そのような話の要望でありました。ですから、そのようなものにはこの支援員とかそういう活動と別に、町としては対応できるものから対応していきたいというような意味で申し上げました。

あとは課長のほうから申し上げます。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

いわゆる集落支援制度ということで、今集落支援員を置きまして、先ほど答弁しましたとおり集落を巡回しまして、集落カルテというのをつくっております。それは、すべての行政区についてつくるような形でしておりますが、その集落カルテの中で、その集落が今どういう支援を必要としているか、そういうものをトータル的にまとめまして、いわゆる年間2つか3つの集落、館岩、伊南、南郷、各3つの地域でそれぞれの地区ごとに、2つか3つの集落を重点的に支援する方策を支援員とともに、お互いに相談をしていこうということでございますので、今現在におきましては、その集落の選定の作業を行っているところでございます。

集落の選定の作業の後に、その具体的な集落の支援策をお互いに話し合いながら進めていき

たいというような中身で進めております。

それと、同じように先ほど町のプロジェクトチームというお話をさせていただきましたが、この中では、今までありました健康福祉課のほうで事業を進めておりました地域たすけあいモデル事業というのを実施しておりましたが、これについては新たな指定をしないということにしておりますので、これにかわる事業ということと合わせて、集落支援と一緒にできないかということで現在検討を進めていると、こういうことでございます。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 各西部地域3地域で二、三というと、6つから9つくらいですよ。行政区103でしたか、随分気の長い話だなと思われますけれども、私が言いたいのは、一々役場からこういうことをやってみてはどうだ、ああいうことをやってみてはどうだと、すべての事業がそういう発想ではやりたくないという事業が多いんですよ。もうちょっと自由にお金を使わせてくれないかという人が多いんです。縛りが強過ぎると。あれはこうだ、これはこうだと。

考えてみれば、私が前回に、各集落に自由なお金を各1戸当たり1万円としても7,000万円くらいで済むから、自由にどうぞ使ってくださいと。地域の人でどんな事業をやろうともいいですからと言ったのは、その辺の町民からの意見を踏まえて私は発言をしたんです。

たまたま、私は交付税が少なくなっていくかと思ったら、基準財政需要額が今回だって約90億円くらいありますよね。だんだん増えてきていますよね。初めは85億あたりから。だから、その需要額のせめて1%くらいは町民に自由に使わせてもいいんじゃないのというのが、私の意見なんです。

要するに、地方分権が進んできたときに、県は国に対して、一括交付税にしてもっと我々の使い勝手のいいようにしろと。町民もそう言っているわけです。規則が縛られ過ぎて、言われたとおりにしか動けないと。これじゃいいまちづくりできないぞというのが、一括交付金の始まりなんです。

町も県も国に対してはそういう話をしているわけですから、たかだか1%なんだから、我が町は全国に先駆けて、町民の人、どうぞ自由に基準財政需要額が小さくなったときには金額も少なくなります。そのかわり、せめて1%くらいは町民の人に自由に使わせますから、自由な発想でまちづくりをやってくださいと、こういうふうな、要するに今までの前例は全然頭から外すということです。

これから一人一人の町民がそうして地域づくりをしていくことによって、町が一つになって

地域の再生ができる、ということじゃないかと思しますので、今回の9月の決算に当たって、来年度に向けた予算枠組みのときに、ああ、今回の支援制度はこうだったけども、かえって町民一人一人、各地域でやらせたほうがいいんじゃないかなというような考えになっていただけないかなと。あるいは発想の転換を図っていけないかなと、こんなふうな思いで再質問しましたので、その点についてお伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

私も先ほどの第1回目の答弁の中で申し上げましたけれども、地域の課題がそれぞれあるかと思えます。そのそっくり申し上げますが、集落の課題に合った支援策を構築していきたいということは、そういう意味であります。ですから、今それぞれの地域がみんな同じようなことで悩んでいるとも限りません。その地区の悩みがあるかと思えます。そういう中で、地区独自の考え方でいろいろ実行できるような、そういうことをやることによって地域に元気出していただけるようになるのかなと、そのような思いもありまして、このようなことを今庁内で検討して、実施できるような方向で検討してほしいという、そういうことを指示しているところであります。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ぜひ、今はまだ9月ですからね、来年度の予算まで大分時間がありますので、ぜひ各全町民からそういったアンケートをとって、次回の予算に反映していただければと、こんなふうに思います。

それでは、少し面倒くさい1番に戻りまして、再質問します。

先ほど、私が演壇のほうからPFIを、大分眠たかったのか、FPIと発音したらしいんですけれども、PFIとご訂正をお願いいたします。

それでは、1番の特区構想についてお伺いをいたします。

町長から県・国の方針を見ながら対応するというような、前議員にありましたので、私もそれを踏まえて再質問をさせていただきます。

この特区構想については、中身は違いますけれども、一番最初は小泉さんのときから特区だ特区だと始まりました。あれは平成16年かな、16年の12月の議会で私が構造特区について質問しておりますから、多分16年の4月あたりから始まったのかなと。そのときは監査委員を2名から3名にしろというような特区構想の発言を覚えていますけれども。

いわゆる少し私たちと町長あるいは副町長、執行部との、特区に対する考え方に差があるん

じゃないかなと、私今までの各議員に対する答弁からそんなふうに思っておるわけです。というのは、あくまでも特区構想というのは、今までの既成概念を全部取っ払って、あなたの町はどんなことをやりたいんですかということを提案してくださいと。国だとか県の動向は関係ないんですよ、これは。

あなたの町はどういうことをやりたいんですかと。こういうことをやるためにはこういう規制があるから、この規制を外して、我が町に規制を緩和して与えてくださいというのが、私は特区構想だと、私の考えはこういうふうに思っているんですけども。ですから、国だとか県の動向は、私は関係ないと。自分たちの計画に対してこういうところは規制がきついから、解いてくださいと。ただし、そのためにはうちの町はこういう事業をやりますよと。最終的にはこうなりますから、そのためですから、ぜひ規制を解いてくださいと。規制を解くための提案をすること、その提案理由をつくるのが私は特区だと思いますんですけども、町の特区について、基本的な考えをお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

この基本的な考え方については、議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、今回の地域総合特別区域の取り組みにつきましては、国と地方が一緒になってやるというのが基本でございまして、国の持っている財源、それと地方の資源、それを一緒にやろうということが前提になっておりますので、特に地域協議会というのも国が入ってきてつくるということになっております。

したがって、提案する事業については、どこの地域でもやっている事業というか、ほかの地域にも見られるような事業であって、自分たちの地域における特定プロジェクトとしてそれを推進することについては、国は適当な事業としては認められませんというようなことを言っているわけです。簡単に申し上げますと、二番煎じについて国がお墨つきを与えないというようなことを言っておりますので、その制度的な提案事項については、かなりハードルが高いということが一つ挙げられます。

それから、議員がおっしゃるように総合特区として指定されるためには、その申請に合わせて規制の特例措置の提案、これを上げなければならないということが加味されておりますので、それにつきまして、私どもについてはいわゆる他の団体と今調整して、事業の新たな構築を進めておるということでございますので、町長答弁しましたように、9月30日の第1回目の申請には少しちょっと間に合わないし、その事業の熟度についてすり合わせをする時間がないとい

うことがございます。

したがいまして、この事業につきましては毎年度申請受付をしておりますので、次年度以降の申請に間に合うような形で事業の熟度を詰めてまいりたいと、こういうことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これから質問することについては、大分町が明るくなるんじゃないかと思っておりますので、ひとつ政策課長も町長も、こんな方法もあるのかということで、ぜひ議会と一緒にやってもらいたいと思っておりますけれども、私が第1期生として入ったころに、平成14年ころから大体新エネルギーという問題が始まったんです。私が1回目で質問したのは14年の9月の議会で、CO₂の排出権の問題で質問をいたしました。

それから、新エネルギー全体については、プロジェクトチームをつくったらどうかというのは平成14年です。相当時間もたっていますし、南会津議会としてはどうか分かりませんが、田島町の議会当時から比べるともう七、八年検討をしまして、大体平成17年、18年ごろには新エネルギーに対する結論は出ているんです。

出ていることは何かというと、バイオマス発電、燃やして電気を得るためには採算が合わないよと。設備投資額と売電を考えたら合わないよと。それは1キロワット当たり7.5円だから合わないですよという話ありました。7.5円、じゃ、どのくらいになればいいんだと、せめて天栄村の風力くらい、12円くらいになれば何とかこれは合うかなと。そのころはNEDOしかなかったですから、建設費の半分以上しか助成はもらえませんが、その試算でいけば、当然15億前後の建設費になるから、幾ら林業関係で木を切る人が増えても、多分7.5円では全く商売にならないと。12円くらいになれば再び考えてもいいんじゃないかなと、こういうことでバイオマス発電についてはそれ以降、進んでいかなかったと。

水力発電については、那須野ヶ原地区を研修したり、そのほかのところを、あと1カ所くらいどこか行ったな、岩手県葛巻かな、あそこでは現地を見ないで話だけを聞いたと。あれも投資額が大き過ぎると、これが一つ問題点と。それから水利権の問題があるから、これはなかなか難しいよと。河川を使えば建設省だ何だといろいろなところの水利権があって、手続だけでとてもじゃないけど、できないよと。だから、1カ所に組合をつくって集まって水を利用しているようなところだったらできるけれども、田島町じゃちょっと難しいよと。この2つが問題点で、それ以上前に進まなかったということがあられるわけです。

ところが、今回の特区構想においては、水利権は国は大幅に外しましょうという話になって

いますから、これは一つ問題がクリアできるわけです。河川を使ってやるということは。だから、小水力発電は本気で考えれば町でできますよと。ただし、設備費はまだこれ、解決しないです。それから、バイオマスも設備費は解決していないです。当時、大体15億円の半額しか来ないですから。これは先ほど7番議員が山形のバイオマス発電を見ましたということがありました。我々も能代の発電所、あそこも偶然に年間1,500万キロワットです。その当時7.5円で売っていました。国からの補助金は大体半分とちょっと。それで、そのときに能代は大体年間4.5トンの材木とか木くずを集めなきゃいかんと。これもなかなか田島じゃできないよと。投資額といかに材木を集めるか、この2つがあるからできないよと。それと、7.5円じゃ安いと。どうにもならないと。この3つが問題点。

山形にこの前行ったときの問題点は、木が集まるかと。あそこは2万トンなんですよ。方式が違いますから、同じバイオマスでも。能代は別の方式でやって、年間約4.5万トンで1,500万キロワット。山形は2万トンで1,500キロワット。これは材料の使い方が随分違います。方式が違います。それでも金額はやっぱり半額が国の助成。

そこで私が提案したいのは、せっかくここに特区があるわけだから、我々は議会として雇用と企業誘致に関する委員会をつくっているわけですから、私はその委員長ですから、これは町民に対して大きな責任がある。だから、この特区構想を生かして、先ほど過疎債だとか特例債はどういう項目が使えるんですかと聞いたのは、そこなんですよ。そういった項目を特区構想で使えないかと。例えば特例債をバイオマス発電の設備費だとかそういうのに使えないのか、これがまず1点。

もう一つ、これは質問してからもう一回再質問したいと思いますけど、今現在、国のほうではバイオマス発電に対する助成事業と小水力に対する助成事業、どんなのありますか。それを聞いてから再度質問いたします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 それでは、私のほうからは合併特例債との絡みが話されましたので、そちらの点についてご答弁申し上げたいと思いますが、合併特例債、まさしく合併に伴う特例債でございます。私が認識している中では3つのポイントがあろうかと思えます。1つは、新たな町の一体性の確保、さらには均衡ある町の発展、さらには効果的な公共施設の整備ということになっておりますので、今おただしのありました新エネルギー対策に係る事業の起債を、合併特例債では今の段階では非常に難しいのかなと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えいたします。

私のほうでは、現在、小水力あるいはバイオマスの関連での国の助成制度のメニューがございましたので、お答えをいたしたいと思います。

今、議員が来る、各地方の実際に稼働しているものの視察されたもののお話がありましたが、そのものと基本的にこれから述べることに変わるものはありませんでした。

経済産業省が所管しております独立行政法人、いわゆるNEDOのやつの5割、それからNEFといいまして、財団法人の新エネルギー財団、それから一般社団法人の新エネルギー導入促進協議会ということで、いわゆるハード、ソフトがありますが、今、後段に申し上げましたのは調査といたしますか、可能性があるのかどうなのかという調査事業に対する支援事業が該当になるようでございます。

それから、今は経済産業省の所管している財団のお話でございますが、農林水産省の中でございますが、議員のお話もありましたとおり、那須野ヶ原土地改良区、要するに土地改良事業の全体の事業の中に小水力の施設を入れたということで、これについては国が7割、県が25、地元が5というふうに記載されておりますが、農林省の全体の事業の一つとしてそれを取り入れているということでございます。

それから、環境省の補助事業がございますが、これについてもハードではなくて、ソフトに対する事業がございます。それから、今、総務課長のほうから合併特例債のお話ございました。それはあくまでも売電をしたり公益事業ということでのお話でございますが、例えば新エネルギーをして役場庁舎の市町村の経費のコストダウン、その目的であれば合併特例債も可能であろうと、そういうのが私の調べの中で明らかになっているもので、ご報告したいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これは、今後行政と議会が一体となってやっていかなきゃいかんと私思っているんですけども、要するに特区構想をやるときには、今、副町長が言ったような事業はあります。これは私の考えですからね。特区の場合には、上げてみないと向こうでどんな扱いするかわからないですから。また戻されて、もう一回やると、前回の小泉さんのときには、3回目くらいでようやく特区が通ったという事例もあるから、これはあきらめないで何回も、だめ出されたらまた返してやるくらいの気持ちでやれば、私は通ると思うんですけど

れども、要するに、今のような事業を南会津町でいただきましょうと。

例えばNEDOさんが半分出す、総額15億円ですよ。じゃ、それを南会津町でやりますと。ただし、町負担分についてはこれはまさに特区ですよ。我々の町は100億円の特別債もらっても使い切りませんと。とてもじゃないけど借金返すのに四苦八苦しちゃうと。ところが今、町で困っているのは雇用なんだと。この事業をやることによって、多分2万トン出すためには50人くらいのいろいろな関係の雇用が発生するはずですよ。木も切らなきゃいけない、運ばなきゃいけない、それから砕かなきゃいけない。今の森林組合のほかに50人くらい多分必要になる。

だから、雇用をやるのと同時に地産地消、要するに1,500万キロワットというと、大体4,000軒分くらいの家庭の電気料になります。これが2基あれば、南会津町は家庭電気は間に合っちゃうくらいの電気料です。

雇用をやりたいんだと。町の一端をつくりたいんだという命題にして、そこに理由づけをしていって、出していくと。そうすれば、半分の例えば特別債であれば、コンマ66国からくるわけですから、コンマ33で仕上がるわけですよ。そうなれば、これは採算性は抜群で、七、八年でもとれちゃうと。あとは林業関係で増えた人口の交付税がふえてくると。まずここですよ。これを特区にどうやって通させるか。国のほうの地域の特区が通らなければ、県の震災に関する特区に出せばいいんですよ。浜通りのほうで働く人がいないでしょうと。田村郡あたりでは、あそこは森林組合の活動が物凄い活発ですから。かといってこの原子力、放射能言われているときに活動できないでしょう、多分。

その方たちが田村でもう一回やるために、10年間は、じゃ、南会津のこういう事業ありますから、木を切ってくださいというような発想にもなるわけですよ。そういう意味でも、私は多分9月はこれ間に合わないです。次の特区には、絶対これだけは出してみようと。だめならだめでいいと。

そのかわり、町長は外部をやるから、副町長、おまえは中で事務事業を一生懸命やれよと。町長と副町長が出した案に対して事務的な、これは当然副町長が責任を持ってやるべきですから。そのかわり外部団体、県だとか国に行って頼むのは町長ですよ。その町長を助けるのが町会議員ですよ。その後に、出た後に、みんなで町会議員で行くんですよ。そういった一体感を持ってやっていけば、もしこれが通れば特別老人ホームなんか簡単ですよ、これ。そんなに設備投資要らないですよ。コンマ333ですから。50%。まずここですよ、一番大事な。これについて町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

私は総合特区あるいは今後の新エネルギーの特区にしても、やらないというわけではないんです。やろうと思っているんです。それにはやはり、まだ明確な方向性が定まっていないから、その状況を見て、そういう中で町も準備しますけれども、それを見ながらそういうことには町としても応募してみたいと、そのように考えています。

ですから、今何か議員が特老の施設のこととも言われましたけれども、これも施設そのものをつくることは別にできると思うんです。そのとき無理しても何でも。ただ、今いろいろの介護状況、町の状況を見ますと、大変な状況にもあるということも一方ありますから、負担の面でも。だから、そこも踏まえて次期の介護計画の中でそれも含めて検討して、前向きに検討していきたいということを先ほど答弁させていただきましたが、いずれこの特区に関しても方向性は今国で言ったり県で言ったり、我々が考えている方向と方向性は一致していると思うので、それをじゃ、どうやったら実際実現できるのかということが今一番、そこを注視していることとでありまして、その実施の方向に向けたらどうしたらいいのかということ、十分庁内でも検討して皆さんにもご協力いただいて、町民にも説明して理解していただいて、地域発展に、雇用につながるような事業を展開してまいりたいと、これはそのように思っています。ご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 大体、それこそ方向性見えてきたので、私が今、この前に、町長の答弁ある前にいろいろ話したのは、多分私は今までの田島町、それから南会津町になってからの新エネルギーに関する議会とかそれから行政の報告が、正確に私は町長に多分伝わっていないんだろうなと思ったから、今一生懸命例を挙げて町長に、過去こういうことがあって、こうで、現実はこちらですよということをお話申し上げたわけです。

あとは、私が言いたいのはとにかくみんなで作らしましょうと。たまたまこの前新聞見たときに、参議院議員の増子さんが、参議院のほうでは復興特別委員長になっているんですよ。増子さんというのは、私が前の産業建設委員長をやったもので、そのころから陳情行くたびに話していたことは、やはり南会津町、何とか林業の活性化やんないといかんよと。そのときは新エネルギーだよというような話をしていた、この前新聞見たら、これはもうけもんだと。いざとなったら昔こんな話ししたでしょうと。南会津町からこういう申請が行くはずだから、ちょっと目を通しておいてくれということも言えるし、また、吉田さんというのは今度は財務政務官になっているんですね。

いろいろなところでやっぱりかかわりのある人いっぱいいますから、とりあえずは町で計画書を出すことです。出して、町長が一回行って、その後こんな感触だったといたら、その後今度議員が行くとかね。そういう手だてを両方で考えていくと、意外と私は今までの経験から言うと、これはものになると、こんなふうに感じています。

ですから、ぜひみんなで、我々議員も一丸となり、それから執行部のほうも自分の課のことではないなんて考えないで、せめて執行部の人、課長以上は全部が経営者ですから、一般の会社でいうと。自分の課でない課長のところの政策だったら、そこにこんなことあったよと教えてあげて、やっぱりそれこそ一丸となって雇用はつくらなきゃいかん。特別総合とこの新エネルギー、うまくいけばそれこそ100人レベルの雇用になりますから、まず自分たちでできる雇何を何とかしなきゃいかんと。そういうことで、これから特区構想についても雇用関係についても、特別委員会も頑張りますし、何とぞ行政の皆さんも頑張ってくださいということで、さらに副町長は余りふだんしゃべらないから、副町長の雇用に対する意気込みを聞いて、私の質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 あんまりしゃべらないというお話がありましたが、私の雇用に対する考え方を述べさせていただきたいと思います。

本年度、23年度の当初予算を作成する段階から、各職員には23年度の大きなテーマは雇用政策が一番だと。あらゆる部署において雇用につながる予算をぜひ再構築してほしいということのスタートから始まりまして、今回の一般質問の中でもご答弁申し上げましたが、農林業、林業を中心に重点的な予算措置をしまいったというところがございます。

そしてまた、登志一議員からもご提言ありましたことを踏まえて、商工観光課には雇用対策の係もつくらせていただきましたので、さまざまな町民とのコンセンサスを保ちながら、一人でも多くの地元に残る雇用政策を今後も実践してまいりたいと、そのように考えております。よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 以上で、13番、一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、13番、星登志一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。3時30分より再開したいと思います。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時30分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 山内 政 議員

○芳賀沼順一議長 次に、10番、山内政君の登壇を許します。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 議席番号10番、山内政です。

ほとんどのことに答えていただいておりますので、やらなくてもいいんじゃないかという話が出ておりますが、通告により、ただいまから一般質問を行います。

質問は2点であります。

質問に入る前に、さきの新潟・福島豪雨災害に遭われた方々にお見舞いを申し上げるとともに、このたびの台風12号で多くの尊い命が失われたことに対して、同じ集中豪雨被害を受けた地域の人間として、慎んで哀悼の意を表するとともに、一日でも早い復興をお祈りを申し上げます。

第1点目、新潟・福島豪雨災害についてであります。

今回の災害で人命に被害がなかったことは、奇跡に近いことであったと思います。道路の寸断により、多くの方々が土石流の恐怖にさらされながら、国道で一夜を過ごすことになりましたが、現場に居合わせた伊南総合支所職員が適切な判断とリーダーシップを発揮され、適切に対応をされたことも被害がなかった一因と思われます。取り残されて恐怖を味わった方から、とても感謝をしていますという話を後で聞き、今後災害対応の一つの指針になるのではなかろうかと思います。暑い中、土砂撤去のボランティア活動に参加されました多くの方々に、感謝を申し上げたいと思います。

今回の災害を振り返って、次のことについて伺いたい。

懸命な仮復旧を行ったにもかかわらず、小立岩地区では二次被害が発生をしてしまった。今後まだまだ台風が発生するシーズンを迎えて、どのような対応をしていくのか伺います。

2つ目、災害復旧の計画策定をされていると思うが、全体計画はいつごろまでに町民に示す

ことができるのか。

3点目、森林経営に基づき、森林の集約化が図られ、森林整備を進めていかななくてはならないが、その生命線とも言うべき林道が壊滅的状況であります。林道の復旧計画はいつごろまでになるのか。

4つ目、山から押し出してきた土砂により、伊南川には大量の土砂が堆積しております。また、流木等も多く見られ、撤去を急がないと二次災害を受けることになりかねません。撤去の計画はあるのか。

5つ目、災害対応で命令を受けて出動をした消防団員の車が、屯所に駐車をしておいて、土砂の中に埋まってしまう被害に遭ってしまいました。公務での被災なので、補償はされるものと思うが、どのように対応されるのか。

6つ目、今回、災害で通信手段が寸断をされてしまいました。防災無線の活用等を踏まえ、通信手段の確保をどのように考えていくのか。

続いて、第2点目は、林業政策についてであります。

森林・林業再生プランの推進に当たり、次のことを伺います。

1つ目、森林経営計画を策定中かと思われませんが、田島、舘岩、伊南の各森林組合でそれぞれのくらいの面積を計画しているのか。また、森林組合を持たない南郷地域の森林経営計画の策定はどう考えるのか。

2つ目、今後4地域の森林整備を考えた場合、森林組合の統合は本町の林政にとって大変重要な課題であると思われまます。それに向けた考えはあるのか。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新潟・福島豪雨災害についての1点目、今後の台風シーズンに向けた対応についてのおただしであります。今までこの災害に関しまして多くの議員の方々からご質問があり、それへお答えさせていただきました。地震、豪雨、台風等の自然現象は、人間の力ではいかんとも食い止めにくい事象であります。災害による被害は私たち日ごろの努力によって減らすことが可能だと、このようにも考えております。

行政による公助は言うまでもありませんが、自分自身の実を守る自助と、それから地域や身近な人にいる人同士が助け合う共助こそがこの災害による被害を最小限に食いとめるための大きな力となると、そのように今までも申し上げてきました。それを改めてまた思い知らされた

わけでありますけれども、これら連携しながら、対応を考えてまいりたいと、そのように思います。町といたしましては、地域住民へ土砂災害警戒マニュアルの徹底を図り、減災に重点を置いてその対策を講じてまいりたいと思います。

それから、小立岩地区の二次災害でありますけれども、この件につきましては当時まだ田んぼのほうへの用水が必要だと。地元住民からの要望もありまして、水の取り入れをする中での水の対策を講じておったところでございますけれども、そんなに多くの雨が降らなかった中でありましたけれども、二次災害になったと。これはまことに遺憾なことではありますけれども、幸いこれも人的被害がなかったということで、ほっとしているところでございますけれども、そのような中で、その後ことはもう水が要らないというような判断の中で、きちんとした締め切りをさせていただきました。

これからも気を緩めることなく、二次被害の無いように、また三次被害の無いような対応をしてみたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、災害復旧の全体計画はいつごろまでに町民に示すのかとおただしであります。これも8番、楠議員にお答えしたとおりであります。災害査定後に全体的な復旧までの道筋をお示することとなりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、林道の復旧計画はいつごろまでかとおただしであります。これも2番、長谷川議員へお答えしたとおりであります。災害復旧事業は原則として当該年度を含む3カ年度内に完了させることとされています。復旧進度を確保しながら、今年度から平成25年度までの3カ年度で復旧をさせたいと、そのように考えております。

場所によっては下からきちんと工事をしていかなければならない、そういうようなことを考えますと、果たしてこの3カ年が十分なのかと、そういう懸念はありますけれども、これもあわせてしっかりと状況を説明した中で、県のほうにも国のほうにも、場合によってはそれ以上の対応をしていただくようなことをお願いしていきたいと、そのように思います。

次に、4点目、伊南川の堆積土砂撤去についてのおただしであります。県には既に要望しております。今回の災害により、堆積の著しい箇所について除去作業を実施する計画ですとの回答をいただいているところであります。

また、撤去する箇所については県で調査した上で決定する予定になっております。ただ、私もといたしましては、当初申し上げたところは檜枝岐側、安越又、その界限から旧伊南地区の青柳、南郷の木伏、そのエリアの中が非常に河床が上がっていると。二次災害の可能性もあります。そのようなことを県も初め国のほうにも申し上げております。そういう中で、町と

いたしましても一級河川についても災害で発生した流出土砂の撤去を引き続き要望していく考えでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、5点目、災害出動し、被害を受けた消防団員の車に対する補償等をどのように対応するのかとのおただしであります。今回の豪雨災害において出動した消防団員の車が被災したケースは、伊南地域で2件ございました。いずれも内川地内において災害対応していた際に流出してきた土砂に埋没したものであります。

消防団の災害活動において団員が使用した自家用車に損害が発生した場合、消防団員等公務災害補償等共済基金の自動車等損害見舞金支給事業により、自家用車の損害に対して見舞金を給付する制度がございます。今回のこの団員のケースは、いずれもこの見舞金の支給要件に合致いたしますので、基金に対し見舞金の申請を現在行っているところであります。

また、先ほども申し上げましたけれども、町の罹災見舞金交付規則の規定に基づき、見舞金を支給する予定であります。しかしながら、被災した自家用車を修理する費用が高額の場合、団員の経済的負担が大きいことから、今後消防団員の公務遂行の中で車両損害見舞金の町独自の支給制度について、先進事例の調査を行いながら、どのようにしたら適切な処置ができるのか検討してまいりたいと、そのように思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、6点目、防災無線の活用等を踏まえた通信手段の確保についてのおただしですが、災害時において通信手段においては固定電話のほか、携帯電話や防災無線、インターネットサービスなどそれぞれ特性の違う複数の情報伝達手段の確保が必要になることから、行政だけの整備ではなく、各民間通信事業者への協力依頼を行って、そして災害時に対応可能な方法による代替通信手段等の確保に努めてまいりたい。

今までもこの件につきましては、衛星電話とかそのような対応をさせていただくように答弁いたしましたけれども、それぞれのケースに合った通信手段の方法をいろいろ検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、林業政策に関する1点目ですが、林業経営計画についてのおただしですが、本年度各森林組合が策定する森林経営計画は、田島森林組合400ヘクタール、館岩村森林組合500ヘクタール、伊南村森林組合400ヘクタールを予定しております。ただ、私もよく把握しておりませんが、伊南村森林組合あるいは館岩村森林組合の場合、災害の影響等があった場合には、多少その影響が出るのかなと思いますし、来年度の事業に関しましても町としてもその辺を把握しながら考慮してまいりたいと、そのように考えております。

森林組合のない南郷地区の計画につきましては、関係する団体、事業者、森林所有者等によ

り協議が調った後に、町として計画策定に向けた支援を行ってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、森林組合統合に向けた考えはあるのかとのおただしであります。現在、町内の3つの森林組合が福島県森林組合連合会の指導を受け、森林組合経営検討会議を8月24日に開催し、統合に向けた準備を進めていると、そのように聞いております。町としても、必要に応じ統合に向けた支援を行ってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 若干再質問を行いたいと思います。

二次被害の小立岩地区のことについて、ちょっと質問をいたします。

実は、議員団で各区調査をしたときに区長より要望を受けたんですが、国道沿いで要望を受けたものですから、集落の後ろの瀬戸山というところの土砂崩壊については確認をしておりませんでした。二次被害のときにこれをよく調査したところ、本当に雨降ったらば、集落そのものが失われるくらいな土砂の被害になっておりました。具体的なことでありますけれども、この辺についての手当てと申しますか、災害に対応する、全く小災害の対応でできるのかなと思うんですが、ちょっと考え方についてお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

私も小立岩地区に入れるようになって、すぐ区長さんや地域の方の案内で、あの集落の真裏のそれこそ何でもない林の中の土砂、流木が出た小災害現場を見ました。本当にああいうところが出るのかなというのが最初の感想でしたし、本当にあそこは、ああいうところが出ると、もう全部危険だと、そのような認識を持った次第であります。

そういうような中で、特に内川地区とそれから小立岩地区、そういう中で二次災害を防がなきゃならない、そして激甚災害の中でも指定されるものとされないものがありますから、そういう中で確かに住宅とか人命に直接危険性の及ぶような箇所は、町としてもしっかり、できるだけ早い機会に対応しなければならないと、そのように考えております。

ですから、そのようなことも含めて大きくばかりじゃなくて、小さくともそういう二次災害

の危険性のあるところはしっかりすぐ対応してもらえるような、できるだけ早く対応してもらえ
るような、そういうようなことを今後町としても要望したり、あるいは実施していきたいと、
そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 今のご答弁のように、そうですね、集落のすぐ近くの災害について
は、やはりいろいろな災害の中でも緊急度と申しますか、それを上位に位置づけて施工してい
ただきたいというふうに思います。その点については、そういうことで進めていただきたいと
思います。

それから、災害復旧の2番、3番についてであります。これは所管の中で話を伺いましたの
で、詳細についてはほぼわかりました。ただ、10月もしくは11月には査定の結果が出るのか
なと思われまますので、その折にはしっかりと集落に入って説明、もしくは全町的な説明もち
ろんですけれども、被害に遭われた方の集落を、当然だと思うんですが、しっかり説明をして
いただきたいなと思います。

それから、これはお聞きしたいんですが、3年計画ということで、事業計画、災害査定が通
って認可されて事業計画を出されると思うんですけれども、先ほど4番議員の質問の中にもあ
りましたが、11月に査定で設計を組むとなると、どんなに早くても12月もしくは1月の事業
発注になるのではないかなというふうに思います。予想ですけれども。その場合、これは繰り
越しということになるんですか、それとも冬も事業を継続するという事なのか、その辺ちょ
っとお願いします。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 答えいたします。

ただいま事業の実施に当たってのご質問だと思いますが、その年に設計を組んで雪の中で仕
事というの、林道等ですとなかなか厳しい状況になるわけでございます。そういった場合は、
国と協議をしまして、繰り越し事業になるものは繰り越しとする、それから新年度に向けて早
期に発注をすると、そういうことで工事の期間をできるだけ長くとらえていくという方向で、
今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 大変、そういう施工の仕方ですと、現場の従事者も安全な作業がで
きるのではないかなというふうに思います。それに関してもう1点質問させていただきますが、

3年ということでありまして、今のように繰り越しがかかった場合はその次の年度、いわゆる3年目の繰り越しという、4年ということも想定されるわけですか、その辺ちょっと確認したいんですが。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

この件につきましては、県のほうに確認をとりました。その答えは、3年目の繰り越しについては認められないという回答をいただいております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 確認しますと、23年、24年、25年、この年度、25年の3月31日まで完成ということは、これは譲れないという考えでよろしいんですか、もう一回。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

災害の法律上では3年という形に決まっておりますので、特例についてはないというような回答をいただいております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 はい、わかりました。

それから、④について、県のほうに要望されているということですが、これはちょっと県の予算ですのでなかなかちょっと詳細はわからないかと思うんですが、私もちょっと聞いてみたんですが、これは今回の今これからやられる県議会の予算が通れば、ことしの冬までに施工をされるということで理解をしいのかな、その辺ちょっと確認をしたいんですけど、確認のしようがないんですが、わかりましたら。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

県のほうの予算については、9月の臨時議会の中で確保したと聞いてございますが、何しろ今のシーズンですと台風の来るとも想定されますので、河川の中の土砂を撤去するような工事につきましては、ある程度水が落ちついた段階、いわば冬期間のほうの方が安全でございますので、そういった方向で考えていらっしゃるというふうに思います。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 この件につきましては、林道の復旧のことについてですけれども、産業建設委員会でいろいろ審議をいたしまして、皆様方にご同意をいただければ、早期の復旧というようなことで意見書を持ってお願いにいきたいというふうに、皆様のご同意をいただければというふうに思っておりますので、なお、ぜひとも議会からもバックアップをしたいというふうに考えております。

災害関連につきましては以上のことですが、5番目の消防団員の補償の件でございますが、非常に、最初相談を受けたときは困っておりました。当初の見舞金が非常に少ないものですから、ただ担当者には、もうこれしかないんだというような話をされたということでございました。

今の町長の答弁で独自の制度を考えたいということで、非常にそれがしっかり担保されれば、今回は団員は2人でしたけど、その後ろには817人という団員がそれぞれいるわけでありまして。災害はどこで起きてどういう状態で被災に遭うかわかりませんので、団員の士気が下がらないということも含めて、しっかりと町長がそういうことを、独自の制度を考えたいんだということでございますので、それはしっかりとお願いしたいなと思います。そのことについて、町長、もう一度お願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

今回のケースを考えた場合に、先ほど申し上げましたけれども、出勤要請がかかって自分の車で屯所まで行ったと。そして、実際に消防の活動をしているうちに、その車を置いたところが土石で埋まってしまった、そして損害を受けたということであります。ですけれども、この車の損害にしてもいろいろなケースが考えられると思うんです。そのようなケースをいろいろ想定しなければ当然なりませんし、どういうことができるのか。

今回もあのようなケースになりましたから、町で具体的なそういうことが実際なかったものですから、やっぱりこれは本当に公務として出勤した消防団員に対しての、歩いて行ってくださいとは言えませんから、やはりそのようなこともきちんとした対応が必要なのかなと、検討する必要があるんだろうと、そのような考え方で検討させていただきたいと思っておりますし、これにも十分対応した中での検討をしたいと思っております。

これもどこまでができるかということも含めて、今明言できませんけれども、そのようなことも含めて、いろいろなケース・バイ・ケースで想定しながらやる必要があるだろうと思って

いますから、そのようなことで今後これに対する対応も含めて具体的に検討してまいりたいと思います。それで、その対応をしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 私は一つ提案でございますが、これはいつ起きるかわからないということで、当初予算なりある程度の基金なりを積んでいただいて対応するというようなことも、一つの選択肢ではないかなというふうに考えております。これは一つの提案ということでございますので、その提案についてひとつちょっと考え方を答弁いただければ。どなたでも結構です。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

基金の積み立てというお話でありましたけれども、この消防団の災害補償につきましては、人的な部分については制度的にいろいろな補償制度があります。町のほうで加入しております公務災害の補償基金、さらには総合賠償保障保険、これらの対象になるんですが、今回のような物件に対する補償ですね、これは確かに盲点でございますが、一定程度の補償制度はあるものの、実態的な補償にはなっていないということがありますので、先ほど町長答弁しましたとおり、先進事例等を調査しながら町独自のそれらに対応する制度等を早急に検討させていただいて、基金という形にはちょっと考えてはおりませんが、弾力的に例えば予備費で対応するとか、そういうような形で十分に対応できるような制度の構築について、今後検討させていただきたいと、こんなふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そういう対応をお願いしたいと思います。

それから、6番目の通信手段、もういっぱい、私がきょう13番目で、何人もの議員が質問しておりますので、中身的には大体理解をいたしました。伊南地区なり館岩地区はどうしても川と山の地形のところに道路がありますので、そこに集落があります。そうすると、これからやっぱり山からの土石流で道路が寸断されて集落が孤立するということは、今回の教訓で当然というぐらいに考えなければならぬのではないかというふうに、私は思いました、もう痛切に。

それで、技術的なことはよくわからないんですが、今回も私、役場に行って部落間の連絡が全然つかないものですから、放送はただこちら側だけの放送だったように記憶しております。後からは大丈夫だったんですが、防災無線から例えば本局に送れるようなシステムというのは、

今の新しい田島地区の防災無線では可能なんですかね。それをちょっと教えてください。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

いわゆる双方向の通信ができるかというおたただしだと思いますが、ご承知のとおり各家庭の子局についてはマイク等の設備がございませんので、それを使って例えば役場の本局のほうに伝言をするとか、そういった機能にはなってございません。ですから、今後考えられることとしましては、各集落のいわゆる集会施設、そういったところに相互通信のできるような機械を設置する。失礼しました、田島地域については各集落施設に相互通信の機械がございますので、それで可能なんですけど、それができない西部地域において今後課題検討とさせていただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 春まで文教厚生委員会にいて、その説明は受けていたような気はしたんですが、定かではありませんでしたが、多分そうだと思います。西部地区、館岩と伊南については、それは多分だめだったなというふうに思っておりましたので、ぜひ、きょうあしたというふうには申しませんので、集落全体、これから営々と集落がある限りは、もうこの事態は想定されますので、ぜひその設備だけはしていただきたいなというふうに思います。

それでは、林業政策について再質問をさせていただきます。

先ほどの町長の答弁の中で、それぞれわかりました。それであと、南郷地域の件ですが、団体と協議をして、多分これは受託者を決めるというようなことなのかなと思うんですが、例えばその受託者になり得る人、森林経営者そのものが受託者になるわけですけれども、この場合の団体とか受託者になり得るといのは、どういふのを想定されているのかちょっとお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

ここで南郷地域の関係者団体事業者ということは、民間造林事業者がいますので、そういった方にお願ひできる部分については、お願ひできないかというようなことも考えているところでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 民間造林業者というのと、南郷地区はそうはいらっしゃいませんよね。

多分私が思っているところかなと思うんですが。そこと協議をして、そこが事業主体になって計画を立てていただくということでもよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 はい、そのとおりでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そうすると、4地域、経営計画は今後23年度中ということですよ、立てられると思うんです。ことし森林・林業の基本計画というのが7月に閣議決定をされたわけですが、ちょっと機会がありまして、森林計画のパブリックコメントをさせていただきました。いろいろ読ませていただいた中で、私も知らなかったんですが、森林整備計画というものを町でつくるといようなことを書いてありました。私の所管でありますけれども、まだその計画の話はされておられません、計画をする予定はありますか。森林整備計画、町で。

○芳賀沼順一議長 森林整備計画ですか。

○10番 山内 政議員 森林整備計画。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

この町の森林整備計画は、5年ごとに計画立てましてやっているんですが、今回の森林組合のやつは、この計画については民間の町有林の森林整備の整備計画でありますので、森林組合が計画するものであります。町は町独自で5年間ごとに森林整備を組み立てて、それによりまして補助事業等の事業をいただいているところでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 今回の森林・林業再生プランの中で、大きく国は林業の政策を変えた部分があるかと思うんですが、それを受けても、森林整備計画は変えないで、5年のまま来たやつに行くということの理解でよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

町の森林整備計画については5年ごとに見直しして整備をするわけでございますが、今回の森林組合の計画については5年ごとでなくて、今後の計画ということで後がない、整備計画の中で随時国の政策によりまして、補助等を見直ししながら進めていくということで、当分は後が何年かというのはなくて、当面できる民有林の整備を組み立てる事業の内容であります。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 それは森林所有者とか受託者の森林組合のことだと、森林経営計画ということの理解をしたわけですが、私が申し上げましたのは、5年ごとの森林整備計画を町で立てているということで、その見直しは今回やらないのかということをお聞きしているわけです。新しく、かつての森林整備とちょっと今度は集約化も含めて変わってきたわけですね。それでも町の政策としては変わらないんだということなのか、そこをちょっと聞いているわけです。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

国制度の森林整備の見直しもありますので、町の方針としても計画は見直ししております。また、その中で従来どおりの補助事業の単価等も変わりますので、その分を含めて今回は間伐に伴いまして、搬出・運搬が条件になりますので、そういうことを含めて搬出・運搬を含めながら町の森林整備を進めたいということでもあります。

これも民有林も同じく搬出・運搬も条件になりまして、それに伴いまして補助率が変わることでもありますので、その辺を含めて計画を立てているところでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そうすると、森林整備計画は5年ごとに見直しをするんだけど、見直しをしますよという意味でよろしいんですね。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 はい、町有林については見直ししますが、民有林については5年という枠がとれまして、今後当分の間というようなことで進んでおりますので、その状況が変わり次第、また森林整備を進めるというようなことを考えておるところでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 各400町、500町というふうに森林経営計画によって集約化がそれぞれ図られていくわけですがけれども、路網整備をして間伐等を搬出するんだというふうに書いてあったわけですが、どのくらいの間伐材を路網整備した中に出していくのか、いわゆる搬出していくのかということなんですが、その辺、具体的にはどのくらいを出さなければいけないわけですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

基本的に1ヘクタール当たり10立米が搬出の条件になりますが、ただ、当町におきましては条件が、急なところも急でないところもありますので、一概に1ヘクタール10立米出せというようなことも難しいところありますので、急なところについてはやむを得ず出せないんですが、出せるところについては積極的に出していききたいというふうなことを考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そうすると、一律1ヘクタールで10立米じゃなくても、やりやすいところは1ヘクタール20やることもあるというふうに理解してよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 ただいま説明したように、急でどうしても出せないところについてはやむを得なく出す、そのままにして間伐にするしかないんですが、条件のいいところについては積極的に出して間伐事業を進めたいと考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 これは先ほどの7番と13番議員のほうの質問にもつながってくるんですが、その搬出する間伐材、ヘクタール幾らというと、ある程度計画的な間伐の材料が各4地域から出てくるかなと思うんですが、その間伐材の利用計画というのはどういうふうにご考えておられますか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

間伐材の利用の状況につきましては、先ほども木質バイオマスの計画もありますので、チップに使えるものについてはチップボイラーに使っていきたくい。あとは今回、森林整備の作業道をつくりますので、そういったところの場所の悪いところについては、チップを敷いて場所の確保をしたいというようなことを考えて、または中荒井にあるあたご館にあります間伐材の割りばし等もございまして、そういったことに積極的に間伐材の利用を図っていきたくいというように考えております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そうですね、せっかく新しい経営計画で間伐材を出さなくちゃいけ

ないと義務づけられた中で、路網をつくって出すわけですから、しっかりその出した先がないと意味がないわけでありますので、きらら289のチップボイラー、それからチップロード、そういう、ただ、これからどんどんチップボイラーも増やさないと、チップボイラーってちょっとの熱源で可能なんですよね。ですから、2時間もやっちゃうともう1カ月分くらいのできちゃうんですよね、実際には説明受けたときに。

ですから、これからチップボイラーもどんどん普及させていただくとともに、先ほど町長、方向性としてはわかったというような話をいただいたバイオマス発電についても、しっかりと目の届くところに置いていただきたいなというふうに思います。これは答弁よろしいです。先ほどもう何回も言われていましたので。

それから、森林関係で2つ目ですが、森林組合の統合関係について少し再質問をさせていただきたいと思います。

これは組合のことでございますので、なかなか行政がこうしろああしろというのはなかなか難しいかと思うんですが、やはり町が合併して一つになったわけですから、仕事内容そのもの、森林整備そのものもやっぱり一つの方向性のもとでやるべきではないのかなというふうに私は思っておりますので、いろいろクリアしなければならない問題が何かあるというふうに話は聞いておりますが、できるところから合併をしていく、統合していくというような方向もあるのではないかなというふうに思っております。指導する側という意味で、町長の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

何でもそうであると思うんですが、やっぱり統合したり一緒になるということは、絶対にクリアしなければならない条件があると思います。ですから、これがクリアできればそれは部分的なところからも統合といいますか、そのようなこともできるかと思いますが、現状ではやはりちょっと課題が私はあると思っておりますから、それをクリアした後に統合の方向性はそのようになるだろうと、そのように思っております。

そういう中で、今一生懸命努力されてそれぞれの組合がおりますから、そのようなことも含めて今後の統合に向かっての町としての役割もしっかり果たしていきたい、そのように考えています。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そうですね、やっぱりクリアしなくちゃいけない問題というのは、

これはあると思います。そういう意味で、今、町長答弁のように、その辺もしっかり見きわめられまして、やはり森林整備をいかに効果的、効率的、町民のためにとという意味で行政指導をしていただきたいなというふうに思います。

それから、次のあれですけれども、南郷地域は今まで森林組合がなくて森林整備をされてきたんですが、特に問題はないわけですが、今後もしも今の状態で森林整備を進められていくのかなというふうに素朴に思ったものですから、その辺についてちょっと、専門的な立場でもいいですから、よろしくをお願いします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

南郷地区につきましては、個人の造林会社と全く本当の個人でやっている組合の方がいますので、そういった方に協力をお願いしながら、森林整備をお願いする、また近くに伊南村の森林組合がありますので、今回道路沿線等で伊南森林組合等がその部分を事業をやった経過がありますので、合併に向けた南郷地区についても、森林組合に加入していただくというようなことも進めながら、今後進めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 特に支障はないということではありますが、将来的には新しいなんて変な話だけど、組合が統合されるときに南郷地域の方も統合されるであろう、新しくつくられる組合に加盟をしていただくんだというような考え方でよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 同じ町で南郷地区だけが森林組合がないものですから、一緒に同じ町民として同じ会員として加入していただいて、一つの合併に向けた方策をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 わかりました。

最後に、本当に7月からの29日、30日の豪雨に際しましては、本当に伊南地域、多くの町民の皆様方にお世話になりました。本当に、統合したよさというのはこういうところかなというふうに思いました。今まで小さい村ですとやっぱり大変だったかなと思いましたが、今回いろいろの方から消防団含め、役場職員含めてボランティア活動、支援をいただきました。本当

にその地域から出ている者として、本当に心から感謝申し上げたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、10番、山内政君の一般質問を終わります。

上衣の着衣を願います。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明16日は午前10時より開議し、議案審議を行います。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 4時22分

平成23年第3回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成23年9月16日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 報告第 6号 専決処分の報告について
専決第17号 損害賠償の額の決定並びに和解について
専決第18号 損害賠償の額の決定並びに和解について
専決第19号 損害賠償の額の決定並びに和解について
専決第20号 損害賠償の額の決定並びに和解について
専決第21号 損害賠償の額の決定並びに和解について
専決第22号 和解について
- 日程第 2 議案第65号 専決処分について
専決第15号 平成23年度南会津町一般会計補正予算(第5号)
専決第16号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 3 議案第66号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 4 議案第67号 南会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第68号 田島下郷町衛生組合の解散について
- 日程第 6 議案第69号 田島下郷町衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 7 議案第70号 西部環境衛生組合の解散について
- 日程第 8 議案第71号 西部環境衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 9 議案第72号 南会津地方環境衛生組合の設置について
- 日程第10 報告第 7号 平成22年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第11 議案第73号 平成22年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第74号 平成22年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第75号 平成22年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 4 議案第 7 6 号 平成 2 2 年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 7 7 号 平成 2 2 年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 8 0 号 平成 2 2 年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 8 1 号 平成 2 2 年度南会津町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 8 2 号 平成 2 3 年度南会津町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 1 議案第 8 3 号 平成 2 3 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 8 4 号 平成 2 3 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第 8 5 号 平成 2 3 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 8 6 号 平成 2 3 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 8 7 号 平成 2 3 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第 8 8 号 平成 2 3 年度南会津町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 平成 2 3 年陳情第 1 号 伊南地域外での事業確保の件及び林道の早期復旧の件について

（産業建設委員会）

- 追加日程第 1 委員会提出議案第 5 号 新潟・福島豪雨被害からの早期復旧を求める意見書の提出について
- 追加日程第 2 議員派遣の件について
- 追加日程第 3 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	大桃英樹	議員	2番	長谷川耕一	議員
3番	湯田良一	議員	4番	室井嘉吉	議員
5番	室井実	議員	6番	湯田哲	議員
7番	渡部優	議員	8番	楠正次	議員
9番	高野精一	議員	10番	山内政	議員
11番	渡部忠雄	議員	12番	湯田秀春	議員
13番	星登志一	議員	14番	阿久津梅夫	議員
15番	五十嵐司	議員	16番	大竹幸一	議員
17番	菅家幸弘	議員	18番	芳賀沼順一	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	杉原一成	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
湯田文則	商工観光課長	星光幸	税務課長
穴戸英樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	星恵助	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	齋藤友一	農業委員会事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
馬場増男	館岩総合支所長	酒井直伸	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

本日も暑くなりそうですので、上衣の脱衣を許可します。



◎発言の申し出

○芳賀沼順一議長 ここで、10番、山内政議員より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 おはようございます。

昨日の私の一般質問の中の通信手段の質問の中で、「部落間」というような不適切な発言をいたしました。これを「集落」というふうに訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○芳賀沼順一議長 ただいま説明のとおり、発言の訂正についてご了承願ひます。

次に、農林課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

農林課長。

○大竹洋一農林課長 おはようございます。

昨日の10番、山内議員の再質問の中で、間伐材の利用を町はどのように考えているのかとのおただしの答弁の中で、「あたご館」で割りばしの利用と申しましたが、正しくは「あたご作業所」ですので、訂正をして、おわび申し上げます。

○芳賀沼順一議長 ただいま説明のとおり、答弁の訂正についてご了承願います。

次に、総務課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

総務課長。

○室井 裕総務課長 22年度の決算に伴いまして、決算の附属資料として提出しております平成22年度財産に関する調書の一部に記載誤りが発見されましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

平成22年度財産に関する調書の9ページをごらんいただきたいと思います。

その中で、区分の欄でございますが、ちょうど中段にあります、「林内作業車」ということで「者」という表現になっておりますので、正しくは「車」でございますので、「林内作業車」と「車」として訂正をお願いしたいということがまず1点でございます。

それから、一番下段の合計欄の上の部分でございますが、小型動力ポンプが掲載されておりますが、この中で決算年度中増減台数、これが「▲4台」ということになっておりますが、正しくは「5台の減」でございますので、ここを訂正することによって決算年度末の現在台数、これも「22台」から「21台」に訂正をお願いしたいと思います。

あわせて、合計欄も変わってまいりますので、合計欄の決算年度中増減台数が「5台」のところを「4台」、それから決算年度末現在台数「123台」を「122台」ということで訂正をお願いしたいと思います。

あわせて、前ページの8ページでございますが、これは各地域の集計表になっておりますので、ここが1台、田島地域で減りますので、ここも訂正がございます。決算年度中増減台数「3台」と、こう表記されておりますが、ここが「2台」でございます。さらには、決算年度末現在台数、これが「340台」という表記でございますが、「339台」ということになりまして、同じく合計欄も同様の訂正をお願いしたいと思います。

なお、訂正に当たりましては、これから議長の許可をいただきまして、職員が正誤表を配付させていただきますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ただいま説明のとおり、正誤表にての訂正についてご了承願います。

執行部は正誤表の配付をしてください。

〔正誤表配付〕

○芳賀沼順一議長 配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

◇

◎報告第6号の質疑

○芳賀沼順一議長 配付漏れがないようですので、日程第1、報告第6号 専決処分の報告について、専決第17号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第18号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第19号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第20号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第21号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第22号 和解についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 この議案は、町で専決処分されておりますけれども、こういうことが多いということもありますので、反省を踏まえて、今後どのような対策をとっていくのかという観点から質問いたします。

専決の17号と18号の事故であります、この事故は1つの事故で、物損と人身が両方ある事故で、去年の9月14日に起きた事故であります。この件について、ちょっと被害者の方に不満がないかどうか聞いてみたわけですが、不満といいますか、改善要望があるということをおっしゃったので、それを踏まえて質問いたしますが、どういう不満かといいますと、まず事故が起きたときに加害者の運転手は、これは追突事故ですから100%悪いわけでありまして、すぐ車からおりてきて、大丈夫ですかと、申しわけないというふうに謝らなかったというんですね。しばらく携帯電話をかけていて、恐らく役場に電話していたのか、警察に電話していたのかちょっとわかりませんが、しばらく電話をかけて出てこなかったのも、被害者のほうが加害者のほうに行って、何やっているんだということをおっしゃったと。そこから出発してまいりますので、大変嫌な思いが本人はあるわけでありまして。

そこで、伺いますが、今の訂正事項の中で車は三百何十台があるというのをちょっとわかりましたが、この三百何十台の車が毎日動いているわけですから、いつ事故があってもおかしくないわけでありまして、事故があった場合、どのように対応するマニュアルになっているのか、そこをまず伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

物損、それから自損、それから人身にかかわらず、それぞれ事故があった場合につきましては、事故報告書というものを所属長を通じて町長まで上げるというような形になっております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 いや、そういう書類上のことではなくて、事故があったその瞬間ですね。瞬間に現場でどういう対応をするのかということなんです。そこを職員にちゃんと、こういうふうにこういうふうにしるよというふうな、どういう指導をしているんだということなんです。もうちょっとわかりやすく言いますと、たしか私の記憶では、事故が起こった場合には、まず相手の人に対して救護を現場ですぐやれというのが第一のはずですね。それから、救急車などを呼ぶ場合には、それからですね——になっているはずなんです。あるいは、車が壊れて修理工場を呼ぶ場合にも、その後ですね。その辺のことをきちんとやっていないんじゃないかと。

さっきも言ったように、この場合の運転手はしばらく電話をかけていたと、車の中から降りて来なかったということですから、ちゃんとマニュアルどおりになっていないんじゃないかということを私は言いたいんですが、そういう書類上のことじゃなくて、その現場での対応をちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

事故が起こった場合のその対応マニュアルというものは、特別今のところ定めているわけではございません。それで、各種の免許の更新時等々におきまして、当然のことながら、事故を起こせば人命救助が一番優先されることでありますし、それから事故の対応についても、それぞれやはりドライバーとして当然行わなければならないことがそれぞれ講習の中で受けているというようなことを考えておりますが、なお、確かに今回の事故におきましては、加害者としての対応のまずさというものが今回示談までに至るまでの間にいろいろご迷惑をかけたということも承知をしておりますので、なお、これらについては今後その辺の教育についても検討させていただくということにしたいと思っております。

さらには、課長会議を通しまして、とにかく物損は物損としながらも、人身に絡むものですね、これについてはすべて事故が終わった後、保険屋が対応するというようなことではなくて、あくまでもやはり加害者としての誠意を示さなければならないし、当然所属長として把握すべき問題でございますので、とにかく人身事故におきましては対応をきっちりしなさいというよ

うなことで課長会議の中では指示をさせていただきましたが、なお、詳細のこれからの対応については、議員おただしのことを十分受けまして対応をしまいたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、余りマニュアルというのではないということで、これはもちろん常識的なことでもありますけれども、そこで伺いますが、町の車は三百何十台あるわけですが、それは一つのいわゆる保険会社と伺いますか、共済組合だか何だかわかりませんが、入っているのか。そして、その保険会社については、例えば事故があった場合には、この辺だと若松なのかな、すぐ来てもらえるんだと思うんだけど、そういう対応する人はどこにいるのか、その辺の保険の体制をちょっと伺います。

あるいは、これ払っている掛金なんかちょっとわかれば、三百何十台で何百万くらい払っているのかなと思うんですが、もしそういうのもわかれば伺います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

町が所有している公用車につきましては、すべて全国の自治協会というところで、その保険に入っております、事務所は町村会の中にございまして、福島の中にそれぞれ専門の査定員を配置しながら事故の対応に当たっているということでございます。

さらに、保険の額につきましては、ちょっと手元に持ち合わせ資料がございませんので、後でお知らせをさせていただきたい、このように考えております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、その保険会社は福島にいるということで、すぐにはちょっと来てもらえないのかなという感じがするんですね。やはり人身事故の場合などは、保険会社の人も交えて、事故直後から本当に30分、1時間くらいの範囲で病院に行って、そこでの謝り方も含めてね。確かに過失割合なんかがある場合なんかは、余りこっちで謝っちゃうとまずい場合もありますので、そこは慎重にやる必要がありますけれども、そういうお互いに走っている場合なんかはね。だから、そういう言葉遣いなんかにも注意する必要があるんですが、やはり早い段階での対応を誤ると、ずっと失敗すると。例えば、そのあしたになったりすると、事故があった日には何もやってもらえなかったみたいなこともありますので、それがずっと尾を引くんですよ。

ですから、やはりその辺そういう上のほうとも協議して、もっと早い体制をする必要がある

と思うんですが、この事故の場合、ちょっと覚えていますか。保険会社には、いつ来てもらったか覚えていますか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 一番最初に来ていただいた日時については掌握しておりませんが、確かに査定官、査定員が人数限られておりまして、各県内すべての町村が大体ここに入っておりますので、その事故の対応についてはある面で限界の部分があるかと思えます。ただ、そのときにはやはり保険に任せるということではなくて、初期の対応で職員が対応する部分、それから町の管財係の共済担当の職員、これらが保険会社と連携をとりながら、被害の遭われた方に対してある面で誠意を持って対応するということが必要であろうというふうに思います。

さらに、今回の事故におきましては、治療行為が長い時間かかりましたので、今年の9月の事故から1年ということになっておりますが、その都度保険会社のほうから来ていただくなり、最終的には、いろいろ示談に及ぶ前に私のほうから保険屋さんに来ていただきました。来ていただきまして、被害の遭ったご家族の方に保険会社としての考え方等を示していただきながら、直接足を運んで、実際に被害の遭われた方に面談をしていただいて、その中のご了解の中で今回やっとうこういった示談が整ったということでごさいます、いずれにしましても対応の甘さというものについては十分承知しておりますので、今後十分に検討させていただきたいと、こんなふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 この方に聞いてみると、ぶつけられた自分の車は、この田島地区にある保険会社に入っていたということで、すぐに電話をして来てもらったところ、この事故は100%相手だということで、相手のほうから補償してもらうようにという指導を受けたというふうに言っていますので、逆に被害者のほうが保険会社との連絡が早いわけですよ。ですから、私は今後、掛金のあるからなかなか言えませんが、難しいわけですが、果たして今入っている保険だけでいいのかな。やっぱり町にそういう査定員といますか、そういう人たちがいる保険についても今後ちょっと考えたらどうかなというふうに思うわけでありませう。これについては今後検討してください。

それで、さらにこの方がちょっと不満を持っていたのは何かといいますと、これは示談したのは6月ころと言っていましたね。それで、人身事故の部分なんです、そのころ頭痛がまだ治ってなかったというんですよ。それから、今現在では肩こりもあって、まだ通院しているというんですね。しかし、その保険会社の人から、6月ころの話なんです、これ以上示談が

長引く場合には、おたくのほうから裁判を打ってもらうしかありませんよと、こういうことを言われたというんですね。そのことは、きょう後から出てきますけれども、議案第66号で伊南の人も人身事故がありましたよね。あの人にも聞いてみたんですが、やはり同じことを言われたというんですよ。ですから、担当者が同じだったのか何かちょっとわかりませんが、まだ完全に治っていないのに示談を迫られる、そういうことがあるというんですね。

ですから、その辺はいつの時点から保険会社に頼んで、示談のときも保険会社任せなのか。どこかの時点、いや、もちろんその加害者が入るのは当然ですが、やっぱり町としてもだれか担当がいるのかどうかね。事故があった場合には、そこの部署の課長なら課長に任せるのか、あるいはちょっと事故の場合だと専門性も必要ですから、ちょっとそういった担当の人がいるのかどうかね。その辺がどんなふうになっているんだか、保険会社との関係と被害者との関係と町との関係がちょっと薄いような感じがするんですが、その辺どんなふうになっているんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

まず、先ほどご質問ありました保険料の関係ですが、手元資料が届きましたのでご報告させていただきますが、町の公用車、対人、対物、それから車両保険等も加入しているんですが、合計しまして512万4,000円ほどになります。

それから、今ほどお話がありました件でございますが、まずこれにつきましては総務課の管財係のほうで車両の保険関係の事務を担当しておりまして、それぞれ毎年定期的に講習会等がございます、そちらの事務の手續等、それから対応の仕方等について研修をしながら事務を進めているということになっております。

それで、今回示談を強制されたみたいなお話がちょっとされた部分がございますが、これは私どものほうが保険会社のほうから査定官のほうから聞いたお話でございますが、確かに後ろから追突されたことによる治療行為がずっと続いておりましたが、保険会社のほうの専門的な査定官の考え方でございますが、事故に起因する治療行為は終わったんだということで示談をお願いしたいということございまして、何分この事故処理につきましては専門性の高いものでございますから、職員がそこまで専門的な知識を持つというのはなかなか難しい部分がございます、最終的には数多くの事例を手がけている保険会社の査定官、これらのほうに依存せざるを得ないということになっております。

それぞれ今まで持っていらっしやった自分の病気といたしますか、それと今回の事故による治

療、その辺がなかなか複雑、難しい部分がございます、今加入しております町村会の保険の担当によりますと、事故による後遺症と思われる治療行為は終わったので、これ以上についてはあとは別な方法しかありませんよというようなお話をしたということだけは聞いております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そういうような不満がありましたので、今後、事故が起きた場合には問題を最小限にするためにいろいろと工夫をしてもらうことを求めまして、質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から一言、これらのことに関してのお詫びと申しますか、今後の対応について話をさせていただきたいと思います。

私も議員時代から、確かに議員さんがおっしゃられるように、事故が多いなと感じておりました。気をつけられる事故、それから気をつけても不可抗力といえますか、なかなか厳しい事故と、そういうことはあるかと思えますけれども、本当にこのような事故が起こって残念に思っていますけれども、そういう中でやはり私も職員のみんなには、たびたびではなかったですけれども、交通事故を十分注意するようにと、非常に多いと思うと、そのようなことを申し上げてまいりました。

そのような中で、今、議員から質問いただきまして、そして今までの経過といえますか、流れは総務課長のほうから答弁させていただいたとおりにんですが、本当にその事故後の対応の件では問題があったと、そのように私も報告も聞きましたし、指導もしたと言われましたけれども、やはり問題があったなど、そのように感じております。そういう中で、けがをされた方、それから不快になられた相手の方々に対して本当に申し訳なかったと、心からお見舞いとおわびを申し上げたいと。そしてまた、けがをされたことに対しては、一日も早い回復をもう祈るところでございますけれども、事故は起こさない、それから遭わないようにする、防災ではないですけれども、やはりそういう気をつける気持ちが非常にふだんから大事だと私は思っています。

そして、事故後のことについても社会人として、これは公務員とか町の職員とかそういうことじゃなくて、社会人としての最小限のもうモラルだと思います。ですから、そういうときの間違いは間違いとしても、やっぱりそういうことを起こした場合のしっかりとした責任ある対応をやっぱりしなければならぬと、そのようにも考えております。そのようなことも含めまして、町民の方々に信頼に足る行政の執行と、それから指導を今後ともしてまいります。

そういうことで、今回本当に非常に多い専決と、それから議案もありますけれども、十分慎んで真摯な態度で今後の執行を当たっていきたく、そういうことを考えていますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 いや、先ほど終わったと言ったんですが、もう1件あったのは、この事故が和解をして、専決処分を8月3日にやってあったわけですが、これ専決する必要があったのかどうか。きょう、後から大桃の平野勝一さんの議案も出てきますけれども、きょうで間に合ったんじゃないかと私は思うんですが、何かその専決をした理由ですね、そこを伺います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

これにつきましては、損害賠償の額の決定、和解につきましては、本来的には議会の議決が必要だということになります。100万円未満のものにつきましては、その事故の早期の処理を図るという意味から、議会のほうから委任を受けているということでございますので、100万を超えるものにつきましては当然議案でございますが、委任を受けておりますので専決させていただいたと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○16番 大竹幸一議員 わかりました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 今、16番さんが聞いたんで大分わかったんですけども、私もいつもこの最初の専決とか、あるいは事故というのが多いんで、これは議会報告会に行きますとやっぱり聞かれる場合もあるんで、もう少しこの際ですからお聞きしたいと思ひます。

まず、公用車は全国自治協会のほうに入っているというふうに入りました。それから、掛金も512万と。対人、対物、搭乗者、車両はそれぞれの買ったときの金額でしょうからそれはいいんですけども、どういう幾らずつ入っているのかというのが第1点。

それから、全国自治協会というところ、県内でいうと一番近いところというかな、担当者が事故があった場合吹っ飛んでくるにはどこなのか。例えば福島だというと、例えば西部のほうまでといたら大変な時間がかかるんで、できるだけ近いほうがいいのかということ、そういう仮定でお聞きしたい。

それから、これ今言ったのは任意だと思うんですけども、強制、自賠償ですね。自賠償は、

そのとき車を買ったときのそのままになっているんじゃないかなと想像されるわけですが、それはどうなっているのかということ、その辺について。

それから、その全国自治協会、再共済はどこにされているのか、もしわかれば。わからなかったらいいですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、加入している共済の保険でございますが、まず対人につきましては無制限でございます。それから、対物につきましては、従前1,000万ということで加入しておりましたが、最近かなりの高額の特物の補償も出ているというようなことがありまして、これの引き上げについて検討しているということでございます。それから、自賠責のお話でございますが、これは当然のことながら自賠責の保険に基づいて、購入、それから車検を受けるたびに当然法律に基づいて自賠責のほうに当然のことながら加入しておりますので、その法律に基づいて補償を受けると、こういうような形になると。

あと、それからもう1点ですが、財団法人の全国自治協会のバックにある保険会社というようなお話でありましたが、これについてはちょっと手元にございませんで、後からお答えを申し上げたいと、このように考えております。

〔「事務所、一番近いところ」と言う者あり〕

○室井 裕総務課長 失礼しました。

それで、先ほども大竹議員のほうにお答えしましたとおり、福島でございまして、福島の自治会館の中に町村会等が入っておりますが、あそこの中に事務所を構えているということでございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうすると、先ほどの16番とのやりとりを聞いていますと、事故が起きた、そのときはとりあえず総務課の管財係のほうに連絡するようになっているわけでしょうか。そして、そのとりあえずの対応はそこでして、そしてその後で福島の全国自治協会のほうの特家のほうに連絡すると、こういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 おただしのとおりでございまして、事故が発生しますと、最終的に事故報告書というのが回ってきますが、その事故報告書を待つ前に、事故の概要等について管財の担当のほうに連絡がございまして、その概要の範囲の中ですぐに電話等で事故の第一報を知ら

せると、こういうような仕組みになっております。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうしますと、対物とかその辺はいいと思うんですけども、人身の場合、一番最初に出てくるのは自賠責だと思うんですけども、事故が起きました、相手がけがをしたと管財係に連絡が来た。車を見たら、自賠責はどこどこ海上保険とかいろいろ入っていた。そこさ連絡するんでしょうか。そこをもう一回、人身の場合。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたしますが、まず加入している全国自治協会、こちらのほうでまず事故の対応をしまして、最終的にそちらから自賠責のほうに請求をするというようなやり方になっておりまして、まず事故がありましたら、当然事故につきましては医療保険がききませんので、事故に遭ったことを告げていただいて、そこでまず交通事故によるものについては後日医療費については入っている車のほうの保険で対応するということになりますので、その旨を病院側のほうに申し立てをして、その後、事後にその保険のやりとり等について調整を図ると、こういうようなやり方でやっております。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうすると、搭乗者は入っていないというふうに理解していいですか。今、対人は無制限、対物は1,000万、搭乗者はどうなんですか。というのは、消防自動車は入っているんでしょう、当然、公用車。消防自動車というのは、1人の場合もあるかもしれないけれども、結構大勢乗っていかれると。急いで行くときに、消防自動車だって事故の可能性があると、そういった場合のそこに乗っている搭乗者は入っていないという理解をしていいのか、その辺をお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

町の公用車についての搭乗者の事故についても補償の対象ということになります。

○芳賀沼順一議長 搭乗者も入っているということですね。

○12番 湯田秀春議員 ああ、入っていると。了解。わかりました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 16番議員と12番議員がほぼ聞いたんですけども、ここにちょっと私として聞きたいのは、これだけの町有車台数がありますから、安全運転管理者と副安全運

転管理者がいると思いますけれども、今、役場には何名おりますか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

安全運転管理者につきましては、それぞれ事業所ごとの車の台数に応じまして法定で定められておりまして、この本庁におきましては私、総務課長が安全運転管理者、それから副管理者が建設課の職員、それからさらには各支所単位にそれぞれ管理者を設けているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 安全運転管理者講習会とか、そういうところに出席していると思うんですけども、その場合の講習において、常に職員に対していろんな指導をするようになってきていると思います。私も講習をちょっと受けてかじっていますからちょっと知っていますけれども、その辺の講習はどのようにしていますか、それを伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

これにつきましては、法令で毎年1回講習を義務づけられておりますので、当然のことながら安全運転管理者、それから副安全管理者ともに、1日缶詰になりまして講習を受けて、その後のそれぞれの立場の中で交通安全の啓蒙を図っているということでございます。

さらに、先ほどちょっと答弁が漏れましたが、消防車両もかなりの台数を持っておりまして、この消防交通の担当係長も副安全運転管理者というような立場で定期的な講習を実施しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 職員に対しては、どのような指導を行っていますか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

これにつきましては、それぞれ例えば交通安全週間等の機会等を利用しながら、交通安全ルールの徹底、それから安全運転の啓蒙について、それぞれ私の名前で各職員のほうに通知をしながら、その安全運転の啓蒙に図っているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 さっきの財産調書から見れば、町有車は339台ありますけれども、

各個人で乗る場合の朝の始業点検の始業点検簿とか、そういうやつは現実にはやっていらっしゃるんですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

以前は台数も少ない中で、それぞれ公用車については総務課で一括集中管理ということでやっていた時期がありました。ただ、その後、公用車の数も相当数増えてきて、一極で集中管理がなかなかできないということで、今現在、各課のほうの対応というふうに委ねているのが実情でございまして、おただしのありました始業点検等については若干不十分だというふうには認識しておりますが、ただ、各運転日誌がございまして、その中でブレーキのききぐあいはどうだった、それから方向指示器がどうであったかとか、そういったものについて日誌の中で報告をして、それぞれ注意を喚起しているということでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 了解しました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これをもって、報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第65号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第2、議案第65号 専決処分について、専決第15号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第5号）、専決第16号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。



◎議案第66号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第3、議案第66号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第67号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第4、議案第67号 南会津町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第68号及び議案第69号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、関連がありますので、日程第5、議案第68号 田島下郷町衛生組合の解散について、日程第6、議案第69号 田島下郷町衛生組合の解散に伴う財産処分についてを一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより1議案ごとに討論、採決に入ります。

議案第68号 田島下郷町衛生組合の解散について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 田島下郷町衛生組合の解散に伴う財産処分について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第70号及び議案第71号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、関連がありますので、日程第7、議案第70号 西部環境衛生組合の解散について、日程第8、議案第71号 西部環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてを一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより1議案ごとに討論、採決に入ります。

議案第70号 西部環境衛生組合の解散について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 西部環境衛生組合の解散に伴う財産処分について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第72号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第9、議案第72号 南会津地方環境衛生組合の設置についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 この議案の関連で、議案第72号の規約ですね。72号の別紙にある規約、議案書の26ページに規約がありますが、これの前説明は受けたんですが、ちょっとその後、そのときわからなかったんですが、後でゆっくり読んでみると、ちょっとわかりにくい

なと思いますので、改善してはどうかという観点から二、三伺います。

まず、1つは、この規約が今回ここで決まるわけですが、今までの例規集を見てみると、例規集の中に衛生組合の規約というのはいないんですよ。それで、ちょっと五十嵐議員に聞いてみたら、衛生組合議会のほうの規約には入っているということがわかったんですが、そんな観点から、まず今回この規約を決めた場合に、今度は南会津町の例規集には入るのかどうかということをもまず1つ伺いたい。ここで決めるんだから、今度は載っかるんじゃないかなと思っているんですが。

それから、2つ目は、この規約の第11条ですね。28ページになるんですが、11条に「組合に職員を置き、その定数は、条例で定める。」と書いてあります。それで、この条例というのはどこで、いつごろ決めるのかなと。もう一回、この南会津町の議会でやるのか、それとも西部と田島下郷の衛生組合議会で同じものを決めるのかなと、あるいは統合してから決めるのかなと思ったりするんですね。でも、職員の定数だから、統合前に決める必要はあるんじゃないかなと思ったりするものですから、この条例はいつ、どこで決めるのかなということですね。まず、その辺ちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、この規約の例規集の関係でございますが、これは一部事務組合ということで、町とはまた別な特別な団体になりますので、当然、南会津町のほうの例規集のほうには入らないということでございます。あくまでも新しい衛生組合としての例規集の中に入ってくると、こういうことでございます。

それから、11条の関係の職員の関係でございますが、これについては今後、新しい組合の中の組合の議案として提案されまして、そこの中で、それぞれ各構成町村から出ていらっしゃる議員さんの議決を得ながら、そこで決定をするということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そういうことでわかりましたけれども、ただ、ここの議会で決めた規約がここの町の例規集に載っからないというのは、どこかにそういう断りでも書いておけば、これはしようがないんですが、断りなしなものですから、何かその辺、素人の目から見るとちょっとやっぱりわかりにくいなと思うんですね。その辺、何か改善したほうがいいんじゃないかなと思っております。

それからあと、いま一つは料金、例えば火葬場の料金とか、そういうやつについても別に条例で定めるといふ項目がどこにも出てこないんですよ。72号の設置についてというほうにも出てこないし、この規約にも出てこないわけですね。ですから、その辺もどこかに手数料については別な条例で定めるとか、何かそういうのがあったほうが私はわかりやすいなと思うんですけども、その辺は手数料なんかはこの議会で決めるのかな、これは衛生組合かな、その辺ちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

構成町村ではございますが、これはたびたび申し上げますが、これは一つの独立した一部事務組合ですので、そちらの議案として提案されるものですから、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

それから、お話にありました手数料につきましても、当然のことながら新しい組合の議会の中で、それぞれ条例として提案をさせていただいて、その中で各構成町村から出ていらっしゃる議員さん方の議論を通じて議決をいただくと、こういうような原則になっておりますので、そこは十分ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、この規約について、これ衛生組合の議員でない人はわからなくなっちゃうものですから、ホームページとか何かに載っからないのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

これについては、ホームページのほうでどうするかもすべて一部事務組合のほうの判断だと思いますが、ただ、ホームページのほうで必要な情報としましては、やはり町民の方、その方がどういった手続で、どのような料金体系になっているとか、そういったものについては当然必要な情報として必要だと思いますので、それらについてのホームページみたいのは当然考えられるんでしょうし、さらにはこの規約についても、あわせてホームページあたりにアップするというのも一つの方法でございますので、それは今検討もしているというふうなお話も聞いておりますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

○16番 大竹幸一議員 わかりました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第7号について

○芳賀沼順一議長 次に、日程第10、報告第7号 平成22年度における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題といたします。

本件については、これから審議予定となっております平成22年度一般会計、特別会計並びに事業会計にかかわる決算認定に付すための法令で定める補足説明書類であります。

ここでお諮りします。

報告第7号は、次の日程第11以下、各会計に係る決算認定についての議案審議とあわせて質疑することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、報告第7号は、次の日程第11以下、決算認定についての議案審議とあわせて質疑することに決しました。



◎議案第73号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 それでは、日程第11、議案第73号 平成22年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ただいま議長のほうから報告第7号は以下議案第73号以降にあわせてということだったものですから、まず5点ほど質問を申し上げます。

これ決算よりも報告書のほうが見やすいと思いますので、決算概要の報告書のほうのページと項目を申し上げて、それから質問に入らせていただきます。

報告書のページ44、項目35、建設課、それからページ45、37項目、建設課、ページ48、51、農林課、ページ……

○芳賀沼順一議長 もう少し……

〔「決算報告、決算概要」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 決算概要ですかね。

○13番 星 登志一議員 決算概要の中の主要施策の成果に。

○芳賀沼順一議長 事業報告の中のページ。

○13番 星 登志一議員 概要。

〔「決算概要のほうか」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 概要のページ。

○13番 星 登志一議員 主要施策の成果のほうからご説明を受けたいと思います。

○芳賀沼順一議長 では、申しわけありませんが、もう一度最初から。

〔「もう一度一番最初から」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ページ44だ。

○13番 星 登志一議員 それでは、初めから5項目を申し上げます。

決算概要のページ44の番号が35、建設課、それからページ45、37、建設課、ページ48、51、農林課、同じくページ48、52、農林課、それからページ51、61番目の商工観光課、以上5点について質問をいたしますので、これは22年度の経過ですので、もしこの中で今年度もやっているということであれば、途中経過を含めて質問に答えていただければありがたいと思います。

その後、もし来年度やるということであれば、来年度の方針についてお伺いしたいと思います。

まず、ページ44の35、建設課、生活環境改善ですね。これはことしで多分終わると思うん

ですけれども、多分これ緊急的にやったものですから諸問題が含まれていたと思います。その継続で、ことしはやっています。町民のほうからは、生活の低い人にぜひ24年度もというような声がありますけれども、この決算を受けてと、それから今年度の活動を通じてと、それについて来年度はどんなふうを考えているかお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

この生活環境改善工事の支援事業でございますが、全体で昨年1,715の申し入れといえますか、申請がございました。昨年度中に1,042件の交付決定をしたところでございますが、今年度につきましては残りの673件について実施をしているところでございます。

なお、議員がおただしのように、こういった事業を継続してやっていただけないかという声が非常に多いところではございますが、6月議会の中で町長より答弁してございますが、非常に単費でございまして経費がかかるということでございますので、次年度についてはこの事業は実施しないという方向で、6月議会の中で報告しているものとなっております。

なお、中の事業種によりましては、また別な事業で対応していくというようなことも6月議会の中で報告してございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 多分この事業に関しては、初めのうちは低所得の方がわからなくて手を挙げなかったという方が結構多くて、何だ、来年もやるのかという話で、それだったら絞ってやってくれという話だったと思うんです。ただ、町の事業というのは、我々もそうですけれども、やっぱり福祉を考えて予算化するわけですから、別にとりあえず低所得の方にこの事業で手厚い助成をしなくても、ほかの事業でできると思うんです。それで、これは今調べてはもらっていますけれども、多分年金生活のひとり暮らし、あるいはワン世帯で5万円以下の低所得者というのが結構いるんじゃないかなと。5万円というのは月ですけども、年トータルすると60万くらいの方ですね。ですから、そういった方に来年度に向けて新たな事業を起こすような、これに関連してね、あるのかどうかお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

この事業は、私が町長に就任させていただきまして、非常にその決断に悩んだ。私もその当時、一応議員として認めたと、そういう部分もありましたが、ただ、いろいろ検討をする中で、実施しようとする中で問題が多い事業だと、いろいろ批判も浴びた事業でもあります。ただ、

結果的に総額の6億二、三千万ですか、総事業費そのくらいになると思うんですが、そして町の持ち出しがその50%くらいになったということは、当初の80%の補助金ではなくなった実情はあります。ただ、いろいろこれを執行する中で、なかなか町全体の状況を見た中で、生活の大変な人まで本当に行っているのかと、その恩恵があるのかということ、その内容を見ると、必ずしもそうになっていない、そのような内容もあります。

ですから、ここは落ちついてもう一回じっくり考えて、いろいろ高齢者に対する生活改善の事業もあったわけですが、そのようなことも含めて、今後もう一回仕切り直しをして考えたほうがいいのではないかと、そのような考えを持っていますので、ここは一応これで落ちつけて、そして来年度に向けては、また本当にかゆいところに手が届くような、そのような事業を考えてみたいなど、そのようなつもりではおります。ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 今、町長がおっしゃるようなことだと思うんです。全体的に町の行政として低所得者に対してどういった事業で助成をしていくかということだと思いますので、特にこういった世の中が何か暗いムードになってくると、ある程度助成を受けている人には、何だ、あの人はというような目も向けられると思いますけれども、ただ、今、国で話題になっているように、生活保護者に対しては結構、今回の事務報告では6万8,000ぐらいかな、月、年額で80万ちょっとくらい行っていると思います。年金所得者の欄を見ると、平均して5万8,000くらい、これは平均ですから、多分5万円以下の方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますので、そういった方に配慮するような予算の組み方をぜひ執行部にはお願いしたいと思います。

それで、次の45ページの37番、集落維持発展支援事業ですね。これについては、予算額、決算額541万8,000円になっていますけれども、実はこれ少し、私が前年、産業建設委員長として活動した中身と今回の水害に遭って視察をした中身を考えると、少しPR不足ではないかなと。各集落に行って、こういったものもあるよと、そこを直したいと、こういったものはあるよと、ああ、そんなのあるのかということなんですよ。ちょっと機材と材料をもらえば、ああ、ここすぐ直せるなというようなところでもやっぱり気がついていないと。

だから、これは徹底的に、我々議会も議会報告会のときに、こういう事業がありますよということは常にPRしているつもりではありますけれども、それでもなおかつやっぱりそういう質問が来るというのは、し過ぎることはないので、今後のPRについて建設課のほうでは現状は十分にしているつもりなのか、それともこれからさらにPRする必要があると考えているの

かと。ちなみに、同じような事業が長野県の下條村では毎年5,000万、6,000万の金額でやっているという現状もありますから、その辺をお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

22年度は建設課でやっている事業なのですが、23年度から農林土木関係、農林課に来ましたので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、PR不足ではないかというようなことでありますが、確かにこの事業そのものがまだ各区長様等に周知されていないのかなというようなことも考えております。ただ、金額が一応50万という枠でやっています、町の財政でもありますので、その辺も含めながら、各地区のほうから要望があった箇所については、優先順位をつけながら、予算の範囲の中で毎年整備していく必要があるのかなというようなことを思っております。

あと、大きな事業については、いろいろ県の事業を引き込んだり、また今後、農地・水保全管理事業というような新たな事業も入りますので、こういったことを含めながら、大きな集落についてはそういう事業を取り込めることはできるんですが、なかなか大きな事業を取り込めない小集落については、このような集落維持発展支援事業というのを活用しながら、地区の用水路、道路等の修繕、修理にしていきたいというようなことを考えているところでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 なかなか南会津町から足を出さないとわからないと思いますので、ぜひ今年度からは農林課だということなので、農林課の職員が例えば長野県の下條村だとか、あるいは栄村とか、同じような事業で小さな集落でやっているところがありますから、そういうところにぜひ職員が研修に行って、小さいところはどやっているんだろうという勉強をすることも必要じゃないかと思いますので、来年度の予算に向けてその辺の研修を兼ねた予算形成をしていただきたいと、こんなふうに思います。

次に、48ページの51、新規参入者、これはことしから本格的に実際の効果がある事業になっているのかなと思いますけれども、まず今までの新規就農者参入事業と、それから今年度行っている担い手の育成のための事業、その経過と、来年度どんなことをやるか。来年度については、国のほうでつい先日、9月14日の新聞ですけれども、39歳以下の就農者に対しては国でもお金を出すよというような方針が決定したようです。これとあわせて、課としてはどんなふうに考えているか、ご質問をいたします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

22年度の新規農業者参入事業については、Iターン者のみであったんですが、23年度からについてはIターン者と、また地元とUターン者も含めて制度を見直ししたところでございます。22年度については1名の方が今回の83万2,000円の補助を支援をしているわけでございますが、23年度については5名の方が町の支援を受けて、実際トマト農家関係の仕事について支援しております。また、ただいま39歳の方まで支援してというようなこともお聞きしておりますので、そういったことも酌みしながら、また来年度に向けた制度見直し等を含めて検討して、なるべく多くの方が農業の担い手についていただくというようなことを考えていきたいと思っております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 5名の方が実際にかかわっているということなんで、大変やっぱり効果があるのかなと思います。その中で、私が一番危惧するのは、応募したけれどもだめだったと、何らかの事情でだめだったという方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。

それと、もう一つは住宅関係、本当によそから来てここで農業をやろうという方で、今現状を考えると、私が考えるには住宅に大分苦勞するんじゃないかなと思いますんですけども、そういった問題については大きな問題とはならなかったのかどうかお伺いします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今まで、新規就農の方で該当、またはだめだった方がいたのかというような状況であります。私の知る範囲の中では、今まではそういう方はいないというふうに認識しております。

また、住宅については、これは今回、何名の方が新規就農をされた経験から、やはり住宅については、空いているは空いているんですが、お盆と正月には帰ってきて貸すことはできないというようなことがありまして、確かに年間を通して貸し付けできる空き農家が不足、ないのかなと認識しております。したがって、何らかの方法で年間貸し付ける対策も町でも、空き家調査も当然なんですけど、そういったことも含めて新たな農家が担い手できるような環境づくりは必要でないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 そこで、建設課長にお伺いしますけれども、今後の町の町営住宅の建設予定の構想はどうなっているかお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

建設課が管理しております町営住宅につきましては、老朽化の進んでいる団地もかなり多くございます。こういったものにつきましては、現在、住宅を出られますと政策空き家ということで、その建築に向けて空き家とするというような方法もとってございますが、こういった田島地区で申し上げますと、松下団地とか寺前団地がこの部類に入ります。こういったものにつきまして、建て替え計画ということで考えてございますが、建て替えにつきますとかなりの予算が必要になってまいります。これは町の財政のほうも検討しながら、今後建て替えについて検討を加えていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これちょうどいい機会ですから、今まで町は町営住宅は集合住宅だという考え方だったと思うんです。そうすると、町でこれから農業の担い手を伸ばしていこうということになると、一軒家の町営住宅という手もあると思うんです。ただし、一軒家になると、国からの助成がもしかするともらえないかもしれないということを考えた場合に、トータル的に特区構想の中に、工業をやるんだ、農業をやるんだというような場合に限り、一軒家住宅の町営住宅を建設するから助成金は一緒にしてくれとか、そういうことも盛り込んでやる必要があると思うんですけれども、これは町長に聞いたほうがいいのか、大きな構想だからね。では、町長にお伺いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

住宅政策の質問を受けましたけれども、私はいろいろ町内の状況を見渡したときに、今現状とすると、どうも田島地区のほうに皆さんが移動していると、そういうような傾向は多く感じられます。それから、地域では特に西部地区ですけれども、やっぱり高齢化が進んで冬期間どうするんだとか、そういうような話もあります。ですから、一戸建てがいいのか、それこそいいですか、集合住宅がいいのかということは、その用途用途によって、地区地区によって違ってくるかと思いますが、私、ふっと思ったのは、これから実施するかどうかは、それはまた別物としても、高齢化したときに介護、そのようなことを考えたときに、やはり皆さんの目の

届くような、手の届くような、そのような住宅も必要でないのかなと。ですから、トータルの住宅のもう政策はやるべきだろうと、そういうように考えています。

ですから、先ほど政策空き家ということも建設課長のほうから申し上げましたが、それらも含めて、住みやすい地域づくり、その中で町営住宅をどうするんだとか、あるいは農業、ここにいろいろ職を求めて転居してこられる方の受け入れの住宅をどうするんだということも含めて、やはり町はしっかり方向を出していかなければならないというふうな考えは持っています。

ですから、そういう中で、当面は今までやってきたようなことで対応するしかないのかなということもありますけれども、将来的にはやはりそのようなことも地域のあり方を含めて検討する必要があるし、それもそんなに遠い話じゃなくて、もう本当に喫緊の課題としてやるべきだろうと、そのような今、思いであります。ですから、もう少しこのことについては来年度、それから5年計画、10年になるか、そこら辺の中での福祉政策も含めた中で検討させていただきたいなど、そのように今考えております。ですから、しっかり対応しなきゃならない部分はきちんと対応していきたいと思います。

今回、ちょっと気になったのは、実は豪雨災害を受けまして、そして一軒の農家のどうも田んぼが排水が悪くて、そして滞水して被害を受けたということもありますから、そのようなことも含めて、その農地の貸借も含め、それから農業の場合、住宅とやはり耕作地の距離とかそういうようなこともありますから、そこらも含めて関係機関、農協、JAさんになると思うんですが、そこら辺も地域も含めてしっかりと、その入ってこられる方の身になって町もしっかり支援していく必要があるだろうと、そのようなことを認識した次第でありますので、その辺の手当てもしっかりとしてまいりたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 おおむね30分ということで、あと何分くらいありますか。

○芳賀沼順一議長 あと、おおむね6分です。

○13番 星 登志一議員 ああ、6分ね。では、早口でいきます。

では、次、ページ48の52、今年度の経過と、今後とにかく林業が相当の比率を私は占めると思います、当町にとっては。ですから、これの決算を踏まえた反省点と今後のこれに対する方針をちょっとお聞きします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 それでは、22年度の決算に当たって、それから将来の見通しといたしますか、考え方についてですが、実は昨年、私が就任いたしましたから、事業検証といたしますか、そう

というような調査をさせていただきました。そして、今年度のいろいろな事業に生かしたいと思ったわけですが、もうその見直しそのものも、正直言って不十分な点も自分の気持ちの中にあると思っています。ですから、皆さん方が本当にこの町に住んでよかった、そしてきちんとした執行がなされているかと、町民の方々の気持ちになってやっぱりやっていく、それはまた毎年また毎年そのような気持ちでやるべきだろうと。それは自分の気持ちに命じていますし、職員にもそのように執行するように、そのような態度でするようにということを言ってもいましたし、これからもそれをしっかりやっていきたいと思っています。

ですから、今、議員さんから幾つか視点を受けましたけれども、そのようなことも踏まえて、一般質問も受けました、そのようなことを踏まえてしっかり執行していきたいなと思っています。そして、これからこの地域が災害もあって大変厳しい状況になっておりますけれども、その点も十分理解しながら、皆さんと協議しながら、この執行を当たっていきたいなと、来年度に向かっていきたいと思っています。

それから、災害に対しては、まだまだこれからいろいろ手当てしていかなければならない部分、数多くありますし、またいろんな対応の仕方によっては町もしっかりやらなければならないことがあろうかとも承知していますから、その点もしっかり対応してまいりたいと、そのように気を引き締めてやっていきたいと思っています。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、次にページ51、61の商工観光課の木造住宅関係ですが、これは実際に私はこれはただやっているなという感じで、金額が小さいですから、それとなおかつ町民がこの助成事業を見て、あそこのうちはこういううちをつくったと、果たしてそういったPR効果が出ているかどうかいうと、少し疑問に思っているんです。

ですから、今回の決算を踏まえて、今もやっているでしょうけれども、来年度に対して私は例えば1軒、先着5人なら5人と、そのかわり200万とか300万とか、そこで地元の材木を使ったり、それから建材を使ってやれば、こういう例えば省エネ工法もあるよとか、そういったPRができて、なおかつそれこそ日ごろから職員がプレハブばかり使って、プレハブじゃないな、積水だとかあんなの使っているなんて言われぬように私なるんじゃないかと思うんです。思い切った予算の手当てで、そのかわり全部がやるわけいかないですから、先着5名なら5名というようなことを切ってやればと思うんですけれども、その辺の今後に対する方針、お伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 商工観光課長ということだったんですが、私からお答えさせていただきます。

私もこれは、今議員おっしゃられるようなことを感じていました。ですから、本当にこの50万振興券を交付して実際どうなんだろうと疑問に思っていましたし、ですからこれをもっと効果的にやる方法はないのかと。

実際に、いろいろ状況を聞きますと、なかなか大工さんも容易でない。そして、それを実施する実際の町民の方も余り恩恵ないというような、そして50万円の振興券をもらってもなかなか使い道がないんだと。それも前もって渡せばいいのかもしれませんが、後になっちゃうんで、そこら辺も含めて、この50万円がいいのか、あるいはこういうやり方がいいのかということも総合的に含めて私は検討する必要があると、そのように思っていますので、これも皆さん、しっかりその辺を検討して、もう少しその地域の本当に活性化につながるような事業の方法に変えたいと思っています。ですから、そのようなことで、来年度からすぐできるような形の中で私も考えたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、最後の質問ですけれども、こういったようにとにかく木造住宅をPRしようとしている割には、この前ちょっと酒飲みの会合で聞いたんですけれども、これ酔っぱらっているから定かじゃありませんよ。川島の集会所で、今集会所をつくっていますよね。普通だと大体、材木屋さんは4寸材くらいまでであるらしいです。これがどういうわけか、4.5寸材、通常使わないような材料の設計になっていたと。それで、契約したからすぐに材料を入れてくれといっても、南会津産の材料がないというようなアンマッチができていたんだよね。

だから、その辺の検討はどうなっているの。片方では地元産材を使いなさいと、片方では地元産材ストックがないようなやつを使いなさいと。もうちょっときめ細かにやるべきじゃないのか。それとも、設計をこれから変更できるのであれば4寸材にしたほうがいいと思うんですけれども、その辺をお願いします。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 議員のご指摘でございますが、やっぱりどうしてもセンターの建物の構造等、そういったものを考慮しての寸法だというふうに私、理解しておりますが、今後につきましては、議員がおっしゃられるような地元で調達のできる材料ということに力を入れて設計のほうに当たっていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君、最後ですよ。

○13番 星 登志一議員 それは今、課長が言ったのは、私、黙って聞いておきますけれども、構造上絶対問題ないですから。それは答弁上の話だけであって、これ以上突っ込まないけれども、本当にやっぱりそういうことは町全体の事業でやっているんだから、設計屋から持ってこられたら、そういうところを見きわめる職員の能力もつけさせてください。

以上。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 では、お答えします。

課長が答弁したことは、そういう状況の中での判断であると、私はそういうふうに思いますから認めますけれども、今後に当たって、先ほども答弁申し上げましたが、やはりいろいろ整合性のないようなものがいっぱいあるかと思えます。その辺も含めて、やっぱり地域を生かすということを重点に考えて、今後のいろいろな統合、縦割りばかりじゃなくて、そういう連携も含めてこの行政を考えるべきだろうと、そのようなことは基本的に思っていますから、そのようなこと、今回その事例がまた出ましたから、それらをきっかけにいろいろな面で検討していい方向に向かわせたいと、そのように考えていますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○13番 星 登志一議員 了解しました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ありませんか。

手は5番が挙がったようです。

5番、室井実君、名前まで言ってくださいね、番号と。

○5番 室井 実議員 室井実です。

事務報告の62ページ、交通安全のところですか。よろしいですか。ここの交通安全の(4)のところから交通安全施設の点検・整備、カーブミラーなどの設置、それから②の交通安全施設の点検・整備、町道における道路交通の安全を確保するため、危険箇所、標識・道路外側線等の点検・整備がありましたとありますが、宮本道の神社に向かう踏切手前の四つ角、ここの信号機については町はどのように考えておられますか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

ご指摘のありました交差点の信号機につきましては、以前から町の議会、あるいは町民の方から直接ご指摘を受けているところでございまして、いわゆる現在の赤と黄色の点滅方式から

通常の青、赤、黄色の信号に変えられないのかというようなご指摘も以前いただいていたところでございます。

そういったことから、町としましては南会津警察署と協議をいたしまして、その設置について検討はいたしましたんですが、現状のあの交差点の両方町道になっておりますが、あのスペースとといいますか、あそこに信号機を設置するためのいわゆる大きな支柱が要りますけれども、それを4本設置するのは現場では無理だと。いわゆる支柱を設置する場所、それから信号機を設置すれば横断歩道も当然つけなくてはなりませんので、その横断歩道のいわゆる待避所、信号機を待つスペースですね、そういった関係がありまして、非常に狭隘な場所なので、通常は信号機は設置できないということで、現状のような電柱からアームを伸ばして、そのアームの先から点滅信号をつり下げているようなものしかできないという回答を得ております。

そのほかの対策としましては、平成19年にはあその道路敷をカラー舗装にいたしまして、歩行者、それから自動車の注意喚起ができるような改善も行っております。現状では、ここ2年間の中で、南会津警察署の報告によりますと、あの交差点でのいわゆる人身・物損事故等は警察署のほうには報告がないというか、その場で互いに済ましたものはあるかもしれませんが、警察が報告を受けている事故は今のところないということもございまして、町としては、将来的には道路の大幅な拡幅工事等があればまた別なんですけど、現状のままでご勘弁いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 今、事故の報告は警察にはないということでありましたが、実際に事故、これ起きています。話し合いできっと終わっちゃっているのかもしれませんが、ここやっぱり非常に危険ですので、その原因が赤と黄色だけの点滅ということで、非常に危険な思いも私もしました。ですから、やっぱり多数の町民の要望がありますので、所管は警察ということで難しいと聞いてもおりました。でも、町のほうからも、その危険はわかっているわけですから、その解消に向けて、まだ、これでご勘弁していただきたいということではなく、取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からもお話しさせていただきたいと思いますが、私も実はこの報告を受けまして、何で、きちんとしたとといいますか、青、赤、黄の信号機にならないのか、理由を聞き

ました。そうしたら、今、住民生活課長のほうからお答えしたとおりなんですが、やはりあそこを大型も通るわけですね。そして、大型が通ったときに、大型がとまってしまうとすべてがとまってしまうと、そういう今の現状を考えれば、そのような状況もあるから、今のままではそういう信号機はできませんと。ですから、点滅信号にしておくしかないんだということに報告を聞きました。

そういう中で、やっぱり抜本的に解決するには、路幅を広げる、そして見通しをよくするしかないのかなと思いますけれども、あの状況を考えますと、じゃそれをすぐできるのかということはかなり厳しい。ですから、町としては、当面はあそこを通行する皆さんに十分注意をしていただいて、そこの通行に当たっていただくしかないのかなと、そのような考え方で当分は対応させていただくしかない、そのようにも考えていますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。皆さんの協力もお願いしたいです。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 それでは、要望をいただいていた多数の町民の皆さんにも、できるだけそのようにお伝えして、気をつけるように伝えます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 まず、決算概要の42ページに、番号で言うと25、26、27、こうあるんですが、結論から言うと、地上デジタル、うちの県だから来年まで延びたのは延びたんですが、一応全部解消したというふうに理解していいのかどうか、それが第1点。

それから、これでいうと同じく42ページの28、29、この辺なんですけれども、結局、除雪ネットワーク事業、28、いいですか。

○芳賀沼順一議長 秀春さんに申し上げますが、番号だけずっと言っていたら、あと1つずつでいいのです。

○12番 湯田秀春議員 ああ、そうか。そうしたら……

○芳賀沼順一議長 こことこことここと言っていたら。

○12番 湯田秀春議員 それでは、とりあえず一番最初の……

○芳賀沼順一議長 いや、一通り質問したい番号だけ、項目だけ言っていたら、一問一答ということで大丈夫ですよ。

○12番 湯田秀春議員 では、28と29、それからずっともう一回上がって14ということで、

それでは一番最初に言った、まずテレビのほう、もう完全に解消したのかどうかをお聞きしたい。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

いわゆる地上デジタルの関係ですが、震災県ということで来年の3月31日までデジタルが延びたわけですが、今まで整理した中で、今年度中には大体22年度事業として延ばしたものについてはできることにはなっておりますが、現在新たな難視地区ということで、新たにこれが映らないという地区が明確になってきております。件数で申しますと、22件ほどございまして、世帯数で申し上げまして168という大きな数になっています。ただ、この数につきましては、いわゆる建物を認識するソフトがありまして、映らないという認識をするんですが、それについて、いわゆる一般家庭ではなくて、車庫とか倉も映らないというような認識をしてまいりますので、このような大きな数字にはなっております。

したがって、その詳細を今詰めている段階ですが、現実的には衛星を使った放送で見ていただくというようなこともありますので、来年の3月31日までに解消できない地区もあり得るというような現在の感触を受けているところでございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうすると、3月31日までアナログでも見れるから今のところ支障はないのかなと思いますが、これだけいろいろやっても、まだそういうところが新たに出てきたりということで、わかりました。

それから、28と29に関するものなんですが、28の建設課による除雪ネットワーク事業、これはいつから始めて、いつごろ終了したかお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 おただしにつきましては、1年間の中の始めと終わりということでよろしいでしょうか。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 実は、私これから言うのは、高齢者世帯の除雪というのは毎年毎年やってくれる方を募集して、私やりますよと。それから、今度ひとり暮らしとか高齢者世帯でできないという人、私やってもらいたいということで、民生委員さんが間に立って申請して、社会福祉協議会のほうで一応まとめてやっていただくという形ですと来ていたわけですよ。それが、多分私の推理ですと2月ころではないかなと思うんですけれども、終わりのころ、こ

ういう事業があるからと、主に建設業者さんとか何かが高齢者のところへ除雪行くよと、こんなことがあったんですね、経過として。ところが、今度急にそれを言われると、今までのやっていたものが壊れちゃうんですよ。だから、新たにこういうふうにするときには、十分注意していただきたいと。同じ行政の中で高齢者のところを除雪しに行くんだからいいだろうと、確かにそれはいいんだけど、今までやっているのが崩れる可能性があるから、新しくやる時は十分注意してほしいというのが第1点。

それと、これはこれで答えてもらいたいことにして、全く同じようなことが14番で地域安心助け合いネットワークという、ここで支援員8人を新たに雇って、そして高齢者のところを見守りとか、そういうふうになっているわけです。そうすると、各集落に民生委員さんがいて、そういう人たちを見守っているわけですよ。そこに新たに8名の人が加わってこうやるとなると、その人たちはその人たちで独自に動きますから、そうすると今まで民生委員さんがやっていたのが、この連携がまたないから、結局支障を来すと。極端に言えば、民生委員さんのほうは、ああ、新たに支援員さんが見守りに行くんだから、じゃ私らはやることないのかとかね、極端な人は。今度行ってみると、いや、今来ていったからなんていう話になっちゃう。

ですから、その辺の新たに高齢者の見守り、いろいろ制度をつくるのはいいんですけども、つくるときには、今どうやっているか、それを壊したり何だりしないようにやらないと、非常に新たな問題が出てきちゃうということで、いわゆる除雪のほうと見守りの支援員のほう、この辺についてはきちんと現状を把握してやっていただきたいなということで、もしそのことについて、いや、そうじゃないんだとあれば、ご質問しますので、お答え願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

議員から今お示しいただいたものにつきましては、多分いろんな事業の中で同じようなことをやっている中でそういう問題が出てくるのかなというふうにも思いますが、今回の除雪ネットワークの趣旨につきましては、やっぱりこれも雪のおろし手、おろされ手といいますか、委託をする側の老人の方々、そういったものの補助につきましては健康福祉課のほうで以前やっておりました。現在も補助については健康福祉課のほうでございしますが、除雪の業者関係、あるいはその申し込み等、除雪ということで建設課のほうにもそういった問い合わせ等があったわけでございます。そういったことで、役場の中での窓口の一本化を図ろうということで、この除雪ネットワーク事業というものを立ち上げて、そこで一本でそういったものの処理をしていきたいと思いますという中身の事業でございました。

この事業の中身に申し上げますと、今言われました除雪をしていただきたい側、する側の登録をいただきまして、下ろし手のほうが、いつごろお願いしたいというときには、下ろし手のほうに中に入って事務をとっていただくのが今回の除雪ネットワークのほうで雇っている事務員という形で対処してございますが、その中に事務員の方が雪下ろしの賃金とか、そういった徴収に歩いた際、そういった場合に老人の方々の安否を見て歩くというようなものも、その事業の一環としてとらえてございましたので、確かに先ほど言われました14番の事業ともダブる経過もございますし、民生委員の方にもそういった面では除雪ネットワーク事業についてもお世話になっているという状況でございますので、その辺それぞれの事業の中で担当レベル、あるいは担当課長集まって、議員のおただしのようなことがないような打ち合わせを進めていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

この高齢者の見守り事業につきましては、平成22年度から東部地域4名、西部地域4名、8名の支援員を配置をして実施をしているものでございます。背景といたしましては、この厳しい雇用情勢の中で、福祉の関係で何らかのそういった事業をできないかというようなことで、なかなか高齢者の方に相談事業があるよということで案内してもなかなか来れん、であればこちらから出向いて行って、相談ごとがあれば、何かないか、困っていることはないかというようなことをやろうというようなことがもともとの発足の事業でございました。

今ご指摘がございました民生委員との連携の部分については、当初なかなか民生委員さんのほうと一緒に訪問してもらって、この辺の地域はなかなか見知らぬ人が行くと玄関の中に入れてもらえませぬので、民生委員さんと一緒に訪問して案内していただいた地区もございまして、また地区によっては民生委員さんとなかなか会えなかったり、民生委員さんとの連携がうまくいかなくて、それぞれがダブって訪問したり、民生委員さんからのご批判等もございました。そういった反省を踏まえまして、本年度は今まで3回ほど民生委員さんとの協議の場、それから民生委員さんの会議の中にも出席をさせていただいて、それぞれの役割分担、さらにはケアマネジャーとか訪問介護、そういった事業所との連携もございまして、そういったところもきめ細かに連携をしながら、見守り支援員が民生委員さんの仕事の邪魔というか、重複しないような訪問活動、そんなことで現在は実施しているところでございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 一言で言うと、同じ課内、ここにいらっしゃる皆さん同士で、課長

同士でお話というか、横の連絡をやっぱりちょっと密にしてもらいたいなど。そして、先ほど言ったように、新しく見守り支援員ができれば、じゃ今やっている人たちとの今度の横の連絡、それをやはり密にして、不平不満のないように、それから除雪も途中で新たにやられると困る人も出てくるんですよ。ということは、私、除雪やりますと名乗りを上げた人は何らかの形でお金になるわけですから、それがよし、じゃ除雪しようかなと、あそこのうち、今度ここをやったから、じゃ次ここをやろうかなというときに、横のほうからぱっと来て、それで建設業者のだれだれ来ましたとばあっとやっちゃうと、実はその人の期待していた収益を奪うということにもなっちゃうんですよ。

これは本当に難しいかもしれませんが、ですから既存のやっていることに対して新たに手を加えるというときには、本当に十分横と、それから今やっている人たち。それから、そのお年寄りも除雪に行くんだから喜ぶだろうと。確かにそれは喜ぶかもしれませんが、今までの繋がりがあるわけですよ。私のうちは毎年だれだれさんの人にやってもらっているというのが、これはもう健康福祉課長も知っていると思うんですけども、毎年大概そういう同じ形でやっているんです。その人たちに対しての今度信頼感を損ねるような形になりますので、ぜひとも課内の横の連絡、既存との、新しくやるときはその横の連絡をぜひとって、余りトラブルのないように、スムーズにいくように、もし新しくやる時はお願いしたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 では、答弁は要らないですね。答弁はいいですね、今のことについての答弁は。

○12番 湯田秀春議員 では、町長、お願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 今、集落支援といえますか、個人の支援等に対しての問題点、指摘いただきましたけれども、何か物事を新しくやると、必ずどこかにそういうしわ寄せが行くのかなと。先ほどの話もそうですけれども、やはりそこら辺は本当に庁内の連携はもちろんだと思います。いろいろ不手際といえますか、不都合な部分があったことはおわび申し上げたいと思うんですが、それを仮に実施するにしても、ただ、いろんなケースが考えられると思います。実際、今、個人の場合、今までやっていただいた方に後から来た人に仕事を奪われると、そのようなケースもあろうかと思いますが、その人が断ればいいんですけども、断らないで、何となくこっちの業者、今来た人にも悪いなど、現場のレベルでのそういう問題もあろうかと思いますが。

ですから、そこら辺のその理解を得るようなことはやっぱり我々もしっかりしていかなけれ

ばならないと、そのように思っていますから、ですからそのようなことを、今いろいろな現場での課題、それこそ地域の人々の今の状態をしっかりと私たちも把握しなければなりません。ですから、そういうことをきちっと把握した中で、そのようなことを少しでも少なくできるように、そして皆さんが本当によかったなど、そのようなことを感じられるような行政のあり方、それから地域の協力の仕方を研究してまいりたいと思いますので、今おっしゃられること十分わかりましたから、そのようなことで今後の対応をさせていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。再開は1時からにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、総務課長より発言したい旨の申し出がなされておりますので、これを許可します。
総務課長。

○室井 裕総務課長 午前中の12番議員、湯田秀春議員との質疑の中で、町の公用車が加入しております財団法人全国自治協会につきまして調査しました結果、バックとなっている民間保険会社等ではなくて、この団体が各市町村の負担金のもとに独自に運営している団体だということでありましたので、報告をさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。
よろしいですか。

〔「説明して終わりということだけですか」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 それは一度終わっていますので、ありませんので、後ほど。

引き続き、議案第73号の議案審議を行います。

質疑ございませんか。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 決算概要53ページ、70番の1件につき、1つについて質問させていただきます。

生涯学習課、文化ホール運営費、毎年このくらい出して町民の文化の高揚、あるいはその普

及、文化のまちをつくるという趣旨の中で有効に使われていると思います。昨日も「さだまさしコンサート」、6カ月おくれの再スタートで、私も聞かせていただきましたけれども、本当に素晴らしい、ほぼ満席で、感動で、彼が被災地、津波のそこに行って回ってきて、いろいろなものを見てきた話のエピソードの話も長時間にわたり、3時間を超える長いコンサートで、すばらしく感動で大好評でした。この予算も含めて、ここで使われたと思うんですが、震災後で延期になる、あるいは中止になってなくなってしまったもの、そういうものも幾つかあれば、まず1つ聞きたいんですが。変更があったものがあるか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 答えいたします。

震災後ということで、きのうありました「さだまさし」、これは3月に実は実施をする予定でございました。それが延期になっております。それから、息吹の関係ですね。これについても貸付事業ということで予定されたものが延期になっております。あと、それ以外について特に文化ホールの運営事業の中で延期になったと、それから中止になったというようなものは特にございません。よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 多分そんなに多くなくて、あと例えば直後だと自粛とかあったので、文化ホールを使った活動などは、多分その直後3カ月から、6月、7月、ごく最近まで自粛のような形で計画も割と積極的になさらなかったと思うんですが、これ今後これから、きのうの部分なんかも含めて、新しい行事、あるいは目新しいというか、何か予定しているもので力を入れているものあれば、その予告的にここでわかっている限り教えてほしいんですが。今後ですね。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 特に5月までは自粛というような形で、電気の節減の関係もございまして、夜間の使用につきましては制限、あるいは自粛していただいたということがございましたが、特にそれによって支障はなかったと。

それから、この文化ホールの関係で今後の予定でございすけれども、自主的に運営する中では、二人芸といいますか、そういうもの、二人芸というのは漫才の関係ですね。それらを計画しております。

それからあと、できれば映画なんていうことで、なかなかこのところ映画の上映がなかったというような声もありましたので、それらについても検討しております。

それからあと、子供たちが今一生懸命伝統芸能の中で頑張っております。それは総合的学習の時間の中でも、田島小学校が勉強したり、あと歌舞伎の関係で今授業として取り組んでいる部分がございます。これらについても何とか文化ホールの中でできないものかなということで、それらについては運営委員会のほうと検討をしながら実施してまいりたいということで、それについてはまだ未定でございますけれども、検討をしているところでございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 さまざまな分野で、本当に最近ちょっとなかったような気がします。確かに震災もありましたし、延びたとかいろいろありました。町長の考えをちょっと聞きたいんですが、このように対して、もっと町長独自に、あるいは町長の中で考えている文化のこのホールですね、ホールを活用した部分についての考えを聞きたいんですが。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 文化ホールの活用ということで、私に対してのお尋ねでありますけれども、特別、文化ホールと、そのようなことにこだわったものはありませんけれども、いずれにしても御蔵入交流館、文化ホールの有効活用、これは町の命題でもありますし、皆さんにも積極的に利用してほしいなど、そういう対応の中で今後とも対応させていただきたいと思えます。

いろいろな催し物によっては、文化ホールがいいのか多目的がいいのか、そこら辺の検討も必要だと思いますし、その辺は適宜、適時にそのような対応をさせていただきたいと、そのように思います。具体的な話は、私どもとしては、私としては、今のところ持っておりません。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 文化ホール、そもそも動かすとなると、スタッフが来て、もうそれだけでも郡山とか専門家が来て、なかなか簡単に文化ホール自体の800席の部分が動くには、それだけでももう経費がかかるんだという話なんです。例えば先ほど映画会と言いましたけれどもというか、モノクロの著作権が切れたもの、多分放映しても自由ですね。お金が払わなくても済むやつをデジタル映画サイトか何かで、前、多目的ホールでは何度かやっているんですが、やはりあのかいところで音響の部分では、まずリース料的なDVD代もフリーですので、その部分の上映と、それに関してちょっと聞きたいことがあったのは、それですら、それでも、ただ、あそこは映写する、それでも経費の部分ではやっぱりスタッフが、だれか専門家が待機しないとだめなんじゃないでしょうか。その辺はどうなっていますでしょうか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えをいたします。

映画を上映するということには、相当の音響の関係、それからそういうものが必要になってまいりますので、その映画会社の方と協議をいたしまして、実際放映する際にはまたお手伝いをお願いするようになるのかなというふうに考えます。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 映画会社というと、多分それは普通のロードショーとか、6カ月遅れのちゃんとしたものですけども、僕が言っているのは著作権の外れたものなんだから、どこで流そうか、それこそ「風と共に去りぬ」を流そうが、それはフリーなんですよね。僕が今聞いたのは、もう映画会社じゃなくて、あの場合は著作権が切れていればどこでやってもいいはずなんです。問題は、その動かすときのハードの部分でお金が要るかないかということをやっと聞いたかったんですが。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

今のお話を聞きますと、例えば成人式のときなんか画像を流したり、ああいうものについては全く直営でできますので、できると思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 つまり、僕はそこが聞いたかったんですね。要するに、あそこのDVDをうちのほうの映写機を使って流すだけならば、多分町の職員でもあそこメンバーがいますから、その上映と、空調系のスイッチを入れるぐらいで多分上映できるとすれば、ぜひ多目的ホールで上映するよりははるかに臨場感もありますから、本当にいつも呼べば二、三百万、映画は多分かかっていますし、チケットありますけれども、本当にそういう意味では名画もいっぱいあるわけで、あの文化ホール、いつでも何千万もかかっているわけですよ。

そして、例えば「さだまさしコンサート」を6カ月ぶりにやったというかもしれないけれども、あの文化ホール、成人式と数えていくと、あともちろん町民の発表会なんかも使っていますからいっぱいやっているとは思いますが、あれほどの宝の場所の800席を持っていながら、今みたいな感じでやれば、多目的ホールにフリーのモノクロの今までのデジタル映画祭でやっているのをやるよりも、チャリティーで500円でも僕はもらうべきだと思っています。

無料は決してよくないと思うだけけれども、そういう意味で、ぜひあの文化ホールを使った、あの800席を使ったフリーな、もっと気楽な、僕は多目的ホールで映画会というんだったら足を運ばない。だけれども、あそこであの大きなスクリーンでやってくれば、本当に500円払

って、それはチャリティーだよと、営利じゃなくて。ぜひみんなに映画のすばらしさを語りた
いとか、その試写の前に町民の方にちょっとそのエピソードなり、その映画の全般的な勘ど
ろとクライマックスのことをちょっと話してもらったりして、そういう意味ではすごく有効に
使う、もっと有効に使うべきだと思うんですね。

800万というのは、みんな呼んだときに二、三百万、1つのイベントで使っちゃっているの
が割と多いという思うことで、ぜひ800席を有効に使った、今言った試写、映画会も含めて、
そういう考えをもうちょっと、これは担当課でよろしいですけども、その辺をぜひやってほ
しいんですが。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

まさにそのとおりだと思います。組織的にも、文化ホールの運営委員会という組織もござい
ます。それから、自主事業でできるものも相当あるかと思えます。その辺のところを皆さんか
らの要望を吸い上げるような形で、あの文化ホールを有効に活用していきたいと考えておりま
す。よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 これで終わりますけれども、ぜひ映画好きな人たちがいます。そして、
かなり詳しい方もいらっしゃいます。いろんなクラブもあるらしいです。だから、そういう意
味では、そういう人たちの力を借りて、運営委員会の方ももちろんメンバーで、毎回この部分
にいろいろな、どんなのがあったら町民のためにいいかということで考えたりしてディスカッ
ションしていると思うんですが、ぜひ今後ともその部分について力を入れて、町民の力を、知
恵を集めてすばらしい上映だったり、文化の町をつくるための政策として進めてほしいと思
います。要望で終わります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかにございますか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 23監第17号、平成23年8月30日付の平成22年度南会津町一般会計及
び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見についてにかかわる部分についてお聞
きをしたいというふうに思います。

監査委員の人をお願いします。大変、監査ご苦労さまでございます。

そして、私もこれ初めてこういう文書を見たんですけども、各会計ごとに不納欠損処理と

いう、こういう言葉、金額も出てきているんですが、具体的にはこれどういうことなんだか、ひとつお聞きをいたします。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉議員にお尋ねしますが、不納欠損の意味を聞きたいわけですか、どういうことなのか。

○4番 室井嘉吉議員 そうです。どういうことを言っているんだかということをお聞きしたいんです。

○芳賀沼順一議長 この不納欠損はとの、その意味であれば、税務課長でよろしいんじゃないかと。内容の話であれば。

○4番 室井嘉吉議員 4番ですが、私は監査委員の名前で出ていますので、監査委員から出されている文書ですから監査委員ということにしたんですけれども……

○芳賀沼順一議長 ああ、なるほど、わかりました。

○4番 室井嘉吉議員 その辺内部のことで、それは税務課長がいいというのであれば、それは税務課長で結構でございます。

○芳賀沼順一議長 監査の内容についてであれば監査委員ですが、その文言の不納欠損の言葉ということであれば、税務課長からしていただいて、それでそれをわかった上で、今度はこの監査について質問のときには監査委員で結構ですので……

○4番 室井嘉吉議員 はい、わかりました。

○芳賀沼順一議長 今回は税務課長からお願いしたいと思います。

税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

不納欠損ということでございますが、決算概要のまず15ページをごらんいただきたいと思うんですが、決算概要の15ページの第8表、町税不納欠損額調、さらには21ページの第14表、国民健康保険税不納欠損額調というのがあります。この2つの表が税の関係の不納欠損でございます。

これにつきましては、地方税法の第15条の7第4項と第18条の第1項という項目がございます。これにつきましては、第15条の7というのは滞納処分の停止というのがありまして、執行停止が3年間継続したときには納税の義務が消滅するという内容でございます。この執行停止の理由については、それぞれ法に定めておりますので、その内容で執行停止をするということでございます。それから、地方税法の第18条につきましては、法定納期限の翌日から起算して5年間、交渉しないことによって時効消滅と、時効消滅の条文でございます。この内容によ

って法的な処理をしたものが、この表に載っております。このような法に基づく措置ということでご理解いただきたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 いや、だから法律用語ではそういうことだというふうに思ひますが、具体的に……

○芳賀沼順一議長 もっと簡単にね。

○4番 室井嘉吉議員 簡単に、こういうことがこういう事案に当たりますよと、こういうことがこういう事案に当たりますよということをもうちよいかみ砕いて、一町民に説明するようなことでひとつよろしくお願ひします。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

わかりやすくということでございますので、例えば税の徴収につきましては、おおむね4段階で私たちは取り組んでおります。第1段階目が、各税目には納期限がございます。その納期限を過ぎて20日以内めどに、まず督促状というのを出します。その後、いろいろ交渉してまいります。第2段階で電話とか、それから訪問によって納税相談、あるいは指導を行います。ここで、生活困窮者であれば生活保護ということで、納税はいいですよというようなことで、滞納処分の停止と、先ほど申し上げました停止の措置をいたします。

それから、この停止のどういふ方々に停止をするかということでございますが、例えば納税者が死亡とか、あるいは失踪してしまつたと、行方不明だという場合、それから法人が倒産とか、あるいは廃業したというような場合、そして今ほど申し上げました生活保護というような納税ができないような状況、あるいは納税者がこちらのほうで確認できないような場合、この場合に納税の執行を停止します。それから、状況を見て、その間に新たにその納税者が判明したり、納税者の方から納付しますよというようなことが起きれば、そこでまたもう一度振り出しに戻るんですが、そのわからない状態が例えば3年間続きますと、税法上の執行停止3年の15条の7の該当をして、もう税は納めなくてもいいということになります。

それから、もう1点は、先ほど申し上げましたように、納期限が来ても、その後ずっとその本人と連絡がとれないような場合、我々も一生懸命あちこち全部捜します。それでも連絡がとれないような場合、そのまま5年間何もできないような場合については、18条で、これも時効がもう5年時効でございますから、5年間でもう納税の義務が消滅するということでございます。

それらを年度末に、このような形で各年度分ごとの納期でこのような表で最終的な判断をする、法的な判断をするということでございます。本来集める税額、滞納繰越分から、この分が消えるということになります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 もうちょっと監査委員にお尋ねしますが、今ほど言ったような意味合いで、今回のこの審査意見の文書の中に書かれている金額は、その不納額という額について、まさに正当にそういう理由に基づく不納額ということで、監査の立場から見たときに理解できるということではないですか。

○芳賀沼順一議長 代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 お答えします。

今の不納欠損に係る関係書類を全部見させていただいております。正当な理由で不納欠損の処理がされているというふうに認識しております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

それで次に、これは2ページの5の総括というところに、2ページの……

○芳賀沼順一議長 何の。

○4番 室井嘉吉議員 いやいや、この文書のことだから文書で言っています。

○芳賀沼順一議長 文書というのは審査意見書。

○4番 室井嘉吉議員 はい、今の文書の、審査意見書の文書の……

○芳賀沼順一議長 の4ページ。

○4番 室井嘉吉議員 2ページです。

○芳賀沼順一議長 2ページね。

○4番 室井嘉吉議員 2ページの5、総括というところに、総括とありますよね。ここで、支払い能力があるが義務を果たさない滞納者が想定されるという、こういうくだりの表現がございませう。

そこで、伺います。これらに該当する納税額というのはどれくらいありますか。仮に払ったということであれば、どれくらいありますか。

○芳賀沼順一議長 代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 監査委員からお話ししますと、その金額は把握してございませんので。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 税務課のほうでは押さえていますか。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

この滞納者には、いろいろな条件の方がいらっしゃいます。それを支払い能力があるにもかかわらずというような内容での細かい掌握はデータの的には持っておりません。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 いや、こういう実態を本当に町民の人が知ったらどう思うんでしょう。本気になって納税を考えている人からしたら、何だという、こういうことだというふうに私は思います。だから、もっともっとそういったところを解明をして、やっぱりきっちり、お互いこの地域で暮らして、この地域で生きていく上において、やはり権利なり義務というのはこれ裏腹の問題だというふうに思いますし、そのことをきっちり全うしていくことをお互い町民一人一人が自覚をしていかないとやっぱり大変な状況になるんじゃないかというふうに私は思います。

これは今までの議論等の中だって、もう少子高齢化になる、独自財源は少ない、こういうことが盛んに議論されてきたんだというふうに思います。そして、少ない財源の中でも、これ全体的に4億円からの未納金というのか、そういう金額が明らかにされております。極めてここはやっぱり大きな問題だというふうに私はとらまえています。

あと一つ、お聞きします。

○芳賀沼順一議長 では、1つずつでいいですか。

○4番 室井嘉吉議員 はい。今の話を聞いて、そういうことを指摘をするとともに、まだお聞きをしたいというふうに思いますが、この未納額というのは町税の中にも2つあるということで、いわゆる使用料の問題だとか、もうそれぞれの会計科目にそういう未納額がありますけれども、この未納額のいずれの部分についての特徴としても、1つのものも2つ目のものも3つ目のものも4つ目のものも、やっぱりそういうのが未納になっていくとか、いや、その未納のあり方はモザイク状にいつているんだよと、それは傾向的にはどういう傾向になっていますか。税務課長、お願いします。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

まず、4番議員のご指摘については、我々も十分認識しておりますし、それから先ほど個人の滞納の内容よっての把握なんです、これは税務課のほうで税務情報システムというのがございまして、それぞれ個別に過去の交渉履歴だとか、あるいは財産状況、家族状況を含めた情報を持っておりますので、そこで個別には把握はできますが、それを表にしたような内容については把握していないということでご理解いただきたいと思います。

それで……

○芳賀沼順一議長 まだ答えを終わっていませんから。

○星 光幸税務課長 それで、1つには平成19年から滞納整理対策委員会というのを立ち上げまして、いわゆる公の債権である税と、それから使用料等に関する対策のための委員会を立ち上げまして、それぞれの滞納対策について検討をしてみました。

その内容につきましては、今おっしゃったような滞納者の関するそれぞれの税、あるいは使用料の情報の一元化ということと、それから当然働いていらっしゃるのなかなか納税に行く暇がないというような方々のために、毎月休日の納税相談等を開催したり、あるいは時間外での対応についても協議をしてみました。

さらには、働きたいけれども働けない、働く場所がないというような方には、就労の場も提供して、わずかではございますが、税に結びつけたというようなこともやっております。

それから、4つ目の納税促進のために、特別な措置として行政サービスの制限ということも考えたんですが、これにつきましては条例のほうで否決されたということで、これは成立しませんでした、議員おただしのよう個人ごとの情報というのは一つの表にして持っておりますし、それをもとに各課連携して対応しておりますし、今後も連携を強化して対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 いや、だから、前段で聞いた納税欠損……

○芳賀沼順一議長 不納欠損。

○4番 室井嘉吉議員 ああ、不納欠損か。不納欠損の該当者というのかな、ここというのはごく我々社会生活をしていて常識的に判断して、ああ、やっぱりそういう人たちがなっているのかという範疇でやっているんですよね、大体先ほどの説明を聞くと。それは法律的な用語で言えば、いろいろなこういうことだと言うだかもわからないけれども、正直聞いていて、ああ、なるほどなど。ああ、いけば生活に困ったり、あるいは企業活動へ行ってもうまくいっていないだとか、そういう人については税金の免除ということがあるんだなど、こういうごく常識的な

範疇の中で判断されるようなことで、納めることないよという、そういう決定ができるということなんですよ、ある一面の中では。

そうすると、片やこの不納者というのは、今お聞きしていると、ほとんど実態をつかんでいないというわけだ。そうすると、不納者の中にだって、今言うように納税をしなくてもいいような者も含まれているのではないのかというふうにも私、今説明をお聞きしていて、そういう感じをしたんですよ。そういう感じをしました。率直に、ああ、そういう者もいるのかなと、こういうことを考えました。だとしたら、そういうところを精査をして、本当にだめならだめで、それはしょうがないと思うんですよ。本当に税金を納めることも大変だという人のことさ、税金出せ出せとはそれは言えないんだと思うんですよ、それは。

しかし、片や本来なら納められなくて、そういうようないろいろな理由があったにしても、納めないという人に対しては、きちっとやっぱり納税させるということをしていかなかったら、税金を納めるという個々の町民意識というものが私は揺らいでくるんでないのかなという、実はそういう心配をするものだから、あえてこの話したくないです、正直言って。だけれども、やっぱりそのところはきちっとお互いしていかないと、今後に向かっても大変だという思いますので、あえて質問をさせていただきました。そういう点、回答はいいです。ぜひ……

○芳賀沼順一議長 いや、ちょっと待ってください。

では、議長から申し上げます。

室井議員の疑問はもっともです。毎回、毎年、この決算時期には同じような不納欠損に対するの質問がございます。総務委員会でもいろいろとあります。納税の公正、公平な立場から、今現時点でそういうものに対して町がどういう手を打っているのかというところをもう少しわかりやすく、税務課長でもいいし、説明していただいて、それを答えにして室井議員にはわかっていただきたいと思います。それでも、また質問があればお受けいたしますが。

○4番 室井嘉吉議員 はい、わかりました。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 それでは、今、滞納の不納欠損の課題についての基本的な考え方、今後の対応について、私から申し上げたいと思います。

税の公平性からしてまことに遺憾なことだと、そのように思っております。ですから、基本的には、これをゼロにしたいと、そう考えるわけでありますけれども、先ほども税務課長の説明の中に、いろいろ今の町の状況や町民の一人一人の状況を考えたときに、いろいろな指導や相談をさせていただいているわけですが、その中でなかなか先に進展しない話になってみたり、

非常に厳しい、本当に基本的な生活も厳しいような状況の方もいらっしゃいます。そういう中で、町が仕事を雇用をあっせんしたり、そのような中で税金、納税の義務を果たしてもらっている、あるいはそのように努力している町民の方もいらっしゃいます。ですから、そのような方、本当に一生懸命努力して納めている方、それから税を納めるのは当たり前なんですが、本当に十分納めるだけの能力がありながら納めていないと、やっぱりそういう人との区別と申しますか、それはしっかりすべきだろうと、私はそう思います。

そういう中で、今後いつもこれ問題になって本当に申しわけないんですが、これに関してはしっかりとそのような指導をしながら、話し合いをしながら、それを見きわめて適切な対応をしていくべきであると、そのように認識しております。今後とも、これに限らず、各課いろいろその課題はいっぱいあるんですが、そのことを具体的な状況を把握して、その詰めをしっかりと行政の執行に当たっていきたい、そのように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 町長の見解を踏まえて、以上で終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 事務報告の128ページのあらかい健康キャンプ村につきまして、この前のちょっと一般質問の続きになりますが、まず伺います。事務報告の128ページです。

それからあと、今の嘉吉議員も質問した監査委員の審査意見についてという書類の中で、6ページの(7)その他の事項の中で、①の現金の取り扱い、②の情報セキュリティについて、それからあと7ページに来まして奨学資金の問題について質問いたします。

まず、あらかい健康キャンプ村のことなんですが、この前の一般質問の中で、国や県に対する移管する方向についてはどうなっているんだというような質問に対しまして、たしか当面しばらく現状のままというような答弁があったような気がします。それで、ということは、その移管するということの議論がまだ町の中でしていないんじゃないのかなと、そういう方針すら決まっていないんじゃないのかなと私は思ったんですよ。なものですから、やはりそれをそういう方向をつくる必要があるんじゃないかと思うんですね。

今も、3年ほど前、オープンするところに私らも一回見に行きましたが、中には入らなかったんですけども、表で雨が降る中説明を聞いたり、あとそこに池谷さんも来たりして話しましたが、その池谷さん自身も、やはり町だけにやってもらうのはちょっと忍びないという話もし

ていましたので、そういう早急に県の施設、あるいは国の施設に持っていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺議論していないと思うんですが、その状況はどうなっているか伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から答えさせていただきます。

国への移管は、まだ検討しておりません。ですけれども、私個人的な考え方として、この間の議員の一般質問の中でも、国が面倒を見てしかるべき事象であると、そのような気持ちは持っています。ただ、私も詳しいことはわかりませんが、このようなことに関してなかなか国が認めていないと。そういう中で、我が町はあそこにあのような施設をつくったと。つくった以上は町としての責任も果たさなければならぬ。そういう中で、本来は国がやるべきなんだろうと。町はもう一切関係ないですよとは責任上言えないと。

ですから、当然私も国への移管のほう、それから国の考え方をどのように考えているかということをもっと伺ったり、それから実際私どもはこれだけやっているんだけれども、国も努力してくれないかと、そのようなことはぜひ申し上げていかなければならないと、そういうふうな気持ちは持っています。ですから、これから、議員おっしゃられるように、そのような検討をして、具体的な行動に移したいと、そのようには考えています。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 ぜひ、あの施設というか、あの化学物質過敏症などは北里大学の先生くらいしか今のところはよくわからないという話も聞いていますので、そうした専門家の意見を聞いて、早目に、そういう町だけではやれないということで、もっと支援のある方向をつくってほしいと思います。

それから、次はこちらの監査委員さんのほうに質問、移っていきますが、6ページにある現金の取り扱いについてというようなことで、「預かった納付すべき手数料が未納のまま長期間保管されていた」ということが書いてありますが、これはなぜなのか、幾らだったのか、どのくらいだったのか、その辺を伺いたしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この現金の取り扱いの指摘につきましては、現金の保管はつり銭の現金、あとは銀行が帰った後にお持ちになった税金の納付分、こういったものが現金の預かりとして保管されております。これは会計室とか税務課とか住民生活課にもあります。今回の決算審査の中で、この現金

の点検を行いました。この中で、会計室の金庫、手提げ金庫ですが、この中に、そのつり銭、締め後の納付金のほかに、封筒に入った現金2,200円がございました。これは担当部署で調査していただいた結果、手数料で納付すべきもので、調査の結果、5月23日に預かったものでした。23年の5月23日ですね。今回の決算審査の中で出まして、この手続は7月中に処理してあるというふうに報告を受けております。

何でこういうのが起きたかというご質問がありましたが、1つ、この預かり金をどういうものかということをしちゃんと記録していなかったことですね。あと、当然金庫の中に入っていましたので、毎日あげれば、これ何の分だかという毎日のチェックが不十分だった、こういったことが原因だったろうというふうに判断しております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 わかりました。それでは、わかりましたが、これはこういう文章だったものですから、内容がわからないということで大変心配しました。

それから、次は「USBメモリーなどの記録媒体の使用状況について、退職者や異動転出者の使用していたUSBメモリー等が管理されていないなど、制度上管理が不十分である」と、これ書いてありますが、これはちょっと早合点かもしれませんが、退職した人とか異動した人がUSBメモリーを持っていったのかと、こういうふうに思うんですが、これもうちよい詳しくこの実態を伺います。

○芳賀沼順一議長 代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 私の監査の内容を申し上げたいと思いますが、今回はこの記録媒体の使用状況の点検をいたしました。これは、この記録媒体を使うときに使用記録簿というのに記録することになっております。この使用記録簿の点検をした結果、もう既に退職した方、または転出した方が、当然その在籍時に使ったという記録がございました。それが今現在どうなっているのかということで質問して説明を求めましたが、これについては十分な管理がされておりませんでした。今、ご指摘のとおり、退職者が持ち帰っているのかもしれませんが、管理が不十分。ただ、その中に情報が入っていたのかどうかちょっと確認できませんでした。そういう意味で、管理が不十分で、もう少しこの管理をきちんとしないと、情報管理としては不十分ですよという指摘をさせていただきました。

以上です。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、これ去年の同じ意見書を見てみると、こういうことは書いていないものですから、これは去年はそういうことはなかったと、ことし、去年から今の間に発生したということでしょうかね。

○芳賀沼順一議長 代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 お答えします。

この南会津町情報セキュリティという取り扱いは、平成22年度の4月1日から正式に運用しております。ですから、ことし1年たったところということで、今回はこの記録媒体を中心に監査をさせていただいたということでございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、退職者について、ちょっともう一回そこをはっきり伺いますが、その一定の数があるわけですね。それが足りないということになっていて、退職者が持っていった可能性が十二分にあるということですね。

○芳賀沼順一議長 代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 そこまではちょっとわかりません。規定の中では、使うときに記録しなさいという規定しかないものですから、それがどういうふうになったか、どうしなさいという規定までにはなっておりませんでした。ですから、この規定そのものが不十分なので、管理強化をお願いしたいと、こういうふうに指示したところでございます。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、非常にこれすごく大きな問題だと私は思うんですよ。やっぱりこれを見た感じでは、だれもが、もうこの文章が例えば外部に流れた場合は、だれが思ったって退職者が持っていったやつと、こう思っちゃうと思うんですね。ですから、役場のパソコンの管理が悪いなど、こう思うと思うんで心配しているんですが、そうすると内部、役場の中であるパソコンに何かデータを取り込むためにUSBメモリーがあると。それで、それは幾つ、パソコンの数とイコールかな、幾つと数があるわけですね。それ、そこに例えばうちから持ってきたものだって入る可能性もあるでしょう。その辺の区分けはどうなっているのか。あるいは、これは内部だけのことを言っていて、絶対うちからは持ってくるなよとなっているのか、その辺どうなっているんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 情報担当する課としての方法ということで答弁をさせていただきた

いと思います。

いわゆるUSBの使用については、今までですと、いわゆる公費で買って個人に与えたというものはございません。すべてが個人で購入して、その事務に使用していたということがございます。したがって、異動した際には、その課で使っていた情報を持ち寄って別の先に異動したという懸念もあるわけがございますが、それについてチェックはしておりませんでした。それと同様に、いわゆる退職された方についても、個人のUSBですので当然持ち帰っておりますし、ただ、その中に今まで使用していた情報があるかどうかというのを確認はしておりません。

先ほど申しました情報セキュリティポリシーにつきましては、規定の中でそのような規定をはっきりしておりませんでしたので、代表監査委員がその点を指摘されて、不備があるということございましたので、それらについては今改正をして、徹底する方向で準備をしておりますので、ご理解いただければと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、今までは個人のもを持ち込んでいたということですから、これはやっぱり大問題ですよ。ですから、今後はやはり役場の中のパソコンでどうしてもデータの交換が必要だったならば、公費でこのメモリーを買って、それを役場の中でしか使わないと、絶対うちには持ち帰らないと、新しいのもうちからは持ってこないと、ここをやっぱりはっきりしないと、これは重要な信用失墜になりますので、その点をお願いしたいと思います。

それから、次は7ページの奨学資金の問題にいりますが、奨学資金の問題で、ぽちっとある文章で4つ目に、滞納先32件、滞納額384万6,748円のこと書いてありますが、この前の文教委員会の中で私が提案しまして、委員長の許可を得て、22年度の町税との未納額の総括表というのをつくってもらって、全部の議員の方に行っていると思いますが、それを見ますと、その中にこの奨学金の滞納額は入っていないんですが、たしか去年もこういうのをもらって、去年は入っていたような気がするんですけども、ちょっとこれつくってくれた方の、その辺去年との比較をしてもらったでしょうか。だれかわからないですか。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

きのうお配りした資料につきましては、監査委員の資料の1ページありますよね。それと内容は同じ内容でございます。そのような……

○芳賀沼順一議長 いや、答えがちょっと違いますね。去年の同じものにはあったのかということですので。

○星 光幸税務課長 答えいたします。

奨学資金の貸与につきましては、去年と比較しておりません。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 その比較したかしないかだけ聞いたわけじゃないんですが、これも、じゃ、この金額もやっぱりいわゆる滞納額に入れる必要があるんじゃないですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 それでは、会計上の処理について私のほうから答弁させていただきますが、決算概要の58ページをごらんいただきたいと思います。

ここに各基金4つほど載っておりますが、これらは表題にも書いてありますとおり、定額で運用する基金でございますが、それぞれ決算に基づいて報告するということになっておりまして、まず4番目の奨学資金貸与基金でございますが、基本的にはトータルの金額は変わらない定額で運用しているという基金でございますが、今ほどお話がありました滞納部分につきましては、この貸付金の中に一部入っているということございまして、実際に現金として町が保管しているもの、さらにはそれから除く定額の基金の残額から除いた分が貸付金ということになっておりまして、ここの貸付金の中には当該年度に貸したものもありますし、さらには過去において貸し付けして、本来は現金として回収すべきものがまだ回収されなくて貸付金として残っているというようなことになっておりまして、改めて町のほうの会計上の未納額という形での処理ではなくて、こういった定額運用の基金の運用という形で報告するということが会計上になっておりますので、ただ、この中に現実問題として未納になっているものがありますので、これらについては別途必要に応じて説明を加えていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 以上で終わりますが、先ほど室井議員からも話がありましたように、4億円という大台にまた乗りましたので、ぜひとも非常に頑張って徴収のほうをお願いしたいと思ひます。

それで、その際に先ほどの室井議員とのやりとりの中でちょっと私が思ったのは、支払い能力があるにもかかわらず義務を果たさない納税者ということに対して、そういう実態の把握は何か余りしていないみたいなこともあったんですが、そういうことなのに、そういう実態を把

握していないのにこういう文章を出しちゃうと、どうしてもずるい者がいるんだという印象を持ちちゃうわけですが、やはりこの表現は変える必要が私はあると思うんですよ。やっぱり払いたくても払えない人のほうが多いんじゃないかと私は思いますので、どうしてもこれを見ると、ずるい人が多いというふうになりますので、今後その辺の改善を求めて、さらに徴収に頑張ってもらうことを求めて、質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 滞納処分に関しまして、さまざまご指摘がございました。今まで税務課長のほうからご答弁させていただきましたが、滞納者の一人一人の実態把握は、きちっと滞納システムの中で町としては認識をしているということをもまず申し上げたいと思います。

それは具体的にどのように分類しているのかといいますと、滞納者の中で1年ないし2年にきちっと収入がある世帯なのか収入がない世帯なのか、収入がない場合に、病気とか入院しているとか、そういうなぜ働けない状況なのか、あるいは働ける気持ちはあるんだけど、この間の会社の倒産、あるいは定年、そういったもので気持ちとしては働きたいんだけど働ける場所がないので滞納に至っているという層が、そういう分類をまず収入があるかないかでしております。

それから、収入がある人ですね。これが今、大竹議員の中から、監査委員の文章だと、収入があっても悪意的に払わない人が多いんじゃないかという指摘がございます。その中で、収入があっても、収入が客観的に見て平均より少ない方、一定、仮に月10万であればもう生活費だけでいっぱい、なかなか使用料とか税まで回らない。それから、収入は少ないにもかかわらず、またいろんな債務を持っている。それから、一番これから問題なんです、一定の収入があると認定される。なぜそこで滞納のリストに上がっちゃっているのかということで、一般的には口座振替等々を指導しておりますが、その口座にきちっと入れない。その場合に、役場としては、第1段階、第2段階ということで、督促、催告の事務を行います。それでも履行されない場合には、財産の調査ですね。要するに、簡単に言いますと、差し押さえ物件があるかないか、そういったそれぞれの個人個人その理由が違うんでございますが、それに基づいてきちっと滞納処分に当たるフローチャートはできております。

ただ、ここ監査委員からご指摘がありましたとおり、昨年度から今年度の中で5,000万増えて4億3,000万になったということは、監査委員のほうから私どもにも厳しい指摘を受けておりました、先ほど来、税務課長がお答えしましたが、一度確立している今のフローチャートを、もう1件ごとに適切に滞納者に響いているのかどうなのかということで、もう一度再点検をし

ながら、23年度の下半期に向けて、もう一度役場全体で確認し合って滞納処分のフローチャートの確認事務を行ってまいりたいと、そのように考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 大分、午後の時間になってくたびれてきたと思いますが、まず1点だけお聞きしたいと思います。

監査委員から提出されています意見書の中から、財産に関する事項という……

○芳賀沼順一議長 何ページですか。

○9番 高野精一議員 5ページ。この土地の関係が、ちょっと待って、間違えたな。そうだ、登記の関係ですね。登記の関係でお聞きしますが、1,528件、未登記があると。そういう中で、まだ46筆が処理されているという中で、毎年、私も町有というか個人というか、そういう土地のトラブルの話を聞いている中において、もともとこれ町の土地になっているのに個人の所有が発生している事案もあるのかなと、こういうふうに不思議に思っていることがありますので、その辺をちょっと1点聞いてみたいなど、こう思いますので、建設課長でいいのかな、総務課長かな。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

未登記物件の解消につきましては、毎年こういった形でご指摘を受けていまして、大変申しわけなく思っておりますが、実は22年度、46筆ということでございまして、昨年も同じこの議会の中でご質問を受けて、余りにも未登記の処理件数が少ないんじゃないかというようなことで、職員等にもハッパをかけまして、これだけの実績をちょっと確保したという頑張った部分だけはございますが、依然としましてまだかなりの件数、未登記として残されている物件がございます。

主な未登記で残った部分の内容でございますが、まずこれは相続関係がなかなか不可能で、実際は買収はしているんだけど、登記上の名義が直せない。さらには、分筆関係で測量しないと登記に進めないというようなものが大半でございまして、それもできるところから徐々に努力はしておりますが、そういった実態になっていることもご理解をいただきたいというふうに思います。

ことしの9月の補正予算でも若干の未登記処理に向けた測量関係の委託料も若干計上させていただきますが、この問題については一気に解決できない難しい問題が相当数含んでおりますので、まずはきちっとして、町が買収したと、町の所有権のほうに実質的には移っているんだというような部分について、関係書類は十分永久書類としてとってありますので、何か問題があった場合については、それらの証拠物件で対応するしかないのかなというふうには思っておりますが、いずれにしてもこのままに放置しておくわけにはいきませんので、もうしばらく長い目で見ていただきながら、徐々に解決していきたいと、努力していきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 大変これ苦労しているのは毎年見てわかるんですが、これやっぱり行政を経験した人でないと、こういう処理に当たるといって、そういうのはなかなか難しい面もあるんだろうと思うんですよね。これ長い間やっている間に死んじゃったり、さっき課長が言ったように相続の関係が変わっていったりすると、またこういう事例が発生するんだろうと思うんですよ。

それで、確かに予算的にはこの測量の分、上がっていたのは私も記憶していますが、これできることなら、今、職員が減らされている中で、課長がみんなハッパかけてこれやれあれやれと言ってもなかなか難しいと思うんですが、考え方によっては、不納欠損でさっき4億何千万もある、そういうこともあるんですが、逆に言えば、これ委託みたいにして、役場のOBとかそういうかかわった人に、何とか1年、何年間でこれだけは処理してくださいよというような委託関係というのは、これはできないでしょうかね。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

この問題については、私も重要な課題だと認識しておりまして、現在、総務課の中に非常勤で1年間継続して登記嘱託員という方を配置しまして、その中で処理をしておりますが、例えば仮に委託をするに当たっても、関係書類を集めないと登記に結びつかないんですね。したがって、当面の課題としましては、これ以上の未登記は増やさない、初期段階での登記済みの事務を進めること、さらには過去に未登記として残ってしまったものについては、少しずつ相続書類関係含めて地道に当たりながら、それぞれ未登記物件の解消につなげていくしかない、こんなふうには思っております。

あと、もう一つは、最近多いのは分筆関係なんですけど、例えば一つの例で申しますと、どこ

か水源地一部を確保するということになりますと、一つの山の一部を買収するわけですが、そこを登記をするには莫大な金がかかってしまいます。全山測量しないと分筆登記ができない、簡単に言いますと、そういうような形になっておりまして、例えば自分の町が100平米だけ抜き出して、その分だけで分筆登記できるかという、そうではなくて、全体をもう測量しないと実際問題としては登記に結びつかないというような財政的な問題もございまして、それらを総合的に勘案しながら、やむを得ない未登記物件についてもやむを得ない部分として残っているというようなこともございますので、その辺もあわせまして、このままではいいとは思いませんけれども、ご理解をいただきたいと、こんなふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 いやいや、これは大変なことだなと思いましたが、今。この分筆の関係一つ聞いただけで、私もたまげましたが、余計この旧田島も、この区画の関係の土地の問題やら、いろんなどころの未登記関係で、町が処理しているような状態になっているんだけど、まだ個人の名義になっているから、まだそれが個人の財産が発生するような話も聞いたりしていますと、これ大変なことになっていくし、やっぱり苦情としてはなじよしても建設課のほうが多く行くような形になるのかなと思いますし、そうになっていくと、これなかなか処理できる問題でもなくなって、司法にそれじゃ委ねるしかないのかなんていう話もちらほら聞いたりなんかすれば、役場での機能もなかなかできないなど、こう思うんですが、大変この業務の中の苦労というのはわかりましたけれども、大体目標的には何年とか、これまでに半分しますよくらいはちょっと前向きに言ってもらって、これ委託している人が何人いるんだかわかりませんが、何とか足りないんであればもう1人ふやし3人でやるとかなんとか、そういう形で早くしていかないと、代替りが出てくれば大変なことになると思うんで、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 今現在、非常勤特別職1名を専門的に配置をしておりますが、今お話にありました例えば今後の計画をつくって、10年間で処理をしますということにはなりません。これは端的に言ってしまいますけれども、それだけ難しい部分がございますので、10年かけたからできる、それから20年までだったらできるというような範疇の案件でない案件も相当数ありますので、繰り返しになりますが、徐々に減らすということの努力だけをお伝えしながら、答弁とさせていただきます。

○9番 高野精一議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 私は1点です。事務報告の9ページは、職員の福利厚生が出ておりますが、その中で職員研修についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

この中で、自治大学校第2部課程（講師養成）、自治大学校、67日、それからその下の下の第22期全国地域リーダー養成塾、29日、いずれもお一人の方が参加をされているわけでありませけれども、この研修の中身についてお聞きしたいと思います。

それから、この研修に参加された方は職制でいうとどのくらいの方が行かれるのかということですね。課長さんなのか、補佐さんなのか、主事さんなのかということですね。

それから、当然この研修の成果を職場、あるいは仕事に公務に生かされると思うんですが、どのようなことで、専門的に発揮されるのか、そうじゃなくて全体的なところで発揮されるのかということをお尋ねしたいと思います。

最後に、これは去年の成果でありますので、今年度はこの研修事業についてはどのように生かされているのか、そして今後の研修について継続的に行くのかについてお伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

それぞれ自治大学校、それから地域リーダー養成塾でございますが、ともに今後の地域づくり関係で、いわゆる政策立案能力を高めようというような研修が主な内容でございます。派遣した職員につきましては、職制的にいいますと主査クラスでございます。それで、この研修が終わった後は、その研修だけで終わるわけではなくて、それぞれ職員に対して伝達講習会というものを開いております。それぞれ仕事が終わった後、田島地域であります御蔵入交流館、それから西部地域ですと伊南会館にお集まりいただいて、その中で研修の成果について発表していただいていると、こういうことでございます。

それぞれ研修を受講した後の職員の感想を聞いてみますと、今後の仕事を政策として立案するためのいろんな手法について参考になったというようなお話を聞いておりますので、今後とも機会を見つけて、主に若手職員、主事、主査クラスを中心としながら、次代を担う職員の育成に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○10番 山内 政議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

11番、渡部忠雄君。

○11番 渡部忠雄議員 平成22年度南会津町水道事業決算審査意見書のほうをお願いします。

その総括の(3)なんですけれども、平成22年度未納額にあわせて、前年度と比較すると174万円の未納額が増加しておりますけれども、8.1%ですけれども、この後、今、未納額がかなり増えているわけですね、累積で2,300万も。そのままずっと滞納していけば、この処理方法をどうされるかお聞きをします。

あと次に、その下の②地方自治法236条で、その1行目に5年間で消滅時効が成立するがありますが、その一番下に民法173条規定の2年間で解すべきこととなるというんですけれども、これ5年か2年か、どちらか伺います。

2点、お願いします。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 ただいまのご指摘の累積額ですけれども、確かに174万円ほど増加しております。これにつきましては、私たち水道職員は常に滞納額を少なくしようということで、督促並びに家庭訪問等をして、あと収納の相談などを受け付けながらやっておりまして、ただ、なかなか払えない人は払えないというような感じでおりますけれども、今も少しずつではありますが、分割して払っていただけるように協力をいただいております。

その後の地方自治法での5年間ということでもありますけれども、これは請求行為がなければ2年間で終わるんですけれども、常に請求はしておりますので、その都度その都度延びていくというふうでやっております。

○芳賀沼順一議長 11番、渡部忠雄君。

○11番 渡部忠雄議員 その5年と2年のことはわかりましたけれども、この滞納のやつでどうしても払えない、ずっと永遠と続いて悪質であるといったときは、水道をストップするということはあるんですか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 過去には水道をストップさせた例もありますし、現在、舘岩地区のほうで1カ所ストップさせたというような経験もあります。

以上ですけれども。

○芳賀沼順一議長 11番、渡部忠雄君。

○11番 渡部忠雄議員 22年度中にはなかったですか。

○芳賀沼順一議長 22年度にはストップしたところはなかったかと。

〔「舘岩で」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 いや、ほかで。町内全体でしょう。

環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 22年度では、館岩の1件あります。

○11番 渡部忠雄議員 了解しました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 国保も聞いて構わないんですつけ。それは後でしょう。

○芳賀沼順一議長 国保は後ですよ、また……

○7番 渡部 優議員 後でね。今、何か水道事業のほう聞いたからびっくりしちゃったんだけれども。

2点についてお伺いします。

1点目は、大まかなことで会計室に関すること1点と、もう1点は、先ほどから出ています平成22年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見についての7ページの新物流システムについての2点についてお伺いします。

まず、1点目ですけれども、会計室に関することで全体的なことなんですけれども、昨年度の決算の中身の中で、各課から出る出納関係書類等の書類の不備等がどのくらいあったのかということが1点。出納関係の各課から出納室に来ますよね、支払ってくださいというような、来ますよね。そういった書類の不備、例えば3カ月以内に支払わなければならない文章が4カ月目に来たとか、そういったことがあるかないかとか、そういうことをお聞きしたいと思います。

それからあと、業者への支払いが、何度も言うようなんですけれども、3カ月以内に支払わなくちゃいけないものがおくれたとか、1年もほうっておいたものがあったとか、そういったことがあったのかないのかということをお聞きしたいと思います。なかったなら、いいです。

○芳賀沼順一議長 会計室長。

○杉原一成会計室長 お答えいたします。

昨年から、私、10月からだったんですが、それ以降、会計室に届く伝票を毎日見ているんですが、長期間放置されていたというのはなかったと思っております。そういうことのないように、日ごろ伝票を担当する職員に機会あれば申し上げているところでございます。

あと、不備が細かな不備は……

〔「それはいいんですが、大きなもの」と言う者あり〕

○杉原一成会計室長 というふうには認識しております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 それでは、各課に指導されたような内容はありますか。例えば、業者のほうから電話があつて、支払いがまだなんですけれどもというようなことで言って、その所管する課に、その書類どうなっていますかとか、出ていないようなんですけれどもというような指導をされたかかわりがありますか。

○芳賀沼順一議長 会計室長。

○杉原一成会計室長 答えいたします。

債権者ですね、業者さんのほうから支払いがまだなんですけれどもというような電話については、多分直接担当のほうに行くだろうと思います。先ほども言いましたが、そういったことがないようにということで申し上げてはおります。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 その点はいいと思います。よろしく申し上げます。そこまでにしておきます。

それから、2点目ですけれども、新物流システムについての審査の状況と指摘・改善指示事項が載っておりますけれども、ちょっと内容をもう少し詳しくお教え願えればありがたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 審査内容を若干お話しさせていただきたいと思いますが、この新物流システムにつきましては、佐川急便とヤマト運輸に契約をしております。この支払いにつきましては、その両者から、どこどの取り扱い所で何個取り扱ったかという一覧表にしたものを受けておる、それに基づいて支払いをしているということになっているが、その一覧表を裏づけるものが資料としてはない。佐川急便で、例えば8月100個でしたという来たものの、その100個を裏づける例えば証拠の控えみたいなものがないものですから、そういった意味で確認資料がないというふうに指摘しております。そういった資料がとれるような取り扱いに検討していきたいと、こういうふうには指示をしております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 そうしますと、ヤマトなり佐川のほうで裏づけない書類、何個というだけで支払ったということなんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 各社当たりつくった一覧表をもとに支払いをしていると、こういう状況であります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 いい制度であるというのは認識していますけれども、こういったやはり裏づけのない、例えば本当に100個は100個なら100個と個数を書いて100個分をいただけるというようなものでは、やはり公金の使用に関してはいかなものかというふうには思いますけれども、その点を指摘されたというふうに思いますけれども、担当課もいらっしゃいますので、今後の対策をしっかりとさせていただきたいとしたいと思いますけれども、その考えをお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

いわゆる請求については、一覧表ということで請求をしていただいております。この制度につきましても、発送伝票と指定段ボールにつきましても、いわゆる町でつくって指定したものを使用しているということでございます。ですから、監査委員さんの指摘については、いわゆる伝票の枚数を1枚ふやして、その1枚を町にその一覧表に添付をしてチェックをすることは可能かというような指摘を受けております。これにつきましては、事業のスタート時にも、その宅配業者のほうと相談をさせていただいたというふうには聞いております。

ただ、この際に、いわゆる伝票については、あくまでも個人情報が入ったり、その会社の利用状況等が入っている、だれがどこに送ったかということもすべてわかってしまうということで、会社としてはその提供については少し無理があるというような話を受けております。したがって、このような指摘を受けましたので、それにかわるものとしてどういうチェックができるかというようなことを現在検討しておりますので、ご理解願いたいと思います。

○7番 渡部 優議員 了解。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 2点ほど伺いたいと思います。

1点は、事務報告113ページ、木材流通システムの構築事業ということと、もう1点は、交

付税関係についてちょっとお聞きしたいと思います。

このストックヤード管理事業に570万1,000円の事業費が入っておりますが、これは川島、番屋、青柳、東と、各ストックヤードに入った量をお知らせいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

各ストックヤードに22年度に材が搬入された実績についてお答えします。

まず、田島地区のストックヤードについては255立米であります。その中に、あたご作業所に直接78立米ほど納めております。館岩のストックヤードについては139立方ほど入荷しております、59立米が販売しております。あと、伊南地区については290立方メートルを入荷しております。これが22年度の実績でございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 東地区はなかったわけですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

東地区のストックヤードについては、変わった名木の材が出たときに、あのストックヤードに型をとり展示しようというようなことで、22年度中は変わった材がなかったものですから、21年度に出た材がそのままそっくりにしてあるところでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 そのストックヤードの管理料というのは大体平均どのぐらいですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

各ストックヤードの材の入荷状況によって管理の内容が変わるわけですが、田島地区の田島森林組合の管理した委託料については、年間98万2,800円の管理委託料でございます。館岩地区の管理委託については、材積に応じて225万7,500円の管理委託料でございます。伊南につきましては、246万150円の管理委託料であります。これも材の入荷とともに、出荷出したとか、毎日の点検等も含まれている内容でありますので、金額が変わります。

なお、田島地区については、本来ですと川島のストックヤードに置いて、それから他の場所

に移すことなんです、今回はあたご作業所のほうに直接納めた関係で、通常の管理がしなくともよいというようなことでありまして、若干安くなっている状況であります。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 これはストックヤードにストックして、それから森林組合に管理させて、それをいい材は入札か何かにしてかけて販売すると。残った材は、これから289のチップに大いに有効に使っていくことになると思うんですが、いずれにしてもあの289の場合はチップの場合はもう足りないと思いますから、できるだけこういう制度を利用していただいて、山から出して、後の利用につなげるようにしていただきたいと、こう思います。

それから、その下の関連がありますので、木材搬出運搬事業と、それから木材搬出支援事業補助金と、こう2段に分かれているわけですけども、上のやつは山から、例えばこれはストックヤードまで運んだ運搬費ですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

ただいまのご質問については、木材搬出運搬事業という内容であります、中段に192万2,000円の支払いになっています。これは町有林の山を森林整備して、それから出た間伐材を搬入した場合の事業費でございます。

また、下の木材搬出支援事業補助という155万4,000円というようなことを表示されていますが、このことについては民有林の森林整備をした場合、各民間事業者が町の支援事業、山林から山から土場まで出す支援、平均4,800円、またそこから土場からストックヤードまで運ぶ運賃が大体平均2,800円なんです、これも土場の条件、または搬出距離によって若干変わりますが、上限、土場から搬出、ストックヤードまでの7,400円が平均になっていますが、そういったことを含めて今回2事業者に搬出運搬補助を支出している内容であります。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 そうすると、これは上の木材搬出運搬というのは町有林の材ですから、直接もうストックヤードへ持っていく。下のは民間のでしょう。民間のやつをストックヤードへ持っていくということはないでしょう。民間のやつは民間で、例えば個人の材とかなんだらば、いや、出してくれ、おれ使うからとかと、そんな感じになるんじゃないかと思うんですが、その点お聞きします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

民間の森林についても、今までは山で切り捨てるのがほとんど多かったと思います。材によって、いい材については使ったと思いますが、ほとんど切り捨て状態でありましたので、町も含め、民有林も含めて搬出して有効利用を図りたいというようなことで考えた中で、事業者がみずから出すのが経費がなかなか負担が多くて出せないというようなことを考慮しまして、町から搬出運搬の支援をしまして、少しでも多くの材を出せるようにしたところでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 それでは、もう1点この関係で、木材搬出認定業者というのはこれ民間でございしますが、これは町内に何件、何団体というのか、ありますか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

この搬出運搬支援事業についても、平成21年度から事業が始まった内容でありまして、現在、各森林組合3事業者と民間造林業者が2件、あと民間建設事業者が1件で、合計で7件ですね。森林組合3事業所、あと民間造林業者が2件、あとは財産区が入ります。財産区と、あと建設事業所で、合計7件ということをご理解ください。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 ただいまの件については了解いたしました。

それから、もう1点でございますが、交付税関係についてちょっとお聞きしたいと思います。

町村合併して5年たったわけですが、財政支援を受けられる10年の間の半分が過ぎたわけでございます。合併して5年たった現在で、合併算定分の交付税は国から幾ら5年間で来ているんでしょうか。年度別にわかれば、年度別にお知らせいただければ幸いですけれども。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

今おただしのありましたのは、合併算定替に伴って優遇されている交付税の額ということでとらえさせていただいて答弁させていただきますが、5カ年ということでございますが、まず平成18年度につきましては、数字が細かくなりますので100万単位で申し上げます。18年度が8億3,300万、それから19年度が9億200万、それから20年度が10億2,100万、それから21年度が10億6,300万、22年度、昨年度でございますが、12億500万という数字になっておりまして、

合併5年で累計しますと50億2,400万という数字になっておりまして、単年度でいいますと約10億円ほど交付税のメリットを受けていると、このような数字になっております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 これは算定するのにですか、10年間は4町村合併しなかったかもしれないそれぞれの交付金を計算されるということを私、認識していたんですけども、それぞれの旧町村のもとに出されるということは聞いていたんですけども、どんなものでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

合併町村におきましては、交付税の算定が2つございまして、1つは合併しなかったことを想定しながら算定する額、それから1つの町村として算定する額がありまして、そのどちらが多いほうを法制として保障するということになっておりますが、今ほど申し上げましたのが、いわゆる1つの町村の一本算定ではなくて、合併算定替という手法でとらえた額と一本算定との額の差でございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 了解しました。

合併して5年過ぎ、財政優遇を受けられる期間が半分過ぎたわけですけども、今後の合併特例後の財政が厳しくなってきますので、より健全な行財政運営をお願いして、私の質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第74号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第12、議案第74号 平成22年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ただいまの結論を見ますと、給付金も横ばいというか、大体横ばいになっている、そういう状況も見受けられるんですけども、22年度において国保税が大きくならないような、そういった保険施策ですか、そういったものを各課でやっていたというふうに認識していますけれども、これは健康福祉課だけではないというふうに思います。各課で多分いろんな施策をぶって、保険税を伸ばさないようにしましょう、負担を増やさないようにしましょうというふうな多分一致した行動をしていたかなというふうに思います。

それで、昨年度、22年度における各課、どんな内容でやってきたのかという、もし認識があれば、ぱっと思い出すものがあれば、そういう集約しているところもあれば、そこでお聞かせ願えればありがたいなど。もし集約していなければ、各課こういったことをやっていますよというような中身があればお知らせください。

全部説明しちゃったけれども、すみません。もう1点は、同じもちろん国保税のことなんですけれども、個人負担というか、国保税を上げている要因として、院外処方せんに係る費用が相当あるというふうに私、聞いているんですけども、もしそういった中身がわかれば、去年の多分五、六千万円かなというふうには認識していますけれども、その要因を、確かにそれが大きな要因にもなっていますよというようなことがわかればお知らせくださいという、この2点目について質問しますけれども、まず1点目、先ほど説明してしまいました。よろしく願います、1点目について。

○芳賀沼順一議長 1点目、どなたが。

住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 それでは、お答えいたします。

平成22年度の国保会計の決算につきましては、ただいま議員おただしのとおり、いわゆる給付費、歳出の医療費ですね、それはほぼ前年並みということで、若干下がった程度で推移しております。この要因は、国保加入者の減というのが一番多いんですが、1人当たりで見ると昨年を医療費が上回っておりますので、1人当たりでの医療費が高いということは、そう安心した状況でもないということでございまして、国保会計としましては、その医療費を抑えるために、これも毎年やっておりますけれども、いわゆる特定健診、それから特定保健の指導に当たっております。しかしながら、これも年々検診の受診率が低下してきておりますので、今後はなお一層、住民の皆様といいますか国保加入者の皆様にそういった自分の健康に目を向けてもらうというか、そういう努力が必要だなというふうに感じております。

それから、2点目の院外処方せんの額……

〔「そこまでで」と言う者あり〕

○宍戸英樹住民生活課長 分けてやりますか。はい。では、国保関係での対策ということで答弁させていただきました。

○芳賀沼順一議長 努力したことがあれば。

健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

国保関係の事業については、保健師1名を専門的に国保の検診に担当させて当たっております。健康福祉課としては特に国保の医療費軽減のためにこういったことをやるということではなくて、住民全体の医療費というか、健康のための事業というようなことで取り組んでおります。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに関係する課。

南郷総合支所長。

○近藤甚悦南郷総合支所長 南郷総合支所では、決算概要の57ページをごらんいただきたいと思っております。

南郷地域のいきいき健康モデル事業ということで、南郷地区内の3集落をモデル事業に選定いたしまして、高齢者の健康づくりということで、主に野菜づくりを中心とした活動、それから冬期間においては、健康づくりというような意味から公民館に集まってつる細工の教室、そういったものを実施しております。具体的な内容の説明については、健康アンケートの実施と

ということで、2年目でございましたので、モデル地区の19歳以上の対象者669人にアンケートをとりまして、84.7%の回収でございます。具体的な医療費の削減の数値は出てきませんが、健康に対する意識の高揚という内容での活動でございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

事務報告の109ページの中に、農商工連携事業ということでミニトマトを使ったまちづくり事業がございまして、その中で高齢者に対して町のミニトマト苗を配りまして、各地区で高齢者について栽培をさせていただきました。そんなわけで、医療費の削減に直接つながったかどうかは確認とれませんが、生きがいがづくりにはなったのかなと、そんなことで農林課のほうではそのように考えております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 ほかに関係する課ございますか。

なければ、7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 多分、全庁を挙げて医療費削減という目標に向かって、いろんなここ二、三年やってきたのかなというふうに私は認識しているんですけども、今ほど何件か出て、健康づくりを促して、医療費を削減しようとしているわけですけども、やはりどこかやっぱり仕切る場所が必要なのかなというふうに今感じましたので、どこかで仕切っていただいて、やっぱりきちっと統一した流れの中で、つながりのある中で、やっぱり医療費削減という非常に大きな目標なので大変だと思いますけれども、ぜひそれを進めていただきたいなというふうに思います。

大分、国保税に対する重圧感というか、よく聞きますので、大変だと、支払いも大変だと、3人いて5万、6万ぽんと、毎月じゃないな、8期に分けて払うんだっけ。大変だというような話をよく聞きますので、役所からのそういった環境づくりも大切だというふうに思いますので。

あともう一つは、住民に対する意識、医者にいっぱいかかると、医療費がいっぱいかかると税金も上がるんだよというようなご認識を余り持たない方もいらっしゃいますので、ただ単に役場で税金高いなというふうなお話を聞く場合もありますので、そういうときは、なるべく行かないようにとは言えないんですけども、大変なときだけ医者に行ってくればな安くなるんだよとか、私の場合はお話ししますけれども、そういった関係がよくわからないようなとこ

ろもありますので、レセプト関係で頑張って削減したとか去年ありましたけれども、課でね。そういった説明もできますので。

あとは、何でしたっけ、大変思い出せないんですけれども、よく16番の……

〔「ジェネリック」と言う者あり〕

○7番 渡部 優議員 そうね。ジェネリック医薬品ですか——の推進業務とか、あとは今後呉市とかああいうところで行っているように、多分今もやっていると思いますけれども、ジェネリックを使った場合はこのぐらいお金がかからないんだよと、そうすると平均このぐらい下がるかもわからないよといった、そういうふうな啓発活動も多分やっていると思いますけれども、そういったことも進めていただいて、やはり税の負担の重い感というか、それを少し少なくしていただきたいなというふうに思います。もちろんそのことがメインじゃなくて、医者にかからないことが一番なんですけれども、そのことも啓発していただきたいなというふうに思います。

それから、2点目なんですけれども、ちょっと今お答えしてしまったんですけれども、院外処方せんに係る国保税の中での費用ですか、どのぐらいあるのかということを確認したいというふうに思います。多分、表になっていると思います。ここには載っていないんですけれども、載っていると思いますので、それも保険税のやはり根拠にもなっているというか、大きな要因にもなっているんじゃないかというふうにおっしゃる学者さんもいらっしゃいます。大きな政策の中で、院外処方をどんどん広めておりますけれども、結局はもうけるというか、病院にかかる人の負担になっているんだよということだろうというふうに思いますけれども、その辺のことをお願いできますか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

事務報告書の53ページをごらんいただきたいと思います。

国民健康保険事業の②保険給付状況ということで、療養諸費、療養費関係の表がございますが、この中の給付費、いわゆる治療費関係の一般分16億2,800万ほど決算額が上がっております。この中で、どのぐらい院外処方による薬代が含まれているかということでご説明いたします。

この一般分の中で、16億2,800万のうち約2億6,900万がいわゆる院外処方の調剤、薬代ということでございまして、この給付費のうちの約16.5%を平成22年度の場合は占めております。南会津町の国保会計におきましては、この調剤費につきましては昨年度と比べますと若干

下がっております。しかしながら、全県的な傾向を見ますと、やはり院外処方を取り入れる病院がふえておりますし、新しくできる病院等についてはすべて院外処方に移る傾向にありますので、県全体としてはこういった調剤代が増えていく傾向にはなっております。

先ほど、ジェネリック医薬品の話も出ましたが、町としましては、国保の加入者の皆様に対して、そういったジェネリックを使った場合は実際に使った額と比較してこのぐらい安くなりますよ、検討していただけないかというような文書をつくって発送もしたりしておりますので、そういった上で全体の医療費の削減等にも、細かい点ではありますが、努力しているということもご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 16.5%ということではちょっとびっくりしたんですけれども、ほとんど周りの状況を見ると、院外処方の姿を見ると、このぐらいなのかなというのも想定できるのかなとも思いますけれども、まずもって患者さんに負担をかけているということは患者さんはよくわからないんですよ、実態的には。この分も点数にはなっているんだよなんて、私なんかはしゃべるんだけれども、もう気さくにどんどん院外処方をしていると。国策だろうというふうには思いますけれども、その分雇用が増えているのかなということで、私の立場としてはどうなのかなというふうにも思うときもありますけれども、ただ、個人負担がふえているというのは大変だなというふうに思います。

これを町としてどうのこうのしたらどうだということもなかなか言えないというふうには思いますけれども、先ほど課長のほうから説明がありましたよね。ジェネリックへのそういった対策、周知の仕方とかする方法とかしかなないのかなというふうに思いますけれども、もう一つは、やっぱり他町村も多分やっているというふうに思いますけれども、レセプトをよく吟味をして、健康福祉課の保健師さんが週5回行っている患者さんに対して週2回でも大丈夫でないかというような判断をして指導に当たっているというような例示的なテレビ番組がありましたけれども、そういったレセプトを点検して節約するプラス、そういった保健指導まで持っていくというような考えが、そういった計画はまず聞いていないんでないと思いますけれども、もし将来的にあるのであれば、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。いや、課長だと思いませんね。

○芳賀沼順一議長 いや、どなたでも、もしわかれば。

○7番 渡部 優議員 もっとそういった提案をしたいなという思いがあれば。

○芳賀沼順一議長 提案があれば。

○7番 渡部 優議員 全然なければ、ないでいいですよ。

○芳賀沼順一議長 なければ。

住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 答えいたします。

本町では、2名のレセプト点検専門の職員を非常勤として雇って、日々点検業務を行っていただいております。その点検結果についても県内でもかなり高い水準で効果は上がっているということをご承知のとおりかと思えます。町としましても、それをさらに突っ込んで、各個人へ情報を提供して、例えばかかりつけ医が非常に多い方とか、そういう方を特にピックアップして、相談ではないんですが、ちょっと指摘をすると、そういったこともやっております。

それから、レセプト点検の効果につきましても、一応数値として毎年とらえて、それが財政効果としてどのぐらい推移しているかというようなことも把握しておりますので、今後とも単に点検して財政効果を高めるだけではなくて、全体の医療費の削減につながるような具体策について関係課と相談しながら進めてまいりたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 さっき課長が言われたように、今やっている事業を少し延長して、さらに一步踏み出して、それでそういったことで削減になればなというふうに思いますので、ぜひトライしていただきたいなというふうに思います。滞納の金額も非常に多いですから、その辺も考えればやっぱり重いのかなというのも思いますので、役所側でできる努力というのはすべきだというふうに思いますので、もちろん個人の努力も必要だろうというふうには思いますけれども、お願いしたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第75号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第13、議案第75号 平成22年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第76号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第14、議案第76号 平成22年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第77号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第15、議案第77号 平成22年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第78号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第16、議案第78号 平成22年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第79号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第17、議案第79号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第80号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第18、議案第80号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第81号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第19、議案第81号 平成22年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 今の水道関係の私、メーターのことについてちょっと質問したいなと思います。

過般の議会報告会の場で、町内でやったわけですが、そのときに私らはメーターという、今自分のところでやっていることしか知らないわけで、どうしても冬期間になればもうだめだなと、こう思っちゃうんですが、何か最近、この前の過般の議会報告会の中で、メーターもいろいろあると、冬期間だってやる気ならできないことはない、というようなことを当局は十分ご承知なのかご承知でないのか。あるいは、それは当然新しいやるにはもうとてもお金もかかることだろうから、お金がかかるからあきらめているのか。

私たち町民の中で、利用者のサイドから見ますと、私なんかもそうなんですけれども、冬場の間、ずっと来て、そして4月だか5月に一遍に過不足額がどんと来るわけです。それは少ないときはいいんですけれども、多いときもあるわけです。そうしますと、やはりできれば残りそういうことをしないで毎月メーターによって、そしてこうやれば一番いいなど。今までは冬期間だから、もうできないとあきらめていたんですが、どうもやる気ならできそうだというようなことがわかったんで、課長さん、どのくらいその辺のことを知っていらっしゃるか教えていただければありがたいと思います。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 お答えいたします。

水道メーターの検針のことだと思うんですけれども、ご存じのように、南会津町は冬期間雪が降りまして、多分どこのうちのメーターもちょうど軒下くらいにあるかと思うんですけれども、それが屋根からの雪で落ちてきて、メーターを検針するにはそこを一々穴を掘らなければならないということがあります。ただ、今ほど言いましたメーターをメーター器から壁のところに取りつけて検針するというメーターもありますけれども、今、各家庭のメーターは貸し付けているような形で、メーター使用料というのが毎月かかっております。ここに付けるやつに

についても、同じように、それ以上に加算された形でメーター使用料というのが加算される形になりまして、多分水道料金にはね返ってくるのではないかと思いますので、今のところはそういう形で実施しておりません。

以上です。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 今、課長さんが言うには、メーターを軒下のあるから、それをちょっと高いところということなんですけれども、もっと方法はないですかね。

○芳賀沼順一議長 どうですか、ほかの方法。

環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 今現在、私の知っている範囲では、昔、田島中学校のメーターを冬期間もはかったほうがいいんじゃないかということで、そういうような地下に埋設してあるメーターから線を引っ張ってやったらどうかという話を聞いて、そういう形もありますよということは聞いたんですけれども、それ以外に地下に入っているやつを見るというのは、ちょっと調べてみないとわからないんですけれども、今のところそういうのはないと思います。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 この前の議会報告会の中では、詳しい人がいまして、早い話が、お金がかかるかどうかわかりませんが、何か自動的に役場のほうにこれだけ使いましたよということで、やる気ならできないこともない。ただ、それはお金もかかることですし、当然私もそれはわかっていますから。ただ、常によその自治体はどういうふうな形でやっているか。あるいは、検針、今は検針の人も来て見てやっているわけですが、別に現状維持じゃなくて、よそはどうしているんだと。そういうような形で、できるだけ水道料にもはね返らないように、だけれども効率のいいように、そして利用者のほうにとっても余り不便をかけないようにというような形にしていなければありがたいなど。

私は過去に、やっぱり漏水というのがなかなかわからなくて、春先にどんと来て、金額を見てびっくりしたと。そして、水道課のほうさ行って、漏水したとき、もう一回調べて是正してくれるというようなことで少し助かった面はあるんですが、やはりそういったこともできるだけ避ける意味では、早く漏水していれば金額も余り大きくなくて済むわけですから、ぜひそれを研究してもらいたいと。

できれば私なんかは、若松なんかもう水道事業を民営化しましたよね。あれのメリット、デメリットを実際は今研究している段階なんですけれども、できるだけ、だから今の状態でいい

んでなくて、常に水道料を負担者は少なく、あるいはメーター類もできるだけ効率よくという
ようなことで研究していただきたいなと思います。これは要望になっちゃうかもしれませんが、
よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 では、要望として。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

暫時休憩いたします。3時30分より再開したいと思います。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時30分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第82号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第20、議案第82号 平成23年度南会津町一般会計補正予算
(第6号)を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 1点だけ質問いたします。

一般補正、9ページ、地方交付税の普通交付税が2億4,980万9,000円追加になっていますけれども、ちょっと心配なことは、今回、南会津町、前回の国勢調査で2,000人減になっております。それで、今回の算定書を大分心配しているんですけども、約10%人口激変したということになると、国のほうからこれ激変緩和措置とか何か交付税に対して、そういった内容のことはないのかなど。そういった内容のことが町のほうに通知があればあったと、こんなふうな感じになりますよということで、もしあればお答えいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

国勢調査人口の減に伴いまして、平成23年度、今年度から新たな国調人口での算定ということになりますが、今お話にありました数値の激変緩和措置みたいなものは国勢調査人口を基礎数値とする算定項目にはありません。かつてあったのは、数値急減補正というのがございまして、例えば学級数が5年間でかなり減ったとか、あと学校数が減ったとか、そういうものについてのそれぞれ算定される教育費のほうで数値急減補正というのがありましたけれども、国勢調査人口に限ってはそういったものは一切ございません。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 そうすると、従来ですと小さな村、人口が極めて少ないとか、それから多い町では補正係数が大分違っていたと思うんです。例えば、南会津町は2万人いるから補正係数が1だけども、ほかの村では例えば5,000人の町では1.3にするよとか、そういった補正係数が変わるという可能性はあるんですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 各種補正係数の中で、小規模自治体であっても行政需要がかかるものはかかるといったような背景から、人口規模に応じた補正係数等で優遇される場合については、その制度は残っております。ただ、先ほど申しましたとおり、国勢調査人口を基礎数値とするものについては激変緩和措置というのはないんですが、例えば5年前から比べて減ったことによって、今ちょっとお話がありました激変緩和措置ではないんですが、数値急減補正的なもので、補正係数で措置されるものについてだけは残っております。ただし、あくまでも国勢調査人口を基礎数値とするものについては激変緩和措置はないと、こういうことでございます。

○13番 星 登志一議員 了解しました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 これは環境水道課に当たるのかなと、こうと思いますが、線量関係で、除染関係で、各区長、自治体に線量計を希望するところは渡して、そして側溝とかそういうところの線量を、線量って表土というか、その側溝の掃除をした土においては、その自治体で確保するよという通達、たしか回覧板か何かで出したような感じがしますが、これはその土の確保のできる場所があるところはいいいけれども、場合によってはそれに対して不信感を持つ行政区も出てくると思うんですが、これは1カ所に集めるとか何とか、そういう関係は今のところ考えているのかどうか、ひとつお願いします。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 お答えいたします。

今ほどのおただしは、線量低減化活動支援事業という形で、先月ですか、町のお知らせに流しまして、それを希望する事業主体、行政区とか団体等がありましたら、こちらに申し込んでくださいということをお願いしたんですけれども、そのやり方については特段指定はしてありませんが、ただ、除染してその土をどうするかというのについては、まだそういう問い合わせも何もないもので、ただ、1件やりたいと言っているのは田島保育園が一回やってみたいというような希望はありましたけれども、それについて今煮詰めている段階であります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 今、国の基準から定めている数字が5,000かな、ちょっとおれも数字定かではないんですが、間違った数字を言うと大変なことになりますからあれですが、若松では今、下水の最終処分関係が柳津のところに搬出しているんですが、今、若松はそういうような基準値より3,000くらい低いようなことを言っていましたけれども、それでも受け入れができないという体制になっているのに、おらほでそれを集めて、それを今度はどこへ持っていくだということまである程度指針を示さないと、それを集めたけれども、今度はそれどこさ行くだべという不信感が出ると思うんですが、そこら辺はどうなっているか、ひとつお願いします。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 南会津町は、ご存じのように、空中線量も県内で一番低い位置にあ

りますけれども、集めた土壌にある程度の線量があれば、基準値以内でしたら、どこか……

〔「どこかではだめだぞ」と言う者あり〕

○星 恵助環境水道課長 持っていった汚泥にしても、今現在、下水の汚泥等については処理センターのほうで、都市環境センターのほうに今置いてあって、それについては南会津町は低いので須賀川市に持ってきていいですよということで、今持っていってもらって処分してもらっているわけなんですけれども……

〔「須賀川」と言う者あり〕

○星 恵助環境水道課長 はい。そういうような方法で出してみたいなというふうに、これから検討していきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 課長、これだめだ。これだめだ。やっぱりその答弁はだめだ。やっぱり明確さが無いから、これはみんなびりびりしている問題で、おらへさ持ってきてもらったっておれ困るという人もやっぱり往々にしてあるし、そしておらほでは山形市さ持っていつているわけだわ。あんばいがあるわけだから、そしてチップ材だって、この表土をはがしてもなかなかほかから来るのは受け入れないようになっているわけだから、今のはだめだから、ちょっと最終的におらほでそれを集めた場合は一応ここに集めますということを出しておいて、そこから先を考えるならまだわかるけんじょ、そうでないがなはそれその地区で集めて保管しておけばだめだから、その辺を明確さを出してからやっぱりそういうものは出すべきだとおれは思うんで、その辺もう一回お願いします。

○芳賀沼順一議長 明確に答えられますか。

町長。

○大宅宗吉町長 実は、これ原発の放射能の今の産廃と申しますか、被害に遭った地域の産廃の処理の問題、実はこの間アンケートがありました。私は南会津町の町長としてどのように考えるんだと、そのようなアンケートに答えさせていただきましたけれども、やっぱりこれは地元できちっとした処分をすべきだ。どこで引き受けてくれと言っても、引き受けられないと思います。ですから、この問題ももしそのようなことがあれば、やっぱり町内のどこかを確保して、それは処理するしかないのかなと、それが町としての責任だと私は思います。

現実、今の状況を見ますと、今後どのように推移するかわかりませんが、もしもそのような状況になった場合は、そういう覚悟の中でその場所も選定して、きちっとしっかりとした処置をしてまいりたい、そのように考えておりますが、じゃ現実にはそれをやったときに、どこにそ

の処分したものを持っていくんだということまでは今具体的なことは検討しておりませんので、今後その辺も踏まえて検討して、皆さんの理解を得たいと、そのように思います。

ですから、やはりこれはたとえ東電のあの震災で起こった事故であるものとしても、その地区といいますか、その自治体でやっぱり処分しなければならないと、私はそのように考えております。それから先は、やはり国なり東電にきちんとした処分をお願いすることになるわけですが、1段階としてはそのようにやるのが今の私たちの責任かなと、そのように思っています。

○9番 高野精一議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第83号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第21、議案第83号 平成23年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第84号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第22、議案第84号 平成23年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第85号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第23、議案第85号 平成23年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第86号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第24、議案第86号 平成23年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第87号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第25、議案第87号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第88号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第26、議案第88号 平成23年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎平成23年陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、委員会に付託してあります請願・陳情について、本定例会の会期中に結論の出ました請願・陳情の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ただいま議題となりました陳情につきまして、審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

平成23年陳情第1号は、伊南地域外での事業の確保及び林道の早期復旧に関する陳情であります。本案件は、平成23年8月31日、南会津町小塩字上ミ原80番地、伊南村森林組合、代表理事組合長、馬場久一氏より提出されたものであります。この陳情は、平成23年第3回定例会において産業建設委員会に付託されたもので、陳情の趣旨は、このたびの新潟・福島豪雨により、山地、林道等への被害が甚大で、山に入ることができず、組合職員の職場喪失の危機となったため、伊南地域外での事業の確保と被災林道の早期復旧を求めるものであります。

本委員会は、9月12日、13日の2日間にわたり慎重に審議した結果、陳情のとおりであることを認め、賛成多数で採択すべきものと決しました。

○芳賀沼順一議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。
これより平成23年陳情第1号に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
平成23年陳情第1号に対する委員長報告は採択であります。
委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。
よって、平成23年陳情第1号は委員長報告のとおり決しました。
暫時休憩します。

○渡部俊夫議会事務局長 連絡いたします。
これから議会運営委員会を議長室で開催させていただきます。
なお、参集につきましては後ほど放送させていただきますので、よろしくお願いいたします。
追加議案の日程をお諮りしますので、議員の方はお集まりいただきます。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 4時25分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議員派遣の件の資料の訂正について

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部俊夫議会事務局長 それでは、大変申しわけございませんが、皆様のところにお配りしました議会関係の資料の中で、議員派遣の件の資料をちょっとごらんいただきたいと思います。

その2枚目なのですが、6番と7番の項目で、6番が「ふるさと南会津会」総会・交流パーティー、それから7番のふくしま駅伝南会津チーム結団式、その中で派遣議員の項目の中で、議長さんの、大変申しわけなかったんですが、芳賀沼の「芳」が抜けてございましたので、いずれ「芳」を追加して訂正して……

〔発言する者あり〕

○渡部俊夫議会事務局長 そうです。芳賀沼の「芳」ですね。芳賀沼の「芳」が抜けてございまして、大変申しわけございませんが、訂正して、おわび申し上げます。

○芳賀沼順一議長 私の年に免じて、「芳」が抜けたのをご勘弁願います。



◎日程の追加

○芳賀沼順一議長 先ほど委員会提出議案1件、議員派遣の件、各常任委員長及び特別委員長から閉会中の継続調査並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに決しました。



◎委員会提出議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、追加日程第1、委員会提出議案第5号 新潟・福島豪雨被害からの早期復旧を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○芳賀沼順一議長 提出者より趣旨説明を求めます。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 当委員会は、新潟・福島豪雨災害が発生した7月29日の翌々日の8月1日、まだ国道が開通していない伊南地域の災害被災地に、現況の確認と被災者の実態把握のため、現地調査を実施いたしました。また、8月5日は議会全体で西部地域の現地調査を実施いたしました。そして、8月31日、伊南村森林組合長、馬場久一氏より、林道の早期復旧と林道流出により森林整備ができなくなる組合職員、作業員の雇用確保についての陳情がなされました。現地調査を踏まえ、陳情を採択する中で、早期の復旧は町民の安全で安心した生活を取り戻すためには欠かすことのできないものであるという結論に達しました。

そこで、当委員会では、福島県に対して早期の復旧を求めるため、意見書を提出しようということになりました。被災地の一日でも早い復旧、復興のため、ぜひご理解をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案審議は終了いたしました。



◎議員派遣の件について

○芳賀沼順一議長 次に、追加日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。
会議規則第120条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。
お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○芳賀沼順一議長 次に、追加日程第3、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員長及び議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。



◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 これで本日の議事日程は終了いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

上衣の着衣を願います。

以上をもちまして、平成23年第3回南会津町議会定例会を閉会いたします。
長期間にわたり慎重審議、まことにありがとうございました。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員